

目 次
第1号（6月17日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
町長提出第83号議案	9
町長提出第84号議案	9
町長提出第85号議案	12
町長提出第86号議案	12
町長提出第87号議案	12
町長提出第88号議案	12
町長提出第89号議案	12
町長提出第90号議案	16
町長提出第91号議案	16
町長提出第92号議案	16
町長提出第93号議案	16
町長提出第94号議案	16
町長提出第95号議案	16
町長提出第96号議案	16
町長提出第97号議案	16
町長提出第98号議案	16
町長提出第99号議案	16
町長提出報告第4号	28
散 会	31
署 名	32

第2号（6月18日）

議事日程	33
本日の会議に付した事件	33
出席議員	33
欠席議員	33
事務局職員出席者	33
説明のため出席した者の職氏名	34
開 議	34
会議録署名議員の指名	34
一般質問	34
8番 三浦 英治君	34
11番 岡田 克也君	48
1番 草田 吉丸君	69
10番 後山 幸次君	87
3番 川田 剛君	101
散 会	124
署 名	125

第3号（6月19日）

議事日程	127
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127
欠席議員	127
事務局職員出席者	127
説明のため出席した者の職氏名	128
開 議	128
会議録署名議員の指名	128
一般質問	128
5番 板垣 敬司君	128
2番 米澤 宏文君	150
6番 丁 泰仁君	160
4番 道信 俊昭君	177
9番 寺戸 昌子君	193
散 会	209
署 名	210

第4号（6月20日）

議事日程	2 1 1
本日の会議に付した事件	2 1 2
出席議員	2 1 3
欠席議員	2 1 4
事務局職員出席者	2 1 4
説明のため出席した者の職氏名	2 1 4
開 議	2 1 4
会議録署名議員の指名	2 1 5
町長提出第 8 3 号議案	2 1 5
町長提出第 8 4 号議案	2 1 7
町長提出第 8 5 号議案	2 1 8
町長提出第 8 6 号議案	2 2 6
町長提出第 8 7 号議案	2 2 7
町長提出第 8 8 号議案	2 2 8
町長提出第 8 9 号議案	2 3 1
町長提出第 9 0 号議案	2 3 2
町長提出第 9 1 号議案	2 5 4
町長提出第 9 2 号議案	2 5 4
町長提出第 9 3 号議案	2 5 5
町長提出第 9 4 号議案	2 5 5
町長提出第 9 5 号議案	2 5 6
町長提出第 9 6 号議案	2 5 7
町長提出第 9 7 号議案	2 5 7
町長提出第 9 8 号議案	2 5 8
町長提出第 9 9 号議案	2 5 8
請願第 1 号	2 5 9
請願第 2 号	2 6 2
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	2 6 5
文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について	2 7 1
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	2 7 2
発議第 1 号	2 7 3
閉 会	2 7 4
署 名	2 7 5

津和野町告示第 49 号

令和元年第 4 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年6月4日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和元年6月17日
2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場
-

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	沖田 守君

○6月18日に応招した議員

○6月19日に応招した議員

○6月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和元年 第4回(定例)津和野町議会会議録(第1日)

令和元年6月17日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和元年6月17日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告

- 日程第4 町長提出第83号議案 事業契約変更契約の締結について
- 日程第5 町長提出第84号議案 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第6 町長提出第85号議案 津和野町定住促進条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第86号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第87号議案 津和野町立公民館使用料条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第88号議案 森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第89号議案 安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第90号議案 平成31年度津和野町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 町長提出第91号議案 平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 町長提出第92号議案 平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 町長提出第93号議案 平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 町長提出第94号議案 平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 町長提出第95号議案 平成31年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 町長提出第96号議案 平成31年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 町長提出第97号議案 平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 町長提出第98号議案 平成31年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 町長提出第99号議案 平成31年度津和野町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 町長提出報告第4号 統一的な基準による地方公会計財務書類の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第83号議案 事業契約変更契約の締結について

- 日程第5 町長提出第84号議案 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第6 町長提出第85号議案 津和野町定住促進条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第86号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第87号議案 津和野町立公民館使用料条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第88号議案 森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第89号議案 安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第90号議案 平成31年度津和野町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 町長提出第91号議案 平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 町長提出第92号議案 平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 町長提出第93号議案 平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 町長提出第94号議案 平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 町長提出第95号議案 平成31年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 町長提出第96号議案 平成31年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 町長提出第97号議案 平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 町長提出第98号議案 平成31年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 町長提出第99号議案 平成31年度津和野町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 町長提出報告第4号 統一的な基準による地方公会計財務書類の報告について

出席議員(12名)

- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 草田 吉丸君 | 2番 | 米澤 宥文君 |
| 3番 | 川田 剛君 | 4番 | 道信 俊昭君 |
| 5番 | 板垣 敬司君 | 6番 | 丁 泰仁君 |
| 7番 | 御手洗 剛君 | 8番 | 三浦 英治君 |
| 9番 | 寺戸 昌子君 | 10番 | 後山 幸次君 |

11 番 岡田 克也君

12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

6月定例会、招集をいただいて、こうしていよいよ6月の定例会が始まるわけですが、既に6月1日に高津川の鮎の解禁が既に3週間経過をいたしました。

ことしも毎年のようで、まことに残念な話ではありますが、ことしもまた鮎の姿が一向に見えない、解禁の日から少々いいお天気が続きました。しかし、河川はかなり川の水も雨が降らないということもあって、渇水状態が続いて、条件としては非常にいいというわけではありませんでした。匹見川の一部あるいはこの本流の柿木あたりでは少々捕れたという、そういうニュースもありましたが、総じて川開きから、私もこの日原の町の中心部から益田・安富の川開けにずっと川と鮎の釣り人の姿をわずか6名しか見られなかったと、2日目もそう、3日目もそう、そういう状況が続いております。本当に憂いごとくまことにこの高津川という川が一体どういう川になっていくのかというのが、非常に心配しております。

今定例会も、議員から高津川の鮎対策ということで、一般質問もあるようでありますから、十分論議をしていただいて、我が町だけで取り組むべきことではない、広域の中で、あるいは取り組むべき大きな課題があるんじゃないか、かようにも考えますので、十分な論議をいただきたいと、かようにも思います。

前段申し上げていることで、本日令和元年第4回の津和野町議会定例会が招集されました。議員各位にはおそろいでお出かけをいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名で全員であります。定足数に達しておりますので、令和元年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、道信俊昭君、5番、板垣敬司君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催して、今定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。10番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） おはようございます。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしましたので報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を令和元年6月10日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日6月17日から6月20日までの4日間としたいと思います。

初日の17日月曜日は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明及び報告案件を受けて、散会したいと思います。

18日火曜、19日水曜の2日間は一般質問を行います。今回の一般質問は10人の27件であります。

20日木曜は、議案の質疑、討論、表決及び請願の所定の処理を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。令和元年6月17日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月20日までの4日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月20日までの4日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般報告をします。

3月定例会招集日以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

【3月定例会以降】

- | | | | |
|----|--------|--|--|
| 3月 | 8日（金） | 全員協議会、平成31年度予算審査特別委員会（初日） | |
| | 11日（月） | 一般質問通告締め切り 正午 | |
| | 12日（火） | 文教民生常任委員会所管事務調査 | |
| | 13日（水） | 平成31年度予算審査特別委員会（2日目）
総務経済常任委員会所管事務調査 | |
| | 14日（木） | 平成31年度予算審査特別委員会（3日目） | |
| | 15日（金） | 平成31年度予算審査特別委員会（4日目） | |
| | 18日（月） | 平成31年度予算審査特別委員会（5日目） | |
| | 23日（土） | 平成31年酒蔵開き（華泉酒造） 議長 | |
| | 26日（火） | 全員協議会 | |
| | 27日（水） | 萩・津和野線道路改良促進期成同盟会監査 議長 | |
| | 28日（木） | 広報広聴常任委員会 | |
| 4月 | 2日（火） | 広報広聴常任委員会 | |
| | 3日（水） | 県史跡 藩校養老館整備事業竣工式（藩校養老館） 議長 | |
| | 4日（木） | 高津川水系治水砂防整備促進期成同盟会監査 議長 | |
| | 8日（月） | 広報広聴常任委員会 | |
| | 9日（火） | 津和野高校入学式（津和野高校体育館） 議長 | |
| | 12日（金） | 全員協議会、広報広聴常任委員会
郡町村議会議長会定例会（吉賀町） 正副議長 | |
| | 17日（水） | 山口線利用促進協議会監査 議長 | |
| | 25日（木） | 文教民生常任委員会所管事務調査
春の交通安全運動推進会議（町民センター） 議長 | |
| 5月 | 9日（木） | 高津川水系治水砂防期成同盟会総会（益田市） 議長
浜田市～津和野町間幹線道路整備推進協議会総会（益田市） 議長
浜田・益田間高規格道路建設促進期成同盟会総会（益田市） 議長 | |

- 13日(月) 県町村議会議長会監査会(松江市) 議長
- 15日(水) 臨時議会、全員協議会、議会運営委員会
- 20日(月) 萩・津和野線道路改良促進期成同盟会総会(萩市) 議長
山陰自動車道(益田～萩間)整備促進期成同盟会総会
(萩市) 議長
- 21日(火) 文教民生常任委員会所管事務調査
- 22日(水) 町商工会通常総代会(町民センター) 議長
- 23日(木) 鹿足郡事務組合議会定例会(クリーンパルにちはら)
- 26日(日) 津和野まちなみ保存会第4回総会(町民センター)
議長代理 副議長
- 27日(月) 県町村議会議長会臨時総会(東京都) 議長
- ～29日(水) 町村議会議長・副議長研修会(東京都) 正副議長
国会議員との懇談会(東京都) 正副議長
- 6月 3日(月) 総務経済常任委員会所管事務調査
- 4日(火) 総務経済常任委員会所管事務調査
益田地区広域市町村圏事務組合議会臨時会(益田市)
鹿足郡防犯連合会総会(津和野警察署) 議長
- 7日(金) 一般質問通告締め切り 正午
津和野高校後援会第1回理事会(津和野庁舎会議室) 議長
- 9日(日) 町消防操法大会(日原地区消防操法訓練場) 議長
長石剣道大会(津和野体育館) 議長
- 10日(月) 議会運営委員会

議会ペーパーレス化の推進についての町長への申し入れにつきましては、お手元に配付のとおりであります。

益田地区広域市町村圏事務組合議会及び鹿足郡事務組合議会の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思います。

日程第4. 議案第83号

日程第5. 議案第84号

○議長(沖田 守君) 日程第4、議案第83号事業契約変更契約の締結について及び日程第5、議案第84号消防ポンプ自動車の取得について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日は6月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。今定例会に提案をいたします案件は、契約案件2件、条例案件5件、一般会計を初め各会計補正予算案件10件、報告案件1件の合計18案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第83号でございますが、事業契約変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第84号でございますが、消防ポンプ自動車の取得について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） おはようございます。

それでは、議案第83号について御説明をいたします。

事業契約変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

事業名は、津和野町定住推進住宅整備事業（地域優良賃貸住宅整備）、事業場所、津和野町森村地内でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

事業日程は、変更前施設引き渡し日、令和元年8月20日、変更後施設引き渡し日、令和2年3月20日でございます。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町瀧元58番地1、氏名、株式会社津和野町森村定住推進住宅代表取締役橋本稔広でございます。

裏面資料といたしまして、事業契約変更仮契約書の写しを添付しております。

事業契約の変更理由につきましては、当該施設の建設費が津和野城下町遺跡に指定されており、3月13日から3月22日にかけて、町教育委員会が調査をした結果、江戸時代後期の地層が確認されました。当該施設の建設月につきましては、通常改良として、約2メートルの杭を50本程度施工する必要があるため、教育委員会と協議いたしました結果、耐震棟建物の範囲のみ、基礎部全体を発掘調査することとなったため、施設引き渡し日を令和2年3月20日に変更するものでございます。

発掘調査に係る予算につきましては、今6月定例会補正予算に計上させていただきまして、議会の承認を経て、7月から発掘調査を実施する予定としております。

なお、本事業につきましては、平成31年1月29日開会の津和野町議会臨時会において、事業契約の締結についてお認めをいただいたところでございますが、その際、追加資料として提出いたしました資料において、設計・造成・建設の期間及び指定管理期間について明記をさせていただきました。

契約金額及び債務負担行為の変更はございませんが、今回の施設引き渡し日の変更により、指定期間の変更が生じることとなり、このことにつきましては令和2年3月定例

会予定の議会において、指定管理者指定議案を改めて提出させていただき、指定期間等につきまして御提案させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第84号を御説明いたします。

消防ポンプ自動車の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、消防ポンプ自動車の売買契約でございます。

津和野地区を担当しております第2分団に配備しております消防ポンプ自動車を購入後24年を経過し、老朽化が進んでおりますので、消防団総合整備計画に基づき更新するものでございます。

消防ポンプ自動車の使用につきましては、ターボ付きジーゼルエンジン搭載のパワーステアリング付き四輪駆動車で、乗車定員が6名でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。指名業者は7社でございましたが、4社辞退されましたので、3社で5月28日に執行をいたしました。落札率につきましては、92.26%でございます。

契約の金額につきましては、2,692万8,000円でございます。納入期限でございますが、令和2年3月31日を期限としております。

契約の相手方は、益田市あけぼの東町14番地15、株式会社出雲ポンプ代表取締役出雲正樹でございます。

1枚めくっていただきまして、資料をごらんください。物品売買仮契約書の写しでございます。

納入場所につきましては、津和野地区消防センターとしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第85号

日程第7. 議案第86号

日程第8. 議案第87号

日程第9. 議案第88号

日程第10. 議案第89号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第85号津和野町定住促進条例の一部改正についてより、日程第10、議案第89号安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上5案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 8 5 号でございますが、津和野町定住促進条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 8 6 号でございますが、津和野町介護保険条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 8 7 号でございますが、津和野町立公民館使用料条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第 8 8 号でございますが、森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第 8 9 号でございますが、安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第 8 5 号について御説明をいたします。

津和野町定住促進条例の一部を改正するものでございます。議案裏面、新旧対照表をごらんください。

改正内容につきましては、第 2 条第 1 項ただし書き中、並びに第 4 号を加え、第 3 条に第 4 号として、わくわく津和野生活実現支援事業（移住支援金）を加えるものでございます。

わくわく津和野生活実現支援事業（移住支援事業）は、東京一極集中の是正及び地方の中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京 2 3 区から津和野町内に移住し、対象の法人に就業した本人に、移住支援金を支給する制度でございます。

本事業は地方創生推進交付金を活用し、全国的に実施されており、島根県内では、県内の 8 市 1 0 町 1 村の全自治体が取り組むこととしております。

具体的には、ふるさと島根定住財団のくらしまねつとに掲載された移住支援金の対象求人、新規就業をされた方に対し、2 人以上の世帯の場合 1 0 0 万円、単身の場合 6 0 万円を交付するもので、財源につきましては、国、2 分の 1、県、4 分の 1、町、4 分の 1 により負担することとなっております。

なお、ふるさと島根定住財団のくらしまねつとに掲載された移住支援金の対象求人数は、令和元年 5 月 2 9 日現在、2 2 3 社で、うち津和野町 2 社、益田市 1 4 社となっております。

津和野町においては、本事業により 2 世帯の移住を見込んでおり、6 月補正予算において 2 0 0 万円を計上させていただいております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第86号津和野町介護保険条例の一部改正について御説明をいたします。

本案は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令等が、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、津和野町介護保険条例を一部改正するもので、本年10月からの消費税率引き上げに伴い、今年度、半年分の低所得者の保険料負担軽減を図るものであります。

1枚めくっていただいて、新旧対照表の第2条をごらんください。

同条に「第2項、第3項及び第4項」を追加し、第1項第1号に定める額「2万9,100円」を「2万4,200円」に、同項第2号に定める額「4万8,500円」を「4万400円」に、同項第3号に定める額「4万8,500円」を「4万6,900円」に引き下げるものであります。

附則として、施行期日でございますが、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。また経過措置として、この条例による改正後の津和野町介護保険条例第2条の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第87号について御説明申し上げます。

津和野町立公民館使用料条例の一部を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、第3条の使用料につきまして、別表に定める使用料の後に、「当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び、その額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる）」の一文を加え、これまで内税扱いとしておりましたものを外税扱いに改めるものでございます。

また、別表に（3）としまして、第2条第1号から、第3号に定める事業のために使用する場合は、町内使用者は基本使用料の3倍の額を、町外使用者は4倍の額を使用料とするの項目を加えまして、個人や団体、企業等が利益のため、あるいは営利を目的として使用する場合は町内使用者の場合には3倍に、町外使用者の場合には4倍にするように改めるもので、施設の健全な運営を図ることを目的として改正するものでございます。

附則としまして、この条例は、令和元年10月1日より施行いたします。

以上です。

続いて、議案第88号について御説明申し上げます。

森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、第9条の会議室使用料につきまして、別表第2に定める使用料の後に、「当該額に消費税法に定める消費税の税率に乗じて得た額及びその額に消費税法に定める地方消費税の税率に乗じて得た額を合算した額を加えた金額」の一文を加え、これまで内税扱いとしていたものを外税扱いに改めるものです。

また、9時から12時までの使用料につきまして、「1,020円」であったものを「2,000円」に、12時から17時までの使用料を「1,530円」であったものを「3,000円」に、9時から17時までの使用料を「2,040円」であったものを「4,000円」にそれぞれ引き上げるもので、施設の健全な運営を図ることを目的として条例の一部を改正するものです。

附則としまして、この条例は、令和元年10月1日より施行いたします。

続きまして、議案第89号について御説明いたします。

本議案は、安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、第9条の会議室使用料について、同表に定める使用料の後に、「当該額に消費税法に定める消費税の税率に乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率に乗じて得た額を合算した額を加えた金額」の一文を加え、これまで内税扱いとしていたものを外税扱いに改めるものでございます。

施設の健全な運営を図ることを目的として条例の一部を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は、令和元年10月1日より施行いたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第90号

日程第12. 議案第91号

日程第13. 議案第92号

日程第14. 議案第93号

日程第15. 議案第94号

日程第16. 議案第95号

日程第17. 議案第96号

日程第18. 議案第97号

日程第19. 議案第98号

日程第20. 議案第99号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第90号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第2号）より、日程第20、議案第99号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上10案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第90号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1億8,045万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ84億4,165万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第91号でございますが、平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ3,288万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ11億2,543万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第92号でございますが、平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ3,612万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ13億8,517万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第93号でございますが、平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ151万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ2億9,099万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第94号でございますが、平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算総額を3億5,597万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

議案第95号でございますが、平成31年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算総額を374万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第96号でございますが、平成31年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ52万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ5,384万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第97号でございますが、平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ627万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ3億1,972万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第98号でございますが、平成31年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)についてでございます。

収益的収入を281万8,000円追加し、収益的収入予算総額7億1,245万7,000円、収益的支出を360万3,000円追加し、収益的支出予算総額7億1,324万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第99号でございますが、平成31年度津和野町水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。

収益的収入を708万7,000円追加し、収益的収入予算総額3億3,493万9,000円、収益的支出を1,043万4,000円追加し、収益的支出予算総額3億685万5,000円に、資本的収入を308万1,000円追加し、資本的収入予算総額2億6,266万6,000円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) それでは、議案第90号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。第2表の地方債補正の変更でございます。総額で1,270万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

20ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要説明を用意しておりますので、あわせて御参照いただけたらと思います。

なお、このたびの補正で、歳出の各費目に人件費を計上しておりますが、これは4月1日付人事異動に伴う補正でございます。

それでは、総務費でございますが、財政管理費の積立金として、平成30年度の剰余金に伴いまして、地方財政法第7条に基づき、減債基金積立金2,100万円を積み立てるものでございます。

財産管理費の積立金として、作業道開設事業等に伴い森林整備基金積立金361万5,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、企画費の委託料として、ファウンディングベース事業委託料190万3,000円及び津和野町人口ビジョン策定に伴い総合戦略策定業務委託料209万2,000円を増額、負担金補助及び交付金として、笹山自治会へのコミュニティ助成事業補助金240万円を増額しております。

情報処理費の負担金補助及び交付金として、自治体間の税・福祉情報等の提供等が可能となる地方公共団体情報システム機構負担金228万9,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、企業誘致対策費の委託料として魅力ある雇用の場を創出するためIT企業を対象とした専門系事務職場誘致促進業務委託料530万円を増額しております。

定住対策費の負担金補助及び交付金として、東京都・東京圏からの移住支援金としてのわくわく津和野生活実現支援事業移住支援金200万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、地方創生推進事業費では、農林課分の工事請負費として、道の駅シルクウェイにちはらの販売所施設改修工事費152万8,000円、備品購入費として、冷蔵冷凍ショーケース等購入費1,014万9,000円を新たに計上しております。

商工観光課分につきましては組みかえにより、委託料として、山口県央連携山口ゆめ回廊事業委託料315万3,000円を増額、負担金補助及び交付金として、3団体連携季別観光戦略キャンペーンに関する観光協会補助金142万5,000円を増額しております。

続いて、34ページをお開きください。

民生費の社会福祉総務費の委託料として、プレミアム付き商品券システム改修委託料330万円を増額しております。繰出金といたしまして、人事異動による人件費の減額による国保及び介護特別会計への繰出金348万8,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費の委託料として、子ども・子育て支援法改正（幼児教育無償化）システム改修委託料514万7,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、衛生費の保健衛生総務費の繰出金として、人事異動による人件費の増や配水管移設工事等により、水道事業会計への繰出金689万8,000円、病院事業特別会計繰出金281万8,000円を増額しております。予防費の委託料として、風しん抗体検査委託料等139万4,000円を計上しております。

44ページをお開きください。

農林水産業費では、農地費の委託料として、津和野町田二穂喜時雨の焼ヶ迫ため池調査業務としての団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業委託料200万円を増額をしております。

農業担い手支援センター費の負担金補助及び交付金として、農林業研修生支援事業として新規農林業就農者支援事業費補助金145万8,000円を増額、島根わさびブランド推進協議会へ対する島根型6次産業推進事業費補助金241万1,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、林業費では、林業振興費の負担金補助及び交付金として、私有林を対象とした津和野型森林作業道開設事業補助金300万円を増額、貸付金として、箱なわ等の設置に伴い津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付金577万7,000円を増額しております。

林道費の委託料として、林道台帳作成業務委託料138万9,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、商工費の商工振興費の負担金補助及び交付金として、森村地内の古民家改修に伴い津和野町地域商業活性化支援補助金200万円を増額、日原賑わい創出施設と道の駅の2つの拠点を活用する取り組みとして、日原賑わい創出推進協議会補助金1,799万9,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、観光費の負担金補助及び交付金として、津和野町歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業として、歴史文化基本構想活用推進補助金126万4,000円を増額、3団体連携季別観光戦略キャンペーン事業の地方創生推進事業費への組みかえによる津和野町観光協会補助金142万5,000円を減額をしております。

観光リフト運行費の修繕料として、握索機・機器更新費356万2,000円を増額、工事請負費として、通信線更新工事費687万3,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、日本遺産センター費の委託料として、日本遺産PR・企画業務委託料の地方創生推進事業費への組みかえによる253万3,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、国際交流費の普通旅費として、ドイツ交流ツアー及びバチカン訪問に伴う旅費298万3,000円を増額、負担金補助及び交付金として、ドイツ交流ツアー町民助成金としての津和野町国際交流協会支援交付金215万1,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、土木費の土木総務費の委託料として、県道津和野須佐線改良による水路移設に伴い登記事務委託料122万5,000円を増額、繰出金として、津和野町下水道事業特別会計繰出金130万8,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、道路維持費の委託料として、町道稲成丁線水路修繕に伴う測量設計業務及び工損調査業務委託料の合計345万8,000円を増額しております。

続いて、62ページをお開きください。

住宅管理費の修繕料として、藩庁跡住宅のフェンス、水路修繕料等220万8,000円の増額、工事請負費といたしまして、青原団地物置設置工事費115万6,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、消防費の非常備消防費の報償費として、消防団員10名分の退職報償金443万2,000円を増額しております。消防施設費の工事請負費として、豊地区消火栓新設工事費115万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、教育費の教育諸費の委託料として、津和野小学校プール改築工事实設計委託料722万5,000円を増額しております。

76ページをお開きください。

郷土館費の修繕料として、郷土館本館1階展示室空調機器修繕料156万3,000円を増額しております。

80ページをお開きください。

津和野城跡整備事業費の公有財産購入費として、津和野城石材置場としての用地購入費133万2,000円を新たに計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

地方交付税では、特別交付税を1,000万円計上しております。

国庫支出金の総務費国庫補助金として、地方推進交付金の増額に伴い地方創生推進交付金845万9,000円を増額しております。

民生費国庫補助金として、プレミアム付き商品券事業費補助金451万9,000円を増額、幼児教育無償化に伴い子ども子育て支援法改正システム改修費補助金514万7,000円を増額しております。

商工費国庫補助金として、日原賑わい創出施設と道の駅の2つを拠点とする取り組みとして、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業費補助金1,799万9,000円を増額しております。

土木費国庫補助金として、町道柳宿谷線改良工事に伴い過年度分社会資本整備交付金1,164万3,000円の増額、津和野町田二穂喜時雨の焼ヶ迫ため池調査業務委託に伴い、団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金200万円を増額しております。

県支出金の総務費県補助金として、自治体間の税・福祉情報等の提供等が可能となる地方公共団体情報システム機構負担金に対する社会保障・税番号制度システム整備費補助金161万6,000円を増額。

1枚めくっていただきまして、IT企業を対象とした専門系事務職場誘致促進業務委託料に対する中山間地域等専門系事務職場誘致促進事業費補助金272万4,000円を増額、移住支援金としてのわくわく島根生活実現支援事業費補助金150万円を増額しております。

商工費県補助金として、森村地内の古民家改修に対する地域商業活性化支援事業費補助金100万円を増額をしております。

繰入金といたしまして、財政調整基金繰入金3,000万円を増額。

1枚めくっていただきまして、観光リフト通信線更新に対するふるさと津和野基金繰入金680万円を増額、観光リフト握索機・機器更新に対する津和野町観光振興基金繰入金350万円を増額しております。

繰越金といたしまして、平成30年度剰余金4,104万6,000円を計上しております。

諸収入の貸付金元利収入として、津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付金返還金57万7,000円を増額をしております。

雑入として、消防団員10名分の退職報償金443万2,000円を増額、つわの暮らし推進課では、笹山自治会へのコミュニティ助成事業補助金240万円を増額、建設課では、県道津和野須佐線改良に伴う用地事務委託料150万7,000円を増額をしております。

町債の総務債の過疎対策事業債では、道の駅シルクウェイにちはらの販売所施設改修工事費に対する産業振興施設整備事業580万円を増額をしております。

農林業債の過疎対策事業債では、新規農林業就農者支援事業費補助金に対する過疎地域自立促進特別事業140万円を増額をしております。

商工債の過疎対策事業債では、3団体連携季別観光戦略キャンペーン事業等地方創生推進事業費への組みかえにより、過疎地域自立促進特別事業390万円を減額をしております。

土木債の一般単独事業債では、町道稲成丁線水路修繕工事測量設計業務に対する合併特例140万円を増額をしております。

教育債の過疎対策事業債として、津和野小学校プール改築工事实設計委託料に対する教育の振興事業720万円を増額をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第91号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費346万4,000円減は、職員の人事異動によるものであります。

12ページをごらんください。特定健康診査等事業費28万7,000円増は、特定保健指導の充実と実施率向上のため、島根県国保連合会及び在宅保健師の会であるぼたんの会へ業務委託し、個別保健指導を実施するものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページをごらんください。

一般会計繰入金346万4,000円減は、歳出の総務費で説明しました職員の人事異動によるものであります。

繰越金3,634万6,000円は、平成30年度分の繰り越しであります。

次に、議案第92号を御説明いたします。

平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

歳出より御説明いたしますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費2万4,000円減は、共済掛金率の変更によるものであります。

12ページをごらんください。包括的・継続的ケアマネジメント事業費278万8,000円増は、職員の人事異動によるものであります。

認知症総合支援事業費の報償費8万1,000円減は、認知症講演会の講師支払いによるもの。使用料及び賃借料14万1,000円増は、認知症の映画上映によるものであります。

14ページをごらんください。国県支出金等還付金2,356万8,000円増は、前年度の介護給付費負担金及び地域支援事業費負担金の国県支払い金基金への還付金であります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページをごらんください。

国庫支出金の包括的支援事業、任意事業交付金2万3,000円増、支払基金交付金の介護予防・日常生活支援総合事業交付金6万5,000円増、県支出金の介護予防・日常生活支援総合事業交付金10万4,000円増、包括的支援事業、任意事業交付金39万1,000円増、一般会計繰入金のうち、包括的支援事業、任意事業繰入金279万9,000円増は、それぞれ精算分であります。

一般会計繰入金のうち、職員給与費等繰入金2万4,000円減は、歳出の一般管理費で説明しましたものの繰入金であります。

繰越金3,276万9,000円は、平成30年度の繰り越しであります。

続きまして、議案第93号を御説明いたします。

平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

歳出から説明いたしますので、10ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金151万4,000円増は、前年度分の確定によるものであります。

1枚戻っていただき、8ページ、歳入であります。繰越金151万4,000円増は、平成30年度の繰り越しであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、議案第94号を御説明いたします。

平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページの歳出をごらんください。公債費の元金につきましては、130万8,000円の財源振替を行うものでございます。

なお、財源につきましては、繰越金でございます。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。繰越金につきましては、平成30年度の剰余金として130万8,000円を計上しております。これによりまして、一般会計繰入金を130万8,000円減額とするものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第95号を御説明いたします。

平成31年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページの歳出をごらんください。営業費の業務費につきましては5万5,000円の財源振替を行うものでございます。

なお、財源につきましては繰越金でございます。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。繰越金につきましては、平成30年度の剰余金として5万5,000円を計上しております。これによりまして一般会計繰入金を5万5,000円減額とするものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） それでは、議案第96号を御説明いたします。

平成31年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入の8、9ページをごらんください。繰越金として、平成30年度剰余金52万1,000円を計上しております。

続きまして、歳出の10ページをごらんください。歳入の繰越金52万1,000円を予備費として計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第97号を御説明いたします。

平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入の8、9ページをごらんください。繰越金として、平成30年度剰余金627万2,000円を計上しております。

歳出の10ページをごらんください。歳入の繰越金627万2,000円を予備費として計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第98号を御説明いたします。

平成31年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）であります。

収益的予算の3ページをごらんください。下の段の収益的支出の医業費用の給与費6万2,000円の減額は、法定福利費によるものです。

経費の交付金288万円は、医療介護統括管理者支援交付金分として計上しております。

特別損失の過年度損益修正損は、平成31年2月分、3月分の診療報酬と実績額が未収金計上額を下回った78万5,000円を計上しております。

上の段の収益的収入をごらんください。

医業外収益の負担金交付金281万8,000円の増額は、給与費の法定福利費6万2,000円と経費の交付金288万円によるものであります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、議案第99号を御説明いたします。

平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

14ページの収益的収入及び支出をごらんください。

収益的支出でございます。営業費用の原水及び浄水費でございます。

人件費でございますが、給料手当てにつきましては人事異動に伴うもので、合計194万円増額しております。

賞与引当金繰越額につきましては、これは現金を伴わない支出ですが、人事異動に伴うもので、32万1,000円増額しております。

法定福利費につきましては、これも人事異動に伴うもので47万4,000円増額しております。

修繕費につきましては、野中浄水場通報装置、軍場谷浄水場の引き込みポール、流量調整バルブ及び直地浄水場の開閉台、水源地管理道等の修繕費として、合計239万7,000円増額しております。

工事費につきましては、門林浄水場への排水流量計設置工事として288万4,000円を計上しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。人件費でございますが、職員手当てにつきまして32万4,000円増額しております。

賞与引当金繰入額につきましては、これは現金を伴わない支出ですが、1,000円増額しております。

法定福利費につきましては、2万3,000円減額しております。

修繕費につきましては、津和野中学校前の給水管の修繕、内美配水池の内梯子修繕費として、合計126万1,000円増額しております。

工事請負金につきましては、山下地区給水管支障移転工事、青原橋移転工事に伴う配水管施設工事として合計133万5,000円増額しております。

続きまして、総係費でございます。人件費でございますが、給料手当てにつきましては、人事異動に伴うもので、合計55万7,000円減額しております。

16ページをお開きください。賞与引当金繰入額につきましては、これは現金を伴わない支出ですが、人事異動に伴うもので5万6,000円減額しております。

法定福利費につきましては、これも人事異動に伴うもので、24万6,000円減額しております。

旅費につきましては、職員の研修旅費として8万9,000円増額しております。

退職手当組合負担金につきましては、これも人事異動に伴うもので、24万円増額しております。

研修費につきましては、職員の研修会への参加費として5万円増額しております。

戻りまして、14ページの収入をごらんください。収益的収入でございます。営業外収益の一般会計補助金につきましては、先ほど支出で説明いたしました営業費用の増額に伴い、689万8,000円増額しております。

その他、雑収益につきましては、先ほど支出で御説明いたしました山下地区給水管支障移転工事に伴います移転補償費で18万9,000円増額しております。

続きまして、18ページの資本的収入及び支出をごらんください。資本的収入でございます。

基金繰入金につきましては、先ほど収益的支出で御説明いたしました修繕及び工事請負費の財源として308万1,000円増額しております。

以上でございます。

日程第21. 報告第4号

○議長（沖田 守君） 日程第21、報告第4号統一的な基準による地方公会計財務書類の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第4号統一的な基準による地方公会計財務書類の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、国の財政基準に準拠した財務書類を作成いたしましたので、報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第4号について御説明をいたします。

平成27年1月に総務省から各地方公共団体へ固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準による地方公会計の整備促進が通達されたことを踏まえ、平成27年度から固定資産台帳の整備を始めまして、平成28年度決算から統一的な基準により財務書類を作成しております。

この度は、平成29年度決算分について報告するものでございます。

作成した財務書類は、貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書の4つの財務書類で、対象となる会計の範囲は、普通会計と普通会計に国保や下水道などの公営企業会計と一部事務組合や第三セクター等の決算情報を連結した連結決算でございます。

平成30年3月31日を基準としており、財務会計システムの執行データや固定資産台帳等に基づいて作成をしております。

最初に、普通会計の財務書類につきまして、概要版により説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。1ページの左の端の下のほうに貸借対照表を載せております。まず、貸借対照表についてでございますが、これは本町が保有している資産とその資産をどのような財源で調達してきたかを示すものでございます。

主な資産は町有地、庁舎や町営住宅等の公共建築、道路などの有形固定資産のほか、各種基金や現金預金などで、総額は249億1,600万円となっております。

また、主な負債は地方債のほか、退職手当や賞与等の引当金等で、総額は140億4,400万円となり、純資産合計は108億7,100万円となっております。

次に、右端のほうに載せておりますけども、行政コスト計算書についてですが、これは一年間の行政活動のうち、資産形成につながらない人的サービスや給付サービス等のための経費と、それに対する直接の対価として得られた使用料等を対比させるものでございます。人件費や物件費等の経常費用から使用料等の経常収益を差し引いた純経常行政コストはマイナス64億6,300万円で、純経常行政コストから災害復旧事業費等の臨時的な収支を差し引いた純行政コストはマイナス65億7,900万円となっております。

次に、純資産変動計算書についてですが、真ん中の下のところになりますけども、これは貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が、一年間でどのように変動したかを表すものでございます。

平成28年度末純資産残高に対し、平成29年度中に1億2,100万円の純資産変動があったことにより、平成29年度末純資産残高は108億7,100万円となっております。

次に、資金収支決算書でございますが、これは資金の収支の状況を業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の3つの区分に分けて示すものです。

平成28年度末資産残高に対し、平成29年度資金収支額が3,800万円となったことにより、平成29年度末資金残高は2億100万円となり、これに歳計外現金残高を加えた2億3,000万円が、平成29年度末現金預金残高となっております。

続いて、連結会計の財務処理につきまして2ページ目をお開きください。

連結会計の範囲につきましては、資料の左側上段に記載しておりますので、ごらんをいただけたらというふうに思います。

なお、財務書類作成の省略が認められていることから、連結対象に簡易水道事業会計は含まず、また、連結収支計算書のみ第三セクターを除いて作成しております。

まず、貸借対照表についてですが、資産合計329億2,700万円に対し、負債合計177億7,700万円となっております。純資産合計は151億5,000万円となっております。

次に、行政コスト計算についてですが、経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストはマイナス122億500万円で、純経常行政コストから人事的な収支を差し引いた純行政コストはマイナス122億9,900万円となっております。

次に、純資産変動計算書についてですが、平成28年度末純資産残高に対し、平成29年度中に2億7,900万円の純資産変動があったことにより、平成29年度末純資産残高はおよそ151億5,000万円となっております。

なお、連結収支計算書については第三セクターを除いて作成しておりますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（沖田 守君） 説明は終わりましたが、わかったような、わからないようなことではないかと思いますが、特に質疑があればこれより許しますがいかがでしょうか。

結局、財政課長、これはマイナスになっておるわけだけども、行政コストが、一般的に、この島根の11カ町村の中で、この津和野町はどういう位置にあるかというようなことはわかる。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、県内で、津和野町のところの財務書類の状況がどういった位置になっているかということについてはちょっと確認をしておりますので、ちょっと御報告できません。改めて確認させていただきます。

○議長（沖田 守君） 何か質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんか。

それでは、ないようでありますので、質疑を終結します。

本日までに受理した陳情書は、既に配付してあるとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午前10時04分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和元年 第4回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和元年6月18日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和元年6月18日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 草田 吉丸君

3 番 川田 剛君

5 番 板垣 敬司君

2 番 米澤 宥文君

4 番 道信 俊昭君

6 番 丁 泰仁君

7 番 御手洗 剛君
9 番 寺戸 昌子君
11 番 岡田 克也君

8 番 三浦 英治君
10 番 後山 幸次君
12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名の全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、丁泰仁君、7番、御手洗剛君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 改めましておはようございます。それでは、6月議会初めての一番目の質問をします。議席番号8番、三浦英治です。よろしくお願いいたします。

まず初めの質問です。公共施設等の総合的管理についてですが、まず1点目、過去に建設された公共施設が更新時期を迎える一方で、財政は厳しくなっていく状況にあると思います。今後、人口減少に伴い、公共施設等の利用需要も変化していく中で、老朽化が著しい施設、今後、多額のメンテナンス費用、耐震強化のための費用が必要と思われる施設が見受けられます。必要な修繕や更新をしないと、大規模な工事を必要とする事態を招いてしまいます。

現状における取り組み状況、点検、診断、維持管理、修繕、更新の履歴等はどのようになっていますか。また、現在の耐震基準による町の施設の適合状況は、いかがでしょうか。

2点目、老朽危険家屋対策として、町内全域を対象とした空き家の外観調査が平成27年度に実施され、状況として4段階に分けて報告されております。行政管理の公共施設等における状況の分類はされているのでしょうか。

3点目は、昭和52年3月以前に建築改修された建物に使用されている可能性のあるポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用している照明器具の安定器は、令和3年3月31日までに全て廃棄処分することが法律で定められています。一般家庭用の蛍光器具にはPCBは使用されていませんが、当町の公共施設の状況はどうなっていますか、お答えをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日より一般質問ということでございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、8番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。公共施設等の総合的管理についてでございます。

平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画では、公共施設について、このまま施設を全て保有し続ける場合の施設の更新費用は、今後40年間で総額360.8億円、年平均9億円としております。現状では、将来の推定更新費用は、現在と同水準ではありますが、今後は人口減少に伴う歳入減少が見込まれ、将来の公共施設の更新費用の財源確保が、これまで以上に困難になることが予想され、施設を全て維持することは難しく、施設を集約すること等が必要であると考えております。

また、インフラについても、これからの40年間、このまま現在、敷設している道路、橋梁及び下水道をそのまま維持し続ける場合、40年間で総額343億円、年平均8億円の費用がかかり、現状の投資的経費の3.7億円の2.2倍になるため、今後、何も対

策を講じなければ、将来のインフラの更新に必要な財源を十分に確保することが困難になることが見込まれております。

計画の中では、管理の実施方法について、1、点検・診断等、2、維持・管理・修繕・更新等、3、安全確保、4、耐震化、5、長寿命化、6、統合や廃止、7、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築の7点を定めており、それぞれの項目について考え方を示しております。

具体的な取り組みについては、総合管理計画に基づいた個別施設管理により、それぞれの部署で行うこととなりますが、複数の部署にかかわるものについては、集約、削減、縮小、統廃合などについて検討が必要なため、その都度、更新状況を整理しながら、広く意見を聞き、整備を行っております。

また、公共施設の耐震化の状況については、計画策定時点で、現行の新耐震基準が施行された昭和56年以前に建築確認等を受け、整備された施設が多くなってはいますが、そのうち改修等による耐震化が未実施の施設は、全施設の32.5%となっております。今後、耐震化未実施施設については、計画的に耐震性能の確保を図りたいと考えております。

2つ目の御質問の空き家については、平成26年9月から平成28年3月の期間で、空き家の利活用の促進対策、除却等を行うための老朽危険家屋の対策として外観調査を実施し、空き家を、A（比較的新しく修繕の必要がない）、B（小規模の修繕により再利用が可能）、C（管理が行き届いておらず、損傷が激しく、大規模な修繕が必要）、D（倒壊の危険性があるなど住むことができない）の4段階の分類を行っております。現在、公共施設等については、空き家対策と同様の分類は行っていないところですが、施設を運営する中で軽易なものは適時修繕等を行っております。その他、重篤なものが判明した場合などは、個々の施設の状況により、利用制限や倒壊等防止措置を行うなどして、安全性を優先に施設の管理を行っているところであります。

今後は、インフラも含めた中で、計画性を持った老朽化対策が必要であり、それぞれの類型施設について個別の施設管理計画を策定し、適切な管理を行っていきたいと考えております。

3つ目の御質問の、一定期間内に国内で製造された照明器具の安定期にはPCBが使用されたものがあることが公開されており、判明したものは速やかに適切な処分をしなければいけないとされております。当町の公共施設等については、過去、各行政部署に対して島根県からの情報の提供があり、PCB含有の器具があった場合、その報告を行い、処分することとなっております。

今のところ、公共施設全体をくまなく調査することは行っておりませんが、現在使用している部分については、島根県から調査依頼があるたびに、その都度、確認を行っております。現段階で確認をした結果、今のところPCBを含有した照明器具は見つかっておりません。

しかしながら、未使用の施設を含めて、全器具を1台1台全て調査したわけではないため完全には言い切れない状況です。処分の期限が、令和3年3月31日までとなっておりますので、期限までの適切な処分に努めたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） ことしの3月26日の全員協議会で、津和野町空き家等対策計画が示されました。計画対象の中には、津和野町が所有、管理する空き建築物も、公共的な利活用や適正な管理を推進するために対象となっております。この計画期間は、今年度より令和5年度までの5年間となっております。まだスタートしたばかりで、今回の質問をどうしようかな、1年経過してしようかなとか思いましたけども、計画的な老朽化対策をとられているのか、それとも緊急に必要な補修にとどめようとしているのかが見えてこなかったのが質問としました。

個別の施設管理計画を策定し、適切な管理を行っていくとのことなんですけども、ここから再質問になりますけども、むつみ寮と呼ばれていた旧日原中学校寄宿舎についてなんですけども、建設当時は、中国地方随一の中学校の寄宿舎と言われ、最大時には150人は寮生がいて、寮の舎監としての先生も3人、寝泊まりしていたそうです。当時をしのぶには、余りにも廃れてしまっております。建物の正面の道路からは気づきませんが、裏手に回ると、ガラスが割れて中が見える状態であり、管理がなされているとは思えません。ハクビシンやアライグマ等のすみかになっているのではないかと思います。また、建物の周囲をトラロープで縛っている意味もわかりません。この点について、どのように把握しているか、お答えお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） むつみ寮の管理であります。今現在は、周辺の草刈りを教育委員会のほうでやっております。トラロープについては、あそこの建物自体が、今三浦議員さんが言われたように、ガラスがいつ落ちてもし不思議がないような建物でありますので、中に人が入っていただくと困るということで、立ち入り禁止ということで張っております。

以前、前側の道路側のほうの空き地に、ある意味、勝手に車をとめたりしておられる方もおったんですが、勝手にとめられて、建物のほうから物が壊れたりした物が当たったりとか、そういう危険性もありますので、とにかく立ち入りはしないということで、ロープを張って規制をしていると、そういう状態であります。

あそこの使用についても、なかなか解体するのに数千万円、軽くなるだろうという見積もりもいただいたりしております。以前は、あの中を利用してというような、農林課のほうでの計画もあったようでもありますけれども、実質的には、なかなか雨漏りもあるというような状態の中で利用ができないということで、現在に至っているわけであります。

教育委員会としても、これを全く頭に入れていないわけではなくて、解くためには、今後、その後の利用というものが、やっぱりついてこないと起債等の対象にもなりませんので、数千万円を一般財源で補うというのは、なかなか厳しい状況でもありますし、また、町なかでもありますので、何らかの利用ができないかなというような思いの中で、そういう後利用の候補が生まれたときには、その事業に合わせて解体ができればなという思いの中で現在に至っているというのが現状であります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） この建物は、町営清水団地から裏にある墓所に行く通り道になっております。上部からの落下物に対する危険予知ができていないし、注意喚起の看板が見当たりません。また、通り道の仕切りが必要であるのではないかと思います。

というのも、工事現場でもどこでもそうですけども、一定の仕切りをしておかないと、何かあったときには、行政責任が問われても、事故があった場合ですいね、問われても仕方がないという気がします。

特に、この墓所にお墓を建てたいという問い合わせもあるようです。状況がわかっている地元の人ならともかく、やっぱり興味本位で入る——入るといえるか、のぞき込むということも考えられます。もう特に裏から見ると、裏の入り口のガラスが割れて中が見える状態ですし、両サイドのほうもあちこち割れております。当然、2階部分のガラスの落下等も考えられますので、そこのところは、もう一度点検をして、事故がないように、これも自治会のほう、地元自治会のほうからも要望が出ているんじゃないかなと思うんですけども、いま一度点検していただきたいなと思います。どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 看板については、簡易なものを以前は設置をしておりましたけれども、今現状を私も確認はしておりませんが、ないということであれば、また早速つけたいというふうに思います。

今のところ、周辺の自治会からの要望というのは、直接は私のほうは何っておりませんが、とにかく立ち入りをしていただかないような形をとらないといけないとは思っておりますので、そういった確認をいただいたということでありましたら、早速に確認をして看板等も設置をしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） ほかにも使われていない公共空き建築物、公共施設があるかと思っております。この、むつみ寮と同じような状況、特に町の密集地とか、周りに家が近いとか、道路に接しているとか、そういうところは、特に点検をしてほしいなという気がしております。

それでは、次の質問に参りたいと思っております。日原山村開発センターの今後についてです。

まず1点目、平成28年度に耐震改修工事中に発覚した施工不良に伴い、工事中止から1階の図書館、事務所、控え室、日原公民館といっても、これ元喫茶店ですけども、全棟機能移転までの間、継続利用されております。全棟機能するのは、いつになりますか。

2点目、当時、使用できなくなった大ホール、各集会室や調理実習室の機能は、周辺施設でカバーされておりますが、活動も縮小傾向にあると思われませんが、現状はどうなっておりますか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日原山村開発センターの今後について、お答えをさせていただきます。

日原山村開発センターにつきましては、議員御指摘のように、建築当時の施工不良の発覚に伴い、大ホールを初め、大部分において使用不可能となっており、現在、1階の一部分について使用可能となっております。

一方で、既存施設の改修や新築による建てかえは、財政上の負担が大きく、現実として困難であることから、日原第2庁舎の機能が、本庁舎となる元日原診療所へ移設後、日原第2庁舎を日原山村開発センターにかわる集会施設として利用したいと考えております。

今年度において、元日原診療所改修工事实施設業務を発注しており、本業務において、令和3年3月末までの移転をめどとする工事スケジュール等を検討したいと考えております。そして、本庁舎への移転が終了した後、日原第2庁舎の改修工事を行いたいと考えております。

2つ目の御質問であります。使用できなくなりましたセンター機能の代替として、公民館活動や各種サークル活動については、プラザ枕瀬や池河公民館、日原小学校体育館、周辺自治会の集会所等の施設を工夫しながら利用していただくことで何とかカバーされていると認めており、町民の皆様の御理解と御協力に感謝をしております。

一方で、山村開発センターで活動していたサークルのうち、御高齢の方を中心に組織されておりました幾つかの団体は、これを機に活動をやめられたとも聞いているところでございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） プラザ枕瀬や池河公民館等、周辺に分散して対応しているということですが、この28年に不良工事の発覚に伴って、やっぱり年数があけばあくほど活動も停滞していくと思います。

当時の開発センターには研修室が幾つもあって、どうしても重なっても幾らでも対応できるような状態であったのが、今はちょっと集まるのに、特に日原公民館を夜活用する、問い合わせをするのに、重なっていないかどうかというのがすごく気になるような

状態です。これだけのものがカバー、早急にというか、当然、これ年数がもうちょっとかかりますいね、移転から何から考えて。

そして、この開発センターを解体して、保育園を建設するという声が聞こえてきております。今回も、最終日に全員協議会で日原保育園の民営化及び建てかえについての協議が入っております。ここでははっきり書かれておりませんが、開発センター、これを解体して保育園にするということで話が進んでいるのかどうか、まずその点を御回答お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 日原保育園の取り扱いにつきましては、ああして議会の委員会報告でもなされていますように、非常に現行の保育園が老朽化をしているということでありまして、何らかの対策をとらなきゃならないと、そういうことでございます。そうした中、このたび、我々の思いとしては、日原の開発センターを解体をして、その跡地に新しい保育園という形で新築ができないだろうかという思いを持っております。

それとあわせて、日原保育園につきましては、この民営化の問題ということもございまして、この2つのことにつきまして保護者会等に御相談をさせていただいて、我々の方針を示していただきながら、参加していただきながら、いろんな御意見もいただいていたというようなところでございます。

そうしたおおむねの方向性が、まだ保護者会から正式な回答をいただけていない状況でありますので、ちょっときょうこの場でお話するのは詳細にはお許しをいただきたいと思っておりますけれども、近々、その回答もいただくということで、二十日の日に全協をお願いして、そこで改めて議会のほうに我々の考え方をお示しをさせていただきたいという思いでおったところでございます。

ですので、当然、議会の御理解もなければ、その新築についても進めていけないというふうには思っておりますが、現行、我々の方針といたしましては、日原山村開発センターを解体後、日原保育園をそこに建設をしたいと、そういう考えで進んでいるといったところでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 日原保育園に関しては、町長申されたように、文教民生委員会の所管事務調査で民営化及び建てかえの必要性を訴えたところであります。ただ今回、そういう声が聞こえてきて、また全協でこの項目が出るとは思っていなかったんで、どこまで質問していいのか、ちょっと見当もつきませんけども。ただ、気になるのは、これまでも随分、地元並びに住民の方から声がありましたのが、開発センター沿いの堤防下部ですいね。その強靱化対策が必要なのではないかとか、また、ここは土砂災害警戒区域に入っていると思うんですけども、そういったことを含めて検討されているのか、どうなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 日原保育園を建設をするのに、どこが一番適地かということについては、いろいろな候補を挙げながら、これまでも我々としましては検討してきたというようなところでもあります。

例えば、先ほども御質問いただいた日原の中学校の元寮でございます。そうしたところも一つの候補地でもあったわけでありすけれども、あれは、まだまだ敷地的に面積が十分でないということで、周辺を購入した上での建築をしなきゃならないという。そうすると財政的にも、より大きな負担がかかってくるんじゃないかということ。

それから、なかなかそういう意味で、十分な面積がとれる土地というものが、なかなかないというような状況の中で、また日原山村開発センターも、結局、今の第2庁舎に、こちらであります。移転をした後は、基本としては廃屋として残ってしまうという状況でもございますので、それが本当にいいのだろうかということも考え合わせた上で、やはり一度、ここを解体した上で、少々解体費は、これだけの山村センターは、開発センター大きな建物でありますから少々かかりますけれども、今回のこの保育園建設というものを一つの契機に、解体してしまったほうがいいんじゃないかと、そういうような判断もあったといったところでもあります。

そうした中で、この土砂災害警戒区域内に入るといっておりますけれども、なかなか、じゃあそのほかの候補地として、そういう土砂災害警戒区域等々から外れた、一番適地のところがないというようなところもございます。そうした中で、この土砂災害警戒区域ということも気にはしなければなりませんけれども、現実論として、なかなかそれを余りにも警戒し過ぎると建築場所がないと、そういうような状況の中で、今回、総合的に判断をして、開発センターの跡地というところが一番ベストではないかという判断をさせていただいたといったところでもあります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） なかなかこの日原エリア、平地が少ない土地柄で、なかなか苦勞するところではあります。特に、例えば、今の保育園にしても、中学校にしても、小学校にしてもそうなんですが、大型バスが入れないというようなネックが大体あります。大会等を企画しても、外部から来るバスに制限が入るとか。それと、あとは日原エリアの施設は、例えば町民日原体育館、日原中学校と併用しております。また、現在、開発センターがこのようになって、日原小学校の体育館、これもいろいろ利用するには、ちょっとこの以前あった開発センターの大ホール的な存在がないんですね、この日原には。

そこで、どうしてもイベントなり企画、さまざまな催し物をして、この不良工事が発覚してから、どうしても津和野のほうまで出向かなきゃならないような回数がふえたような気がいたします。そういった面での社会教育的な停滞、これがすごく危惧しているところなんです。

例えば、池河公民館のミニ体育館、あそこは今少々の広さがありますが、エアコンがあるわけじゃないし、今後、夏場、これから暑くなっていく中で、住民が使える場所が限定されている、それがなかなか大ホールとまではいきませんが、やっぱり200人程度入れるような施設が必要なのではないかなという気がします。

日原診療所の設計が、今回、先月ですか、入札が終わりました。これから設計に入っていくことと思います。この第2庁舎、ここをセンターにかわる集会施設と利用したいということですが、例えば、この第2庁舎、この議場ですが、ホールにするにしたらステージはどうなるのか、天井高はどうなのか、また広さ的に壁を抜いていったとしても、どの程度の規模のものができるのか、また、今、付随している部屋を改装して、調理室なり研修室にすると思うんですけども、どうも正直言って公民館に毛が生えたような感じがしてならないんですよ。これは、相当な改修費用は、当然かかると思います。

そこで、どうも私の中でくすぶっている部分が、いまだにあるんですけども。というのも、当初、執行部が提案しました議場です。議場でちょうど特別議決に至るまでのごたごたで、ちょっとこの山村開発センターの大ホールの存在のことが、ずっと捨て置かれたような気がしております。議場がどうこうという以前に、とにかく住民にとっては、この大ホールの必要なものではないかと私は思うんです。少々お金がかかっても、縮小していくことによって気持ちがなえていくという部分がありますよね。お金をかけて立派なものにして、それに伴って意識が上がるということもあります。

特に、議場に関しては、議会の中で、なるべくコストダウンをするようにとか議会のほうから申し入れたりとか、今設計では、日原診療所の2階、または3階に議場を配置することになっていると思います。つまり、5.6メートル幅の28メートルのウナギの寝床的な議場を設計しようとしているのだと思います、今のこの設計、これから設計するのが。どうもここにお金をかけるんなら、このまま、この議場のままでいいじゃないかと。かえってそのほうがお金がかからないし、また診療所の横、これわかりませんよ、そういう大ホール、小ホール、200人程度入れる多目的ホールが早急に必要なのではないかと思ってしまうんです。

そして、どうも執行部から提案される場合、全体の中の一部は反対だけど、これをやると全体が通らない。だから、補正とかで出されたものに対して、議員とすれば賛成せざるを得ないようなことがあるんです。

そこで、今設計、当然、仕様書が出ていると思うんですけども、この検討案で進んでいるのでしょうか。ちょっとこれ確認だけしておきたいんですが。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、大ホールという、今お話になっておりますけれども、我々が今考えておりますこの、この今の議場の後利用につきましては、ホールとい

うような性格のものではないという考えであります。あくまでも、これだけの広いスペースでありますから、いわゆる会議室、大会議室というような考え方でございます。

また、あわせて、開発センターでは、やはり調理場というものもありまして、それは町民の皆さんが利用される上で、イベント事等でも非常に必要なものだろうという思いでありますから、そういうものは、またこの中をどこかを改修させていただきながら設置をしていこうというようなところであります。

そのほかにもスペースがありますので、小会議室もとれる場所があるかというふうに思っております。

そして、もう一つのいわゆる大ホールとして使えるようなものということになりますと、これは日原小学校の体育館でございます。そこをステージ等も利用していただきながら催し物をしていただくというような形でございます。少々距離が離れますが、この会場と小学校の体育館というものを併用するような形で、また文化祭のようなものは展開をしていただけないだろうかというような思いであるといったところであります。

当然、本当ならば開発センターを解いて、そして新しく大ホール機能も有した、そういうものを新築するということが理想であるということは、重々わかっているわけでありまして、町民の皆様も望まれているだろうというふうに思っておりますけれども、何度も申し上げておりますが、今さらながらではあります。本町は災害が起こって、またケーブルテレビのような大きな事業もしなければならぬという状況があつて、そして青原小学校が、これまた施工不良の問題で、校舎を、5億円でございましたか、期せずしてかけなければならないという状況、そして、また開発センターが施工不良という予期せぬ問題で、これだけの今、抱えているということで、とてももう財政的にその余裕がないといったところであります。

今回も、また学校のプールの修繕等も、またこういうことも出てきておりますし、それから学校給食センターという、非常に懸案事項もまだ手つかずのような状況でありまして、それからまた水道の未普及地区というような、生活に密着したようなこともあるというような状況の中で、町民の皆様には本当に申しわけないけれども、代替施設という応急措置的な中で我慢をしていただくしかないということでもあります。

ただ、不幸中の幸いでありましたのは、日原にぎわい創出事業ということで、図書館、それから古民家の改修カフェ等、そういうものもつくっておりましたので、そういうものは、また活用していただきながら、文化活動、サークル活動というのは積極的に展開をしていきたいというような思いであるといったところであります。

それから、議場のお話もあつたわけでありまして。我々としましては、やはり議会という、やはりひとつの権威というものも考えた中で、ちゃんとした議場というものは必要ではないかという思いで、当初は造設で提案をさせていただいたわけでありましてけれども、これはむしろ我々というよりも議会のほうの御判断として、診療所の2階のほ

うにという、ある程度、方針を示していただいたということも鑑みながら、我々としては、ひとつ足並みをそろえながら、最終的に診療所の2階へということにさせていただいたという、そういう経過もあるというところでもあります。そうしたところもお話をさせていただきたいと思っております。

その上で、現在、この設計については、現行、我々が今お話したような考え方の中で、設計のほうを進めさせていただいているといったところでございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 確かに町長言われたとおり、重々町長の言うところでも十分わかります。ただ、どうしても私の中では、今回、議会が町長に、今回、当初配られたように、議会ペーパーレス化の推進を申し入れております。これが活用できると、当然、行財政改革の一環にもなりますし、また庁舎と離れていても、これを活用すると、すごく、例えば議会中の対応、執行部、例えば課長が答えられないところも、その場で課に問い合わせをするのでも随分早くなると思いますし、よく「資料を持ち合わせておりません」とか、いろんな言い方で返ってくることもあるんですけども、そういったことも解消してくると思うんですいね。

それで、この議場に関してとか、大ホールというか、多目的ホールを増築すれば、診療所の2階、3階、十分なスペースがある中で、以前の開発センター以上の機能が持たれるのではないかという、その思いがしておりました。ただ、こういうのを言うと、またうがった意見が出て、そういうホールをつくったら、すぐ議場に転換するんじゃないかみたいな言い方が出てきたりとか、なかなか前に進まないんですけども。ただ、今町民の中では、議場をどうこうじゃないんですけども、こういう多目的ホールですいね、何かしようとする、場所がないというのをよく聞きます。そのことによって、場所がないからできないということになって停滞につながっているわけですいね。ですから、本来なら、もうどこだろうが、それにかわるような、とにかく人数がある程度入られるものを早急に、とにかくつくっていただきたいという思いでこの質問をしました。

これからの保育園並びにさまざまなお金がかかります。この日原で青原小学校、日原中学校って出てきているんですけども、中学校が町民体育館と併用して使っている、今、日原小学校は、そういう機能も持たせながらやっているとか、こういった併用したような形での建物の見直し、これが必要になってくると思うんですいね。単独でこれだけつくって、つくればいいという、金がありゃ、それでいいんですけども、もう一度、その公共施設の、当然、これ見直して計画的にやるというふうになっております。一番初めの質問に戻るような形ですけども、この総合的管理について、この5年間でしっかり見詰め直して進めていっていただきたいと思えます。

以上で終わろうと思いますが、何かありますかいね。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 公共施設の総合管理計画につきましては、平成29年度に策定いたしましたして、議会のほうに報告をさせていただいたというように思っております。

きょうの御質問の中で、答弁書にも書いておりますけども、非常に多くの公共施設、インフラ施設が存在をしております。数多くある中で、維持管理していくのに多額の費用がかかってまいるという状況を踏まえておるところでございますけれども、今議員さんおっしゃいましたように、そういった施設の併用とか、そういった活用の仕方を、今後、この公共施設総合管理計画に基づいた個別管理計画を今後策定していきますので、そういった中で検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） それでは、質問を終わりたいと思います。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、三浦英治君の質問を終わり、ここで10時まで休憩いたします。

午前9時43分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序2、11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、通告に従いまして5点、質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、日原診療所についてでございます。日原診療所がせせらぎの2階に移転して以来、日原地区のたくさんの高齢者から、動線が長く、バス停からも遠く、非常に行きにくくなったとの声を聞きます。旧日原診療所の1階が庁舎へ改修される際に、待合所の設置やバス停留所の場所の変更、使用されていない発熱外来施設も利用するなど、日原地域の高齢者が他の診療所もあわせて受診しやすいように検討を重ね、対処すべきであると考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。日原診療所についてでございます。

日原診療所につきましては、施設の集中と効率化により、せせらぎ東棟2階に移転をし、平成31年4月1日より診療が開始されました。移転後は、入口がわかりにくいなど患者様や御家族の皆様から御指摘をいただいた案件につきましては、よりわかりやすくするために、玄関アプローチの床面や建物内の床面に矢印による案内表示を行い、ま

た、車椅子等の利用者様の対策として、入口にインターフォンを設置し、対応したところであります。

議員御指摘の、動線に係ることにつきましては、診療所が西棟1階から隣接する東棟2階への移転となり、移動距離が多少延びることは懸念しておりましたので、診療所入口付近へ椅子の設置等も行いました。

なお、このたびの移転により、診療所内部の動線は短くなり、患者様の利便性は改善されると考えております。患者様におかれましては、不便を感じられることもあるかと思いますが、改善可能な箇所につきましては、今後も適宜、対応する考えでありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、バス停留所につきましては、安全面を考慮すると、現在の場所が適地と判断しており、場所の移動は考えておりません。なお、現在使用されていない発熱外来施設につきましては、ことし10月をめどに、本町に診療科がない精神科のサテライト診療所として活用するよう、益田市内の病院と協議を行っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） このたびの移転により、診療所内部の動線は短くなり、患者様の利便性は改善されると考えておりますということでございますが、実際に高齢者の方々からは、大変行きにくくなったという、ある意味、強い言葉で言えば、「来るなということではないか」ということまで言われるほどであります。やはり改善は必要だと思いますし、利便性が改善されているとは私は思っておりません。

さきに質問いたしました、東棟2階で現在診療している診療所の発熱外来施設を利用しての診療はできないのかという質問をいたしました。そのことに対する答弁がございませんので、そのことと、ことし10月をめどに、精神科の診療所として利用するならば、より効率的ではないか、この日には精神科、この日には内科というふうに、そういうふうにご利用していくならば、非常に効率的で、増築をしながら使うということも考えられると思いますが、将来的にどのように考えておられるのかお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、日原診療所、現在は、町長の答弁にありましたように、東棟の2階ということで診療をしております。発熱外来の施設を利用しての診療であります、これも施設の集中と効率化の中で検討協議もいたしました。まずは、今回の発熱外来、他の施設を利用した場合の診療となりますと、やはり現状におきましては医師不足であるということでもあります。日原診療所と現在の通所リハビリテーションは併設をしております。同じ敷地内の中で医師が常勤1名以上ということが、これが条件となっております。

発熱外来の施設を利用した場合には、いわゆる公道を挟んでおりますので、同じ敷地内とは、いわゆる制度的にはできないという状況がありまして、益田保健所等にも、近

くであるので、どうかそういう形ではできないかという問い合わせもしましたが、法的にそれは許されないということでありました。

そのような状況の中で、発熱外来のところを利用するとなると、常勤医師が2名必要であります。当然、先ほど言いましたように、通所リハを今の1階でやっておりますので、そのような状況で橘井堂指定管理者とも協議をして、現在の東棟2階が最善であるということであります。

例えば、発熱外来の施設を利用した場合、じゃあ、全てリハのほうも移動した場合は、当然、財政状況も勘案をしなくてはなりません。増大な費用がかかるということで、現在の東棟2階がということで、施設として集中と効率化の中では判断をしたということです。

それと、今の発熱外来を使つてのサテライト的な精神科の診療ということで、これは今、健康福祉課のほう益田市内の、町長の答弁にもありましたように、病院と現在、協議を行っているところです。その協議内容ですが、まだ不確定なことがありますので、詳細については現在のところ考えておりません。

診療所の今の内科中心の日原診療所と、サテライト的な部分をどうして区分けるかと。例えば、診療所の部分の中に、新たに指定管理の中に精神科を加えるとなると、そこで医師確保を、またしなければなりません。現在の状況の中で、医師確保ということは、精神科の医師においても、益田市内の病院で常勤換算を踏まえての状況でありますので、なかなかそういう部分が困難であると。

それと、医療保険制度の中で診療はしておりますので、仮に民間の方が医療をしたいということであれば、それは民間のほうに任せるのがベストではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 現在の診療所の入り口と、老健リハビリテーションと同じにするということは、いろいろな感染上の問題で不可能だとは思いますが、例えば、今回、元石西社の跡地に歯科医院の移転ということがされております。それとのあわせての受診、また調剤薬局も、その周辺にございますので、そういう利便性を考えれば、資料館のほうに入り口を持って行って、そして2階へ上がっていく、そのエレベーターまでの、その動線をつくるほうが、より利便性が高いのではないかと考えますが、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 診療所と通所リハビリテーションにおきましては、役割が当然異なっております。その中で、先ほど議員が申しましたように、感染症の拡大防止ということで、入り口は別々が最善であるということが、まずは第一、施設と集中と効率化の中でも検討し、益田保健所等とも協議をいたしました。同じ入り口

であるなら、これまでも患者さんのほうはよりわかりやすいということがありますが、現在、通所リハビリテーションは30人の定員でやっております。当然、診療所側の通路をそういうふうに使くと、基準に満たない状況がありまして、通所リハの定員を削減しなければならないということがありますので、このたび、両施設の分離ができる現在の入り口を設けるということを考えておりました。

議員さん言われましたように、今後、新たな歯科診療所ができた場合ということですが、そのことも検討もしました。距離的には、今の診療所からの停留所と、新たに今の資料館側の部分の停留所の部分を比べても、距離的にはそんなには変わりません。ただ、資料館側のほうは、これまでも業者の出入り口というふうにやっておりますので、その形の中で、現在のところ使用していると。

やはり、より患者様にとって安全なところは、現在の敷地内の中のほうが、より安全ということで、医療対策課の担当課とすれば、現在の停留所の部分で十分ではないかということでありまして、今後、停留所の部分におきましては、つわの暮らし推進課等が、またそのような状況の中では検討しながらということがありますので、今度、内部の中でそういう協議もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 一つの意見としては、今度できる役場の1階の受付のほうに、また待ち合いするスペースなども設けていただいたらという、そういう意見もあったことも申し上げておきます。そこも含めて検討いただけたらと思います。

質の高い医療環境を整備し、地域住民に適切な医療を提供するなど地域包括ケアシステムの構築を図るため、緊密かつ円滑な医療連携を図ることを目的として、このたび津和野町と益田赤十字病院の医療機能連携支援協定書が締結されました。具体的には、どのようなことなのか、あわせて津和野町の医療・介護統括管理者を委嘱される目的などについて所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） このたび、津和野町と益田赤十字病院、令和元年5月16日に医療連携協定を締結をしました。今、議員さん言われますように、地域包括ケアシステムの構築のために、この協定は結びます。特に、連携協定の中で、町としましては、このたびの連携協定で3点ほど効果があるのではないかとということで、まず1点は、やはり医療人材の確保、益田赤十字病院と締結することによって、いわゆる総合病院でありますので、より益田赤十字病院に初期研修、後期研修等来た場合、病院同士の連携協定は結んでおりますけど、あえてその中で、このたび津和野町と日赤との連携を考えております。それから、医療介護施設の運営、経営支援、やはりこの協力体制の構築、そして3点目とすれば在宅療養の推進等が実現できるということで、この3点が可能になるのではないかとということで連携協定をしました。

津和野町の医療介護統括管理者として、益田赤十字病院の院長に委嘱を出させていただきました。やはりこの益田圏域の中での基盤病院である益田赤十字病院の院長先生が、そういう津和野町の医療介護統括管理者になることによって、今後の経営支援等を、医療法人橘井堂も約10年を指定管理者をやっておりますが、より町とすれば、経営的支援、アドバイスをいただくのには、やはり橘井堂も支える意味で、それがベストではないかということで、このたび医療介護統括管理者を委嘱しました。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 津和野共存病院で全ての医療が完結するわけではございませんので、第2次救急医療病院である益田赤十字病院との連携は必須でありまして、また、経営上、また、医療人材確保、協力体制、在宅医療の推進という、その3点を申されましたけれども、その点において、今後、一層の連携をしながら津和野町の医療を守っていただきますことを祈念いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問であります人権に関する法律についてであります。部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、区及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることが規定されました。最近も明らかな部落差別の報道がされました。全ての人の人権が尊重される社会であるべきであると考えます。女性活躍・ハラスメント規制法も成立いたしました。津和野町としての取り組みと、今後の構想についてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、人権に関する法律についてお答えをさせていただきます。

津和野町では、同和問題を初めとするあらゆる人権問題の根絶を目指し、津和野町人権同和対策推進協議会を設置しています。平成28年12月に公布、施行された部落差別の解消の推進に関する法律については、平成29年度推進協議会総会時において、会員の方へ周知するとともに、その後、広報や部落差別に関する講演会などを実施し、広く町民の方へ周知をしているところです。

町職員に対しては、同年9月に全職員を対象とした人権同和教育職員研修を実施いたしました。また、身元調査などで戸籍謄本等を不正取得することを防止するため、平成29年4月1日より、事前登録型本人通知制度を導入しております。今後も、津和野町人権同和行政基本指針をもとに、各課町内各団体と連携し、差別のない明るい社会の実現に向けて、引き続き取り組む所存でございます。

また、ことし5月に女性活躍・ハラスメント規制法が成立し、パワハラやセクハラ、妊娠出産を巡るマタニティハラスメントに関し、行ってはならないと明記されたところです。法律で義務づけられたハラスメントの防止対策として、以前より町職員を対象と

した研修会の開催や、管理職を対象とした面談を実施しております。また、パワハラ・メンタル相談窓口を開設し、相談体制の整備に取り組んでおり、今後も継続して相談体制の整備を進める所存です。

今回の法律では、女性活躍推進法の見直しもされたところですが、町では、平成27年8月に成立した女性活躍推進法に基づき、町職員を対象とした特定事業主行動計画を策定しており、子育てをする職員の仕事と子育ての両立を推進し、女性が活躍できる職場の環境整備に取り組んでいるところです。

津和野町男女共同参画推進計画においても、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び徹底に共同参画できる環境づくりに取り組むことを目標に掲げ、施策を展開してまいります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先日も、津和野町で人権同和問題の研修会が行われまして、非常に部落差別ということが、今はネットを使って部落差別地域の動画をYouTubeで流してみたり、グーグルマップで、その被差別部落の部落解放運動にかかわっておられる、その各自の家を明記したり、非常に陰湿化しているというような御報告もあったことであります。さまざまなことが行われていく中に、それにこのたびの部落差別の解消の推進に関する法律では、相談体制の充実ということがうたわれております。それは地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとするというふうに明記されております。津和野町での体制についてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） 相談体制の充実についてでございますが、津和野町では、地域の実情に応じた相談体制ということで、以前より、隣保館のほうで生活相談員を配置して相談に応じているということでもあります。個人的な情報等も多くございますので、専任の生活相談員を置いて、その中で報告相談を受けた上で、また町のほうにも相談内容の報告を出してもらっているところでもあります。

町内においては、近年は具体的な差別報道は出ておりませんが、そうは言っても、個々の小さい事象とかありますので、その都度、生活相談員を通じて報告を受けているところでもあります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） そのように担当の相談員をつけてということでもありますので、プライベートなところにも配慮をされながら、一人一人が差別のない社会をつくっていけるよう尽力していただきたいと思います。

今、答弁にありました中で、一つには、マタニティハラスメントとか国会の中では、最後に附帯決議の中で、L G B Tなどの方々に対するハラスメントということも、附帯決議の中で全会一致で与野党議員全員の賛成で附帯決議が成立しております。特に、そのような性的嗜好というものに基づく差別、そういうことも非常に深刻なものとなっておりますし、そしてまた、先ほど御答弁にありましたマタニティハラスメント、出産をされていく、その職員に対する差別という、特にそのような形で、現在、津和野町において、子育てをする職員の仕事と子育ての両立を推進し、女性が活躍できる職場の環境整備に取り組んでいるということではありますが、具体的にどのような形でやっておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） ハラスメントについては、5月に、パワハラ規制法等ができて、それ以前にも、女性対策として法律ができていたところでありまして、マタニティハラスメントと、それからL G B T、性的少数者のハラスメント等あったわけですので、法律ができて、そのような対策をとっているわけでありまして。

答弁書の中にも書いてありますように、女性活躍推進法ができて、自治体のほうでは、特定事業主行動計画というものを定めて、その中でそういったハラスメントが起きないように計画を策定しております。町では、総務財政課のほうで策定しております。津和野町特定事業主行動計画ということで、職員の子育てと仕事の両立を推進するよう職場の環境整備に取り組む方針をつくっております。

それから、最近のL G B Tの取り組みとしては、人権同和教育の講演会等で取り上げたこともありますが、なかなか個人的なこともありますんで、職場のほうでも環境づくりに努めていきたいというところで、まだ方針しか出ておりませんが、まだ具体的な取り組みにはなっておりません。

それから、町民に向けては、津和野町男女共同参画計画を策定して、女性が共同参画できるような体制づくりを努めておりますし、また、ダイジェスト版を作成して町民に配布して、今後もそれに向けた取り組みを行っていくというふうにしております。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、税務住民課長のほうから、答弁の中にありました津和野町特定事業主行動計画についてでございますけども、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいて、津和野町の職員を対象にして、こういう行動計画を策定しております。

職員の子育てに対する意識を高める、そして、子育てする職員の仕事と子育ての両立を推進するというところで、女性が活躍できるような職場環境に取り組んでいくというふうな内容のものであります。

この計画を通じた取り組みが、ひいては本町の子育て環境の改善や、女性が活躍できる社会の実現に資するということを願って策定をしております。計画期間につきましては、平成27年4月1日から令和2年3月31日までを、今計画期間としております。

具体的な取り組み内容につきましては、それぞれ目標を掲げておりますが、例えば、妊娠中及び出産後に関する配慮ということで、そういった母子の健康を確保するための取り組み等を、こういった計画の中で定めておるところでありまして、今後におきましては、こういった計画に乗って取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） さまざまなことで人が差別され、またそれが職場においてパワーハラスメントという形で人権が抑圧されない社会というものを目指し、またやはり一番根本の、そのリードしていくのは、やはり役場だと思いますので、一層の推進を期待いたしまして次の質問といたします。

3点目の質問、火災予防についてであります。先般の七日市における火災で、改めて住宅密集地における火災の恐ろしさというものを実感いたしました。また、津和野町でも火事が頻発しております。ことしは降雨も少なく、空気が乾燥している日も多く、火災が起こりやすい状況にあると考えます。火災予防と広域連携による消火活動などが重要と考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、火災予防についてお答えをさせていただきます。

本年は、町内において、既に5件の火災が発生しており、先日の七日市の火災も含めると6件の災害出動となっております。特に先ごろのように、降雨が少なく、空気の乾燥した日が続くと、火災発生危険性が高くなることは十分に予想され、予防啓発の重要性を改めて認識したところです。

これまでは女性消防団を中心に、火災予防の啓発活動に取り組んできましたが、テロップ放送や定時放送なども活用し、引き続き火災予防意識の高揚を図りたいと考えております。

また、御指摘のとおり、規模の大きな火災になれば、近隣市町と連携した消火活動も想定されます。これまでは林野火災を想定した連携訓練に取り組んだ分団もありますが、建物火災を想定した広域連携訓練は実績がありません。消防分遣所や近隣消防団と協議をしながら、広域連携訓練の実施について検討したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 本町において、5件の出火が起きたという答弁であります。私も大体町内におりますとき、また消防団のメール等で大体把握しておるわけではありますが、5件の出火原因については、聞くわけではありますが、その何

点かについては、枯れ草などを燃やしていたときの類焼というようなこともお聞きしたわけであります。

やはり、空気が乾燥しているときに、枯れ草などを焼却したりするのは非常に危険なことでありますし、また火災の原因の1位は放火となっております。それは、センサーライトや外灯などの充実ということも放火の予防にもなるかと思いますが、その火災予防について、もう少しお話をお聞きしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 先ほど答弁の中にありました本年の5件の火災が既に発生しているということをごさいますて、それぞれ原因につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、枯れ草を焼いた延焼というふうなこともあります。それぞれの5カ所の地区でございすけども、そういった野焼きによって火災が発生した件数が2件、1件は、ビニールハウスの解体時に電のこを使用してございすて、その火花が散ってビニールハウスの火災につながったというものが1件、それから青原地区でございすけれども、電気器具のショートが起こりまして、近くにありましたのこくそに、それが移って火災を発生したと、それからもう1件、青原でありますけども、これにつきましては、現在特定できない、状況が把握できていないといひますか、特定できない状況であったというふうに聞いておるところであります。非常に、今ひでりが続いてございすて、非常に乾燥が続いてございす。こういった状況の中で、今、答弁の中にもありましたが、テロップ放送や定時放送、そういったものを活用していきながら、引き続いて火災予防の意識の高揚を図ってまいりたいというふうにごさいますし、今議員のほうから御指摘といひますか、御指導いただきましたそういったブザ一的なものにつきましても、今年度、消防団総合整備計画の見直しの時期でございすので、そういった計画の中で、そういった部分も検討させていただきますというふうにごさいます。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先般の七日市の火災に、私もその現場に、近隣の消防団ということで参ったわけでありすけれども、お話を聞いていたら、あっという間に類焼したということでありました。昼でございすたので、人身の人命ということにはならなかつたわけでありすますが、死傷者はなかつたわけでありすますが、これが例えば、夜起きた火災とかと考えれば、非常に恐ろしい思いもしますし、日ごろからのやはり防火の取り組み、そして、火災報知機なども、家庭用の、非常に設置の奨励等もすべきではないかと思ひますが、家庭用火災報知器の設置については、どのようなことでごさいますられるのか、対応してございすられるのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 家庭用火災報知器につきましては、それぞれ、その住宅の中で、寝室に近い場所だとか、そういったところで設置が義務づけられているといたしますか、推進されているというふうに思っております。私の家もそういった部分で、何か所かそういったものをつけておりますけれども、そういった取り組みも、今後また内部の中で状況を把握しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、今後の広域連携による消火などの件も検討するというございますので、万が一、住宅密集地で火災が起きたときの人命を守ること、できるだけ類焼を食いとめること、そして乾燥時の火災の予防等について一層の尽力をされますことを期待いたしまして、次の質問といたします。

次は、緑茶の活用であります。

先日5月のゴールデンウィークにも、直地のお茶祭りがあり、たくさんの方が来られて、そこでお茶摘みをしておられました。非常にいい光景でありますし、直地や木部など多く津和野町では緑茶という、お茶というものがつくられております。

この津和野町の特産である緑茶には、ビタミンCなどが豊富に含まれて、活性酸素が原因と言われる悪性腫瘍の予防や、不妊、インフルエンザの予防にも効果が高いと町内の研究家の方から御報告をいただいたことでもあります。

役場や公民館、病院などに緑茶を置くことや、婚姻届を提出された方や高齢者のお祝いなどに活用することなども検討してはいかがか、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、緑茶の活用についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、緑茶にはビタミンC等が豊富に含まれ、体によいものと認識しておりますが、役場での提供やお祝い等に活用することについては検討してみたいと思っております。

なお、ほぼ全ての公民館では、社会福祉協議会事業である「お茶のみサロン」に協力しており、緑茶とは限りませんが、社会福祉協議会が購入されたお茶やコーヒーを公民館に置き、交流の場で提供するなど活用されております。

町民の皆様が健康で生き生きと暮らせるまちづくりは、私たちが望んでいるところであり、健康長寿社会の実現に向けて、個人、団体において、さまざまな活動を展開しておられます。今後とも、その取り組みに対して、できる限りの支援をさせていただきたいと存じております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 学校で、ことは冬季だけじゃなくて春を過ぎてからでもインフルエンザが蔓延したということがありましたけれども、非常に学校、保育園、公民館等の人の集まる場所での冬季などは、やはりインフルエンザが蔓延するおそれが非常に高いと思っております。特に保育園や小学校などは、密接に子供たち

が触れますし、そのような中で、やはり緑茶を置いてインフルエンザを予防するという
こと、これもひとつ考えてもいいのではないかなと思っております。

特に、お茶の産地でもありますし、はるか昔に質問の中でも申し上げたことがあります
が、静岡県の方では蛇口をひねれば緑茶が出てくるといふ、そういう町の小学校も、
小学校やそういうところもあるわけでありまして。

これは、先般、津和野町の郷土の研究者である古恵勉氏が、その研究成果というもの
を出していただいて、それを見たことでありますけれども、やはりそのようなことも、
お茶の産地として、お茶のその生産の支援、そして、購買、そういうものを促進、支援
する上でも考えていってもいいのではないかと思います、お考えをお聞きしたいと思
います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 学校へお茶をとということではありますが、学校でも職員室等
では、お茶は当然のように飲んでおられますけれども、常時、子供たち用にお茶を用
意しておくということになると、今給食なんかでも、いわゆる食中毒が一番怖い状態
であります。お茶は確かに風邪等の予防にはいいというふうには言われておりますが、
それがインフルエンザに効くということまでは実証されていないのではないかと
いうふうに、私は、予防についてもそれが直接インフルエンザに効くということまでは
実証されていないように、私は理解をしておるわけではありますが、どちらかという
と、常時設置することでの食中毒のほうが、教育委員会としては怖いなという思いがござ
います。

お茶については、各個人が、今は魔法瓶みたいな形の水筒で持ってきておられまして、
これは常時、のどが乾いたら飲めるような体制を、それぞれの学校でとっております。
それは一方では、いわゆる夏なんかは特にですけど、脱水になったりとかいう形で熱中
症の予防にもなりますので、そういう形で、今は学校のほうは管理をしておりますので、
それを予防を兼ねてということでも常時置くということになると、かなりそういった殺菌
体制も含めての施設もしっかりしたものを用意しておかないといけないというふうに
理解をしておりますので、もし置くとすれば、かなりちょっと検討が必要かなというふ
うに今考えたところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 常時置くというよりも、むしろ給食のときに緑茶を
出してもいいのではないかなと思っております。

緑茶の効果に関しては、やはり農業振興の面からでも非常に期待ができますので、さ
まざまな形で、このように少し、ちょっとした葬儀の返礼品などにも使われますけれど
も、さまざまな形で町内でも活用されることを期待しまして、今後の取り組みも期待い
たしまして、次の最後の質問に移りたいと思います。

商工観光業の振興についてであります。町内業者の廃業など、津和野町の商工観光業を取り巻く状況は厳しさを増しています。店がなくなれば、観光地としての魅力も大きく減少します。近隣の自治体には大型のホテルも相次いで建設されています。津和野町には、評価の高い料理店や宿があります。空き店舗活用や後継者対策、宿泊客室数の確保、資金繰り相談など、ことしの高津川のアユの状況とともに、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、商工観光業の振興についてお答えをさせていただきます。

津和野町では、今春以降、7件の倒産廃業があり、本町としても極めて強い危機感を抱いております。議員御指摘のように、観光を基幹産業の一つとする本町にとりましては、商店等が減少することは、住民生活に支障を来すだけでなく、まち歩き等の観光面に係る魅力低下にもつながり、深刻な状況であると認識をしております。

関係機関を通じて調査をした結果では、高齢による事業継続の断念、また後継者の不在が原因となったものが2件、倒産等営業不振によるものが5件となっております。

原因について、商工会とも分析を行ったところ、それぞれ事情が異なるとは推察いたしますが、人口減少や町外店舗での飲食、買い物等、消費動向の変化等の内的要因と、観光バス運行の規制強化、西日本水害の二次的被害等の外的要因の影響も大きいと考えます。

観光客の入り込み客数は、比較的堅調に推移しており、宿泊者数は、廃業や自主規制により、受け入れ可能総量が減少した中、各施設当たりの宿泊者数は伸びております。このような中で、益田市における大型ホテルの開業については、今後、三隅火力発電所のメンテナンス工事関係者の宿泊動向も含め、注視をしてみたいと思います。

本町では、平成28年、津和野町中小企業小規模企業振興基本条例を制定し、県内でも先んじて事業承継に関する支援を創設して、現在2件の助成を行っております。また、事業承継を支援する集落支援員1名を商工会に配置して、その対策にも当たっております。さらに、空き店舗の活用については、本年度は泊食分離による安価な宿泊形式によるゲストハウスの開業を支援していく予定です。

そのほか、資金繰りや助成措置につきましては、利子補給、保証料補給や固定資産税の減免制度、さらに経営のあらゆる局面で機動的に支援を行う個別商業包括的支援事業など、県内でも先進的なメニューを取り揃えております。

町といたしましても、引き続き、県、商工会等の関係機関と連携をして、現状の分析を行い、さらなる対策の具体化等を検討してまいり所存であります。

そして、何を置いても町民の方々に町内での消費を、まず優先していただくことが基本になるとも考えており、各店舗には、さらなるおもてなしに溢れた接客と、魅力ある

商品展開等に御努力をいただきながら、町民の皆様には、これまで以上に地元での消費を呼びかけ、推進をしてまいりたいと考えております。

アユ漁の状況は、高津川漁業協同組合に問い合わせたところ、天然遡上が極端に少なく、ことしの漁獲量は全体では昨年と同程度で、よい状況ではないとの回答でした。柿木、匹見では比較的好調なもの、津和野町内では釣果が上がらない状況でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） まずは、7件の倒産廃業があつて、また現在でも厳しい状況にあるところもあるようなことも少し耳にするわけでありませうけれども、やはり全国を見渡しておられます、過度な投資による負担の増とか、いろいろな経営的なものが大きく響いているというところもあるわけですが、そういうところの相談、経営相談というものが、商工会がされるとは思いますが、その状況と個別商業包括的支援事業など、どれぐらいの今、相談利用があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 基本的に、相談業務ということについては、町に直接いろいろな部分でお越しになられる部分については、それぞれいろんな事業を説明しながらお話ししておりますが、数字的に言うと、やはり商工会に対する相談業務のほうが多いということになってくるとは思います。

そういった中で、商工会から町のほうにも改めまして、先ほど議員おっしゃいました個別商業包括的支援事業等、いろんな部分での活用が可能でございますので、そういった部分について問い合わせをいただいて、一緒になって対応しておると。また、商工会も今国の事業を入れておられまして、いろんな部分での経営革新について、自己評価をしながら進めていくと、毎年それを検証しながら、県の機関等も一緒になって進めていくというようなことをやって、自分たちでも客観的に見るようなことをされておられます。

そういった部分を踏まえて、一緒になってやっておりますので、今のちょっと手持ちの資料では何件かというところまでは、ちょっとわかりかねますが、個別商業については、おもてなし事業で施設の改修等とか、また人材育成に関するものが比較的最近は多いというふうに思っております。

今後、クレジットカードの導入等についても、我々としては積極的に進めたいと思っておりますので、そういった部分についても、今いろいろ御相談に乗って応じておるといふところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 本当、経営が行き詰まる前に、さまざまなやっばり形で、経営相談等を行いながら健全な経営を推し進めていくということが非常に重要だと思っております。それは商工会と十分連携しながら、また、商工会員の方々にも、

さまざまな形で相談を気軽にしていただけるような体制づくりをしていただきたいと思います。

先ほどの答弁にありました泊食分離による安価な宿泊形式によるゲストハウスの開業の支援ということではありますが、今市のほうにも民家を改造してということもありましたが、この点について、もう少しお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） これにつきましては、以前、新聞でも報道されておりましたが、ファウンディングベースを卒業された方ということではございますが、民家を改修して、当初は民泊での事業導入をしたいということで進めておられたようですが、最終的には民泊でありますと、年間180日という開業の制限がございますので、簡易宿所というようなことで方向を転換されて、現在進めておられるということでございます。

町としましては、それをやられる上では、空き店舗活用というような形で、県と一緒に助成を進めて、していきたいというふうに思っております。

観光の入り込みについては、ことしに入って、1月以降、ずっと5カ月連続で、まだ数字が全部出ていない部分があるんですが、おおむね対前年を超えておる、100%を超えておる月が5カ月連続で続いているというような状況でございます。そういった部分で、入り込みについては、それなりにあるという中で、やはり宿泊のキャパが落ちているということは本当、問題だと思っております。何らかの形で、こういった形でも、いろんなお客様を取り込んで、泊食分離でやっていただくということは、商店街を何かひとつのホテルとしたいという思いを持っておられるようでございますので、そういった部分で連携して話を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 旅館組合も、現在は外部からの宿泊施設の建築なども容認していく方針であると聞いておりますが、旅館組合などの方針についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 旅館組合さんとも、この件についてということではございませんが、ほかでも民泊をやっておられるところがいらっしゃいます。ある程度は、数字も上がってきているというところでございますが、その皆さんが、まだ旅館組合に入っているという事実はないと思います。

ただ、まだちょっと全てをなかなかお話する段階ではないかもしれませんが、大きい資本が、何かちょっと考えてみたいというような候補にしたいというようなお話をちょっといただいておりますので、そういった部分については、旅館組合さんともお話をした上で、旅館組合自体も、やっぱりキャパが落ちているということはすごく真摯に捉

えておりますので、前向きに考えていきたいということで、本当、前向きに捉えて、一緒に進んでいこうというようなことで御回答もいただいております。

また、町が整備しました町屋ステイ2棟につきましても、現在は旅館組合に入れていただいて、一緒になって活動をしておるといところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先ほどの町長の答弁の中で、町民の皆様には、これまで以上に地元での消費を呼びかけ、推進してまいりたいというふうに考えておりますという答弁でございました。我々議員もでございますけれども、町職員もやはり率先して、町民に呼びかける以上、町職員その者も町内での消費というものを一層推進していかなければならないと思っておりますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回の倒産、それから廃業等、さまざまな個別の要因が当然あるわけでありましたが、やはり全体としての背景としては、国の政策、そして社会環境の変化ということで、どうしても町外への消費という形になってしまっている。

私もお酒の業界で育ってきた人間であります。昔からの酒専門の小売店というのは、もうほとんどないという状況であります。それは、益田市や山口等に、いわゆる大規模店舗ができて、そしてそこが安売りを始められる、どんどんどんどんそこへ流れていってしまう。またインターネットが普及をして、物流も発展をして、簡単にインターネットで買い物ができるようになって、町内の小売店、それから商売、それが酒の業界だけじゃなくて、今それが、あらゆる業界に波及していると、そういう一つのあらわれが、今回こういう形になっているんだろうというふうにも認めているところであります。

我々も、行政として、これまで何もしてこなかったわけでありません。そういう意味で「ほかほか商品券」というものも、もう10年来続けてまいりました。これは10年も続けている自治体というのは余り数多く、もうない、財政も厳しいけれども、せめて少しでも町内での消費を推進していこうということでやってまいりました。

一方で、町内の商店さんもより品ぞろえをよくしてもらったり、店構えをきれいにしてもらいたいという思いで、個別商業包括的支援事業というのを導入してまいりました。これも県内でここまでのことをやっている自治体はないというような状況であります。

しかしながら、そういうふうに地元での消費を喚起するような、そういうことも施策としてやってきましたけれども、なかなか十分なことにはなくて、こういうような状況にもなっているんだろうというふうにも思っているところであります。

しかしながら、今後も、またそういう形で、時代は常に流れてまいります。大企業であれ小規模企業であれ、やはりその時代の流れに即した構造転換、それから改革、そういうものは、どの業界であっても必要でありますから、そういう部分についても、我々またできることを考えていきたいというふうに思っております。

そうした中で、一つ一つの消費を、まず地元ですということ、これは議員御指摘のとおり、役場の職員からみずから進めていくということも、当然大事であろうかと思っておりますので、また庁議等も含め、全職員に徹底をするように呼びかけて推進をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） アユでございますが、私も答弁のとおり、柿木、匹見では比較的釣れているという状況を聞いております。一昨年、町内で放流をして、大変効果が高かったわけでありましたが、昨年は一昨年ほどの効果が見えなかったということでもあります。昨年放流したアユと一昨年放流したアユでは、その種苗に産地と違いがあったのではないかとも思われますが、そこら辺は把握しておられますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 一昨年、昨年と、町独自の7万尾のアユを放流しておりますが、種苗については、同じところから取り入れておると思います。

なぜ去年とおととしと違っているのかといいますと、ことしもそうですが、渇水状態で、アユが放流してもどんどんどんどん遡上してしまうんですね。その現象が起こっていきまして、私も6月1日に橋の上からアユを見ていましたが、アユはいるんですが、放流アユで、竿にはかからない。そのアユがどんどんどんどん上流に向いて上がって上がっているのを見ました。こういう、雨が降らないときにはとどまらないで、ずっと上のほうに行く。そのアユは、もう少しすると上のほうでかかってしまうんですね。最初にかかったアユっていうのは多分天然遡上で、それが早くに5月の末までに上流まで行ってしまった関係で、そちらのほうで多くかかったという現象ではないかと思っています。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 近隣の川であります錦川などは、毎年安定して豊漁であります。ことしも聞いてみたら、今は少ないけれども、かなり小さなアユがたくさんいて、7月ごろには十分な豊漁になるだろうという、そういうようなことを、町内屈指の釣り師などの方々からも聞いております。やはり錦川なども、研究しながら、この不良対策というものを考えていくべきではないかと思っておりますので、十分な検討を進めながら、今後、より効果的な、アユがふえる対策について、とっていただきますようお願いを申し上げまして、最後、日原地区にぎわい創出ができてまいったわけでありましたが、やはり日原の銅山、そして日原の歴史民俗資料館に、その銅山の歴史や、また銅山への動線など描いていくという、その日原という天領の地の魅力というものを出していくことが、非常に大事かと思えます。

特に、学芸員さんや商工観光課、そして日原郷土史研究会なども連携しながら進めていくべきだと思っておりますが、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘いただきました点につきましては、今年度も3年計画の最後となりますが、簡単に言いますと、「天領城下町事業」と呼んでおりますが、2つの天領と津和野地区の城下町をつないで、一緒になって伸ばしていき、観光的にも文化資産を使いながら伸びていこうということについても進めております。

今年度につきまして、特に、日原地区の案内板、史跡の説明板等の整備ということが予定としておりますので、そういった部分も生かしながら、また、にぎわいの拠点を一つのベースとしまして、そこへの日本遺産等の展示等も今後できてくるというふうに思っておりますので、そういったところを連携しながら進めてまいりたいというふうに、また郷土史研究会の皆さんともタッグを組んで進めてまいれたらというふうに思っております。

今回、郷土誌研究会さんの御指導をいただいた説明板、にぎわいの拠点が和屋さんですが、そこに川港があったというあたりも説明板を一緒になってつけさせていただいたような経過もございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問を終わり、11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時08分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序3、1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 1番、草田吉丸です。通告に従いまして、一般質問をいたします。よろしくお願ひをいたします。

今回3点ほど質問事項を出しておりますが、まず1点目でございますが、高津川のアユ対策についてであります。

本年6月1日高津川のアユ漁が解禁となりました。清流日本一を誇る高津川にとってアユは地域に豊かな恵みをもたらし、地域の人々に活気がもたらされてきました。夏を迎えたアユかけの風景は高津川の風物詩でもあります。しかし、近年、天然遡上アユの減少が続き漁獲高も激減の一途をたどっております。

天然遡上アユの減少は地球環境の変化、あるいは人工的による自然環境の変化等による要因と考えられるわけですが、漁業関係者や取扱業者、遊漁者にとっては憂慮すべき状況といえます。

対策としての放流についてはその年の漁獲高の維持につながっているというふうに思いますが、一方では当然、放流したアユは、翌年度に海から帰ってくる天然遡上アユの種も残してくれる、そのような効果があるのか疑問の声も聞かれております。また、他地域のアユを放流することでかえって資源状態を悪化させるとの意見もあります。天然遡上アユの減少に対してどう対応していくのか、大きな課題であります。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

1点目ではありますが、把握されております本年度の釣りの状況について。

2点目ではありますが、放流の状況について。

3点目ではありますが、私、質問の中で、江の川漁協ということで質問いたしましたが、これ間違いでありました。江川漁協でありますので、その点訂正をさせていただきます。江川漁協で取り組んでいるアユ種苗生産施設整備事業の概要と完成後の高津川アユ放流への影響はどのようなことが考えられるか。

4点目としまして、高津川漁協で取り組んでいる電照飼育への期待は。

5点目といたしまして、天然遡上アユの減少に対し津和野町として今後どのような対策が考えられるか。

以上についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高津川のアユ対策についてでございます。

まず、本年度の釣りの状況でございますが、高津川漁協の担当課長にお尋ねをしたところ、昨年の流下仔魚数は5億尾を確認していたにもかかわらず、天然遡上が極端に少ない状況で、ことしの漁獲量は、全体では昨年と同程度でよい状況とはいえません。柿木、匹見では40から50匹の釣果を上げる方もいたようですが、津和野町内では釣果が上がらず、アユの解禁日であった6月1日の10時ごろには釣り客の姿が見えない状況でございました。

日原の飲食店にお聞きしたところ、アユの持ち込みは現在のところ必要量届いているとのことでございました。

次に、放流の状況でございますが、高津川流域全体で112.5万尾と昨年の100.4万尾を12万尾上回っております。津和野町内では21.5万尾で、昨年の20万尾より上回ってはおりますが、昨年は町独自で7万尾の追加放流をしておりますので、昨年より5.5万尾下回っております。

江川漁協での取り組みでございますが、現在の施設の老朽化に伴い、工事が進められている新たなアユ種苗生産施設は、島根県全域に放流するアユ種苗400万尾を生産できる施設で、設計の変更や昨年7月の豪雨災害によって発注がおくれ、今年度秋に1期

工事が完成予定です。2期工事の発注は1期工事完成後となり、完成は令和2年の夏になる予定です。アユ種苗が生産され放流が開始されるのは令和3年の春からとなります。

この施設が完成することによって、アユ種苗の安定供給が見込め、追加放流も可能となる予定でございます。

高津川漁協での電照飼育の関係でございますが、電照による産卵時期をおくらせる取り組みはことしで3年目になりますが、1年目は1万5,000尾を育成して、うち4,000尾の成熟抑制に成功しております。2年目は3万尾を育成し、3万尾全て成熟抑制に成功いたしました。放流後カワウによる食害を受けてしまったと聞いております。

今年度は3万尾を育成して、カワウ飛来防止テグス設置区間を設け、監視区域内に放流を予定しているとのこと。

放流親魚、親魚でございますが、がうまく産卵できれば、仔魚の流下時期をずらすことができ、遡上数増の効果が期待できると聞いております。

天然遡上アユの減少対策でございますが、天然遡上アユの減少の要因は、議員御指摘の地球環境や自然環境の変化に伴うものもあると思っておりますが、科学的な分析はできておりません。津和野町だけの問題ではないことから、3市町と高津川漁協等で構成する高津川漁業振興協議会や益田地区広域市町村圏事務組合を通じて対処すべきことと認識をしており、本町としても積極的に問題提起をしてみたいと考えております。

また、現在の川の中を見てみますと、アユだけでなく多くの魚種の姿が見えなくなっております。この原因の一つにカワウの捕食が考えられ、猟友会の方々の御協力により一斉駆除を行っておりますが、民家近くでは駆除が行われず根絶には至っておりません。引き続き対策が必要と考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 回答いただきましたが、やはりことしのアユの状況、余りよい状況ではないということであります。解禁日の日に私もいろんなところを回ってみましたけども、やはり例年よりか人が少なかったというように感じております。私もよく匹見川のほうにも出ていくんですけど、解禁の前の晩はよくあの道路脇に車をとめて、随分多くの方が朝を待っている、そういう状況が以前は随分見られたんですけども、最近そういう状況を見られなくなっている、それだけアユは釣れなくなった、そういう状況ではないかというふうに思っておりますが。

再質問で少しさせていただきますが、これも高津川漁協が中心になってやっておられることなんで、担当課で把握されている範囲で、ひとつ回答をいただきたいというふうに思います。

最初に放流の関係であります。

ことしは112.5万匹、少し昨年より12万匹ほど上回っているという回答でありました。昨年は町のほうも7万匹、単独でやっておられるのです。それも今年度はやっておられないということで若干下回っているということでもありますが、高津川漁協が

取り組んでおる放流についてであります、一連の放流の流れというのがどういうふうな形態でやっておられるか、その辺をまずお聞きしたいと思います、よろしくお願ひします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 放流につきましては放流箇所を決めておられまして、例えば、津和野であれば、ここのセンター前とか、脇本とか、青原とか、左鑑とか、そういう箇所を決めてほぼ毎年同じ量を放流しているような形で一覧表をもらいます。ことしの場合にはトータルすると、先ほど答弁にありましたように、津和野は昨年よりも漁協の放流尾数は多かったと、全体でも12万尾でした。ふえておるといふ状況です。一昨年前は、漁協が100万尾放流した後、追加放流で、たしか12万尾ぐらい放流した年もありました。それは、放流箇所等々につきましては、漁協の理事さん等によって放流尾数は決めているようであります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） いろいろ放流の方法等について回答いただきましたが、今の放流ですが、昔はよく琵琶湖産のアユとかも入れながら放流もされておったと思いますが、最近ではもう高津川の親アユから卵を採取して育ててというような方法になっておるんじゃないかと思いますが、その辺の流れはどういうふうになっているかをお聞きしたい。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 高津川漁協では親アユから卵を採取しまして、それを受精させて生まれたアユ、まだちっちゃいアユを江川漁協のほうに持っていきまして、そこで0.4グラムになるまで育ててもらおうという流れだそうです。というのが、天然のアユも生まれたばかりの子供は海に一旦出ます。そこで過ごして川を遡上すると。それを海の環境がつくられておるところが江川漁協のその施設になるわけです。そこで、0.4グラムまで育てたやつを高津川漁協の中間育成場に持っていきまして、そこで4グラムまで成長させて放流をしておるといふ流れだそうです。

○議長（沖田 守君） 草田議員。

○議員（1番 草田 吉丸君） 流れとして、できるだけ地元の川のアユをふやしていこうというような方向で今されているというふうに思います。そのことは非常にいいことだというふうに思っておりますけれども、今、江川漁協から小さいアユをタカトダイカイでそれを育てて放流をするということなんですが、今、高津川漁協のほうで、私も少し調べてみたんですけども、飼育できる最大の量というが、大体、今、漁協のほうに12ほどタンクがどうもあります。大きいタンクがあつて、その中で一つの池で大体10万匹が育てられるというふうに話を聞きましたが、そうしますと、最高でも120万匹、うまくいって育てられるんじゃないかと思いますが、最高でも120万匹です。それで、少し関係者の方のいろいろ話を聞いてみますと、この高津川の

ような規模の河川でやはり釣りの成果がある程度上がってくる数というのが大体300万匹ぐらいが必要ではないかということをおっしゃっていました。そういうことになると、やはりここの高津川漁協だけの強化育成の放流だけではやはり少ない、そういうことがいえるというふうに思うわけですね。そこで、当然、少ないからふやしていく方向で目指さんにやいけんですけれど、津和野町として29年度と30年度で単独で追加放流を7万匹されました。その成果がどうかというのはなかなか難しいところと思うんですが、やはり入れただけはそれだけの成果は出てきているというふうに思いますが、31年度については、町としてはこれやっておられないんですが、何かその理由はどうなかなと思うんですが。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） ことしも漁協の方々と話をする機会があったんですが、昨年の皆さんに説明していたのは、放流は2年までで3年以降はしませんということをおっしゃっています。というのが、この調整というのは、あくまでも漁協がやるべきことであって、町が単独でやるというのはちょっとおかしいんじゃないのと、町のほうにとれたものが入ってくるわけではありませんし、そういう全体での調整を漁協のほうでしていただいて、放流箇所を変えるなり、放流箇所の数を調整するなり、それをやっていただきたいということは日原の理事さん方にはそういう話をしております。町長もそういう考えを持たれておまして、ことしはその放流をするとは言っておりません。漁協のほうで頑張ってくださいということは漁協の方にも伝えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 最後にその辺もちょっと触れさせていただきたいというふうに思いますが、電照飼育ということで産卵時期を少しおくらせて、水温が低くなったときに海に出てきちんと成長するような、そういうことでちょっとおくらせた形でやっているのがこの電照飼育というふうに思います。これが3年目ということでもありますけれども、これが一番成果が出ればいいんですけど、これがなかなかどうなるかわからない部分もありますが、ある程度の期待はこれしたいというふうに思っております。

漁獲高について少しやはり話してみたいと思いますが、やはりだんだんとアユの漁獲高は減少をしてくしております。高津川漁協で取り扱っているアユの関係であります。網でとれたアユ、それからさおで釣れたアユ、それから冷凍で釣れた高津川漁協に持ち込まれた量というのが少しあるんですが、平成20年で網とかさお、冷凍、それで持ち込まれた量が7.3トンほどあったということでもあります。それから、平成30年はそれがやはり2.1トンになつとるようです。特に30年度は減少が激しいようなんですけれども、これもいろんな条件があつて何が原因かというのはなかなか難しいと思っておりますけれども、いろんな豪雨災害とか、そういった影響も随分あるというふうに思

います。特に、平成27年あたりが非常に落ち込んでおりました。それから、若干回復して平成27年が1.9トン、それから平成28年が2.7トン、平成29年が5.9トンと一気に上がっているんですよ。これ何か非常に大きいアユが育って網で随分とったというような状況で、これ数量が上がっているのではないかなというふうに思いますが、昨年が2.1トンという随分下がったと、そういう状況であると。確実に、漁獲高というのは減少してきているということがいえるというふうに思います。これをいろんな対応を漁協のほうもされているようでありまして、守るためのプランということで、アユの成長環境の保全というようなことで簡易型漁法を導入する、そういったこともやって、高津川の場合はダムがないということで、ほとんど予防もいろんな頭首工ありますが、そこに設置をされているんじゃないかなと思います。アユが上がりやすい予防とかを整備するところのこと。

それから、産卵数の増大ということで産卵場を整備する、こういったことも取り組むということでもあります。非常に産卵場が今そういう環境にないという状況らしい。それから、カワウなどの外的生物をアユから守る、そういった対策。それから、漁場を冷水魚から守ると。一時、冷水ということで入りましたのでそういったことを防ぐ、こういった対策を取られているというふうには思います。この減少というのは、特に、津和野町、アユとワサビと絹の町という合併前にもキャッチフレーズをつくって取り組んできたわけでありまして。徳川無声の「これはこれ日本一のアユどころ」と言った碑も残っているわけですが、この減少というのが町の活性化、あるいは地元経済にも大きな影響を、私、及ぼすというふうに思っておりますが、今担当課はこれ農林課で水産のほうは担当されておりますけれども、商工観光のほうにも非常にそれは憂慮すべき事態ではないかなというふうにも思いますが、商工観光のほうに与える影響といいますか、そういったものがどういうふうにご考慮されるか、また、農商工連携とかといったこともいろいろやっておられるわけですが、何かそういった連携の取り組み等をされている部分があれば、お聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 商工観光課としまして、農林課とともに漁協の日原支部さんの総会、またアユ供養等には出させていただきます、いろいろ情報交換もさせていただきますというところがございます。その中で、町内、日原地区にありますアユの料亭さんあたりも支店を、東京、残念ながらお閉めになられたというようなことで、本当にその影響は大きいかなというところでは思っています。ただ、そういうことになると、逆に、今度はこちらのほうにお越しになられるという方もその意味ではふえてこられる部分があるのかなというところも持っております。石見空港の利用等もありますが、実際、石見空港で昼便で来られてアユを食べられて夕方便で帰られるという大変すごい行程を組まれる方もいらっしゃるようなこともありますので、ぜひともそういった形で今度はこちらへお越しいただくと、ほいでよりこちら

を親しんでいただくということも進めてまいるように情報発信をしていきたいというふうに思っております。

また、アユだけに限りませんが、漁協さんとも夏祭りではアユのくりこみ船を出していただいたりとか、そういうさらにはそのときとれたアユを今度は焼いて、鮎祭りの花火大会のときに会場のほうで販売をして食べていただくということで、これもすごくいい効果が出ておるといふ。またカニをもう少しブランド価値を上げてほしいというようなこともありまして、これは日原にぎわいのソフト事業がらみの中でツガニをもう少しほかの食べ方で提供できないかというようなことも一緒になって進めております。こういったあたりも今後ともにぎわいのにおいをいろいろ本格的スタートに向けてそういうあたりもうまく組み合わせたいいけないかなというところで、総体として川の恵みというものをもう少し生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） アユ、カニ、高津川にとってね、非常に大切な資源ですが、それを十分利用していくということをお願いするということになります。話してきましたように、天然遡上をふやす努力、これも期待をしていきたいというふうに思いますが、しかし、これが急激に天然遡上が回復するとは思えません。何十年かかかるそういった取り組みではないかというふうに思うわけですが、やはりこの漁獲量の減少に対応するためにはやはり放流しかないんじゃないかなというふうに考えるわけがあります。高津川漁協で中間飼育して放流できるのは80万から最高でも120万であるというふうにいわれておりますので、そしてまた、アユが釣れる川にするためには300万匹程度の放流が必要だということをお願いしております。この江川の漁協で新しい施設ができて安定した稚魚が成育するということが、それも大事だと思いますけれども、しかし、そこで量を確かにふやしても漁協でできる量というのは最高120万ということになるともう限度というわけがありますから、仮に、追加でまた別の方法で放流をしていく、この方法しかないんじゃないかなというふうに思うわけがあります。29、30年度で津和野町単独で取り組んだわけですが、私も課長が答弁されたように津和野町だけでやっていくべきものではない、高津川流域全体でやはり考えていかないとことだというふうに思います。やはり高津川漁業振興協議会、そういったところが中心になって、これは前向きな議論をぜひ進めたい、そういうふうに思います。益田市、吉賀町さん、そして津和野町、1市2町、これ負担金でも出し合いながらもやはり考えていかないと、量のかく、総括するような難しいんじゃないかなというふうに思うところがございます。単年度の取り組みというよりかはやはりもう継続してやっていかないと効果が出ないんじゃないかなというふうに思うわけがあります。今年度すぐというわけにはもう行かないというふうに思いますが、来年度からでもそういった取り組みをすれば、できるだ

け早くそういった協議をしていかないと間に合わないというふうに思っております。その辺も高津川漁業振興協議会、その中でもしっかりとそういったところを津和野町としても出していきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 追加放流のお話でございます。年間、現状で100万尾強でございますが、大体、放流の予算というのが三、四千万というふうに伺っておりますので、これを300万という数字まで持っていかうとすると、単純に考えると3倍、そうすると1億強というものがかかってくるわけでありまして。これを税金から投じるということが本当にいいのかどうかということはまた議論の余地が、当然、あるかというふうにも思っております。こうした中で、実際に津和野町としては、2年間追加放流を200万円の予算をつけてやってきたということでありまして。平成29年は、割と、私は成果が出たというふうに思っておりますけれども、去年平成30年については残念ながらその効果が見られなかったということでありまして。私としては今漁協さんに、日原理事にお願いしているのは、平成29年と30年の違いをしっかりと分析をしてもらいたいというふうに思っております。そこに、町としても税金を投入した価値というものが出てくるのではないかとこのことを言っているわけでありまして。というのも、町も税金を投じて、要は、それで漁協さんは入場料が上がったり、漁獲高が上がって収益につながるようなお話でありますので、やはり税金を投じていくという部分の意義というものもしっかりいたしていかなくやならない、そのためにもこの2年間やった追加放流のその結果を、その違いは、原因どこにあるのかというのをしっかりと分析をしていただきたい。それを明らかにしていただいた上で、それでより効果的な追加放流をやり方ができるのであれば、そこに何万尾がふさわしいかということも理解をしながら、実際に来年度以降、追加放流ができるのかどうかというのは検討していきたいというふうなのが私の思いでもあるわけでございます。次回からやるといたしましたら、もう津和野町単独というよりも益田市さん、吉賀町さんも含めた中で一緒に取り組んでいく、そういう思いであります。その中においても先ほどから申し上げておりますように、やはりこのことをまず分析をして、主体的に取り上げてやっていただくのは漁協さんであろうというふうに思っておりますので、そういう意味において、高津川漁業振興協議会は1市2町と漁協さん等々で構成しているものでありますから、一番ふさわしい会議ではないかというふうに思っております。それから、同時に益田市町村圏のこれ事務組合のほうでありますけれども、こちらも現在、この地域活性化の総合特区を展開しているところでありまして。この中において、いわゆる流下アユの仔魚数という目標数値を定めているという実際にその現実があります。このアユ流下仔魚数、平成22年度29億尾を目標では38億尾に持っていかうというのがこの総合特区の計画に盛り込まれているわけでありまして、実際、もう何年度も出ておりますように、29年度は1億尾、それから30年度は5.3億尾という

ことでありまして、目標には到底及んでいないような実績になっているということでもあります。しかし、事務組合においてもこうして特区の目標として盛り込んでいる以上、やはりそれを達成をしていかなきゃならないというそういう努力義務があるわけでございますから、高津川漁業振興協議会とともに、益田市町村圏事務組合としてもどういうことができるのかということをしっかり検討してやっていきたいと思えますし、そこにおいて、私自身もしっかり中心的な役割を担いながら何らかの対策が打てるようなそういうほうな形で進めていければというふうに思っているところであります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 清流の高津川であります。清流といえばやはりアユ、これは欠かせない資源であるというふうに思っております。若い人が踊って人々が集う豊かな高津川というものをぜひつくっていくという努力をお願いをいたしたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

行政の対応についてであります。町民からの要望、意見、苦情、クレーム等について行政としてどのような対応をされているのか。対応マニュアルや標準的な様式等は作成されているのか。このことについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、行政の対応についてお答えをさせていただきます。

町民の方からの御要望、御意見、苦情、クレーム等につきましては、その内容によって各担当課において相談、対応をしております。また、町政座談会を通して地域の皆様からの御意見や御要望をお聞きしており、これもまた、その内容によって各担当課で対応しております。

対応マニュアルや標準的な様式は作成しておりませんが、管理職を対象に島根県警察本部が主催する不当要求防止責任者講習や島根県自治研修所が主催の必須研修において、リスクマネジメントやコミュニケーションにかかわる講義を受講しております。また、選択研修として、実践クレーム対応講座等を毎年2から3名の職員が受講しております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 今回、私がこの質問をしたのは、いろいろ町民の方から話を聞くことがあるんですけども、その中に、やはり行政に対する不正、不平不満、そういったものはどっちかちゅうとそのほうが多いんですね。私も議員という立場あるんで、そのことを役場のほうに伝えてほしいという要望もあって話されることもあるというふうに思えます。普通、私ら議員も褒められることが余りありません。ようやったけと言われることは余りないですが、どっちかちゅうと厳しい意見のほうが多いんで、行政もやはりそういう立場だろうというふうに思えます。そういった町

民の声をいろいろ窓口とかで直接言われる方もありましょうし、電話で言われる、そういうこともあるというふうに思うんですね。そういった、きょうクレームという言葉だけで通させていただきますが、そういったものをどういうふうに今対応されているのかということで聞いているわけなんです、苦情というとなんとなく前のマイナスイメージなんです、クレームというとなんか要求をされているようなとり方が一般的ではないかというふうに思うわけですが、これらのことをどう捉えて、どう対応するかということが大変大事であるというふうに思います。各課で対応されているという回答でありました。統一したクレームに対する報告、あるいは記録用紙等は作成されていないという回答でありました。それぞれの各課ではいろんな対応をされているというふうにも思っておりますが、何か一つ統一した対応が必要ではないかなというふうに思うんですね。このことも間違えますと色々なトラブルになる可能性もありますし、相手を不愉快にさせるようなことになったりする可能性もあると、そしてまた、対応した職員がまた嫌な思いをする、そういったことにもつながりかねないことだというふうに思うんですね。

特に、そういったクレーム等を受けて記録をしていくということが大事というふうに思うんですが、一つ、私が一例としてちょっと挙げさせていただきたいのは、日原中学校があります、グラウンドの横を河川が流れていると、その河川に鉄骨のトラス橋がかかって、その上に床版で木が敷いてあります。その木が腐ったということで危ないということを昨年町民の方から声がありましたんで、私も担当課のほうに伝えて何とか対応できないかということで伝えました。それで、数日たって現場を見ましたら、赤いとんがり帽子がちゃんと置いてあって対応していただいたんです。その対応は非常によかったなというふうに思いますが、いずれ腐ったところの補修もしてもらえらるだろうというふうに思っておりましたけれども、1年たって、この前もちょっと現地見たんですが、当然、赤いとんがり帽子が置いてあるまんまでされておりました。まだそういったところが対応されていないんですが、こういったことでも何か記録で残しておけば、担当者がかかわるとかにしても、今こういう状況でこういう対応をしようと、今後こういう課題が残っていると、そういったことが残されていれば非常にいいんじゃないかなというふうに思ったわけでありまして。これは一つの例として言わせていただいたわけですが、あそこは中学生が部活等で野地のほうに走って行ったりするときに通る橋でもあります。町民の方もいろいろと散歩に使う道でもありますんで、担当課長がこのことについて把握をされているかその辺ちょっとわかりませんが、できればこのことはまた対応していただきたい、そういうふうに思います。これは質問事項に出しておりませんので、特に回答は求めません。

そういったことで、いろいろこのクレームに対してどう取り組みかということは大事だということで、少し私も他の市町村あたりでどういうふうな取り組みをしているのだ

ろうということで調べてみたんですが、これにきちんと取り組んでおられる市があったんで少し参考ではありますが、報告をさせていただきたいというふうに思いますが。

長野県のこれ須坂市で取り組むクレーム対応ということでもあります。クレームに学ぶ、クレームゼロ運動ということ掲げて、日本一の市役所づくりということにこれ取り組んでおられるようですが、須坂市では、クレームの定義を、市役所に原因のあることから発生する正当な苦情や要求。不法・不当といった理不尽な苦情や要求を含むものではないということで、こういった定義をしてクレームのゼロ運動、クレームに学ぶ、クレームゼロ運動というのに取り組んでいるということでありました。

この具体的な行動としては、一番目が挨拶の励行をすると、それから素早い声をかける、来られた方に素早く対応をしてあげるといことでしょうか、素早い声をかけると、それから第一に現場の確認をすると、それから期限をきちんと守るといこと、そういったことを取り組んでいるということなんですね。

それから、受けたクレームについては、担当者や担当課のみの対応で完結するのではなく、全庁的に集約するため、統一的な取り扱い手順に基づいて受け付けし、クレーム内容及びそれに対する対応を総務課に報告することでクレーム情報を集約しているということでありました。

そしてまた、いろいろとこれの実施内容ということでもあります、クレームゼロ運動ということ、クレームゼロといっても単にクレームをなくするという取り組みではありません。クレームはしっかりいただき、記録・分析した上できちんと対応していこうというものです、ということでもあります。

それから、クレームが発生した場合、どういうふうな方法で仕分けをしておられるんですけれども、提案とか要望としてのクレーム、これは記録に残して担当に伝えるということです。担当者から、担当課からこれを回答すると。それから、その場で解決した簡易なクレームで再発性のないもの、これはもうそこで終了すると。それから、市民の勘違いによるクレーム、これは説明をして理解を得る、これで終了。それから、対応する必要のないクレーム、クレームの中には非常に悪質なものもある。悪質なクレームには対応しない。それから、市の落ち度によるクレームでその場だけで解決されないもの、これについては、内容を記録して総務課長へ報告することと、あわせて町長、副町長等にきちんと報告するというような、そういう対応をとっておられるようであります。

それが取り組みをした一つの成果として、これまではクレームの対応基準がなくて個人ごとの対応で行っていましたが、取り扱い手順を定めたことで突然のクレームにも冷静に対応できるようになりましたと。また、クレームをただ単に苦情と受けとめ、何で私が言われなければならないのか、苦情を言われてしまったが、運が悪かったなどと言われて終わってしまうことはなく、クレームを業務の改善につなげるきっかけとすることが取り組まれているということでもあります、ひとつまた参考にしていただければいいというふうに思います。これは市のことですか

ら、相当なたくさんクレーム等が寄せられるんじゃないかと思えますけれども、津和野町でもそういったことは幾らかはるあるというふうに思いますので、その辺の何か対応について特に記録用紙等は残しておく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、総務課長、何かありましたら。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） まず、いろんな情報提供いただきましてありがとうございます。答弁の中では、標準的な様式の作成はしておりませんというふうに答弁をさせていただいておりますけれども、電話等でそういった情報提供、あるいはクレーム等あった場合は電話記録とりつけ表といいますか、そういった様式に定まっております、そういったものを使って上司に報告をする、あるいは起案文書、報告文書等について、そういった様式に基づいて上司に報告して情報共有を図っていくというふうな、各課によってそういった対応されているというふうに思っています。ただ、統一的な様式等は定まっておりますので、今草田議員のほうから長野県の須坂市の取り組みについて参考ということで情報提供をいただきましたので、この辺につきましてはまた内部のほうで検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） いろんな面で対応の仕方で随分違うというふうにね、町民の皆さんの信頼も向上するというようなことにつなげてぜひいただきたい、そういうふうに思います。

次の質問に行きます。

日原天文台とペンション北斗星についてであります。夜空を見上げる夏を迎えました。日原天文台の出番であるというふうに思っています。教育施設であり、観光施設である天文台を訪れる人に喜んでいただける対応が必要であると考えます。天文台の最近の来館者数と現在の人員体制、後継者対策についてお尋ねをいたします。合わせてペンション北斗星の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、日原天文台とペンション北斗星についての御質問に対して御回答申し上げます。

日原天文台は、ことし開館34年目になります。

天文台の最近の入館者数は、平成27年度は1,942人、28年度は1,985人、29年度1,730人、30年度が1,474人となっております。

職員体制につきましては、天文台が平成26年4月に教育委員会に移管される時点から天文台職員が正職員から嘱託職員に身分が変わり、その嘱託職員も採用後数カ月で退職し、後任の嘱託職員を採用するまでは日原窓口に配属になった元天文台職員が兼務する形で運営をしていましたが、その後採用された嘱託職員は、天文知識はある程度あったものの、接客や事務執行に問題があり退職をし、その次に採用した嘱託職員も平成2

9年12月で退職したところです。このように嘱託職員として採用してきましたが、それぞれ長続きせずに退職し、その後も嘱託職員を募集したところがございますが、応募者がいないため、平成31年1月からは臨時職員と元天文台職員の日原窓口勤務の再任用職員がサポートする体制で運営してまいりました。

平成30年度も引き続いて嘱託職員の退職に伴う募集を行っていましたが、応募者がなく、平成31年度より地域おこし協力隊にも募集枠を拡大していたところ、1名の応募があり、現在は意欲的に勤務されています。地域おこし協力隊員だけでは開館日数が不足しますので、協力隊員の不在の日やイベント開催時等は臨時職員1名と日原窓口の再任用職員が対応しています。

またこのほかに、来館者が集中する連休や夏休みには星空協力隊を複数人お願いし、星座解説などを行いカバーしております。

しかし、中心にかかわっています再任用職員は本年度限りでの退職を予定しているようですので、来年度以降の体制は十分な対応ができない恐れがあります。

天文台は、専門的な知識が必要であり、短期間で簡単に職員の養成もできないことから、再任用職員が退職されると職員の養成も難しくなり、対応に苦慮しております。さらに5月から勤務している地域おこし協力隊員も3年間で上限で、仮に知識が豊富になっても、その時点でまた振り出しに戻りますし、日数の不足分のカバーも課題となっています。

また、今までの経過を見ても、嘱託職員での募集には応募もなく、正職員での採用等根本的な対応が必要と考えておりますが、現在のところその見込みも立っていません。

来年度以降の職員体制は、枕瀬山全体の施設の運営にもかかわるため、慎重に検討する必要があります。教育委員会だけの判断はできない状況となっております。

今後、数年後には老朽化した施設の改修も検討することが必要と思われるので、施設のあり方を含め、町長部局とも協議してまいりたいと考えております。

ペンション北斗星につきましては、前テナントが平成29年9月末で撤退され、その後、指定管理者の株式会社津和野開発との協議を踏まえ、募集チラシやポスター配布、町や株式会社津和野開発のホームページ、求人サイトの掲載を通して公募を行ってまいりました。その結果、平成30年11月に新たなテナントを決定し令和元年5月1日から運営を再開したところがございます。

テナントとして入居された方は宿泊業の経験をお持ちの方であり、宿泊と食事の提供を行い、天文台との連携により地域の活性化につなげたいと考えておられます。

今年度の営業につきましては、準備期間として周知等に重点を置き、少しずつ本格的な営業に移行する計画を持っておられます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この天文台、ペンション等については、以前に私も一般質問でさせていただいたところでもあります。特に、最後に回答のありましたペンシ

ョン北斗星ですが、入居をされたということですので、大変いいことであるというふうに思っております。今、近隣でもいろんな施設が閉鎖をすとかそういう状況が続いておる中で、よくここにこうして来ていただいたなというふうに思うわけですが、ぜひこれからではあろうというふうに思います。

私も少し、この前ペンションに行きましたら、その方ともう1人、2人の方がおられましたけれども、非常に津和野に来てみて驚いたのは、本当に星がきれいである、こんなに星がきれいに見えたのは初めてであるということその方も言うておられました。非常にここへ来られたことを喜んでおられるんじゃないかというふうに思いますので、いろんな面で支援、協力体制もとってなるべくここで営業していただきたい、そういうふうに思っております。

天文台をこれから継続していくためにはこのペンションというのは非常に大事なもので、ペンションが閉まっておれば、やはり天文台に来るお客さんも減ってくる、いろんな面でこれ入られたということが非常にいい効果を私は出していくんじゃないかというふうに思います。ただ、天文台の関係であります、やはり特殊なこれものでありますんで、それを来ていただいた人にきちんと説明できる人、これはね、必ず1人はおらないと、来られた方が本当にかっかりする、そういう状況になりかねないんですね。今、再任用されている方が非常にその辺は詳しい方あります。その方がもう1年で一応任期が切れるということの後がどうなるのかなということが大変心配なんです、できればまだ後の人が育たないというか、おらない状況であれば、何とかもう少しそういった方に残っていただいて対応すべきというふうに思うんですね。いろんな待遇の面もあるかもしれませんが、何とか残っていただく。今地域おこし協力隊の方もどうも今は勤務をされているようですが、この方でもそういったことを習って3年後残ってあそこでやろうということにつながれば一番いいとは思いますが、もうそういう時間的にも余りそんなにありませんけ、やはりこういったことを覚えていただく期間、それまでは何とか再任用の方でも引き続き残っていただく、そういうことが大事じゃないかというふうに思いますが、その辺どのように思っておりますか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 草田議員さん言われるとおりでありますけど、今、非常に我々担当部署としては、頭を悩ましている状況であります。実際に、今、再任用の職員にも、再任用の期間はもう1年、実はありまして、再任用の期間はもう来年度までは本来はあるんですけど、本人としては今年度でやめたいというふうな思いを持っておられるということでありまして、その辺はまたこの期間をまだありますので、もう少し説得もしてみたいとは思いますが、そういった本人の強い思いがあるというところあります。でありますので、それをどういう形で引きとめるのかというのはまたそれはそれで一つの課題かなというふうにも思いますし、また違った方の職員

を張りつけるにしても一朝一夕で簡単に人材が求められるものではないなということをご二、三年の募集の中で痛切に感じている次第であります。

今回、たまたま思考を変えて、嘱託職員じゃなくて地域おこし協力隊というちょっと形を変えた中で募集をしたところ、たまたま地域おこし協力隊のいわゆる広告を見られてその中で興味を持たれて手をあげていただいたわけでありまして、そういったところでそういった職員が求められただけでも、ああ良かったなということは思っています。

それから、今回来ていただいた中條さんという方なのですが、なかなか積極的に物事を考えていただいておられまして、本当これは積極的な対応をされておるといふふうに理解しておる。この方が先ほど言われたように3年間という任期がございますので、最長3年を過ぎたときにどういう形になるかというのもまた一つの課題かなというふうな思いもあります。どちらにいたしましても、一朝一夕で解決ができることではないということと、今せつかく来られたペンションというそういった施設もありますので、全体的な施設の運営の中で天文台を外すわけにはなかなかいかないだろうというふうに思います。それから、枕瀬山もいろいろな森林の関係の行事等も含めてあります。縦なのはやはり天文台かなというふうな思いもありますので、そこらへんは教育委員会部局だけで考えるのではなくて、町全体の中で今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この日原天文台については、非常に教育施設であり、また観光施設ということで、私は津和野町にとって非常に大事な施設であるというふうに考えております。このものがぜひ継続をしていけるように最大限の努力をお願いをいたしまして、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、草田吉丸君の質問を終わり、午後1時まで休憩といたします。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序4、10番後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 議席番号10番、後山幸次であります。

一般質問を通告しておりますので、逐次質問をさせていただきます。

まず1点目、地震対策についてお尋ねをいたします。

平成7年の1月、阪神淡路大震災のとき、私は津和野町より3,000食の食料を持って、役場の職員と一緒に炊き出しに行ったところですが、今に思うに本当に悲惨な状況が忘れることができません。

あれからもう24年が過ぎました。最近、四、五年周期で日本列島至るところで地震が発生をしておりますが、平成12年の10月には鳥取県の西部地震、平成16年10月には新潟県の中越地震、平成19年3月には福岡県の西方沖地震、平成23年3月、東日本の大震災、平成28年の4月には熊本地震と、いずれも地震も膨大な被害が出ておるわけであります。

現在、人体に感じるような弱震がたびたび起こっておるわけでありますが、津和野町に残る歴史的な地震の記録は延宝4年、1676年でありますが、これは江戸時代になるそうであります。

これに、このときに発生した地震で、津和野町のお城に被害が出たようであります。そのときに津和野町で死者が7人、負傷者が35名、そして家屋の倒壊が133戸、このような地震による被害の記録が残されております。

平成20年6月、鳥取県地震の被害では、想定調査に入りますと、7地震のうち津和野町に大きな被害を及ぼすと考えられる弥栄断層帯でマグニチュード7.6の震度5から6弱の地震が予想をされております。近くの浜田市沿岸でもマグニチュード7.3が予想されておるようであります。この出典は島根県地震想定被害調査報告書によるもので、平成20年6月に出されたものであります。

津和野町も地震に備え、建築物の耐震改修促進計画が出されております。この目的及び計画期間は、目的が当然町民の生命、財産を保護し、家屋の計画的な耐震化の促進ということであります。

計画期間が平成29年度、令和7年の10年間の期間であります。対象区域、対象建築物が当然津和野町全域であるわけであります。

また、対象建築物につきましては、建築基準法の耐震基準が改正されました昭和56年5月31日以前に着工の住宅、耐震不適格建築物を優先すると、このようにあります。

令和7年度末、住宅耐震化90%に向かつての津和野町は、目標値を置いて耐震計画をされておりますが、計画時の平成28年度の状況は全戸数が約5,285戸、耐震性ありが2,733戸、耐震性のない家屋が2,552戸、これが耐震性ありが約51.7%であります。耐震性のない家屋が48.3%。

これを令和7年度に向かつての目標値を掲げておられるわけですが、全戸数が約5,285戸でありますと、耐震化に必要な建築物は約4,759戸、これが90%の目標値であります。

そうしますと、10年間で目標値をおよそ2,000戸の24戸の耐震計画をしていかなくは目標に達成できません。大変な数字であります。これを1年間に202戸、1カ月には16.9戸というような数字にもなるんですが。

津和野町の建築物耐震改修促進計画の住宅耐震化を、現状の平成28年度から令和7年までの10年間の目標値、これを90%の将来予測の集計値をと申しておりますが、現実にはこの数字は大変厳しい計画の概要と思われまます。

また、耐震計画とも関係する空き家対策は、国が平成26年の11月に空き家等の対策の推進に関する特別措置法、これは平成26年の法律第127号、空き家特措法が成立しております。

市町村の責務第5条にもこのことが記載されておるわけでありますが、津和野町も平成31年3月に空き家等の対策計画5年間を組まれておりますが、耐震計画とも関連があると思われるわけでありますが、耐震改修促進計画も現状を見ますと大変高齢化が進み、また家屋の老朽化が進んでおります中、耐震工事には相当な財政負担もかかると思っております。

耐震工事に伴う所有者の費用負担軽減の制度の構築について、大きな期待感もあるわけでありますが、現実的には津和野町の建築物耐震改修促進計画の令和1年度末まで、住宅耐震化率90%の目標に向かって、どのような年次計画を立て、どのように事業推進を図っていくのか。これについてお伺いをいたします。

2番目に地域防災計画についてお尋ねをいたします。

梅雨入りの宣言がないまま、早くも西日本では大雨が降り、6月7日には吉賀町で24時間降雨量73.5ミリが観測されました。大雨洪水警報が出された5月の29日に運用が始まった大雨洪水計画レベル5段階で、緊急避難すべき4等になった地域の広島県、山口県、愛媛県では避難所の開設がされた。このように新聞で報道されております。

そこで、津和野町の防災計画書よりお尋ねをしたいと思っておりますが、災害の種類によって避難場所も違ってきております。

1番目、指定緊急避難場所。これは学校、公民館に指定されております。これは、地震や風水害に対応できる避難場所であります。

2番目に、広域避難場所。学校グラウンド、公園、駐車場といった場所であります。これは、地震や大火災に対応する避難場所であります。

3番目に、一時避難所。集会所、自治会館、福祉センター、またお寺ですね。これやら民間の施設があります。津和野町では稲荷神社、JAいわみ支所、信用金庫等一時避難場所になっておりますが、これらの場所が、町が避難場所の開設や運営を行わない施設であると思っておりますが、一避難所に指定されているのであれば、行政は避難場所の所有者に交渉され、了解を得られて防災計画書に記載されておられるのか。どのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

また日原地区については、一時避難所についてお寺が1件も記載されておりませんが、これはどのような経緯になっているのか。津和野は全お寺が避難場所に記載されておりますが、日原町が記載されておりません。この経緯についてお尋ねをいたします。

そして、今年度防災ハザードマップが全戸に配付されましたが、これは災害対策基本法第42条の規定に基づいて毎年検討を行い、修正を加えていくことができるわけであ

りますが、今回修正され一時避難所が廃止にされたのかハザードマップに記載されてお
りません。

指定避難場所や指定緊急避難場所、広域避難場所が平成31年3月31日現在の状況
であります。一時避難所が廃止にされるのであれば、町民にはどのような周知徹底を
されるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、後山議員の御質問にお答えをさせていた
だきます。

地震対策についてでございます。

平成7年1月の阪神淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災や、平成28年4月
の熊本地震など、近年では各地で大規模地震が発生し、広い範囲で甚大な被害が発生し
ている状況です。

これら地震災害の現状を踏まえ、国においては、平成25年に耐震改修の促進につい
ての法律の見直しが行われ、あわせて島根県におきましても、平成28年度に耐震改修
計画の見直しが行われたところです。

本町におきましても、平成28年度に津和野町建築物耐震改修計画の一部見直しを行
い、地震による被害を最小限に抑えるため、令和7年度までに住宅の耐震化率90%を
掲げ、町内の住宅、建築物の耐震化対策を進めてまいりました。

具体策としまして、木造住宅の耐震改修等を実施される方に対しまして、改修費用の
一部を助成する津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金などの制度を新たに設け、耐
震化の促進等に努めてまいりました。

この制度につきましても、これまでも自治会長、嘱託員合同会議や町広報あるいはパ
ンフレットの配布などにより、町民の皆様呼びかけをしてきたところでございます。

また、本年4月から新たな制度として、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊によ
る被害の軽減及び避難路の確保を目的とし、ブロック塀等の耐震対策を実施する方に対
しまして、一部助成をする津和野町ブロック塀等耐震対策事業費補助金を設け、一層の
耐震化の促進を図ってまいります。

町といたしましても、これらの制度を活用し、国や県及び建築関係団体等と連携し、
耐震化に関する情報共有を図りながら、耐震化を推進するための引き続き取り組みを行
ってまいりたいと考えております。

次に地域防災計画についてであります。一時避難所につきましては廃止はしておら
ず、現在も津和野町地域防災計画に登録箇所を記載し、取り扱いを継続しております。

また、今後危険箇所の状況を踏まえ、登録の見直しを行う場合はありますが、現時点
におきまして、登録箇所に変更はございません。本年5月下旬に配付いたしました防災
ハザードマップにつきましては、町が指定をした避難所のみを掲載しておりますが、一
時避難所の廃止をいたしたものではありません。

なお一時避難所は指定避難所とは異なり、町が職員を配置して、直接開設するものではありませんが、一時的な身近な避難場所として、または各自が一時的に集まってから避難するための集合場所として、集会所など地域にある一定の人数が収容できる施設を登録しているものがございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 私ごとを申し上げるのは大変恐縮ですが、私が住んでおります自治会が東一自治会というのがあります。ここでこの間総会がありました。その総会の資料に一時避難所の一覧表がとじてあったわけでありましたが、これ、私の自治会では54軒あります。

そして、一法人シルバリーフがあるわけがございますが、これに全部配付されたわけでありましたが、これは避難経路の確認を平素より心がけていただくようにと自治会役員の配慮であります。

そうした配慮があったわけでありますが、その後、町から防災ハザードマップが配付されたわけがございますが、これには一時避難場所の廃止を意図したものではないというふうに答弁されておりますが、これにはハザードマップには記載されておりましたが、一時避難所が一時的な人数が収容できる施設を登録しているものとありますが、登録してあれば民間の施設と許可はいただいておりますのでありましょか。

防災計画にも日原町ではお寺が1件も避難場所に登録されておませんが、これは何か日原町と津和野でお寺は事情が違うのか。その点どうでありますか。津和野は全部一時避難所へ、お寺、それから農協ですね。信用金庫、こういうところがあるんですが、これに一時避難所にすぐ行って入られるのかどうか。

お寺は常時和尚さんがおられると思うんですが、日原ではなしてお寺をこの一時避難所に利用されないのか。その点どういうふうなお考えで防災計画がつけられておるのか。これについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 一時避難所の登録についてでございますけれども、一時避難所につきましては津和野地域で55カ所、日原地域で32カ所、計87カ所を今登録させていただいております。

その登録に当たりましては、その施設の所有者の方に了解を得て登録をしているというふうに、そういった経過があったという経過を経て登録をしているというふうに聞いておるところでございますけれども。

日原地域のお寺関係について、登録がないその経過につきましては、ちょっと把握しておりませんのでお答えできません。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） お寺やなんかは一時避難所で借りるんですから、やはり了解を得て町の防災計画の中へ載せるんですから、私は当然行政から行ってお寺

でもう皆お願いして、まして金融機関である信金とかJAとか稲荷さんとか、こういうところも避難場所に一時なっておるんですから。

やはり、行政から行って話をされて、やっぱり登録されておくべきではないかというふうに思っております。今後、いろいろまた防災計画の見直しがあると思われまますので、その節にはぜひそういうことも加味していただきたい。

それで、一時避難所が防災ハザードマップに上げていないのが大変気になったんですが、何かこれが有効に生きておるのであれば、全町民にまた知らせて、何かの形で知らせていただきたいと思っております。何かあれば。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 一時避難所の登録につきましては、これまでの経過を踏まえ、今、後山議員から御指摘をいただいたとおり、登録に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、ハザードマップへの一時避難所は登録がないということですが、ハザードマップを作成する段階で、これが今回皆様にお配りさせていただいたハザードマップですが、これを構成する段階で、この中に今いろんな情報が入ってきております。

その情報の中で、一時避難所87カ所をこの中に情報として盛り込んだ場合、非常にマップとして見にくい状況が見受けられましたので、あえて一時避難所としては登録は外させていただいて、今後また町の広報あるいは囑託文書等で、そういった情報を住民の皆様提供してまいりたいと、周知してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） いちいち文句を言うんじゃないんですが、ハザードマップにしましても地図をつけてあります。そのようなこまい地図、いちいち虫メガネで見て避難するようなことはできません。

それらは一覧表をつけていただいたら、どこの地区はどこへというふうなことができると思うんです。そういうことも考えられて、今後そのハザードマップですね、そういうことを載せていただきたい。このように強く要望しておきます。

それでは、次に総合振興計画についてお尋ねをいたします。

平成17年の9月に新津和野町が誕生したわけでありますが、そしてその明くる年、平成19年、2年後ですか。第1次津和野町の総合振興計画が策定をされております。

その策定される以前に、津和野町では昭和16年度より、島根県津和野町を縦断している県道萩津和野線があるわけですが、この改良工事を津和野町の活性化のためにと、まちづくり事業として実施をされております。

駅通りから殿町通りの900メートル間をトランジットモールという工法でやっておられます。これは、道路を歩行者と自転車と公共交通機関に開放して、町ににぎわいを創出するといったような取り組みをされた計画であります。

また、駅前通りの200メートル間は樹木も街頭の整備をされ、また祇園町通りから本町通り480メートル間はインターロッキング舗装というような舗装が、これはドイツから輸入された道路の舗装法であります。要するにピンコロ舗装という舗装であります。こういったまちづくりをされております。

殿町通りも220メートル間は御影石の舗装であります。これは車両の通行が多く、本当に損傷が激しいわけですが、土木事業所はインジェクト工法という工法で、幼花園の前、激しく傷んだところを打ちかえをされております。

こういった町の中心部の900メートル間は電線も地中化されまして、モニュメント広場、低水護岸、また石畳も施工され、景観整備も観光客の受け入れ体制も整ったところではありますが。

そうした中、平成19年度には津和野町の第1次津和野町の総合振興計画が策定されました。基本目標であります「人と自然に生まれ、温もりのある交流のまちづくり」を基本理念とされた計画であります。

町の将来構想を考えると、国の経済施策の方向に無視することはできないと、経済本位に地域振興に限界があり、町民が生きがいを持てるような社会参加を促し、豊かさを実感できる地域社会の実現が何よりも大切であると。

このことを劇場に例えると、舞台の名前は津和野劇場。背景は津和野の文化と、水と緑に囲まれ豊かな自然と、演ずるのは津和野町民であります。行政を役者の名演技を引き出すための舞台装置だとすれば、町民はステージで思い切り自己を表現する役者であります。見事なハーモニーにより会場はるつぼと化し、連日超満員の盛況を誇るといったような、このようなイメージを持って第1次計画が策定されたわけであります。

また、都市と地方の格差がますます顕在化する中で、今こそきらびやかな消費生活とは正反対な物事を想像し、生産手段に喜びを見出すことができるような地方の価値観を基本構想として津和野が策定されました。

策定されたこれが第1次津和野町の総合振興計画でありましたが、期間も平成19年度から28年度までの10年間、全期の実施事業を5年間とされ、残る5年間は展望期間とされたアクションプログラムが組まれて実施された第1次津和野町総合振興計画の10年間の計画の実施が終わったわけであります。

そして、津和野町に第1次総振の基本理念を継承しながら、第2次津和野町総合振興計画は策定されております。平成29年度より令和8年までの、これも10年間とされておるわけですが、前期基本計画は平成29年度より令和3年までの5年間とされております。

また、本計画に当たっては、平成27年度に策定されております「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」を踏まえたものであるようになっているようではありますが。

第2次の総合振興計画の第4部前期基本計画、基本目標の3、第1から第5章観光商工農林業についての活動状況について、昨年設立されました町観光協会高津川漁協外12団体による町の農泊推進協議会、このようなことも設立させて活動をされておるわけですが、これらいろいろ取り組まれておるわけではありますが、商業推進の観光統計調査票からも景気の復興が全くと言ったら語弊があるかもしれませんが見受けられません。

と申しますのが、第1次振興計画が策定されたころより、今日まで約10年間ではありますが、津和野の商店の灯がこの10年間で29軒も灯が消えたわけでもあります。そして、令和元年7月には、また7軒の商店街が閉められました。

国は平成25年に小規模企業活性化法、平成26年には小規模企業振興基本法を制定されておりますが、津和野町が創業支援事業計画に基づいて行政と商店街のワンストップ創業窓口を設けておられるようではありますが、この状況はどのようになっておるのかお伺いをしたいと思います。

このような状態が続きますと、商店の連鎖反応が起きる恐れがあります。後継者問題も大きな要因の一つであろうと思っておりますが、これまでは、これ掘割にショウブが咲き、コイは泳ぎ、この姿をテレビでも映し出されておるわけでもあります。

昨日のテレビでもそういうことが放映されておりますが、また町にはSLが走り、津和野町今昔百景図が日本遺産にも認定されておりましたが、極論を申し上げますと、観光立町津和野が衰退して、町は本当に廃墟と化すのではないかというふうな大変不安があります。

津和野町が消滅する恐れを本当に懸念されるわけではありますが、このときこそ官民が一体となって、景気回復の対応策をされるべきであろうと思っております。これについてどのような対策を講じていかれるのか。どのようにお考えを持っておられるのかお聞かせをいただきたい。

また、観光協会、商工会の会員の動態ではありますが、年度当初観光協会にしましても159あった観光協会の会員数ではありますが、これが155に減っております。これは4個廃業されております。中でも脱会された会員が17件あります。これは廃業ではないわけですが、観光協会を脱会しなければならない理由は何があるのか。これが17件あります。

そして、商工会にいたしましても、年度当初は311件あったわけですが、新規加入が4件、脱会者が10件。そうしますと、現在は305件の商工会の会員数であります。

せっかく新規に4件も入っていただいたんですが、脱会者が10件を出ては何ら効果はないような気がいたしております。まだ観光協会や商工会、非加入商店もあるので、

現在の会員の動向は申し上げませんが、年々これだけ会員が廃業され脱会されていく。本当に大変な時代になっておるといふふうに思っております。

今後も商工会、観光協会ともに年々会員の減少をたどっておる現在、町と観光協会、商工会とどのように協議されておるのか、どのような方向に進めていくお考えか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは総合振興計画についてお答えをさせていただきます。

平成29年6月に策定した第2次津和野町総合振興計画につきましては、本町におけるまちづくりの長期ビジョンであり、本町において最上位の計画として位置づけているところでございます。

本計画は、令和8年度を目標年度に基本構想、基本計画で構成しております。基本計画は、基本構想に示された施策の基本構想に基づいて取り組むべき施策を具体的に示し、組織的・体系的に推進するために定めるものであり、計画期間の10年間を前期と後期に分け、全期基本計画は令和3年度を目標年度とする5年間としているところでございます。

全期基本計画につきましては、5つの基本目標に近づき、重点施策の主要事業ごとに主要指標を定め、目標の達成に向け取り組んできているところであり、基本目標1、「ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり」につきましては、つわの暮らし推進住宅の整備により、つわの暮らし推進住宅を18戸にするなど22項目の主要指標。

そして、基本目標2、「学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり」につきましては、町営英語塾、藩校の運営などにより、津和野高校町内生徒進学率を55%にするなど7項目の主要指標。

そして、基本目標3、「働くことを学び喜びとし豊かな産業を育てるまちづくり」につきましては、雇用対策により津和野町無料職業紹介所、求人情報の年度内登録数を55件にするなど、20項目の主要指標。

そして、基本目標4、「助け合う心を大切に、明るい家庭や地域をつくるまちづくり」につきましては、人権同和対策の推進により人権同和问题講演会の回数を5回にするなど、16項目の主要指標。

そして、基本目標5、「多くの人々と交流し、開かれたまちづくり」につきましては、国際交流の推進により津和野町国際交流協会の会員数を100人にするなど、1項目の主要指標。

計画実現の方策につきましては、情報化の推進により町内における超高速通信網の整備率を100%にするなど7項目の主要指標の計73項目を定め、事業の推進を図っているところでございます。

これらの主要指標における推進の評価につきましては、行政評価制度を活用することとしており、平成30年度には町内で実施委員会を組織し、講師による研修会を行った

ところです。今年度は主要指標73項目のうち3割を目標に評価検証を実施してまいりたいと考えております。

また、平成27年度に策定した「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」につきましては、人口減少に歯どめをかけるとともに、地域で住みよい環境を確保する施策を総合的かつ計画的に実施するために、若い女性が住みたいまちづくりを基本視点として、「定住の基盤となるしごとをつくる」「津和野に回帰するひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえる」「地域と連携し、住みよい町をつくる」「未来の津和野を担うひとを育てる」を5つの基本目標として、活力あるまちづくりに取り組んでおります。

それぞれの基本目標を実現する具体的な施策や事業については、津和野町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会において、指標の実績値、事業の現状に対して把握している課題、今後の方向性と改善点について各事業の担当課長より説明し、産業界、行政機関、教育機関、労働団体、メディア等で構成された委員による事業の評価検証を実施しております。

平成29年度の検証結果としまして、基本目標「定住の基礎となるしごとをつくる」を例に申しますと、具体的な施策の10項目のうち委員からの意見で重点的に継続するとあった項目は、商工業の担い手となるべき人材の育成と確保、観光産業の振興、就業の促進、創業支援の4項目でございました。

現状のまま継続するとあったのは、IT産業を軸とした雇用の創出、医療・福祉・介護現場の人材の確保、農業の魅力を高め担い手の確保、美しい森林と安定したしごとをつくるの4項目でした。

内容を見直しながら継続するとあったのは、介護福祉士についての人材育成と支援の促進の1項目であり、終了完結するとの意見があったのは、地域医療視察ツアーの実施の1項目でありました。今後につきましても、各分野における専門的で幅が広い視野からの意見を集約した上で、事業を推進してまいりたいと考えております。

議員御指摘の倒産・廃業等の増加は、町としても極めて強い危機感を抱いているところです。町として津和野町商工会を通じてその原因を調査しておりますが、その結果は高齢による事業継続の断念、また後継者の不在が原因となったものが2件、倒産等営業不振によるものが5件となっております。

町では、県内でもほかに先んじて事業承継に関する生活費助成等の支援策、包括的な商業支援策、空き店舗活用に対する支援策、固定資産税の減免制度、利子保証料補給を行う金融支援策など多面的に商工業事業者の支援を実施してまいったところです。しかしながら、全国的にも地方経済は厳しい状況にあり、津和野町商工会でも、今後も廃業等の発生は避けられない状況であるとの分析でございます。

島根県が発表した事業所統計の最新のデータによると、小売業事業所の減少率は、平成26年と平成16年の比較で県全体としては9,927件から6,621件、マイナス

の33.3%。津和野町では、189件から108件、マイナスの42.9%となっており県内町村と同様の傾向にあります。

町では、事業承継を担う集落支援員1名を配置して、親族または第三者への事業承継を促すべくその対策に当たっておりますが、現状を踏まえたと予断は許されません。

今後は、それに加えて関係各課が連携をし、空き店舗・空き家等の活用がより容易になる施策を検討実施することで、町内外から新たな企業を促す必要があると考えます。

時代の移り変わりの中で情報通信改革や物流の発展等の社会環境が急速に変わり、住民の生活様式や消費動向は大きく変化してまいりました。特に商工業の分野は施設の大型化や安売り競争の激化、インターネットでの買い物等、住民の消費行動が町外へ移るなど劇的に変化しているところであり、そうした中で本町のような中山間地域の経済を維持発展させていくためには、観光の振興とともに時代に即したきめ細かい商工業支援が必須と考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 先ほどもちょっと触れておきましたが、平成30年度の6月の27日に、津和野町に農泊推進協議会なるものが設立されております。

これは、新聞紙上にも、新聞でも大きく報道されたわけですが、これは町長が会長に就任されておられるわけですが、町観光協会高津川漁業会等12団体で設立をされて、委員も15名ぐらいおられるようですが、この事業計画も確認されて、9月より活動が実施される予定でありましたが、これも事業費も1,760万円ですか。国の交付金から町から借りられる880万円、活動費であります。

これは、実証実験など2年計画でやられるようではありますが、これがもう1年も過ぎています。観光客の長期滞在につながる町歩きや農林漁業体験で農泊をふやす事業のようではありますが、これまでの実績・経過と現状についてどのようになっておるのか伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 農泊事業につきましては、直接的なものとしましては、日原のにぎわい創出の拠点のハード整備のほうに対しまして、カフェ等々の財源として、まず2,000万円という数字をいただいております。

その上でソフト事業、先ほど議員から御指摘ございました1,700というのは、事業主体がその農泊の推進協議会になりますので、年度の最後でお金が入ってくるものから、1次借りとして1回800万円程度を町からお貸しした上で最終的に戻してもらうという経過が必要になってきますので、予算が倍になっておりますが、ソフト事業がおおむね800万円ということで進めさせていただきました。

昨年は農村地域、津和野地域も農村地域として捉えるということで、純然たる農家への民泊ということではなくて、例えば津和野の場合でありますと、町家ステイとか、そういった当時は柚の里もあったわけなんですけど、当初は。

ちょっとそれがなくなった部分は、ちょっと計画的にはちょっと痛い部分があったんですけど、そういうところに泊まった上で農村体験をしてもらおうというようなことで、いろいろモニターツアー等もかなりの数実施をさせていただきました。

文京区との関係がある中で、文京区の飲食店関係の皆さんにお越しいただくとか、文京区のちょっとアップナーな富裕層の方にお越しいただいて、いろんな地域の食材を食べさせていただくようなツアー、さらにはフランス人の団体にアプローチをしまして、フランスの方に来ていただいて、インバウンドとして津和野を体験していただくようなツアーをいろいろ体験をしていただいたところでございます。

今後は、その中で一部つわの栗の再生プロジェクト等にも財源を充当させてもらっておりますので、今後はそういったところを生かして、これを形にしていくように持っていきたいというところでございます。

今後は、そういった津和野の体験、来ていただいた方にはインバウンド等についても、城山に登るのも大変、城山とかは興味深かったとか、いろんな御意見もいただいております。そういったところを生かして、これを形にしていくことを、今後関係団体とも相談して、2年目の中で何らかの成果を見せていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 商工観光に対するいろいろな事業も取り組みも、行政もされておるわけですが、こういったものが目に見えるような、されていかないと全く意味がないと思います。

私らもこの事業が、「農泊でふやせ人口交流」というふうな見出しで出ておりましたので、これはやっぱり農業と大いに関係があるんだろうというふうに思っておったんですが、そういったことを含めていろいろな業種と一丸となって、今、この津和野町のこの衰退を一日も早く復活させていただきたい。このように強く希望いたしまして質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、10番、後山幸次君の質問を終わり、ここで2時まで休憩いたします。

午後1時46分休憩

.....
午後2時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 議席番号3、川田剛であります。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、商工業についてであります。

町内の事業者が相次いで廃業しておられます。町当局として、この廃業の原因は把握されているのかお尋ねをいたします。

昨年の西日本豪雨災害の影響もあったと思われませんが、津和野町には観光地があり、交流人口がある観光業は、観光入り込み客数に大きく影響されるので、入り込み客数の増加が急務であると考えます。

津和野町観光協会の本年度のビジョンは、インバウンドの倍増、1,000人から2,000人に、リピーターの増、年間を通じてのキャンペーンとプロモーション、イベント中心の観光からの脱却を掲げられておりますが、町の所見をお尋ねをいたします。

町内事業者には観光客の恩恵を受けない事業者も当然あり、地域の暮らしに密着した事業では、ロット数や高齢化、事業承継、販路縮小等さまざまな課題があります。このことについて、町の所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。商工業についてでございます。

津和野町では、今春以降7件の倒産、廃業があり、本町としても極めて強い危機感を抱いているところです。関係機関を通じてその原因を調査した結果では、高齢による事業継続の断念、また、後継者の不在が原因となったものが2件、倒産等営業不振によるものが5件となっております。住民生活、さらに観光を初め地域経済全体に対する影響は、深刻な状況であると認識をしております。

議員御質問の、一般社団法人津和野町観光協会のビジョンについてですが、令和元年5月29日に開催された町観光協会総会で承認されたものです。この中で、令和元年度の事業計画については、「交流人口をふやし、会員と津和野観光全体の発展と繁栄に貢献する」をビジョンとして掲げ、2019年から2029年の10年間で事業計画を実施していくものと認識しております。

この理念については、本町が平成29年3月に策定をした津和野町観光振興計画に掲げた「「また来てみたい」観光まちづくり」と目指すべき方向性は同様であると認識をしております。本町は同計画の基本方針として、インバウンドも含んだ観光客の満足度向上、戦略的な情報発信強化などを掲げており、同観光協会が理念としたリピーター増を目指し、年間を通じたキャンペーンとプロモーションを行い、イベント中心の観光から脱却するという方向性は、同計画の基本方針とも合致しております。本年、乙女峠に係る列福調査が正式に認められ、インバウンドに関する環境が劇的に変化する可能性が見え始めてきました。本町としても、同観光協会を初め、町内外の関係団体と引き続き協力をしながら、ハード整備も含め、魅力ある観光地づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、商工業全体に関しては、津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、県内でも他に先んじて事業承継支援策、包括的な個別商業支援策など実施してきたとこ

ろです。また、空き店舗活用に対する支援策、固定資産税の減免制度、利子・補償料補給等の金融支援策など多面的な支援を充実してまいりました。

その上で、廃業の原因に高齢による事業継続の断念、後継者の不在が挙げられることから、親族、第三者への事業承継をきめ細やかに支援してまいりますとともに、廃業による空き店舗、空き家ができたとしても、新たな店舗に活用しやすい施策を検討、具体化することで起業を促し、地域経済の維持を図っていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 御回答いただきましたが、再質問をさせていただきます。津和野町の事業者の中で、観光業に関するものとそうでないものと、大きく二つに分けて質問をさせていただきたいと思います。

まず、観光の部分で質問をさせていただきます。

このたび、この観光協会の総会、商工会の総会が行われまして、明るいニュースもありながらも、一方で、やはり暗いニュースというのがどんどん広がってきたわけでありますけれども。この観光についてソフト面でいいますと、やはりこれは町当局というよりは、観光協会が主体となって進めていくのが一番の理想の形だと思っております。

じゃあ、町の役割としては何かというと、それを支援をしていく、またハード整備をしていくといった部分が重要なところだと思っておりますけれども。答弁にもありますように、「ハード整備も含めて、魅力ある観光地づくりに取り組んでいく」と。これは当然のことだろうと思っております。これまでもW i - F i 環境の整備ですとか、さまざまなハードの整備というのは行ってきたと思っておりますけれども、このたび改めまして、その観光協会の総会において提言を受けた中で、それはそうだなと、当然のことであろうと思った意見がありましたので、御紹介させていただきますけれども。

まず、電柱ですね。殿町のあたりは電柱がなくなって、無電柱化、地中化しております。あの環境っていうのが、観光地にとって最も魅力のあるものなんだと、それを津和野町全域に、今後は、今ではなくとも広げていくという方向性を持って行ってほしいという思いを聞きました。やはり、この観光地とうたっている以上、無電柱化している殿町通りや本町通りの町並みっていうのは、本当に空がきれいに見えております。やはり、電柱がある町並みっていうのは、写真映りも余りよくなかったりとかしますので、そういった意味でも、この町全域——伝建地区のみならず——にそれを広げていくことよっての、津和野の魅力アップにもつながっていくのかなと。

こういった計画づくりをお願いしたいというのが1点と、空き家にも当たるんではないかと、空き地であります。

具体的に提案を受けたのは、郵便局前に空き地ができて、そこにパーティションがあったらっていう思いでの発言だったようなんですが、そこだけではなくて、町のその景観を考えたときに、空き地、隠す必要があるものがあれば、パーティション、何か、どういった材料がいいのかわかりませんが、景観に見合ったもので、それを隠すこ

とでの景観維持につながるんじゃないかというふうな提言も受けました。それももっともなことだろうと思います。これも、土地というのが、もちろん町所有のものでもありませんし、どなたが持っておられるかわからないところもあると思いますけれども、そういったところを観光協会なりは難しいと思いますので、支援策としてできないかなと思ひまして、まず提案をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、電柱の地中化につきまして、直接の担当ということにはならないかもしれませんが、確かに魅力ある観光地をつくる上では、あぁいったそれがないということは、大変、環境的には向上するものだというふうには考えます。

ただ、今回、駅前改修等でも、ちょうど駐車場の位置に、電柱の地中化をした最初のスタート地点がありまして、これを今回、若干移設する必要があるんですが、この際にかなり多大な経費がかかってくるというようなこともございますように、電柱の地中化というものは、かなりの費用がかかってくるというふうに認識しております。そういった部分を、町の財政としてその部分をどのように負担するかという点はあるかもしれませんが、中国電力、それぞれ電力会社等の対応がどうなのかというようなところも、具体的には、今のところまだこちらとしても検討しておりませんので、そういったところも踏まえて、少し調べてみた上での話ということになるかと思ひます。単純に町が負担でやるということになると、かなりの財源負担ということになるので、一朝一夕にはなかなかいきかぬのかなというところがございます。

それから、空き地に対するパーティションの問題ですが、議員もおっしゃいましたように、当然、私有地でございますので、地権者の方の同意がなくてはなり得ないことだというふうに思っております。そういった部分にパーティションが置けるかどうかというようなこと、また、それに対する、やはり同様に費用ということも出てくると思うので。観光協会の総会でそういった、その後の席のことかもしれませんが、あったということでございますので、状況等もまた確認して、少し話をしてみたいというふうに思ひます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） それと、観光と、これは観光じゃない場合もそうなんですけれども、このたび導入しました周遊バスの関係もでございます。残念ながら、きれいなバスで、本当にかわいらしいラッピングされたバスが町内走っているんですが、やはり聞こえてくるのは、「誰も乗っていないじゃないか」という厳しい御意見もいただいております。いろんな法のくくりがあると思うんですけれども、このバス、町営バスもあり、民間のバスもあり、観光バスもある中で、ずっと昔から、津和野町の周遊バスっていうのは構想の一つとして上がってきていると思ひます。やはり、この構想を、デマンドっていう方法は難しいのかもしれませんが、やはり今後、医

療の部分もそうですし、買い物もそうですし、観光もそうですし、決まった時間に回るのも十分必要なんだと思うんですが、やはりそれでもスーパーの前とか病院では、バスを待っておられる高齢者の方、観光で随分暑い中、森鷗外旧居まで歩いていらっしゃる方も見受けられます。これを解消するには、やはり町内の周遊バスっていうのを、いろんなハードルがあると思うんですが、ここをクリアしていかなければいけないと思うんですけれども、町の見解をお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 石見交通と協力をしながら、津和野町においては、野広から堀庭園まで、今回、日曜・祝日等も含めて、石見交通のバスを走らせていただいたと。私どもが最初考えたのは、周遊バスという御意見あるんですが、それだと経費的なもの、そういったものがかかり過ぎるということで、町営バスと、それから石見交通の複合型のバス路線ということでバスラッピングも協力していただいて、石見交通と町営バスで今のダイヤをつくり上げたということでもあります。

私どもが今担当している地域公共交通というのは、定時定路線、自家用有償運送という形の中で、地域公共交通会議で、そういった部分についてはバス事業者の皆さん、住民の皆さん等ともお話をしながら、中国運輸局の松江のほうに届け出をいたしまして、認めていただいているバス路線ということになります。

周遊バスでいうと、そういう定時定路線というような地域公共的的な枠組みで話ができるかどうかちゅってところが1点あります。それと、やはり観光的な部分でいうと、一般の貸し切り運行というような形の中で、バスを走らす方法もあります。

そういったことで、走らす中でいうと、そのバスの事業者に対して運行経費をどのぐらい払うかということになりますので、今現状は、民間のバス会社と町営バスがそれぞれの時間帯に走ることによって、ある程度、利便性を今回確保させていただいたということではありますが、先ほどの議員の御指摘の周遊バスということになれば、それぞれの貸し切り運行等の手続等も踏まえて、事業費をどのぐらいで積算して、こういう事業ができるかということ。ここが一番課題になるかと思えます。あとは民間事業者のほうに業務委託をするなりして、そのバスを運行するというようなことにもなろうかと思いますが。そういったところが経費的なことを含めて、今の形に現状はなっているということでもあります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 確かにハードルが高いのは十分わかるんですけれども、やはり投資する以上は利活用、小さなお金を使って大きな効果を生まれるように、バスの利用客がふえるような努力をお願いしたいと思います。

観光も商業もそうだと思いますけれども、一方で、このたび10月に増税ということで、今、盛んにレジの補助金がついていうので、ラジオCMなんかでもやっておりますけれども、小規模な店舗からすると、レジ1個を導入するのもものすごく多大な、幾

ら補助金があったとはいえ、そういったレジを導入するっていうのは本当に大きな設備投資になっていくと思いますし。また、現在、現金払いっていうのが、この津和野町では当たり前かもしれませんが、観光客の方、特に都会から来られる方っていうのは、現金を持ち歩かないというようなことになっているようであります、一時期はE d yといったようなものがありましたけど、今では完全にペイペイですとかL I N Eペイですとか、そういった新しい形の電子決済が国を挙げて推進されていこうとしております。

そういったときに、そういった設備を1店舗だけで導入するとなりますと、これ、多大なお金だと思うんですが、こういった10月に合わせて、いろいろ決済方法とか、その税務的な部分の勉強会などは行われているとは思いますが、そういった新たな設備投資に向けて、こういった措置ができるのかなど。これが個別的商業の部分で対応できるのかどうか。また、その1店舗ずつレジを導入していくのか、それとも小さな、商工会に入っていらっしゃる皆さんの中で、同時に多くのレジを導入することによってコストの削減など、そういった部分ができないのかっていうのがお尋ねと、それと、やはり苦しい中で、一番、利子補給っていうのは助かる部分だと思うんですが、これは以前も同僚議員もおっしゃってございましたけれども、商工業協同組合のこの利子補給に関しても、やはり導入すべきではないかと。津和野町の経済、疲弊している中で、この利子補給の範囲の拡大についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘でございました、レジ及びクレジットカードのシステムの導入等につきましてでございますが、昨今、町内金融機関さんのほうが、当初、「導入するシステムについて、全部無料で提供します」ということで、勧誘をずっと始められました。そのこともあるのと、町としましても、商工会と一緒に個別商業包括的システムで、議員御指摘のとおり2分の1補助というようなことも積極的に取り組んでくださいということを、いろいろ商工会を通じてお話もしております、そういった部分もあってだと思っております。先ほど議会が始まる前の、こちらの内輪話のようなときに、日原地区においても導入された方がいらっしゃるというような、飲食店でという話も聞いておりますし、徐々に伸びておるのは事実でございます。これは、数字的にも上がってきておるところでございます。

ただ、確かに商工会全体として取り組んで、ロットで要はやって、ぐっと1台当たりの経費を落とすというのは本当、これ、やり方としてあるのかもしれませんが、それあたりについては、具体的にはまだ対話ないと思いますが、商工会あたりとも、ちょっと御指摘あった点については、今後、話をしてみたいなあというふうに思っております。

もう一つは何だったですかね。（「商工業協同組合の利子補給」と呼ぶ者あり）

利子補給の関係ですね。利子補給については、津和野町としますと、制度融資を中心にスタートしたところでございますが、その後、まだ県内でも全てではないと思います。

まだ半分はっていないかもしれませんが、その後、町としましては一步踏み込みまして、いわゆる日本政策金融公庫、国金のマル経と言われます融資制度がありますが、これについては、少額でかなりの町内事業者さんも融資を受けているところが多いのですが。制度融資自体は1回借り入れると、なかなかその後、2回目ということになると、巻き直しという、いわゆる切りかえをせん限りはふえてこないんですけど、若干、そういうことで利子補給もとまっていた時期があるんですが、その後、津和野町は一步踏み込んで、日本政策金融公庫、国金のマル経も対象としますよということをしてまして、また、融資に対する利子補給がぐっと伸びてきた経過がございます。そういったところでは、一步踏み込んだ措置はしておるところでございます。

ただ、協同組合の件になりますと、事業者の中のお声を聞く範囲ではでございますが、なかなかさまざまな御意見がございまして、やはり制度融資的なものと違って、明確な生活費のうち等の区別がつきにくい部分というようなことも、若干お聞きをしております。私自身がその内容を十分確認はできていない部分もあるかもしれませんが、そういったところでなかなか慎重論もあるところは、正直なところでございます。現時点では、国金までは含めてやらせていただいているというところで、御理解をいただけたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） できましたら、そういった拡大することで町内の企業の維持に努めていただきたいと強く思っておきます。

それから、これから始まります日原賑わい創出関連でございます。日原の中心地においても、さまざまな事業が展開される中で、店舗の逸失と申しますか、中心街がさま変わりしていく様子になっているようでございます。一方で、日原賑わいができ上っていった、日原地区が活性化していくんだと。聞こえはいいんですけども、「一方で」という話のほうが根強くて、その中で、日原中心地とこの賑わいとの関連ってというのは、どのように考えておられるのかをお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今回の賑わい推進の拠点をつくるということは、事の発端というのが、とにかく日原の中心商店街の衰退が著しい、何とかならんか、何かできんかっていうところから、空き家を活用したというような動きと相まって、有志の皆さんの集まりから起きてきた経過がございます。一丁目一番地が、とにかく商店街の活性化というようなことでございますんで、今回、あの拠点ができて、拠点だけが何かにぎやかであればいいということではございません。

そういったことで、7月からプレオープン、ずっと9月にかけて2カ月間ぐらいの期間で、いろいろオープン行事ということにさせていただこうと思っておるんですけど。その中でも商店街と連携をするようなことを、今、オープン時の飲食のブースがつくる部分には、皆さん出てくれませんかというような、要はそういう話も持ちかけていたり。

今回、その賑わいのホームページができ上るんですが、その中では当面、飲食店が中心ですけど、各店舗のお料理とかの写真も全部いろいろ撮らせていただいて、賑わいのホームページに来ていただくと、バナーを押すと、それぞれの飲食店の情報も得られるよってというようなことも設けて、とにかく町なかを回ってもらおうってというようなことも積極的に進めたいということで、そういった準備もしておるところでございます。

とにかくあそこで集まったお客さんが、じゃあ、ちょっとそこへ寄っていきこうってというような、商店街のお店で何か買って帰ろうってようなことを、いろんな細かな情報も発信するような形で、とにかく一緒になって盛り上げていきこうという思いで進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 空き店舗の活用の部分でもそうなると思うんですけども、あるべきものといいますか、この地域に行ったらあるべきものがないってというのが、一番の寂れていくような感じなのかなと思ってまして。観光地に行ったらソフトクリームが食べられるとか、日原の町並みを歩けば、何か温泉がありそうだなといいますか、ここに行けばこれがありそうっていう部分で、何か欠けているんじゃないかなと思っております。

ですので、空き店舗活用の部分でいろんな意見を出していただいて、個別商業ですとかいろんな、Iターンの方々の力もかりながら活性化していただくことを願って、ちょっとまだ言いたいことはあるんですけども、時間がありますので、努力していただければと思います。

では、ちょっと次の質問に入らせていただきます。地域おこし協力隊など非常勤の職員についての質問であります。

地域おこし協力隊は全国で展開されていますけれども、中でも津和野町は全国で5番目に地域おこし協力隊を受け入れている自治体でもございます。

今では各地の地域おこし協力隊の活動や成功事例、それに伴う地域の活性化等がメディアで発信され、自治体における協力隊の存在価値というものが高まってきているように見受けられております。

一方で、各地で地域おこし協力隊の扱いについて課題や問題が出てきておりまして、退職された隊員ですとか既存の隊員の方々が問題を訴えられていると。みずからSNS等で発信することで、この地域おこし協力隊制度そのものがブラックな制度であるというような印象を与えているような発信も見受けられております。

地域おこし協力隊制度は、全国同じ制度のもと展開されているようにも思いますけれども、実際には職員としての扱いが、隊員が持つ能力や自治体とのかかわり方などにより、一般職の非常勤職員、特別職の非常勤職員、委託契約等に分類されているようであります。まず、津和野町においては、地域おこし協力隊はどの職員に当たるかをお尋ねをいたします。

また、地域おこし協力隊は、正確には非常勤の職員という扱いになり、つわの暮らし相談員や集落支援員と同じ別表中に列記されておりますが、この別表の中には教育委員や選挙管理委員、農業委員、監査委員などがあります。地域おこし協力隊員や集落支援員の勤務形態は労働者と判断されるもので、他の「〇〇委員」というものとは異なる業務と思われませんが、いかがでしょうか。

また、非常勤職員に対し、年次有給休暇や産前産後休暇、育児休暇、介護休業、看護休暇等さまざまな休暇がありますが、この取得は制度化されておりますか。これについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域おこし協力隊など非常勤の職員についてお答えをさせていただきます。

津和野町では、総務省が推進する地域おこし協力隊や集落支援員の制度を活用して、それぞれの隊員や支援員の専門性を生かして、地域の活性化や観光振興、農業振興、林業の推進や教育振興などの分野で、課題解決の取り組みを進めているところであり、6月1日現在、地域おこし協力隊21人、集落支援31人を配置しています。

御質問の地域おこし協力隊の任用につきましては、地方公務員法の第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員としております。特別職非常勤職員は、主に専門的な知識経験等にみずからの学識や経験に基づき、公務に参画するものとされ、教育委員や選挙管理委員などが代表的な職として挙げられるものと考えております。

勤務形態については、週4日、月16日を基準とし、報酬は、地域おこし協力隊及び集落支援員制度の基準である、年額200万円を超えない範囲の月額16万6,000円です。

地域おこし協力隊及び集落支援員は、委員などの職務とは性質が異なるものの、現行の地方公務員法では事業の継続性や、地域や人とのつながりをつくる上で、柔軟性のある任用形態と考えているところです。

議員御指摘の休暇につきましては、現在は付与されておりませんが、本人の都合により月16日の勤務ができない場合には、前後の週または月で勤務日を調整することを許可しているところです。

国において、改正地方公務員法が令和2年4月1日に施行され、特別職の任用が厳格化されます。改正法では、特別職非常勤職員の範囲を、本来想定する専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行うものに限るとされ、地域おこし協力隊員及び集落支援員は、原則、一般職の会計年度任用職員として任用することが適当となっております。これに伴い、当町といたしましても年次有給休暇等の付与について検討しているところでございます。

また、会計年度任用職員は、その任期を1会計年度内としております。再度の任用につきましては、会計年度任用職員としての身分及び処遇の固定化などの問題を生じさせ

るおそれがあることに留意する必要がある、特に制度上任期がない集落支援員については、任用期間が長期になる場合もあることから、法改正にあわせて任期を最長3年程度として、必要に応じて業務の見直しを行うことも検討をしております。

地域おこし協力隊及び集落支援員の取り組みは、地域課題の解決や活性化、集落の見守り等の問題にかかわる取り組みとして、その重要性を認めているところでございますが、現行において制度が不明確であり、各地方公共団体によって、任用・勤務条件等に関する取扱いがまちまちでありましたが、今般の地方公務員法及び地方自治法の改正により、統一的な取扱いが定められ、地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の適切な運用が確保されるものと考えております。

今後につきましては、島根県しまね暮らし推進課や庁内、総務財務課等関係各課と連携、協議の上、現在の予定として令和元年9月をめどに、本町としての任用・勤務条件等に関する取扱いを定めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 地域おこし協力隊ということだと思いますと、集落支援員、つわの暮らし相談員も同じことだと思うんですけども、地方公務員法の第17条に規定されているのが一般職の非常勤職員で、地方公務員法第3条第3項第3号に規定されているのが特別職の非常勤職員だということ。

津和野町の条例、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例に記載されている、この中に別表っていうのがあるんですが、教育委員から始まりまして、ずっと並んでいまして、その中に地域おこし協力隊、つわの暮らし相談員、集落支援員も入っているわけなんですけれども。

この中で、先ほど、集落支援員、つわの暮らし相談員という部分で、柔軟性のある任用形態であるということではあるんですけども、それと特別職っていうのが、整合性がとれるのかなといった場合に、集落支援員が扱っていることですか、それから、つわの暮らし相談員が扱っていることっていうのは、これは特別職の非常勤職員っていうことになれば、守秘義務が発生しないというふうに解釈しております。一般職の非常勤職員であれば、これは守秘義務が発生すると。つまり、現在、守秘義務が発生しない中で、特別職として扱っているという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおり、特別職の非常勤職員ということで、地方公務員法第3条第3項第3号に該当すると。この職については、地方公務員法適用外の職ということで、地方公務員法に定めるその特別職については、そういう取扱いがなされているということでありまして、議員御指摘のとおりだということに考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） それと、年次有給休暇等の付与について、これは会計年度任用職員になって、その後、それに伴って付与について検討していくということなんですけれども、現在は有給休暇等そういったものは取得できないということなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今現在のところ、平成24年から、この制度自体は津和野町として職の設置をさせていただいております。この中で、週4日勤務というような特別職の非常勤職員扱いということで、年次有給休暇については付与をしていない状況にあります。

先ほど御質問のあった、秘密を漏らさないとか、業務上の秘密というのはそのまま自分自身の中に入れておいていただくような、そういう取り扱いについては、今回、会計年度任用職員になったときには、そういう制限がかかってくるということになるろうかと思えます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 僕、ちょっと調べさせてもらうと、特別職の非常勤職員っていわゆる、教育長、横におられますんで、教育委員会ということで使わせていただきますと、特別職の非常勤職員に教育委員というのがおられます。教育委員という方が、教育長はほぼ教育委員会なりいろいろしていると思いますけれども、他の教育委員の方々は別の仕事をされていたりとか、そういった方々が休暇をとるっていうのはまたおかしな話だと思んですが、一方で、地域おこし協力隊員や、つわの暮らし相談員、それから集落支援員っていうのは、これは特別職っていうのは町が言っているだけであって、基本的には、上司の命令に基づいて仕事をされていると思うんですよ。特別な何か能力を持たれていて、業務をされていないっていうことは、これは労働基準監督署の管轄になって、労働基準法の適用になって、年次有給休暇の取得は義務ではないのかと思うんですけれども、その見解はいかがなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 特別職の非常勤職員ということで、今回、採用に当たっても、任用についても、年次有給休暇はないというような形の中で、集落支援員についても、地域おこし協力隊員についても、そういうお知らせをさせていただいているところであります。

議員が御指摘のように、今回、制度がもう8年ぐらいになりますけれども、一応、毎年、更新をされるあるいは新しく入られる方については、そういった地域おこし協力隊あるいは集落支援員の皆さんに対して、御説明会というのを設けております。その中で出た意見というのは、やはりそういった労働基準法に基づく年休の取得というのはどうなんでしょうかということについては、ことし、そういう御意見を初めていただいたということでもあります。

私どもの回答としては、きょう、町長申し上げたように、解釈として特別職の非常勤職員ということで、年次有給休暇の付与はありません。ただ、改正地方公務員法ということで、会計年度任用職員という制度になりますので、来年4月1日からは年次有給休暇が、これは一般職の非常勤職員、パートタイム労働者というような扱いの中で総務課等と協議をしておりますけど、1年目については10日程度の年次有給休暇が付与されるものというふうに、現状のところでは考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） これは、すごく問題だと思ひまして。それに納得されてこの町に来られたんだったらいいですが、年次有給休暇ない中で、家族を伴われてこの津和野に来られた方々。休暇がとれないということで、育休はもちろんとれると思いますが、産休がとれないですとか、病気の特別休暇というものがとれないというようなことになってきますと、じゃあもう、この津和野町にいられなくなるという状況が生まれてくると思ひます。集落支援員の方も、つわの暮らし相談員の方も、地域おこし協力隊員の方も若い方が多いわけなんですね。ですので、そうすると必然的に、御両親の介護だとかそういった部分も見なければいけなくなったりですとか、そういった場合でも有給がとれないとなりますと、この16日間勤務のうちの欠勤扱いになってしまうのではないかと。もしかすると、状況によってはやめなければいけない。そういったところで、この特別職っていう部分を強くおっしゃるのであれば、地域おこし協力隊の受け入れに関する手引っていうのがありました。見せていただきました。毎年ではないんですが、何年かに1度、今、第3版が出されているようなんですけれども、この中でも、「労働者性」の判断については、以下の基準に照らし、勤務場所及び勤務時間の拘束性や業務の遂行上の指揮監督の有無等の諸要素を総合的に勘案して個別具体的に判断されますが、疑義がある場合は、労働基準監督署へ問い合わせることも考えられる」と。その中で、労働基準法の第9条も載ってまして、「この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」ということで関しますと、この津和野町に何十人もいらっしゃる、この非常勤の職員の方々っていうのは、特別職ではなくて一般職として扱わなければ、大変失礼な話になってくるのではないかと思ひしております。ですので、今後、会計年度任用職員になるに当たって、制度は変わっていくとは思ひうんですけれども、これをしっかり一般職ということでやっていただきたいと。

それで、もう一点質問なんですけれども。これまでは地域おこし協力隊、集落支援員、つわの暮らし相談員、さまざま業務が違ってきていると思ひますが、今後、任用に当たってのところで――要は、制度は新しくなるだけではなくて、新たに採用するということで、この選考基準も客観的に判断しなさいよというような通達が来ていると思ひます。ですので、いわゆる臨時的な、今、この人がいないから、この人を急遽採用したというようなことは認められないよってことも、ちょっと見てしまったんですが。

津和野町において、これまでも緊急的に必要な場合とか急を要する場合であったと思うんですが、この制度を変えるに当たっては、公募といいますか、そういった部分もしていかなければいけないと思うんですけれども、そのあたりがどれぐらいのスケジュールで、現在いらっしゃる方々に対して、今、既存で働いていらっしゃる方々、この方を客観的に判断しないといけない。もちろん、町としては今後も雇ってきたいという意向はあると思うんですけれども、その公募的な部分っていうのを、スケジュールはどういうふうに考えていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） スケジュールでいいますと、ことし9月までのところで目標ですが、先ほど町長が申し上げたように、会計年度任用職員の取り扱いというのを町として定めるということになります。この定めたものというのは、総務財政課のほうで担当されますが、条例の改正にもつながってくるかもしれません。そういったことで、しっかりとその位置づけということを明確にして、議会の皆様にも条例としてお認めをいただいた後に、現在おられる職員につきましては、その後、説明会等もさせていただくような考え方でおります。

毎年度、更新のときには、基本的にはお1人ずつ面接をさせていただいて、「来年度、私どもとしたらこの事業を続けたい。御自身の希望はどうか」というようなことで、更新等も行っております。それは面接というような形の中でやっているということでもあります。

今回、新規で公募するということになると、ある程度、各課でどのぐらいの事業、あるいは配置人数というのを考えられて、それぞれ今おられる、全体的には52名の方が地域おこし協力隊と集落支援員で、令和元年については配置をさせていただいております。そういったところの部分で、新規に入れられるところについては、来年1月、2月のところで採用試験ということになります。公募を当然かけて行うということになります。基本的には副町長と担当課長が面接をさせていただいて、いろんな協調性とか、その業務に対する考え方、そういったものを聴取させていただいて点数化をしまして、その定数に見合う人を採用させていただいているということ。採用については、来年1月以降のスケジュールになろうかと思いますが、3月末までには、そういった配置される方について決定をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） これから変わる時期ということでもありますので、変わっていくんだと思うんですが。

一つ紹介させてください。琴浦町地域おこし協力隊ということで、この津和野町の地域おこし協力隊、集落支援員といった非常勤の職員の扱いの中で、これは特別職で津和野町は行っております。一般職で扱っているところはどこかということで調べたところ、琴浦町の地域おこし協力隊が、これ一般職で扱われております。

隊員の活動という部分でも、ほとんどやることは同じなんですけど、やはりその中に守秘義務が入っていたりですとか、一番の特徴は、隊員の休暇等のところで、早速、隊員の年次有給休暇は一月につき1日とするという部分で認められていますし、「隊員が特別休暇を受けることができる場合は」ということで、特別休暇もとれるようなシステムになっております。この要綱が平成27年の7月に出されております。先ほど御紹介した、この地域おこし協力隊の受け入れに関する手引が、これが平成31年の3月なんですけど、この前の版は、第3版が平成29年の段階ですので、それ以前の段階から、この地域おこし協力隊に対する一般職への認識という部分でされていると思います。

地域おこし協力隊というのは、地域でも選ぶかもしれませんが、この地域が受け入れる待遇がどうなっているのか、16万6,000円という認識ばかりだと僕も思っていたんですけども、調べたらいろんな待遇があるみたいですので、その点を見たときに、地域おこし協力隊を卒業された方々が「津和野町はああだったよ。こうだったよ」って言ったときに、マイナスのイメージにならないように努めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

町長、最後に何かございましたら、一言お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今現在、私自身が島根県過疎対策協議会の会長を仰せつかっているということで、総務省の過疎対策室と、いろんなこのお話をする機会が多いわけでございます。そこは、この地域おこし協力隊の制度もつかさどっているということになります。

現在、今、過疎対策協としては、何といたっても過疎法の新しい制度の制定、これには全力を挙げているといったところでありましてけれども、当然、地域おこし協力隊制度についても存続ということで。ただ、これも議員が最初御指摘になられたように、いろんな、今、風評の被害も出たりとか、悪いうわさってというようなものも出たりしておりますし、マスコミもきちっとしたことを、時に書いてくれないときもあるといったところの中で、制度が今後どうなるのだろうかという心配もしてきているという中で、やはり我々は、津和野町としては地域おこし協力隊制度っていうのは活用してきた町でありますから、今後もこれが継続的に進められていくように、そういうお願いとか話し合いというものも、この総務省側ともしてきたというようなところでもあります。

そして、過疎対策協議会の会長という立場でありますから、県内の市町村から——県内の市町村もいろんな地域おこし協力隊を入れておりますので、そういう中で、いろんな課題が浮き彫りになってまいります。そうしたものもまとめながら、この総務省とのいろんな意見交換もしてきているというような状況であります。

こうした中で、いよいよこの会計年度任用職員制度が4月から始まるということでありますから、ある程度統一的に、こうした身分の保障が改善されていくというふうにも期待をしているといったところでもありますから、私としましては、また来年の4月以降

で新しい制度が始まった上で、またいろんな問題点が出てくるようであれば、一つ一つ、県内市町村からもいろんな声を拾い上げて総務省にも伝え、そして働きやすい環境づくりというものに努めていきたいと、そういうふうを考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ぜひ津和野町にとって有益な制度となるよう努めていただきたいと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。消防行政についてであります。

本年は火災の発生件数が大変多い年でもございます。以前、同僚議員も質問されているわけなんですけど、消防ホース格納箱が町内各所に設置されております。消火栓のすぐ近くにある赤い箱っていうイメージだと思うんですけども、これが経年劣化で、格納庫、それとホースが朽ちている状態であります。一方で、消火器を設置しているところもあるようです。ホース格納庫及びホースを撤去して消火器を設置したほうが、住民の方はホースをそのまま消火栓につないで使うっていうことはできないと思いますので、消火器設置のほうがまだいいんじゃないかという思いで提案させていただきます。

また、消防団で使用したホースの干し場に苦慮している団が幾つかあるのではないかと考えております。そこにも、ちょうど第2庁舎の議場を出まして、すぐそばにも津和野1分団の鉄塔がありますけれども、朽ちております。ですので、滑車が回りませんので、滑車をかえようと思ってもはしごが朽ちていますから、命がけで滑車をかえないといけないと。もちろん、はしごが朽ちて、滑車も朽ちていて、それをする人はいませんから。そうすると、使えるものでしかホースは干せないということで、そういった滑車の取りかえができない状態でもあります。ホースは火災発生するときだけではなくて、操法訓練ですとか月例の機械器具点検、全体訓練など多くの場合で、ホースは使っております。

そういったところで、新しいホースの鉄塔を建てるとなると、大変な金額になると思うんですけども、屋外拡声子局が設置されてから使用されていないと思われる屋外ラップ柱がありますが、それにホース干し器具を設置することができないかと思い、提案させていただきます。干し場の改善を早急に検討されたくお願いしたいんですけども、御回答をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、消防行政についてお答えをさせていただきます。

町内各所に設置されているホース格納庫について、その中に納められているホースは劣化が激しく、使用できる状態ではないため、消防団の各分団に依頼して撤去を進めております。

格納庫やホース撤去後の消火器設置については今後の課題と認識しているところでございますが、具体的な方針はまだ持ち合わせておりません。設置する場合は、地域住民に対し

て使用方法の指導を行う必要があると考えますので、そうした取り組みについても消防分遣所や消防団と協議の上、進めていきたいと思ひます。

また、ホースの干し場については、消防幹部会などでは意見が出ておりませんので、現状把握ができておりませんが、本年は消防団総合整備計画の策定委員会を複数回開催することとしておりますので、その中で、各分団の要望や現状などを聞き取りながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ほかの分団が、津和野の分団、日原の分団と、その詰所のつくりが違ひますので、ホースの干し方、僕は津和野にいたころは分遣所のほうで干していたりしてました。日原の場合は、各詰所で干していたりですとか、津和野でも詰所で、木部のほうは干しているのを見たことありますけれども。各分団によって干し方、干す場所っていうのが違ひしているとは思ひんですが、昔の鉄塔形式のやつは本当に危なくて、上がることができません。今、津和野の分遣所はどうかちょっとわからないんですが、日原の分遣所のほうは本当に、電柱に丸いの、輪っかをちゃちゃとつけて、それに棒がついていて、それに滑車をつけている。単純な構造ですので、大きな柱があつて、使っていないようなものがあれば、使えるんじゃないかという提案もいただいておりますので、その簡易な形でも構ひませんので、ホース干し場について検討をお願いしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、消防ホースの干し場ということで、議員のほうから御意見をいただきました。町長の答弁にもございますけれども、今年度、消防団総合整備計画の見直しということで、今後、早速、この6月から策定委員会を開催してまいります。そういった委員会の中で、各分団の分団長に出席をいただくようにしておりますので、そういった分団長のほうに状況を聞いて、今みたいな、議員さんが言われましたようなやり方等があれば、検討してまいりたいというふうにしております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 前向きに検討していただければと思ひます。

では、最後の質問に入らせていただきます。町立学校プールについてであります。

町立学校のプールが老朽化し、使用できないため、他の学校へバスで移動してプールの授業を行っていると聞いております。プール改修の年次計画はあるのか、また、計画がなければ、早急に策定するべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、町立学校プールについての御質問に対して、お答えを申し上げます。

町立学校プールにつきましては、日原地域のプールは全て使用可能な状況でございますが、津和野地域は、昨年度までは使用できておりました津和野小学校のプールが使用できなくなり、木部小学校、津和野中学校も老朽化により、以前より使用できない状況であります。

昨年度までは、木部小学校は津和野小学校にバスで移動してプールの授業を行っておりましたが、本年度は津和野小学校、木部小学校ともに日原地域のプールにバスで移動し、授業を行うこととしております。

また、津和野中学校につきましては、学習指導要領に、「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができる」とあり、これに基づいて、プールでの授業は行わない予定と聞いております。

議員御指摘のプール改修の年次計画はございませんが、津和野小学校のプール改修につきましては、中期財政計画には計上しており、今6月補正に津和野小学校のプールの改修設計費を計上しております。

なお、プール改修には多額の事業費が想定されることから、当面は津和野小学校のプールを改修し、木部小学校と津和野中学校については、今後、方向性を検討していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） このたび津和野小学校のほう、補正予算で上がっておりますけれども、僕たちが子供のころの時代は、どの小学校にもプールが当たり前に使われていて、先日、校長先生に聞きましたら、津和野小学校のプールは寄贈によってでき上がったというふうにも聞いております。僕、数年前に水道業者さんから、「津和野小学校のプールは今やっておかないと、大変なことになるよ」というのを聞いたことがあります。ですので、それが原因かどうかはわからないんですけども、やはり早いうちに点検と長寿命化をしていけばなっている思いも、若干、あたりもするわけです。

中学校に関しては、指導要領の中にそういった「扱わないことができる」ということではありますけれども、これを永年ずっと使わないままでいいのか、それを現場の判断としていいのか、津和野町として、このプールの授業っていうのをなくしたままでいいのかっていうのを考えたときに、予算化はすぐにはできないにしましても、計画として、このプールをいつかの段階では直したいというようなものを盛り込むべきではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） プールの授業につきましては、あれば、そのほうに越したことはないというふうに思います。以前は、特に小学校については、プールは必修で、教員のいわゆる選考試験の中にも、教員が泳いで、実際、泳げる人でないといけないというような、そういう時期もございました。今はそこまでの分はございませんけれ

ども、子供たちが水難事故に遭うという、そういった危険性を少しでも回避するためには、プール授業というのは必修だろうなというふうに思います。

ただ、いかんせんプールの使用については、夏場だけの使用という限られた時期、それから、設置費用がかなり高額になるということで、木部の小学校についても水漏れが発見をされてから、あてこしでもいいから使いなさいということで、夏場のわずかな期間ですので、少々水道の費用がかかっても、やったらということでやってみましたが、もうだだ漏れでございましたので、これじゃもうどうしようもないということ。

それから、津和野中学校については、そもそものプールの本体よりも水量の水源のほうに難があるのと、それから、ろ過器がもういかれておりまして、プールをちょっと補修しただけでは済まない、もう全体改修ということになります。そうすると、数千万でも高いが、ランクの数千万以上の金がかかる。ひょっとすると、億にかかる可能性もあるというようなところの中で、なかなか踏み切れないというのが現状でございます。

希望的には、教育委員会とすれば、それぞれの学校にそれなりに適切なプールがあればいいとは思っておりますが、なかなかそれが現実のものには無理だなあという思いの中で、今に至っているところであります。

中学校につきましては、先ほども申し上げましたように、必置ではございませんので、その辺で学校の判断ということも当然あるわけでございますが、去年までは、日原プールのほうへバスで授業に行っておりましたけれども、今年度についてはそういう形で、プール授業はやらないというようなことで伺っております。

余談でございますけれども、数年前までは、日原中学校は自分のところのプールではないので、すぐへりにありましたけれども、プール授業をいつときやっていない時期もございまして、そういった、特に中学校については、学校の判断っていうのを優先をさせているのが現状であります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 中学校についてはそういったことでありますが、小学校、大きな予算が伴って改修されるようでありますので、有効利用をしていただいて、小学校でプールあったのに、中学校に入ったら、あるけど使えないという状況がいいのか悪いのか。それが現場の職員の先生方の判断なのか、保護者の方なのか、いろんな判断があると思いますが、プールがなくなることによって、その選択肢がなくなるという意味にもなってくると思いますので、その辺、十分に慎重に検討していただけたらと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、川田剛君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

○議長（沖田 守君） 本日は、これにて散会といたします。御苦勞でありました。

午後 2 時 56 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和元年 第4回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和元年6月19日（水曜日）

議事日程（第3号）

令和元年6月19日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番	草田 吉丸君	2番	米澤 宥文君
3番	川田 剛君	4番	道信 俊昭君
5番	板垣 敬司君	6番	丁 泰仁君
7番	御手洗 剛君	8番	三浦 英治君
9番	寺戸 昌子君	10番	後山 幸次君
11番	岡田 克也君	12番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続き、お出かけをいただきましてありがとうございます。

これから、3日目の会議を始めたいと思います。

議席番号4番、道信俊昭君が少々遅刻という届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

• •

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、8番、三浦英治君、9番、寺戸昌子君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序6、5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） おはようございます。昨日に続いて一般質問をさせていただきますと思います。

同僚議員から、昨日も本町の商工業、そして観光業の今日の極めて憂慮される事態に対して、質問がなされております。私も、長く議員をやらせていただいております、このような社会情勢が、まさに津和野の将来を左右する、そのような事態に立ち至ったということは、私も非常に心配をしておりますが、通告に従いまして、何点か質問を試みたいと考えております。

小売店や観光関連業者の相次ぐ撤退により、町の将来が大変懸念される状況にあります。

今年度の町長の施政方針の中にある、商工業や観光に関するこれまでの施策、現状と課題について、特にお伺いをしたいと思います。

最初に、事業として取り組んでおります商業等支援事業補助事業の取り組み。

そして、地域おこし協力隊員による商工業事業承継研修制度による取り組み。

3番として、商工業事業後継者支援事業の取り組み。

そして、個別商業包括的支援事業の取り組みについて伺うと同時に、一般社団法人津和野町観光協会の事業計画について、先日、総会にも出席をさせていただきましたが、行政としては、どのような認識と助言を観光協会に寄せているのかをお伺いしたいと思います。

4点ありますが、公益事業の新規事業にある観光周遊ツール造成事業・リピーター客優待事業とは、どのような内容なのか。

2番目に、この12月に竜王戦という将棋界で極めて認知度の高い竜王戦が誘致され、実施されるというふうに、協会の事業計画の中にもありましたが、この背景と経済効果について伺いたいと思います。

三つ目として、インバウンドの旅行者受け入れ環境整備について伺います。

四つ目として、観光協会の職員の人件費について、資料で数字を見た限りのことですが、その以上4点をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） では、皆様、おはようございます。一般質問 2 日目でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、5 番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

商工業・観光についてでございます。

まず、商業等支援事業補助金の取り組みでございますが、津和野町では、今春以降、7 件の倒産・廃業があり、平成から令和へという時代の移りかわりの節目が誘引にもなっているように認めながら、本町としても、極めて強い危機感を抱いているところでもあり、関係機関を通じて、その原因を調査・分析しましたが、深刻な状況であると認識をしております。

議員、御質問の施策の現状と分析ですが、まず、島根県と連携して実施しております津和野町商業等支援事業費補助金については、いわゆる空き店舗活用・移動販売支援として認識されております。

昨年は、予定しておりました 1 案件が未実施となったことから、移動販売支援 1 件 3 万円の実績となっております。町としては、廃業等による空き店舗の増加に、今後一層の対応が必要と考えておりますが、空き店舗を活用する上で問題となるのが、所有者がそのまま住宅として居住する建物の一部が店舗となっている場合です。その場合、居住部分と店舗の区分けが難しく、新たな起業家が店舗の賃貸借を望んでも、断られるケースが多く見られます。

今後、商工会ほか関係団体とも協議を重ね、解決策を具体的に検討してまいりたいと考えます。

次に、商工業事業承継研修制度の取り組みであります。津和野町地域おこし協力隊員による商工業事業承継研修についてですが、津和野地区におけるスーパーマーケットの事業承継を対象として募集を行ったところ、昨年度、東京から 1 件の応募があり、スーパーマーケット関係者とともに応募者と面接をし、支援策の提示までは至っておりません。

その後、応募者に対して当地でのマッチング協議を要請したところでございますが、現時点では応募者から来訪予定の連絡がなく、実現には至っておりません。

要綱制定時には、制度を維持する財源の確保とともに、地域おこし協力隊制度を活用することを念頭に実施しておりますが、同制度のみでは人材確保等が厳しい点もあり、今後は地域おこし協力隊以外の第三者への承継についても検討する必要性を感じております。

今後、財源等も踏まえ、関係機関とともに対応について協議をしてまいります。

次に、経営者の親族を対象とした津和野町商工業事業後継者支援補助金についてですが、昨年度は 2 件 288 万円の実績となっております。2 件とも、承継計画を順調に履行しており、今後もこの制度が活用され、事業承継が進むことを期待をしております。

次に、津和野町個別商業包括的支援事業については、昨年度は10件94万9,000円の実績となっております。

内容は、おもてなし改築支援6件、人材育成支援4件となっております。時勢に合った、使いやすいものとするために、適時メニューの見直しをかけ、前向きな取り組みを支援するよう改正を行っており、事業者からはさまざまな経営局面で柔軟かつ機動的な支援が受けられると好評です。町内の経済状況も大変厳しい折でもあることから、今後も制度を継続することで、事業者の支援を図りたい考えであります。

続きまして、一般社団法人津和野町観光協会事業計画に対する認識と助言でございます。

まず、観光周遊ツール造成事業・リピーター客優待事業についてでございますが、観光周遊ツール造成事業とは、昨年度行いました西日本豪雨緊急観光対策で実施したテクトクチケットをベースにアレンジしたお得な町歩きチケット企画となります。

昨年は美術館等2施設の利用料、レンタサイクルや和紙人形づくりの体験、スイーツ、こだま商品券1,000円をセットチケットといたしました。その上で、チケット1枚を9月下旬からの約3カ月、1,500円というお得な価格で324枚販売をしております。

ことしについては、セット内容価格、販売枚数、時期等を今後決定し、販売を行う予定となっております。

このチケットは、町歩きをテーマにしており、津和野町観光新興計画に基づき、ゆっくりと過ごしていただく回遊型観光を目指しております。もう一度訪れたいと感じ、快適な散策をしていただくためには、町民の皆さんとお客様の交流も不可欠です。

そのためにも、有意義な時間を過ごせるよう、同観光協会会員を初め関係者のおもてなしの向上をお願いしております。

次に、リピーター客優待事業についてですが、宿泊された方に、御希望に応じ優待カードの申し込みをいただいた上で、宿泊回数に応じた特典を付与するものです。

今までも優待カードは発行してはりましたが、今後は協会窓口、宿泊施設にカードリーダーを設置することにより、より正確な顧客情報、宿泊回数を管理することが可能となります。これにより、よりの確な宣伝方法やマーケティングなど、効率的な経営に生かしていただくことを期待しております。

次に、竜王戦の誘致事業でございますが、将棋の最高位棋戦である竜王戦については、公益社団法人日本将棋連盟、株式会社読売新聞社が対局開催地を全国から公募する中、竜王戦7番勝負の第5局の開催地として、本年12月6日・7日の両日、津和野町養老館で開催されることが決定いたしました。

これは、一般社団法人津和野町観光協会所属の集落支援員が養老館オープン記念事業の一環として応募し、竜王戦誘致が実現をしたものでございます。

対局風景は、囲碁将棋チャンネル、ニコニコ生放送、AbemaTVで全国生中継され、視聴者は延べ52万人と予想されます。また、メディアの来町社数は30社を超え、対局と同時並行でイベントを開催する予定です。

また、前夜祭も開催しますので、多くの将棋関係者や将棋ファンが訪れることになりそうです。

昨年の福知山城の開催では、パブリックビューイング、福知山市立図書館において、将棋本の特集展示、観光案内所では同連盟の将棋グッズを販売するなどの関連イベントが開催されました。

本町でも魅力を発信するために、竜王戦関係者の町内観光やイベントに参加していただく予定にしております。また、対局者への食事やおやつにも注目が集まりますので、本町アピールの絶好の機会として捉えております。

今後は、6月13日に組織されました竜王戦津和野対局実行委員会において、具体的にイベント内容を検討していくこととなります。

インバウンドの旅行者受け入れ環境整備についてでございますが、インバウンド旅行者の受け入れについては、平成29年3月に策定した津和野町観光新興計画における基本理念の中にも盛り込んで降り、可能な範囲から取り組んでいるところでございます。

歴史的風致維持向上計画関連の事業として、英語表記を含めたサイン整備を行っており、今後とも必要に応じて、適時、サインの更新を検討する予定です。

主な観光パンフレットについては、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語など多言語版を発行し、町歩きのキーステーション機能を持つ日本遺産センターや一般社団法人津和野町観光協会に英語を話せる集落支援員を派遣をしております。

また、商工観光課に在籍する国際交流員が、御希望に応じてメニュー等の英訳を行っておるところです。

平成28年に観光庁が実施した訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関するアンケートでは、訪日旅行者が旅行中に困ったこととして、施設スタッフとのコミュニケーション、クレジットカードの利用、多言語表示の少なさ・わかりにくさといった項目が上げられております。

クレジットカードについては、事業者がカードを導入する初期投資を個別商業包括的支援事業の補助メニューにも取り上げており、町内金融機関のカード導入優遇制度も設けられるなど、徐々にカード決済ができる店舗がふえております。

本年、乙女峠に係る列福調査が正式にスタートし、近い将来、乙女峠が聖地として扱われることとなれば、巡礼に訪れる国内外のキリスト教信者が増加し、インバウンドに関する環境が劇的に変換する可能性が見え始めてきました。

先日もこのようなインバウンド誘致を総合的に行う一般社団法人山陰インバウンド機構の事務局長が来町し、本町の状況説明、さらなるPR連携等の要請をしたところで

今後も、町観光協会を初め、町内外の関係団体と引き続き協力をしながら、ハード整備も含め、魅力ある観光地づくりに取り組んでいきたいと考えております。

最後に職員人件費についてであります。平成30年度の一般社団法人津和野町観光協会決算ベースで申しますと、収入総額3,949万8,000円に対し、津和野町からの管理運営費補助金は1,520万円で、負担割合は38.5%となり、また、広域事業助成金が島根県分177万円も含め898万9,000円、集落支援員の活動費も含めた本町からの事業委託料が493万円となり、収入における本町が負担する総額は2,734万9,000円で、負担割合は69.2%となります。あわせて、これ以外に集落支援員2名分の人件費を本町が負担をしております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） この一般質問の席で決算審査か予算審査か、その類いの質問になるかと思うんですけども、住民の皆様にも一緒に、この現実を共有してもらおうということで、改めて確認をしてみたいと思いますが、商業等支援事業補助金ということで、今回、移動販売支援ということでガソリン代等の支援をしたということだと思っておりますが、この6月の補正予算の予算審査じゃないんですけども、この森村地区に公民館の改修で200万円が予算計上されております。これが、ちょうど県の地域商業等支援事業に該当するものではないかと思いますが、その一点を聞かせていただきたいと思いますが、さらに商工振興費の中に起業支援補助金として100万円が6月補正に上がっておると思いますが、この関連性を、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、議員おっしゃいましたとおり、今回の商業等支援事業補助金の取り組みについての200万円につきましては、昨日も申し上げたような部分もございますが、ゲストハウスとして予定をされておられる事業者と、今、いろいろ調整をしながら、そちらへの支援を含めて計上したというところがございます。

もう一点につきましては、（発言する者あり）おっしゃるとおりであります。済みません、ありがとうございます。もう一点につきましては、今回、地域おこし協力隊員で、国のつわの栗の再生プロジェクトに携わっておりました職員、支援隊員が、昨年からは集落支援員に身分が移行して、現在も活動してもらっておりますが、1年以内の起業であると、起業した時点で、制度上100万円の助成ができるということになっておりまして、現在、集落支援員として従事しております職員、支援員が、今後、自分で起業、あわせて起業して、集落支援員の立場は続けながらですが、16日勤務ですので、それ以外のところで自立して、町内で自活していこうという前提のもとで起業して、その中でつわの栗の再生プロジェクトの、現在、つわの栗を出荷していただいたものについて、

その中からできるだけ町内消費をふやそうということで、蒸し栗の加工というようなことを、一つスキームができております。

その蒸し栗を町内の菓子業者さんに配給ができる、一つのルートをきっちりつくり上げて、そこを、とうとう最後まで、このつわの栗の再生プロジェクトの推進協議会が担当するわけにはいきませんので、どっかで民間に移っていってもらおうという前提で、その部分を担っていかうというような思いを持っていただいております。

そういうことで、徐々にそっちに動いていくという形で、そういう起業を考えて、今回、計画が出てまいりましたので、予算化をしたというところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 続いて、商工業事業承継研修制度の取り組みということで、地域おこし協力隊員を、その事業所のところへ派遣してというようなことで、以前、ここでも話題になったところだと思いますが、6月のこの定例会で改めて東京23区からの入り込みを過程として、わくわく津和野生活実現支援事業（移住支援金）というもので予算が提案されておりますが、まさに、これはその受け皿となる法人のほうへ、夫婦の方が2人で来られたときには、1件当たり100万円が事業者のほうへ出るというふうに説明を受けましたが、そうじゃありませんでしょうか。

何かその辺で、この事業承継研修制度、地域おこし協力隊員が3年間の任期の中で、新しくその事業承継をできれば、小売店の存続にもつながるということで、非常に期待された部分もあったんですが、まさに今回の6月補正の東京23区からの分は、これと抱き合わせれば、さらに強力なものになるのではないかなと私は思ったんですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長、ちょっと、待って。板垣議員に申し上げておきますが、6月の補正に係る予算的なことは、予算審査審議の中で論議をするんであって、ある程度、通告をした項目に従って、的を絞って質問をしていただかないと、予算審議も含めて一般質問にかけるとするのは、いささか問題があるような気がしますので、気をつけてください。

内藤課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど、議員のほうから御質問があった、わくわくの事業の関係でございます。

これは、東京23区の方が、津和野町で登録した企業、これが、くらしまねつとに登録するということになるんです。今、この間の説明のときには、津和野町から2社ということで説明をさせていただきました。この2社というのは、そういった制度を活用して働きにこられる、そういった方々を受け入れるための、くらしまねつとの登録というのが、まず必要になります。

補助金のほうは、先ほど議員がおっしゃったように、1世帯当たり100万円、2人以上の場合は100万円、単身の場合は60万円ということになっておりますが、これは、東京23区から移住してきた方に公布をさせていただくということになります。

企業としては、今、2社ほど登録がありますが、企業のほうは、要は雇用関係が生まれて、その企業で働くというような形の制度ということでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 少し注意を受けましたので、その点、留意して質問を続けたいと思います。

いろんな商工業の支援策が、今日まで続けておられますけれども、今回のプレミアム商品券も、これで打ち切りということで、津和野町として独自のプレミアム商品券は打ち切りということでございますが、それ相当の予算を投じてまいりましたが、結果的になかなか小売店での売り上げに寄与できなかったのかなというふうなものを感じておりますが、そこで、中小企業の利子補給という部分で、ちょっと過去5年間の実績を見ますと、利子補給の件数等も前年29年で31件ということでございますが、この利子補給と受けられるという事業者というのは、31件という、この制度がある限りは、この制度を利用したほうが良いということで、全体の利用、31件という実績は、ほぼ融資を受けておられる事業者が、おおむね100%の利子補給を受けておられるというふうに理解をしてもよろしいんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） この利子補給につきましては、基本的に町内の金融機関と、また商工会を通じて手続をされる制度融資というようなものが、まず基本的に対象となります。そういうことで、全ての融資ということではないということが、まず一つございます。

プラス、昨日も、ちょっと申し上げたところでございますが、県下においても、まだ大多数ではないと思いますが、津和野町の場合は、そこを一步踏み込んで、日本政策金融公庫のマル経という、比較的、中小の商工業事業者さんがよく使われる経営資金を融通する際に使う、マル経という資金融資についても対象とするというようなことになっておりますので、その部分について、ずっと伸びてきておるといふことだと思います。

利子補給については、5年間やらさせていただくようになっておりますので、5カ年を継続すると終わるといふことと、いわゆる融資の切りかえ、巻き直しとか、よく申しますが、そういった形をしたところで、若干、また期間が変わってきたりというようなこともございますけれど、そういう部分でいうと、かなりいっぱい使われておる方については、制度融資については、若干伸びが、件数がぐっと落ち込んできたとこだったんですが、そのマル経を対象にしたということで、逆にそれ以降、また伸び始めておるといふところでございます。

ということで、全ての融資が対象になっておるということではないというふうに、御理解いただけたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 観光協会の事業計画にということでお伺いしたいと思いますが、今の周遊ツール造成事業という中に、去年、テクトクチケットを324枚販売して、そこそこの、この事業報告の中に、それぞれが報告がなされておりますが、その324枚を1,500円で購入された方が四十何万ばかりの財源が結果的に、そのいろんなところで使われているということなんですが、特に美術館とか入館していただいている、そして、体験メニューも、そしてスイーツ等の利用実績等もありますが、その買われた方は1,500円で買われて、それをいろんなところで入館をされたり体験されたり、スイーツを食べられたりということで、その受益者、その購入者じゃなくて、反対の美術館なり日本遺産センターですか、それから釜井さん、釜井さんというか、レンタサイクルなんかの、その方々には、結果的にどれだけのメリットがあったのかというのが、ちょっとわかりづらいんですけど、わかりますか、質問が。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員、先ほど申されました収入の観光協会が42万幾らという形で上げられておるのは、あくまでも、このチケット1,500円の売り上げ枚数に対する価格ということになると思います。

これにつきましては、当時、災害後、割と早い段階、県下でも最初だったと、その後、松江市がやられたというふうに認識をしておりますが、議会の御理解も賜りながら、臨時議会だったというふうに理解をしておりますが、急遽、全協で予算を説明させていただいた上で、9月補正対応ということで組まさせていただいたということで、機敏な対応をいただけたというところでございますが、あわせて、島根県からもSLがとまったというようなこともあって、その後、補助を組んでいただいたと、そのあたりを合わせた財源が入っておりますので、可能だったわけですが、要は1,500円で売っておりますが、この中に、もう既にこだま商品券が1,000円入ってくると、それ以外もスイーツを食べたり、体験ができたり、あと、二つの美術館等が、要はそのチケットで入れるわけでございますので、かなり有利なチケットでございます、テレビコマーシャル等も含めて、随分、九州から広島方面を含めて放映もさせていただいたようなことでございます。

そういった内容で対応させていただいたということでございますので、単純にこの42万幾らというだけでなく、各美術館を利用したり、体験したり、レンタサイクルに乗ったりスイーツも食べるということで、その部分については、観光協会からお支払いをしておるということですので、当然、補助があったからできたわけでございますが、その分は、やっぱり副次的に回っておるということだし、1,000円分のチケットで、

町内でいろいろまた購入をいただいておりますということなので、最終的には、ちょっと具体的な幾らまでということ、ちょっと把握しておりませんが、単純に42万円だけの収入があったということではなく、広く、いろんな部分に波及はされておるといふふうに認識をしております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） リピーターということで、大変、これからリピーター客というものを、大変、ちゃんと確保するために、いろんな施策もあるかなというふうに考えておりましたけれども、今回、その答弁をいただきました、今までも優待カードを発行しておるといふ、その辺の実態は、私は、ちょっと承知しておりませんので、このカードはどのようなもので、そして、その発行枚数は今日的にどのぐらいあって、その特典はどんなものが現在まではあったのか、そして、これを将来、さらにどのようにしようというような思いがあるのかを、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 優待カードについては、これも津和野町の観光協会さんのほうが、観光協会の事業として進められておられまして、正直なところ、内容が全部こちらにも把握をしていないところが正直なところでございます。

ただ、何度か旅館等を御利用いただくと、その分、次の回遊のときにサービスをするというようなことを続けておられたようでして、今後は、これがカードリーダーで、いわゆる来られたたびに通すということではなくて、ポイントあたりが随時変わってくるというところが、より正確に出てくると。

また、そういったデータがきっちり捉まえられるということがあるようでございますので、それを使って、宿泊料の割引とか、お食事等も入ってくるのかもしれませんが、そういった部分で、今後サービスが向上していくということで、町としましても、どういった内容かということ、今後、きっちり把握をさせていただいて、いろんな部分でのPRには協力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 観光協会の事業を質問しておるようで、大変、恐縮なんです、町の商工観光課は観光協会を指導する立場にあるということで、また質問を続けさせていただきたいと思っておりますが、今回、改めて予算書の中で平成というか令和元年ですか、その今の竜王戦のことについて、300万円ぐらいの予算が組まれて、観光協会の予算書の中で組まれているということでございますが、この予算書の費用を収入って見たときに、町からの助成金がそのとおり300万円近くが前年よりふえておるわけでございますが、あわせて竜王戦以外の新規の事業展開のためにも120万円ばかりの計画がなされている。結果的に420万円ぐらいの費用が経費として見込まれているけれども、その予算は、町が今回300万円を上乗せした委託料の中に

あるのか、その辺を、ちょっとお聞かせいただいて、それから、その竜王戦自体が300万円という予算というものは、大体、全体、この津和野町でそういうものを引き受けようとするならば、大体の総体の事業費がどのぐらいかかって、そのうちの300万円が津和野町の負担になるのか、観光協会としての負担になるのかどうか、その辺を特にお聞かせいただきたいということと、この竜王戦でいろんな観光とか消費とかにつながるということで、答弁いただいておりますが、経済効果として300万円に見合う、どのぐらいの効果がざらっと見込まれるのかなということでお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今回の竜王戦に関する町からの補助金等について、観光協会さんとする予算計上されておられるところですが、町とすると、まだ観光協会のほうにしても、これ当たりの、今回かかる費用については、読売新聞社と観光協会、また地元、またそれに伴ういろいろな収入等、入場料とか、そういった部分でどういうふうに案分していくかというものは、これからの話になるというふうにお聞きをしております。

そういった部分を踏まえて、まだちょっと金額が確定をしないのでということもあつたので、現時点では、町としては予算化をしております。今後の補正予算での対応をいただきたいということになってくるかというふうにお聞きをしております。

そういった部分で進めさせていただくということでございまして、実行委員会の資料によりますと、おおむね、今回の竜王戦を行う上では、554万円というような数字が出ております。こういった関係で、関係者の交通費、宿泊また会場設営等、広告宣伝等も含めて準備をします。

それに対して収入のほうとすると前夜祭の参加費が80万円、また、大盤解説等の参加費、大盤解説を見に来られる方が大変多いというふうにお聞きをしております。体育館あたりを利用してということになりはせんかということでございまして、これが300人程度集まっても、これも来られる棋士さんに応じて変わってくるというところはあるようですので、仮に藤井聡太7段あたりがお越しになると、もっとすごい金額になってくるだろうという話もございましたが、これで30万円、110万円程度をそういう収入、入りの収入で見えておりますので、差額が400万円程度になってくると。

このあたりについて、今後、今、申し上げました読売新聞なり、また観光協会なりということで、いろいろ案分をして負担割合が決まってくるというふうにお聞きをしております。

それと、今回、この事業によります経済効果という部分では、当然、町内にお泊まりになる方、前夜祭もございまして、そういったところで棋士の方と触れ合う部分もあるということ、ちょっとお聞きしておりますが、そういった部分で出たいという方がふえてくる部分もありましようし、当然、そうなるとお泊まりになられる、また食事を

とられて、町内観光もしていただけるということになるんで、やっぱり、それに応じた効果はあるものだというふうに理解をしております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） インバウンドということで質問をさせていただいて、いろいろ御答弁をいただいておりますが、先ほど議長から注意を受けた部分にも、ちょっと抵触するんですが、現在、この町長の答弁で、観光協会に集落支援員が派遣されて、それから英語が話せる、そして商工観光課に国際交流員が現在在籍しているということは承知しておりますが、今年度の新規事業の中に、地域おこし協力隊員を、つわの暮らし推進課に1人配置をして、全体でそのインバウンド対策を進めていくんだというふうに、私は思ったんですけども、その辺については、今後どのような体制がとられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） つわの暮らし推進課のほうで、まだ予算化は商工観光課的にはしておりませんが、まだ具体的な人選等も決まっていないということでございますので、ファウンディングベース経由で、そういったインバウンド、国際交流に対応するような情報発信というか、そういったものを今後していきたいということで、予算委員会の際にも御説明をさせていただいたのが、今、板垣議員さんおっしゃった内容だと思っております。

そういった部分で、それはまた別途、そういう適時、いい人材がおった時点で、そういう対応をしてほしいということが、ファウンディングベース側のほうから出てきた段階での予算対応ということになってくると思いますが、そういうことで、それはまた別途考えておると。

それについては、ファウンディングベースさん、これまでも中国系の方の津和野への誘致等について、いろんな取り組みをされておまして、そういった結果もあるのかもしれないんですが、割と中国系が伸びてきておるということは確かにございます。

そういった中で、情報発信されるインフルエンサーというような方をお呼びして、1週間程度、堀庭園での餅つきですか、そういったことも、いろんなこともやっておられたということも聞いておりますが、そういった部分をさらに伸ばしていこうという思いで予定をされておられるということで、現時点では予算に対応はしておらんということでございますので、もし、適時、いい方がいらっしゃった時点で、そういった対応も出てくるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それと、続いてインバウンドの対応の中で、クレジットカードの利用という、そういう外国人の方が決済をクレジットカードでされる、その際に津和野町内の事業者が、そのカードに対応するための機器を導入する初期投資を個別商業包括支援事業でやってみようかというふうにも述べられておりますが、そ

の辺は、ちょっと私ども、私自身が疎いもんで、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） クレジットカードの導入については、当然、最初の段階でそういう機材を設置する必要があると。今は、やっぱりいろいろ種類が出てきておりまして、比較的簡単に、海外では道路にある、道路で、路上で営業されている露店とかでも、そのクレジットカード決済ができるというような、W i — F i 環境を使ってやるというようなところもあるようでございますが、種々、いろいろな種類が出ておるということで認識をしております。

そういったもので、町としましても、個別商業の中で、もし導入を考えておる方については、半額でございますが応援をしますよということと、一つ商工課も通じて、広くお話はしておるというのが一つ。

それと、今回、町内金融機関のほうが、何か初期の機械の設置については全額負担をしますというか、機械を無料で設置ができますよと。ただ、どうしても御利用になられた場合は3%程度ということですが、手数料が、要は売り上げから、そのカード会社なりに入っていくというような形になりますので、その利点で、それだけの業者さんとする負担が出てきますが、そういった形で初期については無料でできるというような制度も、いろいろPRをされておられまして、こういったところで、私がちょっと前に聞いたところでは、10件程度は出てきたという話を聞いております。

もっともっと伸びていただくと、ありがたいところではございますが、中小企業におかれては、やっぱりキャッシュフローの問題があると思います。どうしても、決済がずれると、ちょっとおくらせてくるということはあるので、そういった部分で躊躇される所。また、3%といえども手数料がかかるというところは思っておられるようですが、聞いたところによりますと、昨今は決済も10日後にはというような、振り込まれると、要は手数料を引かれたものが振り込まれるというようなお話も、ちょっと聞いておりますが、そういった部分で、1カ月、2カ月待たないよということもないというような話も聞いております。

そういった部分で、ぜひともそういった情報にも、町内事業者の皆さんにおかれましても、耳を傾けていただいて、いろいろ御検討いただけますと、やっぱりカード利用をしてという思いの方というのは、都会の方を中心にかなり多いと思っておりますので、より町内での購買意欲が高まるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） いろんな角度から、今日までの施策について検証をする、そういう時期であります。今回、その観光協会の職員の人件費ということで少し数字的なものを見たときに、あれだけの事業を企画立案、そしてされ、そして現場対応も相当されておられて、全体の人件費部分というのが、ことし40万ばかり予算

化はふえてはおりますが、その内容では、時間外手当等についても16万円ぐらいしか予算が組まれていない、そういう実態の中で、集落支援員の皆様も協力をいただきながら、全体で観光協会の業務を遂行されているという部分で、大変ありがたいなと思っておる反面、気の毒だなという部分もあるんですけれども、やっぱりこれ、やっぱりいろんな事業を展開していく中で、一般社団法人は非営利法人であるがために、利益を配分する、利益が出たらそれを配分するということはできないというふうに思っておりますが、翌年、従業員はやっぱり会員には利益の配分はできないが、従業員にはできるわけですから、その観光協会の職員の給料に年次的に上げていくような体質にしていかなければ、いつまでも同じベースでの給与体系では、なかなか新しい企画立案、執行、そういった対応が大変意欲が減退するのではないかなと、私は数字的なものを見て感じたんですが、何か、もう少しこんなことに取り組んだらどうなのかとか、私どもも考えなければなりません、どうでしょう、全体でこういうことで、今の一般会員の会費という部分を見ても、会費が1口500円で、多い人は400、小さい人は2口とか、正会員としては5口以上が正会員としての位置づけかと思えますが、それにしても、非常に観光を標榜しておる町の住民として、もう少し観光協会に対する思いというものを積み上げていかないと、ありゃあ、役場が何ぼか予算をつけてやっておるんだと、住民も何か関心も薄いし、会員も何か総会の出席会員数も全体のわずか3分の1にも満たないと、そんな委任状ばかりで総会がなされている部分に対して、非常に私はやる気があるかと。

というのは、町民の皆さんにもっと喚起を促そうじゃないかということをお願いしてみたいと思うんですが、その辺についてはいかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘の部分についてでございますが、町長の答弁もございましたように、町としますと、その事業の助成、または委託料等も含めてではございますが、収入に占める割合としますと7割、約7割の負担をしておるところでは、これは現状として確かにあるわけでございますが、なかなかこれ以上の財政負担ということになると、厳しいという部分が正直なところでございます。

ただ、我々も事務局として、商工会さんの事務局も含めて、全体としてとにかく観光協会の事務局の負担を何とか軽減できんかどうかということで、イベントの選択と集中というようなことで、随分話し合いをして、それなりの整理もさせていただいてきたところでございます。

ただ、どうしても今回の竜王戦ではありませんが、その年々によって、新しい事業も出ますので、そうなる、そこはふえてくるんで、単純に減ってきたということにはならないわけでございますが、そういったところでは、年間を通じて期別の戦略的な観光キャンペーンみたいな形で、このイベントについては商工観光課が主にやりましょう、こっちは商工会がやりましょうというようなことで、事務局的にもみんなの手分けをし

てやろうというようなことも、進めておるところではございます。そういった努力もさせていただいておりますというところでございます。

収入については、議員、御指摘のあった会費については、確かに年間が167万2,000円ということで決算ベースで出ておりますが、そういった部分については、やはり今のようなことを、もし会員の皆さんの総意として思っただけのことであれば、やはり、応分の負担増というようなことも今後考えていただくという、その部分で、事務局員あたりの待遇改善ということには、確かに考えていくべきというところは、僭越ではございますが思う部分がございます。おっしゃるとおりだというふうに思っております。

これ以外で、当然、収入をふやしていくということになると、やっぱり収益に係る事業を伸ばしていくということになってくると思います。

今、観光協会の主な収益事業としては、旅行代理業務を行うウィンズと、もう一個、簡易宿泊施設として、町がまちなか再生で整備しました2棟の町家ステイというものが主になっておまして、町家ステイについては、指定管理をお願いしておるわけですが、管理運営に係る人件費については、集落支援員や正規職員の方が別途対応されておりますので、決算書にも直接的には出ておりませんので、別途支出をしておるわけで、単純には黒字とは言えないとは思いますが、売り上げも年々増加しておまして、純利益では267万円程度というものが、その部分を除くと出てきておる。

であれば、こういった部分を、ぜひとも観光協会におかれても、執行部また会員の皆さんにおかれても、ある程度、その部分をその事務局員の人件費側に充当するというようなことについては、長期借入れについても来年4月では完済をされるというふうなことでお聞きをしておりますので、何かその部分での御努力もいただければうれしいのかなと。

また、ウィンズについては、ちょっと東京に行こうとか、どこか行こうかというような、そういった単純にどっか行くという飛行機のチケットをとったり、JRのチケットをとったりするようなことでも対応いただけるというふうに認識しておりますので、ぜひともそういった部分で、観光協会のほうにお問い合わせいただいて、町民の皆様におかれましてはウィンズあたりをますます御利用いただくと、観光協会の収入的にも寄与できる部分はあるかというふうに思っておりますので、その辺もあわせてお願いができればというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 板垣さん、町長の答弁はいいですか。

○議員（5番 板垣 敬司君） ちょっと。それじゃあ。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 今、町内観光関連業者が事業撤退されて、あの周辺が非常にどうなるのかというようなことも、そして、周辺の施設等も云々等で来町された方がどう思われているのかなということを、大変危惧されて、早くそういうものが

解決してくれることを願っている声をたくさん聞きますが、さりとて、そういう管財人の云々等もありますので、その辺は当事者のことで、我々行政が管理する部分は極めて少ない部分かと思いますが、全体で、やっぱり9号線のいろんな施設が、ああやって、そのまま存続されている、そしてまた、町内におりると、またそういう部分があちこちに目につく、もうまさに、津和野は死の町になるのかなと、そんな危惧すら、町民の声から聞こえます。

それに対して、タイムリーな施策というものは、なかなか打ち出せないかなと思うんですが、しかし、町長の思いを最後にお聞かせいただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） たまたま昨夜の話なんですけれども、益田の経営者の方と、それから町内の経営者の方と、定期的にやっているんですが、情報交換会をやりまして、その中で、益田も古くからの、かなり大きな、実は会社がこのたび事業を整理されるんだというようなお話を聞きました。

益田も、ああして大規模店舗ができたり、それから、大きな会社のチェーン店が数多くできたりみたいなどころであります。その一方で、そうした古くからの地元の企業というものが閉鎖されるというような本当に厳しい状況になっているといったところでもあります。

あわせて、津和野町のような中山間地域は、きのうも、岡田議員の御質問にもお答えさせていただいておりますけれども、ましては山口にそうした大規模店舗ができたり、インターネットが普及をしたりということで、町外へ消費が流出をしてしまうと。

これは、県内の町村長にも状況を聞きましても、やはり中山間地域の経済は同じような状況で、非常に厳しいということになります。

ただ、我々もそれを手をこまねいて見ているわけにはいきませんので、ほかほか商品券、それから個別商業包括的支援事業、これらは県内でも、ここまで重点的にやっている町はないわけですが、それぐらいやってまいりましたし、それからきょう、いろんな前段での回答も申し上げておるようなさまざまな取り組みをやってきたという中ではあります。やはりそうした国の政策等々による時代の大きな流れの中に、今、十分な結果が出てきていないというようなところでもあります。

しかし、今後いろいろ、あらゆる手立てを考えていきたいというふうにも思っております。

特に、そうした津和野中心街の、これから空き家空き店舗がふえていくということについては、大きな問題として捉えているところでもあります。

先日も、まちなみ保存会の総会にも出させていただいたところですが、今後はそうした総会の会員の方々とも、しっかり話をしながら、また、PFI事業も取り組んでまいりましたので、それがまだ可能かどうか、はっきり結論は出させておりませんが、空き家の改修等も、このPFI事業は活用できるかもしれないというところで

もありますから、そういう中に、町がハード整備をして、そして、そうした津和野中心地域の空き家等は改修をした上で、じゃあ、どういうまちづくりをしていくのかというのを、保存会の皆さんとも話していくことで、また住民と一緒にやっての活動ができていくんじゃないだろうか。

そこは例えばの話ですけれども、芸術村とか、いわゆる体験型の何か活用がしていければ、またそういう活性化にもつながっていくんじゃないだろうか、というような話もしておりました。今後もそういう取り組みをしていきたいと思ってもいるところがあります。

一方で観光を取り巻く状況というのは、明るい兆しも数多く見えてきているというふうに思っております。

まず一つは、何とんでも列福の調査の開始でありまして、これを踏まえて町も準備をしていきたいという思いでもあります。

先日というか先月であります、広島廿日市の市長さんと話をまいりました。あそこは、今、宮島という外国人に大人気の観光地を有しておりますので、そうした中で津和野街道を生かしながら、またこれが一つの巡礼のルートにもなるような取り組みができないでしょうかというような話もして帰ったというようなところでございます。

また、石見神楽も日本遺産に認定されたりとか、それから岩石が、今回見つかったということも、非常に大きな話題でありまして、こうしたことも、これはいろんなことをアイデアで聞かせてくださる方もあって、石を売るわけにもなりませんから、例えばそういう、今、世界の観光地では、いろんなスポットをインスタグラムという、そういう場所にして、それで観光新興をしていると。

そこに来てもらって、写真をそこで撮ってもら、そういうものが観光振興のあり方として出てきているということでもありますから、そうした世界、日本最古の岩石が発見された場所に来ていただきながら、何かうまく仕掛けをしながら、そういうインスタグラムを生かすような取り組みをしていける、そういう可能性もあるんじゃないかというふうに思っております。

それからもう一つは、これも先週でありますけれども、今回7億5,000万円の寄附をいただいて、城山整備を行っているところであります。佐々田会長さんに、東京へ行きましてお会いをしてきたところであります。

現在、この城山整備を通して信頼関係が、徐々に強くなってきているというふうに、私自身も実感しているところでありまして、会長からは、今回は最後じゃないと思っっているというようなお話も聞いておりまして、また、この整備が完了した暁には、第二弾、あるいは第三弾というものも考えていきたいと。

会長御自身も、もう70になられまして、やはり、最後はふるさとに、この今までの蓄えたそういう資産というものを還元をしていきたくないと、本当にありがたいお気持ちも示していただいているというところでもあります、まずはそのためにも、今、進め

ている城山整備をしっかりとやり遂げて、この信頼関係を構築して、さらに完璧なものにして、また次へ生かしていきたいというようなことも考えたいと思っております。

そういうような形で、いろいろ明るい話題も出てきておりますので、そういうものをしっかりと観光振興にも生かしていきたいというところであります。

そして最後にそういう意味での、要は機能分担の中で、行政の役割、観光協会の役割、そして観光に係る民間業者の役割、そういうものがあるわけでございます。

特に、やはり観光協会に期待するものというのは、我々も大きいわけでありまして、実際にきょうも、この職員の人件費も含めた管理運営費補助金、それから事業委託料であります。私が町長になりましてからは、もう何千万円という単位で、これ、増額をしております。観光協会に対しては。

それは、やはり役割分担の中で観光協会に対するソフト部門の、その強い期待を私自身が持っているからこそ、こうして厳しい財政状況の中でも、この観光協会に対するお金というものを相当ふやしてきたというふうにも思っているところであります。

今後、そういう中で連携をしていきたいと思っております。ただ、これ以上、なかなか補助金の増額というのは難しいところもあるわけでありまして、それについては先ほど商工観光課長が申しあげましたように、収益事業のほうで我々も町家ステイ等、いろいろ応援をさせていただきますが、今後も収益事業をしっかりと上げていただけるような形を取り組んでいきたいと思っております。

そうした状況の中で、行政と民間と、しっかりスクラムを組んだ中での観光振興を生かしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 以上で一般質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、板垣敬司君の質問を終わり、ここで10時10分まで休憩いたします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

発言順序7、2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 議席番号2番、米澤宥文です。通告に従い質問をいたします。

今回は道について3件の質問をします。2件については道路、1件は水路であります。

まず1件目、津和野藩と広島県廿日市市を結ぶ参勤交代道の古道であります、歴史街道旧山陰道1.5キロメートルの整備計画はあるのでしょうか。

中座バイパス工事に関連し、歴史街道旧山陰道が門林で発見されたことにより、旧山陰道保存のため、島根県におかれては設計変更をされ、工期を4年間延期、旧山陰道を大きく迂回し、当初設計から道路を170メートル延長されました。

さらに、設計変更により4億円の追加予算で平成30年8月4日、全体事業費67億円、事業年度平成9年度から30年度の22年間をかけ、延長2,150メートル、幅員8メートルの中座バイパスが完成開通しました。

島根県におかれては、このように多大な文化遺産保存に御理解、御協力をいただいております。しかし、旧山陰道の現状は、ほとんど手つかずで荒れ放題の状態です。

明治以来の約150年間の歳月の風雨などで、見える範囲140メートルの石畳はでこぼこの道になり、両脇の石垣も数カ所崩壊し、樹木の根によるはらみで崩壊寸前のところもあります。

しかも、石畳道140メートル先は、深さ幅ともに60センチ、長さ3メートルの横溝で通行不能、さらにその先は倒木と雑草が生い茂り、進むことも道の状態も見えません。溝の手前、横溝ですが、石積みであり、これが横断溝か一斉暗渠か想像が膨らみません。どちらかはわかりませんが。

島根県が、津和野町の旧山陰道の文化遺産保存に御理解をいただき、設計変更や多大な追加予算などで御協力いただいたことに、このような状態では申しわけが立たないような気がいたします。

石畳や石垣など、これ以上の崩壊防止のためにも、早急な整備が必要だと思われませんか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、歴史街道旧山陰道の整備計画についてという御質問でございます。教育委員会の所管になりますので、教育長より御回答をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、歴史街道旧山陰道の整備計画について、御回答をさせていただきます。

山陰道野坂峠越は、日原地域の徳城峠越とともに、平成21年に国の史跡に指定されており、本町におきましては、平成23年に史跡保存管理計画を策定しております。

その後、平成25年豪雨災害により、野坂峠越では、土砂崩落や路面流出など数箇所被害が生じたため、文化庁へ毀損届を出すとともに、土のう積みやシート張り等による応急措置を実施しております。

御指摘のように、現在は土砂崩落等により街道が寸断されているため、一部しか街道を通行することができない状況になっています。

昨年、県道柿木津和野停車場線の中座バイパスが開通したことで、土砂搬出等の復旧工事が行いやすい条件が整い、街道へのアクセスも良好になったことから、早期に街道を復旧し、多くの人が街道を訪れることのできるようになる必要があると認識をしております。

教育委員会としては、今後、文化庁・県と協議を進め、来年度より国庫補助事業にて整備基本計画の策定に着手し、令和3年度に測量及び実施設計業務を行う計画です。

国・県・町の予算状況にもよりますが、計画どおりに進みますと令和4年度より街道の復旧工事を行い、引き続き山陰道の整備を進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 樹木の根による石垣のはらみについては、来年度からの整備基本計画の策定を待つことなく、所有者の御理解をいただき、早急に伐採するべきと思いますがいかがでしょうか。

また、石垣近くの樹木の伐採もあわせて実施してはいかがでしょうか。これは、もう、はらみによる石垣の崩壊危険は十分ありますが、このことはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 早急にという御意見でございますけれども、一応、計画がある程度固めた中で実施したほうが、いわゆる二度手間になったりとか、本来はこういう形で整備をしなくてはいけないというのを、そういう形を壊す原因にもなる可能性も十分あります。

ただ、現場は一応確認をさせていただいて、早急にやったほうが良いと判断をした場合には、そういう形で処理をしたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 現場にいかれたらわかると思いますが、モウソウチクも大分迫ってきております。やはり、ある程度の伐採といいますか除伐といいますか、それをしないと、どんどん入ってくると思います。一度見て、最近の状況を見ていただきたいと思います。

次に、令和4年度から街道の復旧工事を行うとのことですが、でこぼこの石畳の修復は、畳のように平らで歩きやすい状態にされる計画でしょうか。

このことは、江戸時代に、使用時は平らで歩きやすい道路面であったことは想像できます。実際に歩いてみるとわかりますが、石畳の石を避けて歩かないと足が痛いような状態であります。このような状態、石畳の復元といいますか、これは、もし工事が行われるようになると平らな面にされることは可能でしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） この石畳が発掘された当時の現場を、私も見ておりますが、確かに表面の吐き出した形になっておりまして、石一つ一つが突出した形で発掘をされております。

これは、その現状を確認するために、周りにあった土を、皆とって、石をある程度掘りさした形に発掘をしておりますので、そういう形になっておると思います。

現在、そこへ土砂なり落ち葉なりがたまって、ある程度平らな面になっておりますが、この復旧の最終的な形については、先ほどの計画を立てる整備基本計画に基づいてやりますので、その審議の中でどういう形で復元をしたらいいかということ結論を出して、その形に沿って復元をする形になろうと思います。

だから、石畳を見せる形がいいのであれば、ある程度、そこがでこぼこになる形になりますし、石畳じゃなくて、いわゆる通行の、昔の街道として戻すのであれば、当然、路面をある程度、土を埋めてやるような形になりますが、その変わり、逆に石畳という感覚が薄れてくるという、そういったこともありますので、どちらを優先するかというのは、最終的なその協議の中で、計画の中で判断をするというような形になろうかというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 広島県の廿日市市にも3キロメートルのこの関連の山陰道が残っていると記録をされております。ここの石畳も随分残っているそうですが、私、まだ見についておりませんが、一回見についてみたいと思っております。

これも、ちょっと参考にされてはいかかかなと思っておりますが、旧山陰道を迂回して中座バイパスが建設された重要な古道であります。速やかな保存と復元を期待いたします。

次に、乙女峠巡礼路の側溝整備について質問をいたします。これが、水路についての質問であります。

乙女峠で殉教をされたカトリックの崇敬対象の聖人・福者に認定後援のため、町道乙女峠線付近の側溝整備を図り、蕪坂川の泥土の除去を島根県に要望されてはいかがでしょうか。

明治政府のキリスト教弾圧で、長崎から津和野町に送られてこられました153人のうち、拷問を受けて亡くなられた37人の殉教者について、カトリック広島司教区が、カトリック崇敬対象の聖人・福者に認定されるよう調査を始められたこと、ことしは、ローマ法王庁や国内9教区の関係者も参列されたこと、そしてまた、認定調査は2月にローマ法王庁から許可があり、広島司教区は禁教令から150年となる2023年までの認定を目指していることなどの新聞報道が5月にありました。

もしも、聖人・福者に認定されれば、殉教をされた37人の方に対し、すばらしい出来事になると思います。

ちなみに、福者とは、カトリック協会が聖人に準ずるものと認められた信徒の敬称です。福者と列福といい、福者の位に列することとあります。

聖人とは、カトリック協会において殉教者や、特に信仰と、特にすぐれた信徒として崇敬される者、列聖といい、列福の後に手続を踏んで、聖人の位に列することとあります。

これは要約してありますが、崇敬対象の聖人・福者に認定の後援、そして、乙女峠巡礼路並びに地域の環境美化のためにも、蕪坂川の泥土除去が実現するよう、島根県に要望されてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、乙女峠巡礼路の側溝整備についてお答えをさせていただきます。

砂防指定河川蕪坂川は、土砂流出の被害を防止することを目的とした、島根県の管理河川でございます。

当該河川の現地確認をさせていただきましたが、議員、御指摘のとおり、蕪坂川の河床部分に、現在、泥土——泥土でございます——が堆積しており、河川に注ぎ込む暗渠排水等もあり、治水、排水上支障を来すことも想定されるところでございます。

また、乙女峠の歴史の列福調査がことしから始まったこととお聞きしておりますが、正式に認定された場合、当町への来訪者が増加することは間違いないと思われま

す。このことを踏まえ、来訪者等に対するおもてなしとして、乙女峠への経路に隣接する蕪坂川の景観に配慮する必要があると認識しておりますので、環境美化等について可能な範囲で取り組んでいく必要があると考えるところでございます。

町といたしましても、先ほど申し上げましたように、景観上あるいは治水上の観点から蕪坂川の環境整備について、今後、施設管理者であります島根県と協議をするとともに、強く要望していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 御答弁に、景観上また治水上の観点から施設管理者の島根県に強く要望していかれるとの答弁であります。これを期待いたします。

そして、崇敬対象の聖人・福者の速やかな滞りない認定のためにも、早目早目の対応を期待いたします。

これで、次の3番目の道の質問であります。

これは遊歩道ではありますが、鷲原川丁地区の遊歩道堤防のかさ上げについてを質問いたします。

この地区の遊歩道堤防100メートルの区間は、堤防が正規でなく、遊歩道は2メートル低いところがあります。

正規の堤防でない理由は、以前、このすぐ近くの住人が飼っておられたアヒルが川に行けなくなるので、猛反対をされたためと聞いております。今は反対された住人の方ではなく、別の方が住んでおられ、アヒルは飼っておられません。

2メートル低い遊歩道のところの上には、石積みの堤防があり、天端幅3メートル、長さ20メートルあります。

この石垣は、昔、津和野城防御に津和野川を堀として構築したとされる石垣跡ではないでしょうか。石垣の両側は石積みですが、中は土であります。現在は、近くの方が畑として耕作しておられます。

もしも、ここが決壊する事態になれば、新橋上流の清水、川丁、上市地区の大半が床上・床下浸水は免れません。もちろん、新橋下流から津和野高校までも甚大な被害が予測されます。

川丁地区の堤防と山までの広いところは約250メートル、狭いところは新橋の下、山まで20メートルのぐらいのところで、これで水が集中しますと、水深2メートルになると予測されます。この新橋下の20メートルの狭いところに、濁流が一気に押し寄せる形になります。

災害列島日本です。想像がつかない集中豪雨が、近年各地で発生しております。

平成25年の激甚災害、これは名賀地区が主な集中豪雨でしたが、10倍以上あると思われる面積の木部、畑迫地区も含めた津和野地域上流の3地区が集中豪雨に襲われれば、想像がつかない激流になることは目に浮かびます。

全国の昨今の災害状況を見ても、想定外であったという言葉は使えません。

防災の面から、安心・安全の確保、快適な遊歩道の面からも島根県へ整備の要望をされてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、鷲原川丁地区の遊歩道堤防のかさ上げに整備についてお答えをさせていただきます。

津和野川鷲原地区周辺の護岸は、平成25年の豪雨災害により広い範囲で被災しておりますが、島根県の災害復旧事業で鷲原橋から下流区間は、河川景観に配慮された石積護岸として復旧工事がなされたところでございます。

議員、御質問の川丁地区周辺について現場を確認いたしましたところ、延長約100メートルの区間で一番低い堤防高から前後の堤防高の差が大きいところで、おおむね2メートルある区間がございます。このような改修工事をされた経緯等についてはわかりかねますが、治水上の河積断面確保がなされている河川改修と推察いたします。

しかし、御指摘の部分的に低い堤防道が豪雨時における不安を沿線住民の皆様に持たれてはなりませんので、管理者である島根県と協議をするとともに、要望もしてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 遊歩道で2メートル低いところの上の石積みであります。これは、堤防と思われまして。

天端幅3メートル、長さ20メートルは、昔、津和野城防御に津和野川を堀として構築されたとされる石垣ではないでしょうかの質問の回答がありませんでしたが、このことにつきましては、その後の地元の方の説明によりますと、亀井氏時代に川をつけかえ

た堤防であり、堤防内側に馬廻り屋敷、氏族、足軽の屋敷などが建てられたと聞きましたが、これでよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 確証は、まだこの場では言えないかと思いますが、基本的に新丁、川丁、あのあたりは、いわゆる武家屋敷の、どちらかと言えば下級の武士のお屋敷があった地域でございますので、今、議員さんが言われたような形ではないだろうかと思っております。

護岸のほうも、江戸時代に多分積まれた護岸の石積みであろうというふうに思っております。これまた、もし本格的に調査をするということであれば、昔の絵図等をひもといひてみて、調査をすることになるかと思っておりますが、今、言われたような形かなというふうに思います。

今回、こうして議員さんのほうから御質問をいただいて、改めて、あそこの石垣の貴重さを認識をさせていただきましたので、大変ありがたい質問だったなというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 江戸時代の、これが本当のことになれば、江戸時代の堤防工事としては、大工事だったことは想像できます。

石積み堤防の一部20メートルが残っていますが、現在の堤防の高さとほぼ同一であります。したがって、ある程度の大洪水時の堤防の役は果たすとは思いますが、しかし、あくまでも石積みと中は土であります。地震時には簡単に崩壊すると思われます。

また、これの保存としまして、文化遺産としての調査価値はあるのではないのでしょうか。

それと、私の記憶ではありますが、小さいころの記憶なんで、御幸橋の上流の兩岸、これは、大きな石でずっと護岸が組まれておりました。そして、中ほどはわかりませんが鷺原の法音寺の下までは、ずっと石積みでした。その法音寺から上は石積みはありませんでしたが、したがって、その法音寺から下の石積みと関連があるんかもしれません。

したがって、文化遺産としての調査価値があると思われるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほど、若干触れたような気もしますが、確かに明治時代よりも古いことは確かなので、江戸時代の石積みではないかというふうに思っています。

町内の河川でああいう形での石積みが残されているのは、あの部分と、それから大橋の北側、上流側が一部残っているぐらいで、本当に貴重な石積みだなというふうに、改めて認識をしたところであります。

早急ということにはならないかもしれませんが、そういった認識の中で、改めて石垣を調査する必要が生じるかというふうにも思っております。

それから、今、たまたま城山の関係で、石垣の国内でも有数の先生も来ておられますので、委員として、そういった方の御意見を御参考にさせていただいて、今後の方向性を決めていきたいというふうにも思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 次に、ウォーキングや自転車の方は、この100メートル区間の結構きつい坂道です。この高低差の坂道を嫌って、この間は堤防遊歩道でなく、川丁通りを歩かれ、また自転車走行も多いと聞いております。

もしも、島根県が整備不可能であれば、町民の健康増進のために、また回帰的なウォーキング、ジョギング道、そして観光道、そして重要なのが防災面の安心安全の確保として、津和野町が整備することは可能でしょうか、不可能でしょうか。これはわからないことですが、一応の意見として聞いておきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 先ほどの議員さんの御質問でございますが、島根県は、ここ平成25年の災害のときに、先ほどの町長の答弁にもありますけれども、島根県の災害復旧工事で復旧をしている区間でございます、恐らく答弁書にも書いてありますけれども、河積断面の確保については、おそらくされていると、もう計画上されているものというふうにも思っております。

したがって、今の町のほうでその高さを高くするかどうかというのは、ちょっと島根県さんのほうにもかけ合ってみないとわかりませんが、なかなか県の護岸をさわることになりますので、県管理の護岸をさわることになりますので、非常に難しいのかなというふうにも思っておるんですけども、また、島根県さんとも協議をさせていただいて、もし必要であれば、例えば地元住民の方たちの不安に持たれてはなりませんので、そういった意味で、また県ともしっかりかけ合っていきたいというふうにも思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 島根県におかれては、私もちょっと聞いてみたんですが、河床をしゅんせつ工事をして、一応の増水対策はしているとのことではありましたが、とはいえ、この低いところの上に住居ではないですが建物が1棟あります。これはすぐつかると思えます。

町が、もしも不可能であるときは、民地ではありますが、先ほど言いましたこの石積みみの堤防を補強することで、今も随分崩れております。堤防の役目を果たせるかなと、ただ、文化遺産ということどのようになるかはわかりませんが、そのようなことも可能かどうかをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長(益井 仁志君) 先ほどの石積みに関しましては、文化遺産といいますか、今の文化財のほうになるかどうかというのはわかりません。なるんだろうとは思いますが、そこを使って、かさを上げていくということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、治水上の河積断面については、あそこは河床を下に下げたりとか、川幅を広げたりということで、恐らく県のほうも、その辺の安全率も見てつくったものであるというふうに思いますので、そこの河床を実際に、また先ほどと同じこととなりますけれども、上げたりということは非常に難しいのかなと。

今の県河川の管理河川を、町としてさわるということでもありますので、文化財の関係もあるので、なおさらのこと非常に難しいかなというふうにも思いますけれども、これも島根県さんのほうと先ほど申しますとおり、協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長(沖田 守君) 米澤君。

○議員(2番 米澤 宥文君) なかなかお金のかかることで、難しいことかもしれませんが、やはり多くの方のウォーキング、特にウォーキングですね、水平に、楽にかなり急な、皆さん歩いてみられるとわかると思いますが、かなり急な坂道となっております。

そのような道に、できるだけしていただけないかという声も多くありますので、要望なり検討なり、十分していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

.....
○議長(沖田 守君) 以上で、2番、米澤宥文君の質問を終わり、ここで10時50分まで休憩といたします。

午前10時43分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序8、6番、丁泰仁君。

○議員(6番 丁 泰仁君) 6番、丁泰仁でございます。通告に従いまして、2項目の質問を用意しております。よろしくお願いたします。

早速ですが、1項目め、文化財保護法改正と観光振興に関して質問をいたします。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案が平成30年6月1日成立いたしました。そして、平成31年4月1日、施行されました。

その趣旨は、過疎化、少子高齢化を背景に、文化財の滅失や散逸などの防止が緊急課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその

継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存活用
の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図るとあります。

それでは最初に、文化財保護法に関する一部改正につきまして、当町に関連して注目
すべき概要を2点抜粋してみました。

1点目、地域における文化財の総合的な保存活用、2点目、個々の文化財の確実な継
承に向けた保存活用制度の見直しであります。

まず1点目の要旨は、都道府県は文化財の保存活用に関する総合的な施策の大綱を策
定できる。市町村は都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存活用に関する総合的な計画、
文化財保存活用地域計画を作成し、国の認定を申請できる。計画作成に当たっては、住
民の意見の反映に努めるとともに協議会を組織できる。市町村は地域において文化財所
有者の相談に応じたり、調査研究を行ったりする民間団体などを文化財保存活用支援団
体として指定できるというものでありますが、特に注目すべきことは、国から計画の認
定を受けることによる効果として、A、現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する
事務の一部について、都道府県、市のみならず、認定町村でも行うことと可能とし、認
定計画の円滑な実施を促進できる。

B、国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承
を推進できるとあります。

次に、2点目の要旨につきましては、国指定など文化財の所有者、または管理団体、
主に地方公共団体は保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる。この認定効果とし
て、国指定文化財の現状変更などにはその都度国の許可が必要であるが、認定保存活用
計画に記載された行為は許可を届け出とするなど、手続を弾力化できるとあります。

文化財の多い当町としまして、現状変更手続が認定町村でも容易になることにより、
文化財の有効活用が推進され、観光振興に役立たされれば願ってもいいことでありま
す。

ちなみに、文化財修理事業の経過から当町の文化財を列挙してみますと、これは平成
28年12月時点のデータでございますが、国指定文化財として、旧堀氏庭園畑迫病院、
津和野城跡、山陰道、鷲原八幡宮、県指定文化財として、三渡八幡宮、多胡家表門、藩
校養老館、そして永明寺と、町指定文化財として、岡熊臣旧宅、竹原家住宅などなど多
種多様であります。

このうち特に現在、出丸石垣修理工事進行中の津和野城跡に関しまして、法改正を適
宜準用した場合、現在の城山裏手からの工事用道路を将来、工事終了後、改修し、観光
道路に転用する案も現実味を帯びてくるように思います。総合的な計画を作成し、国の
認定を申請することを望むが、いかがか。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正におきまして、地方公共
団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公
共団体の長が担当できるようにする、地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、

当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とすると。既に当町は存在していると思いますが、そういうふうにあります。

文化財活用、利用に当たって、迅速な対応が求められるとき、首長の判断で短時間に事務が処理できることに便宜を感じるものであります。この法案に対していかが考えますかをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきますが、文化財保護法改正と観光振興に関しての御質問でございまして、教育長よりお答えをさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、文化財保護法改正と観光振興に関しての解答を申し上げます。

ことし4月から施行されました改正文化財保護法では、市町村において文化財保存活用地域計画を策定し、国の認定を申請できることとなりました。

本町におきましては、平成20年度から3カ年をかけて津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画を策定していますので、この計画をもとにして、今年度1年をかけて津和野町文化財保存活用地域計画を策定することとしており、来年度、国の認定を申請したいと考えております。

認定された保存活用地域計画に記載された行為については、現状変更の許可を届け出とすることができるなど、文化庁長官の権限に属する事務の一部について、認定町村でも行うことが可能となりますので、より円滑な事務を行うことができると考えております。

必要な行為については、あらかじめ計画に記載しておくことで事務手続が簡易になる一方で、活用を進める余地本来の文化財保護がおろそかになるおそれもあることから、バランスのとれた文化財保護行政に努める必要があると考えております。

また、文化財保護法とともに改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会での所管であります地方公共団体の文化財保護の事務が条例により地方公共団体の長が担当できるようになりました。

小規模自治体であります当町においては、首長部局と教育委員会の連携がとりやすく、必要なことは常に協議しながら事業を行っており、首長部局にすることの大きなメリットは考えられないことから、これまでどおり教育委員会で行うことが適当であると考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それでは、1問ずつ再質問に入らせていただきます。

まず、私が例に挙げましたこの法の改正を順次、適宜しまして活用すれば、当町にとりまして観光振興がなお発展するのではないかとそういうふうにした例を城山を取り上げました。

この城山といいましては、少し例の天空の城、兵庫県の竹田城ですか、この天空の城といえ、当三本松城も日本で三大天空の城の一つに数えられるということをちょっと聞いておったんですけども、それはさておき、この文化財保護法に関して、その竹田城でこういうことがあったみたいです。

これはある新聞記事で読んだんですが、非常に有名になりまして、その竹田城に登る人たちがものすごくふえたらしいんです。そうすると、今までありました要するに登り口、石で、それは石積みしております、昔どおり、それがただでさえもう風化しているのに、人がこう登っていくから崩れていくわけです。それでその行政がこれじゃいかんということで、親切心かサービス心でコンクリートの石造りにその入り口を全部変えたらしいんです。

ところが、それが文化庁の許可を得ずにやっているわけです。文化庁がこれを聞きつけて知って、それは大変なお叱りを受けて、すぐもとのとおりに全部直せと。だからコンクリート工事をやった分を全部引っくりかえして、もとの石積みにもう一回直させられたというので、これが現在、要するに文化財保護法に規定されている文化庁のすごい権限の巨大なところなんです。許可なくしては草木一本触れられないという現状、これは当城山におきましても、かつて聞きましたけど、国道から見えないので、要するに草木を少し切って奉仕したんだと。ところがそれがまた知れるところで、お叱りを受けたと。厳しいというのはもうこれほど厳しいことはない。

それで私はこういう文化財の法って厳しいものがあれば、例に挙げました観光道路が欲しいんですよ、後ろから城山にですね。うちは高齢化してきて、津和野に来て城山っていうけど、確かに今寄附者の好意によりまして稲荷神社のほうからの修復工事は着々と進んでいますけども、それはあくまでやっぱり足で登山してもらうんですけど、それはもうやっぱり高齢者にはちょっとこたえるんですね、何ぼ修理しても。リフトで上がるまでいいんだけど、それからはやっぱりちょっときついと思います、上がっていくの。

それで何とか城山を生かすのに、もう一つ、深堀をするのに、前から言われてあったように観光道路があればいいなと思って、そうしたところ、今、石垣修理のために喜時雨側から仮設道路、工事用道路をつけたと。この予算を見ますと1億近くかかっておるじゃないですか、我々予算を決議しました。それを終わったらまたもとに戻すというので、とんでもない社会的なロスでもあるし、これを何とか生かせないものかとも考えたのが、その観光道路でありまして、だから工事が終わった後ここに、私述べましたけれどもこれを観光道路に、今度法改正が行われましたので結構町の融通によりまして転用できるのではないかとそういうふうにして思っていたわけですが、このことに関しまして答

えがありませんので答えろとは言っておきませんが、一応ここお聞きしておるんですが、可能性はありますか、どうですかこれ。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今議員さんのほうから御質問のあった喜時雨側からつけた工事用の道路であります。以前、工事を始めるごろの一般質問だったか、予算の質問だったかちょっと覚えておりませんが、どなたの議員さんからだったかというのちょっと覚えておりませんが、その道をもとに戻すのかという御質問をいただいたことがございます。そのときも若干お答えしましたけれども、この道はもとどおりの山に戻すというつもりは今のところございません。道のままで残していくということで考えております。

ただ、観光用道路ということになりますと、上に駐車場を当然整備をしてやらないといけないという状況があります。ただ、今の状況で言いますと、ちょうど今上がったところが当時の曲輪の状態でありまして、非常に城の構成上、大変重要な位置づけがある土地になります。あそこを駐車場として整備するということは事実上ほぼ不可能ではないかと思っています。ただ1台、2台をとめるスペースを確保することは当然できるかと思えますけれども、観光用道路として何台も整備をするということは、私の今の想定の中では難しいというふうに思います。

ただ、道は残すという方針でありますので、その点は御安心いただけたらというふうに思います。ですから、そういった、どういった工夫ができるかというのも含めて、今後の課題かというふうには思っております。

それから、仮にこの認定許可が町に下りたとしても、それをベースとなるこの基本計画の中で、ここの範囲については報告で済ませると、ここの範囲はやはり文化庁に出さないといけないと、そういうすみ分けが許可の中にも出てくると思っておりますので、重要な部分についてはやはり町で判断ができるということには多分ならないだろうというふうに思います。

ある程度こういう形で許可の範囲、町での執行ができる範囲という枠を想定ができるものをこの計画の中に入れて、落とし込んだ中で事務を簡略化できる、そういう制度になっているのかなというふうに今思っておりますのでございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 観光道路をもうてっぺんまでつけるのは今お聞きしたところで非常に無理かなと思いますけれども、せめてそうすると8段目ぐらい、そこら辺に、中腹ぐらいでもいいですからちょっと切り開きまして、そういうことができるのではないかとも思いますけれども、今教育長、そこら辺も考慮してというふうにお答えをいただきましたので少し期待しまして、ぜひこれをやってほしいと。

もうせっかくいいものを持っておりながら使い切っていないというのが私いつも常々思うんです。だから、そういう点でもうちちょっと城山をしっかり開発させて、使い切れるように工夫をしてほしいな。というふうに思います。

次に、文化財、私少しずつ国指定、県指定、それから町指定とあげましたので、せっかく挙げましたので、随分文化財も未修理のところ、あるいは修理を済ませたところと、いろいろもうきていると思うんですけど、28年当時、その後、旧堀氏邸は畑迫病院も完成しました。津和野城跡は今修理中です。それから山陰道も先ほど同僚議員のほうからいろいろ質問がございましたので、これも聞いたとおり。

それから鷺原八幡宮ですね、ここも何か一つ問題を抱えておるようなことを聞くんですがこれと、それから例の県指定ではありますが永明寺が、それを国指定へということに検討をしておるといふことはそうでしたが、今はどういう状況になっているのか。それからその永明寺が国指定になっているかどうか、その後、修理、特に屋根ですね問題になっているのは。その経過をちょっとお答えいただいてよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず鷺原八幡宮のほうであります。これについては国の重要文化財として認定を受けておりますので、今から屋根等もかなり傷んでいる部分がありますので、これの修繕、修理に向けて計画等をかけていかないといけない時期になっております。昨年度から文化庁の調査官にもお出でいただいて、そこの辺の様子も調査をしていただきながら、今から実際に計画を立てていくという形になろうと思っております。

ただ、地元の当然、所有者負担というのが生じてきますので、その辺の氏子の皆さん等の整理というかまとまり、そういったことも今検討を始めているところであります。明確にそれでは何年からということは今の時点ではちょっとお伝えができませんけれども、近々にはそういった計画に対してのスタートを切るような形になろうかというふうに思っております。

それから、永明寺でありますけれども、これは今年の2月ですか、国の史跡指定という形で、亀井家墓所とともに敷地全体が名勝の国の指定を受けています。

ただ、永明寺そのものの建物については、県のいわゆる建築物としての文化財指定を受けておりますので、こちらのほうが補助制度とすれば優先されるというふうに制度上なっておるのでございまして、この永明寺を直そうとすると県の補助でないとその対応ができないという形で、国の補助金を文化財の修理としては入れることができないという、そういったところがあります。

何とかこれも重文にならないのかということでも国のほうとも相談を今かけつつあるところでありますけれども、そのためにはそれなりの裏づけの資料が必要になってくるということで、なかなかそれを待っておるのは、もう建物上難しいのではないかと

うような状況でありまして、それこそ永明寺の関係者の方々と今協議をしているところ
であります。

今のところの方向性としては、県の補助でとりあえずある程度の応急的な修理をして、
いわゆる期間を長くもたせて、その中で重文に国の指定をもっていくという形での調査
を進めていこうという、そういった目論見の中で計画を進めている状況であります。で
できれば今年度中には、県のほうともおよその方向性を協議できるようになればいいかな
というふうに今思っているところであります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。特に永明寺はいつも雨漏りがして、も
う大変な状況になっていますので急ぐように。それから、やっぱり本当にあれだけの
古刹はなかなかありませんので、本当、津和野を代表する一つの寺社仏閣、そういう
ものですので、とにかく大事にして活用するようにしてほしいと思います。

次に、今度は文化財の活用というところで、現実には、既に少しずつ活用されていると
思うんですが養老館ですね、先般オープンしまして、それからすぐいろいろな方々が利
用しておるようですし、また会合も先般、国際交流協会の総会もそこで開かれましたの
で、私も会員の一員としてちょっと参加しまして、北棟、非常に学術的なあるいは講習、
勉強の場としては静寂で雰囲気もいいです。ああいう場所を使って、どんどん利用でき
ればと思うんです。

そこで、私の提議したのは、既に当町、県立大学と西周先生の関係で連携、提携を結
んでおると思っていますので、恐らくそういうことで学術会議なりがあるときには、今まで
は鷗外記念館を使用しておったと思うんですが、今からその今養老館も使用できるん
ではないかとそういうふうに思うんです。

そこで、今後もうちょっとしっかり活用するために、その県立大学との提携をもうち
よっと頻繁にということが、定期的に何か学術的に利用できないかと思うんですが、先
般5月26日の山陰中央新報に、松江市と法政大学が協定して連携を教育連携、そのほ
かまちづくり連携というのをやっております。

このごろ地方自治体が要するにそういう大学と連携しまして、そういう会議なりをや
っています。そしてこの新聞によりますと、松江市は法政大学の学生たちの交流した意
見を聞きまして、その意見を松江市のまちづくりちゅうか市政に反映させると、そして、
それを役立たせるんだということで松江市長はおっしゃっております。

そういうふうに、やはり今から若者の意見が非常に大切なことになると思うんですけ
れども、そういう点で私もこれを見ましてやはりなど、今からの時代はですね。そうし
ますと先端をいくのはやはり大学生でありますので、そういう点で県立大学ともうちよ
っと学術的にそれを進めるためにも何かサテライト化するとか、定期的に必ずもう
県立大学に養老館は随時使用してくださいと、ちょっと学生を呼んで夏休みとかそうい
うときにはセミナーを開いたり、そして、そこに当町の津和野高校生、もう藩校で今年

度卒業生の出口見ますと随分国公立にも進学をしているし、随分その成績が伸びてきている。せっかくもったいないですし、そういうところで大学生と津和野高校生とその交流の場、そういうのもどんどん開けるんじゃないかと思うんです。そうすると津和野高校生も、大学っていうのはこういうものだ、いろいろ会話の中で次に大学志望に関して目標が持てるんじゃないかと。そういう点で頻繁に、せっかくできたものですから、交流を広げてほしいとそういうふうに思いますので、養老館の活用をどういうふうに、私が言っておるように、どうでしょうか、将来的にそういうふうに県立大学との提携という点。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 実は養老館ができる前に協定を結んだ後に、町長も含めて県立大学の先生方と懇親の席もございまして、そういった席でも、せっかくああやって養老館ができるので、県立大学にもぜひ活用してくださいということをこちらからアピールもしたりした経緯は過去あります。

向こうがどう受け取るかというのはまた別なんですけれども、どうもことし、毎年、西周研究会で県立大学と去年から津和野町も一緒に両団体での共催という形でやりましたけれども、ことしもまた西周研究会の会を津和野町でやっていただけたと思いますが、うわさでまだ正確ではありませんが、その噂によりますと、どうもうちは養老館でやったらどうかという提案をしたところ、ことしについては喜多屋さんという津和野小学校の前に紙間屋さんがありますが、あそこを今改修をされておられるようでして、あそこでことしはやりたいという県立大学の意向だったようでございまして、今回はそういう形になりそうだったということを改めて、正式ではまだありませんのでわかりませんが、結果としてはわかりませんが、そういう意向だそうであります。

そういうふうに、あそこをもうどうも県立大学は利用するつもりでおられるようでございまして、津和野町にそれだけ足しげく来ていただけるんだという、逆にうれしいような思いを持っているところであります。

今後ぜひこういった西周研究を通じて、県立大学との交流は続けていきたいというふうに思っておりますので、今議員さんが言われたように、高校生もぜひその仲間に入れていただけるように、またそういった趣向も考えてみたいというふうに思っております。

昨年、教育フォーラムを開催をして議員さんにも参加をしていただけたらと思いますけれども、大人と子供の学級会という形で、大人と子供たちと交流をするそういった会も、ことしもまた8月下旬にやろうというふうに思っております。そういったものにも高校も積極的に高校生を派遣をしていただいておりますし、中学生も積極的に参加している子もふえてきております。

そういった流れの中で、子供たちから大人が学ぶものもしっかりありますし、大人のそういったかわりを子供たちが見て、また津和野に帰ってこようという思いにもなる

のかなというふうに思っておりますので、そういったものの一つとして、県立大学にもぜひ御協力をいただきながら、また今の津和野高校の校長先生も非常に積極的に子供たちを町に出そうとしてくれておりますので、そういった面も生かしながら、活用してまちづくりにつなげていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 時間をとらないように補足でちょっとだけ。県立大学とは教育長がおっしゃったとおりであります、昨年も県立大学の学生さんとそれから成蹊大学の学生さん、それからもう一つ首都圏の、ちょっと名前を大学名を忘れてしまいましたが、合同で町に来ていただいて、そういう学生さんを交えて、高校生を交えてのセミナーというものをやっていたりしております。

それから大学で申しますと東洋大学とも、これは文京区から御紹介をいただいて、あそこは文京区内にある大学でありますので、そうした学生さんが来られて、高校生との交流が数年前から実際に進んでいるといったところであります。

それからまた立教大学も同じようなことをやってまいりまして、そうした中の成果で、このたび立教大学へ津和野高校、推薦枠を一ついただくことが決定をしているというような状況でございます。そしてその立教大学でお世話になっている先生が同志社大学と非常に深いつながりを持っておられるということで、今後、同志社大学も巻き込めないだろうかというようなお話もいただいているといったところであります。

たまたま私が同志社の出身でもあるということで、今同志社の出身の市町村長の会というのでできております。年に1回、学長も出てこられておりますので、今後そういうネットワークも生かしながら、津和野高校と大学の連携ということをしていきたいと。その舞台がやはり藩校養老館というふうにも期待を大きく私どももかけているといったところであります。

そうした状況の中で、津和野高校もこれまでいろんな魅力化の動きをしてきまして、実績も上がってまいりました。このたび島根県のほうから、この一つのモデル事業として、このコンソーシアム構想というのがあります。それを津和野高校でやろうということになりまして、2年間、今年度と来年度でやるということになりまして、ここではまだ構想段階でありますけれども、これまで高校魅力化でやってきたこと、そしてそこに小中から幼児期も含めた中で、津和野の教育も一緒になってこの教育へ発展させていくような取り組みをこのコンソーシアムを通してやっていこうという計画がございます。そこには、いわゆる後援会もそうですけれども、町内の経済団体とかいろんな分野の方々も入っていただくという構想でございます。

そして私の思いとしては、その中にこれまでいろいろ関連して一緒に進めてきた大学も入っていただければ、一つのこの津和野町の教育の大きな柱がこのコンソーシアム構想を通してできていくんじゃないだろうかというような大きな可能性を秘めておると

いうところでもありますから、そういうことの流れの中で、この藩校養老館をしっかり活用していきたいという強い思いを持っているということで考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 教育長並びに町長から、それは非常にうれしいような、教育の町にふさわしい津和野町にしっかり仕立てて行ってほしいとそのように思います。いい案をいただきました。

それでは第1問はこれで終わります、第2問に入ります。

第2問は観光関連一般に関してでございますが、平成30年度観光協会総会資料によれば、昨年度は西日本豪雨災害の影響もあり、観光客入込数は29年度に比較して117万4,000人から112万1,000人、約5万3,000人減少しています。

この状況下にあって、町屋ステイ戎丁、宿泊数は152名から173名、上新丁、63名から155名と29年度比較、30年度は両館とも宿泊数を伸ばしています。当初、改修時は維持存続できるか心配したものでしたが、30年度総売り上げ554万1,000円、当期剰余金267万円と現時点にあっては効率的に運営ができています。

次に、話は変わりますが、4月22日山陰中央新報記載で、つわのスープに関する記事が目にとまりました。

概要は、去る4月20日、養老館にて津和野町の地域振興に向けた構想を町内外の住民が発表するつわのスープがあったと。このイベントは町内で活躍する地域おこし協力隊員らでつくる実行委員会が主催、参加費1,000円で軽食と投票用紙を受け取り、参加者が賛同する案に投票し、優勝者には参加費の一部を寄贈する。

最初に、関西地域の女子大学生2人から、以前2人で町に訪れた際、歴史ある伝統文化や人柄等に感銘を受けたことで、大学生を対象に地元事業者などから地域の話聞く1週間の留学プランはどうですかという提言、次に、地域おこし協力隊員の提言で、3年間活動する中で家族のように接してくれる住民に感動、町外から来る人とも同様の関係が築けるゲストハウスの整備計画が提案されました。

この二つの案が優勝し、構想実現のために賞金が贈与されたというものでありますが、今、当町は少子高齢化、人口減少の全国的風潮の中で観光立町として、向こう100年の体系を築かなければならない重要な時期であります。観光スタイルも世代、時代の流れとともに激変している昨今であります。

かつてこの町がノンノという女性雑誌によって発掘、宣伝され、一躍萩市とともに城下町ブーム、もしくはディスカバージャパンブームでにぎわった時代、およそ40年ぐらい前でございますが、昨今の年間3,000万人ものインバウンドブームを誰が予想したでございましょうか。

5月26日自治会旅行で湯布院へ行ってまいりました。昨今の状況は年間観光客386万人、宿泊数80万人、そのうちインバウンド12万人、特にアジア系のインバウン

ド観光客の3分の2を占めていると言われていました。とにかくインバウンドと若者たちであふれ返っていました。

言うまでもなく観光地は若者が集う町になって、大いににぎわい活気を呈します。今当町は観光立町として新しい時代を構築する若者を中心とした来町者をふやす努力は必至の状況であります。貴重な若者たちの提言を行政施策に生かし、実行する姿勢が大事だと思います。

そこで質問ですが、1、町屋ステイの宿泊数増加の主な原因は何ですか。

2、つわのスープの若者たちの提言2案に対する行政の考えはいかがでございましょうか、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光関連一般に関してお答えをさせていただきます。

まず、町屋ステイの稼働率は、議員御指摘のとおり年々増加しております。指定管理者である一般社団法人津和野町観光協会によると、受付業務や清掃管理に係る人件費については同観光協会職員や集落支援員も一部従事しているため、単純に利益が出ているとは言えませんが、余剰金が同観光協会の会計収支の貢献しているのは事実です。お客様については関東圏域の方の利用が多く、萩石見空港の利用促進にもつながっていると推察されます。

好実績の要因としては、高価格帯ながら和風モダンの空間をより上質に仕立てた古民家改修の成果が挙げられます。あわせて、また来てみたい観光まちづくりという観光理念を具現化するおもてなしの心も重要な要因となっているとお聞きしております。利用者からアンケートをとり、ニーズに応えられるよう努力したことで、繰り返し利用されるリピーターもいらっしゃいます。

もう一つの要因としては、ネットでの予約方法がふえたこと、クレジット決済が可能になったことなどが考えられます。近年利用が伸びている同観光協会ホームページへの直接予約だけではなく、宿泊予約サイトの一休．comに掲載されたことも好実績につながったと見ております。

次に、4月に実施されたつわのスープについては、アメリカで行われたスープとサラダを食べながら町を活性化するアイデアを持ち寄るイベントに由来するものとお聞きしており、津和野町を挑戦し続ける町にしたいという思いを持った有志による新しいまちづくりの動きだと認識をしております。イベントに登壇した方が自身の事業プランをプレゼンテーションし、共感と理解を得て資金を獲得、そして実行に移すという姿は、民間の強みを最大限に生かせる取り組みだと敬意を表します。

当日のイベントで資金を獲得した2案に対する町としての考えについてですが、まずゲストハウスの整備構想については、発案者から町商工観光課に相談があり、現在、島

根県と本町が連携する島根県地域商業等支援事業の一環として、空き店舗活用の支援を行う方向で協議中です。

大学生を中心とした津和野留学については、現時点では町に対するアプローチはございませんので詳細については存じ上げません。

本町としては町を取り巻く状況の整理と課題の洗い出し、適切な支援の制度や柔軟な対応により、個人・企業を問わず多くの方がこの町で新しい事業をスタートしやすい仕組みづくりに取り組んでいくことが必要だと考えております。

また、このたびの事業、つわのスープは、イノベーションフォーミュラとして始め、現在ではファウンディングベースという名称にて引き継いでいるその1期生が中心となり、仲間と一緒に進めてくれているものであります。地域おこし協力隊の制度が終了しても本町にかかわりを持ち続け、貴重な人材として巣立ってくれていることをうれしく実感するとともに、これまで縁のなかった町外の若者のアイデアや感覚、情熱を地域振興に生かしていく人づくりの取り組みにも引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 湯布院へ行ってみまして、私感じたんですが、溢れかえっています、若者とインバウンドで。しかし、町は随分前に比べれば雑然としてきているんです。それで観光公害という言葉が今はやっていますが、京都なんてその一端ですかね。そのはしりみたいで、ちょっと町が汚れてきているんじゃないかと思えます。それに比べまして、確かににぎわいは我が町はちょっとまだ物足りんですが、きれいです、本当にどこに行っても我が町はきれい。

それで今年度、10連休、久々にかつてのバブル期のにぎわいをちょっと感じたんですけれども、非常ににぎわっていました。あそこまでとは言わずとも、せめてあの半分ぐらいが土日、あるいは平日でも来ていただければなど。特に今申し上げましたように若者をしっかり来てもらわないと、今後の時代をつないでいくエネルギーというのが必要だと思うんです。

それで昨日来、同僚議員、本日もそうですが、ここ4月に一挙に町の商工業者、商店が7店も店を閉めると。これは私にとりまして、一緒にやってきた同じ釜の飯を食べる仲間たちですね、私ももうここ40年近く商売やっていますから、これは本当に身につまされました、正直なところ。あすは我が身かなと、そういう状況で本当に歯を食いしばって耐えてきておるわけですが、一挙に7軒も閉鎖して、堰が切ったようにもう本当に力が、ちょっとこうショックで力が失せました。だけどそれではいけませんので、次期世代へ何とか引き継いで引退を考えなきゃいけないんじゃないかなと思うんで、いけるときまではしっかりいこうと、そういう気持ちでどうしたらいいのかなということいろいろ日々建策をしております。

そして、やはり若者をいかに使うかというのは、やはりこのつわのスープでも提言されました若者2案です。それで1案は町のほうに相談があったということで、今現実にゲストハウスという形で計画は進んでいるみたいですが、それとその女子大学生の提案した、大学生を対象とした津和野留学については、相談がないからそのままでは詳細はわからないということなんです、これはひとつ、せっかく津和野まで来てこういう提案してもらったんですから、どういう内容であったか、ひとつこれは担当課課長調べまして、こういう提言は大学生1週間でもいいから来てもらってということをお願いしてあげれば若者は、さっきの養老館を利用して学生を引き入れようとしている、とにかく若い者がうろうろしてくれると、そういう町にしたいわけです。

だからそうやって私考えました、その1週間の留学において、やはり宿泊その他、一種招待するような格好で、津和野町が接待するということになれば、まずは泊まるどころ、そういうところから考えますと今のゲストハウスも利用できるだろうし、差し当たってすぐと言えば、それこそ町屋ステイの使い方も非常に有意義になるんじゃないかと、有効になるんじゃないかと。

私はゲストハウスというのはちょっと私も、横文字で書いていますので、私の頭の中でゲストハウスっていうのは貴重な特別なお客様を迎える、そういうときに用意する、要するに国でいえば迎賓館とか、だから地方自治体でいえばそういうちょっとした宿舎なり、そういうものを考えておったんです。そうしておったら簡易宿泊ということで、それは自営でやっていくのには援助するということだし、それはそれでいいと思うんですが、空き店舗をどんどんそういうふうを活用してもらえればいいと思うんですが、もう一つ、今言う町屋ステイがそれこそちょうどいいゲストハウス、違った意味での招待する、そういう接客用の家に使えるんじゃないかとそういうふうに思っていました。だから、この留学生の話も何とか企画をして、そういうことも積み上げながらやってほしいなと。

それから、つわのスープの今の宿泊施設って今何軒、1軒だけですか、それとも今後、何かそういう計画というのは耳に入っているのでしょうか。そこら辺ちょっと、まず大学生の留学の企画はどうなのか、それからその今のゲストハウスがどういう進行になっているのか、計画はどうあるのか、そこら辺をちょっとお答えください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず大学生の件につきましては、うち直接、商工観光課だけではなくて役場内、例えばつわの暮らし推進課等も含めて、どこかそういうお話が来ておらんかということで一応調べてみたんですが、現時点ではどうもちよつとつかめていないというところがございます。ただ主催されたメンバーの中にも当然お付き合いのある方もいらっしゃいますので、議員の御指摘のとおりちょっと確認をして、内容についてまず把握をしてみたいと思います。

ゲストハウスについては、ゲストハウスというような形で今想定されておられるのは1軒で、それ以外に個人で民泊ということを始められた方もいらっしゃいます。これについては多少、それなりの利用が出ておるといふ話も聞いております。

ゲストハウスは簡易宿所であるということにして、ただ今後、その町並みを生かしていくという上では町屋ステイというアプローチもありますが、より安価な形でやっていくというやり方も、宿泊の総体が落ちておりますので大変いいことだと思っておりますし、町並みを守るという部分でもかなり有効な形ではないか、何か今後やり方をもう少し考えてみてはという思いもございます。

それと町屋ステイにつきましては、一応指定管理を観光協会をお願いしております、一般の既存の旅館業との差別化を図って高価格帯でやっておられるというところもありまして、価格帯等についてはやっぱり指定管理者としての問題もございますので、なかなか大学生が使いやすいということになりかねる部分もあるかもしれません。

そういった部分で、今ゲストハウスあたりができればそっちも大いに利用できると思うので、それあたりを含めて意向あたりを確認をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それでは、ちょっと基本的に町がきれいだということ自信を持ちながら、基本的観光町づくりに必要なところは粛々と計画でやっていくとそういうことで、あとは積み重ねでいかにして若者を流入させるかというところに気を配ってほしいと思います。

いよいよ教育歴史文化の町というところに恥じないような、標榜に恥じないようなまちづくりを、なお一層力を入れてやっていったらいいんじゃないかとそういうふうに思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。頑張らしましょう。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時41分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて午後の会議を開きます。

一般質問を続けます。発言順序9、4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは、一般質問、実に簡単な通告書で申しわけないんですけども、まずは通告に従って話を進めたいと思います。

マイレージということなんですけれども、ポイント還元という言葉が、今度の10月の消費税のときに政府がポイント還元をどうかというところから、にわかに興

味を引くというか、決して小さな数字ではないなあという——テレビを見れば、もう至るところでポイント還元ポイント還元ということが出てきてまいりまして、これに関してこれからの時代、社会というのは、このポイント還元というのが非常に大きなウエートを占めるような気がしまして、この問題を取り上げました。

それで、ここは商売のあれじゃないですんで、行政の中でポイント還元ということが、いわゆるマイレージということですが、これは値引きということになりますよね。ですから、出張したときには当然、出張旅費が出るわけですが、その出張旅費をもらって個人で買えばポイント還元ができて値引きがなされるということになるわけです。

通告書の中で、公金で出張する職員並びに町長等の特別職は、これをどのように取り扱っておりますかということをも、お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

マイレージについてでございます。町長等の特別職及び職員の出張旅費につきましては「津和野町職員の旅費に関する条例」及び「津和野町職員の旅費に関する規則」に基づき支給しておりますが、マイレージにつきましては条例や規則に規定されておらず、現状において職員の状況については把握しておりません。

ちなみに、私のマイレージの用途については例えば、ささつな自治体協議会会長として、これまで加盟町村を訪問し、視察を行っており、その際にマイレージを特典航空券にかえて利用しております。ささつな自治体協議会の総会への出席は出張旅費を申請しておりますが、加盟町村への訪問についてはホテル代等の経費は自費で賄い、特典航空券を活用させていただいております。

その他、母校であります同志社大学出身市町村長の会への出席等、その行為が直接的に本町の事業とかかわりを持たない場合に、それでも町長という立場に御案内をいただき、将来的に町と連携の可能性を有するなどの理由で出席をする会合等へ参加する際の航空券において、マイレージを有効活用させていただいている次第です。

○議長（沖田 守君） 道信君、どうぞ。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは、次の質問になりますけれども、今、町長が個人的な形の中でこれをどういうところへ使われたかということをおっしゃいましたが、ちなみに去年1年間で大体何枚ぐらいマイレージを使っておられましたかということ。

もう一つは、この中には出ていないんです。職員の状況については把握しておりませんと言われておりますけれども、町民の間の中ではしょっちゅう職員の方も東京へ行っておられるよとか東京事務所があるよみたいところで大体どのぐらいのマイレージ

を、要するに往復航空券です。これを使ったのか、もし把握されておりましたら今の職員の件、質問は二つですけれども、これをお願いします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、職員の件につきまして答弁させていただきたいと思います。

先ほどの町長の答弁にもありますように、そういった規定がないという現状において、職員のそういったマイレージの使用状況につきましては把握をしていないという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私の今年の1年間のということだと思いますけれども、大体、昨年に限らず年間を通して2年で3回分ぐらいの特典航空券にかえられるぐらいのマイレージがたまるといったところであります。この10年、町長をやってまいりましたので、今、例で掲げたことは過去にこういう事例ということでお話しをしておりますが、昨年については忙しいということもありましたので、基本的に公務のほうでマイレージを使った実績はございません。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） マイレージ、石見空港から東京の往復というのは、大体20往復をして1マイルの往復券が出てくるということで、大体四、五万円ですよ。それで、その四、五万円というのが多いか少ないかというのはちょっとわからないんですけれども、先ほどの町職員が使ったものはわからないと。これを足していくと四、五万円掛けるマイレージ分ですよ。10になるかどうかかわからないですけど、10だったら掛ける10で40万円ぐらいというふうになるんですけども、決して今のこの苦しい状況の中で、そのマイレージのお金というのは、ただ「そうか」で済むわけではないというふうに私は思っているわけなんです。

それで、このことを何で問題にしたかということは、まず私なりに調べてみたんですけども、津和野町のこの規則にも何もないということで、国に問い合わせたら、旅行業務に関する標準マニュアルということで、このマイレージは自粛するというふうに言われております。あと1万5,000マイルがどうかこうとか基準があるみたいなんですけれども、その細かいことは別としても基本的なスタンスは自粛すると。

それから、島根県の場合、県の場合は当然そういうあれはないですけども、通知として、これは公務で取得したマイルは私的使用を自粛すると、ここも自粛という言葉が出ております。

それから次に、近隣をちょっと聞いてみたんですけども、益田市の場合は一切使わないことというふうに担当の課が言っております、マイルそのものを使わないようにするというのを言われたので、ちょっと聞いてみたんです。「そんなのわからんでし

よう」みたいな「黙っとったらわからんでしょう」みたいなことを聞いたら、「いや、わかるもんですよ」というふうな答えが担当課から返ってきました。

それから次は、吉賀町に聞いてみたんですけれども、そういうこと自体がもう私らは考えたことがないと。津和野町さんは東京事務所もあるみたいなことで、吉賀町としたらそういうこと自体を考えたこともないというのが、この国あるいは益田市、吉賀町まで行ったんですけれども。

それで次に、この前、ドイツの件が出てきたんですけれども、飛行機会社はどこかちゅうのがよう私もわからないんですけれど、大体普通で行けばドイツですからルフトハンザだろうと。ルフトハンザは大体、全日空と提携しておりますんで全部マイルが加算されてきますんで、そうだったりした場合にはマイルというのは結構膨らんでくるなあというふうに思っております。

それで、これを私が問題にしたのは、わずかであって40万円か50万円か100万円かは知りませんが、町の財政の足しになるのではないかなあと。だから、私個人的には、これは積極的にもらったほうがいいと。ですけれども、これは当然、町の足しにして、少しでもお金の要るようなところに回していけるようにしてもらいたいなあというのが私の考え方であること。

もう一つは、これは益田市の場合だったんですけれども、一切使ってはならないということからして、いわゆる個人と公とがごちゃごちゃになってしまうと。言葉はちょっときついですけれども、いわゆる公私混同につながっていく可能性があるんで、市としたら、一切このマイレージというのは使わないようにするというふうに言っておりました。だから、金額的には小さいと見えますけれども、今のように公私混同につながっていくという可能性を考えたときには、私は使わないほうがいいなあと。

一方では、先ほどのように積極的に取り入れて、ただし、町できちんと管理して、それを有効に活用していくということの二つの考え方、どちらともうなずけるんですけれども、冒頭にありましたように、条例や規則には想定されていないというふうに言われましたけれども、これをきちんと条例とか規則とか——規則でしょうけれど、きちんとして、そして少しでも役立てるように持っていったらどうかなあと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） まず、道信議員のほうから、国あるいは県、近隣市町村のその取り扱いについての情報提供をいただきまして、まことにありがとうございます。

現在、津和野町におきましては、先ほども答弁をしておりますとおり、条例、規則等にはそういった定めはしておりませんが、今そうして情報提供をいただきましたので、そういった国、県の取り扱いを参考にしながら今後検討させていただけたらというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 検討ということは、やるということですね。——はい。

（発言する者あり）はい。検討イコールやらないということにならないように、ぜひこれは決して小さなことではない、大きく膨らんでくる可能性がありますんで、今のうちに、今のうちにちゃんとしておけば最も恐れる公私混同というところにならないような気がいたしますので、ぜひその方向で——またどこかで、できましたかというのを聞きますんで、その方向でやっていただきたいというふうに思っております。

それでは、マイレージについては、これで終わります。

続きまして、福祉についてというふうなことですけれども、実を言いますと、私個人はこれまでずっと委員会も商売人だったので、どっちかという、そっちのほうの委員会におりましたので、福祉のことについては余り知らなかったんですよ。余りじゃなくてほとんど知らなかったみたいなどころがありまして、そうして今度はこの福祉のほうの担当になったのもありますが、実はその前に町民の方から相談を受けまして、一緒に行ってもらえんかと。女性の方でしたんで、私はああいうところへ——ああいうところっちゃ、これ失礼なんですけれど、行ったこともないし、怖いので一緒に行ってくれんかということを受けまして、一緒に出向いていったんですよ。

それで、その方は事前にもちょっと打診をされたりとか等々もあったんですけども、私が最初にびっくりしたのは、あそこの福祉課のほうへ入って行って、すぐ右のところ、1メートルちょいぐらいの長椅子があるんですけども、廊下が1.5メートルか2メートルか、そこに座って担当者の方と色々な話をされていまして、その状態を見たのもあるんですけども、その後にもほかの方が、お年を召した方が来られたときも同じような風景をちょっと目にしたんですよ。目にしているときに、ここでしゃべって大丈夫かなあみたいなの。というのは、そこをどンドン人が通りますし。

それともう一つは、担当者と話しをされているときに、その担当者の方に電話が入ったりとか、ほかからの話がぽつとあったときに話が中断するみたいなのといったときに、ここでしゃべったら、これは個人情報もあったもんじゃあないなあという気がちょっとしたんですよ。それはまあ気がしたというところですよ。それから、その後に私なりにその依頼された方に寄り添いながら、その担当者並びに課長とか、それからまた社協とか、いろんなところへ一緒について行ったときに初めてというか、全体像が少しずつわかりかけてきたと。

それで、今回の質問は、私のような初めて——こういうような状況に陥る町民の方が、こういうふうにして、いわゆる介護を受けていくんだ、あるいは介護のことに関して助けてもらえるんだというようなことをぜひ知っていただきたいというのが、私の今回の一般質問の目的です。

それで、難しいことを今からお聞きするという意味じゃなくて、いわゆる初めて足を役場に向けて、そしてすがっていかれる方にもわかるような形でぜひお答えいただきたいなあというふうに思って、2番目の質問とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、福祉についてお答えをさせていただきます。

健康福祉課においては、介護に限らず、保険や福祉、子育てや健康診査について等多くの相談や問い合わせがありますが、最初は受付カウンターやその前にある長椅子において状況を伺い、内容によっては別室に御案内をし、話をお聞きしているところです。

御質問の件につきましては、1回目の相談ではカウンター前の長椅子でお話をお伺いしたようですが、2回目には別室で細かな状況を確認したと聞いております。

津和野庁舎には個別相談に対応する部屋もないということで、町民の皆様には御不便や御迷惑をおかけすることもあったかと思いますが、今後、特にプライバシーに関するものであれば、別室に案内し、対応したいと考えます。

なお、今年度より健康福祉課後ろの相談室を改修して、子育て世代包括支援センター来る未(くるみ)を設置したことにより、妊娠や出産、子育ての相談等につきましては、必ずその部屋で対応しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは、大体全体の流れというか、これで「それじゃあ終わります」で終わったら何もならないので、担当課長に私が一問一答的にちょっと質問しますんで、それで課長の言葉として、町の言葉として町民にお話しただければというふうに思っておりますので、細切れに質問します。

私は、介護サービスというのは申し込んだらすぐに受けられると思ったんですよね。私も当然その介護を受けられる立場にあるんですけども、いつでも受けられるみたいな、そういう感じでおったんです。

まず、実に初歩的ですけども、要介護認定あるいは支援とか等々を受ける年齢から、まずは済みませんけれども、細かいことにはなりますが、お答えいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 基本的には65歳以上ということになってはいますが、特別な場合はそれより若年の場合でも認定が可能ということになります。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 40歳から64歳が第2号保険者といひまして、これは特定疾病、いわゆる13項目の特定疾病に該当すれば申請ができます。ただ、それにおいては当然、主治医の意見書等も必要になりますので、基本的には今、健康福祉課長が言いました65歳以上が第1号保険者ですので、そこに介護保険証は全て。そして、40歳から64歳も介護保険の申請ができるということでもあります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それで年齢のこと等は今のお言葉でわかったので、それじゃあ続けます。

どうしたらええんじゃないだろうかと困ったときには、まずどこへ行ったらいいのか、これをちょっと教えてください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず、御相談であれば、まずはうちの窓口に来ていただきまして、状況をお話しをしていただければと思います。その中で、介護認定の申請が必要であれば申請書に御記入いただくということになりますし、保険証自体は65歳になりましたら全ての方に送付されております。ただ、その保険証で認定を受けたということにはなりませんので、別途、認定のための申請が必要ということになります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは続きで、いわゆる申込書を出した、出したら、そのリアクションというものはどういう形で認定をされていくのか、判定をされていくのかというのを、その辺をちょっと教えてください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 申請をされましたら、うちのほうから主治医の方に意見書といまして、その方がどういう状況かであるかという意見書を請求をかけます。それが返ってきましたら、益田広域でやっておりますが、介護認定審査会というのがありまして、この介護認定審査会は益田市、吉賀町、津和野町で8班ほどつくっております。ただし、津和野町の場合は津和野班・日原班というのにはかけられませんので残りの6班、毎月1回やっておりますので、基本的にはそこへ審査をかけるということになります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それで、大体、期間ですよ。出したら、すぐ1週間後にほいっとう返ってくるのかどうか、そのあたりはどうなんですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 済みません、さっきの手續のところの一つ抜けておりましたが、申請をいただいたら、うちにおります介護の認定調査員が御本人さんのところへお伺いをして、約80項目の状況確認を、それとあわせて主治医の意見書を持って認定審査会にかけるということになっております。そのうちの担当者が、認定調査員が訪問に行くのは相手の方と日程さえ合えば、すぐにもできるということにはなりますけれども、主治医の意見書というのはドクターへ依頼するものでありまして、そのお医者さんの状況にもよりますけれども、大体1カ月ぐらいをうちのほうでは見込んでおるということであります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

- 議員（4番 道信 俊昭君） この場合、費用というのは要るんですか。
- 議長（沖田 守君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（土井 泰一君） 本人さんの費用は要りません。主治医の意見書にかかる約4,000円の手数料につきましては、町といいますか、介護保険のほうからお支払いをします。
- 議長（沖田 守君） 道信君。
- 議員（4番 道信 俊昭君） そうしたら、いわゆる判定というのがあって支援から要介護というのがあるわけですけども、その認定、あなたは要支援何々ですよ、あるいは要介護何々ですよと言われて、これの有効期限というか、言い方はちょっとまずいかもわからないんですけど、有効期限、それじゃあ何年間それでこの認定になるのかというのはどういう……。その期間を教えてください。
- 議長（沖田 守君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（土井 泰一君） これは人それぞれによるところではありますが、例えば今その認定を初めて受けた方が入院中であつたり、今後、変更——急激に認定介護度となり、要支援の介護度なりが急遽変わるようなことが最初から見込まれる場合は、最低で3カ月——最低といいますか、一番短いもので3カ月、それからもう既に状態が安定をしておられるということで今後、介護度の変更があり得ると思われなような状況であると、最長3年という認定期間の中で——だから、簡単に言いますと、3カ月から3年、この期間の中で認定審査会が決めるということになっております。
- 議長（沖田 守君） 道信君。
- 議員（4番 道信 俊昭君） 最長3年といたら、3年たったらもう一度見直すということですか。
- 議長（沖田 守君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（土井 泰一君） そうです。3年であっても3カ月であっても——3年というのは現実的にはほとんど出ないんですけども、うちのほうで把握しておりますのは大体2年ぐらいが最長かなあというところではありますが、この更新の時期は必ず再認定というのを受けてもらうということになります。
- 議長（沖田 守君） 道信君。
- 議員（4番 道信 俊昭君） ちょっと私というよりも町民の方の例だったんですけども、最初の判定があつたときに不服「えっ、そんなことないでしょう」みたいなことが私に寄せられて改めて行ったんですけども、こういう場合はどうしたらいい、どうなるんですか。
- 議長（沖田 守君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（土井 泰一君） 介護認定審査会において出された判定に不服がある場合は、県のほうへ不服申し立てをしていただくということになります。
- 議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） その場合は県にというのは、県に直接という意味ですか。それとも、町の福祉課に行って県に書類が届いていくと、そのあたりどうなんですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 基本的には県に提出を、県に不服申し立てを出していただくということですので、相談いただければ町のほうを経由して、またお送りするというようなこともできるかとは思いますが。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは次に、そのことによって認定を受けてサービスを利用するという次に次のステップとして行くわけですがけれども、要支援と要介護というので、また行く先が違ってくるんですよね。要支援の場合はどこへ行ったらいいか、要介護の場合はどういうふうにしたらいいかという、その区別をちょっと教えてください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 要支援につきましては、ケアマネさんというか、地域包括支援センターのほうで今行っておりますので、ケアプランづくりを。地域包括支援センターのほうへ御相談をいただくと。

それから、要介護の認定を受けた方につきましては、町内の事業所、いわゆる町内でいいますと、大きいところは社協さんがほとんど受け持っておられますが、社協さんなりに御相談をいただくとケアプランをつくっていただけるということになります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 要支援は地域包括支援センターですがけれども、ちょっと場所の確認なんですけれども、病院の中にある——前は役場の中にもありましたよね。これは病院の中にあるということですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、要介護の場合、ケアマネジャーのいる事業所というのは今先ほど社協と言われたんですけど、社協と、あとどこですか。具体的じゃなくてもいいんですけども、社協が主だろうと思うんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 町内でデイサービスをやっておられる事業所さんは一つあります。あと入所施設にはケアマネさんがおっているんですが、自分のところの、いわゆる入所者等の対応で多分、一般の別のケアプランづくりはほとんどやっておられないかなと思っております。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。両課長、一問一答でいろいろ質問するかもわからんが、より深く説明してください。

○医療対策課長（下森 定君） ケアプランの部分におきましては、居宅事業をちょっとというところでケアプランをつくることになっております。

津和野の町内におきましては、先ほど健康福祉課長が言いました津和野居宅事業所、いわゆる社会福祉協議会、そして民間で言えば希翔会。それで、以前は、つわぶきさんとか、いろいろおられましたけれど、津和野福祉会も今は居宅事業所はやっておりませんので、町内においてはその事業所になります。

これは個人の自由でありますので、ケアプランを例えば、ほかの市町村の居宅事業所でやりたいと言えば、そういう部分は可能であります。よろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ケアマネジャーというのは自由と言われましたけれども、普通はここだったら社協になるわけですけども、どうもウマが合わんと、私の思いがどうも伝わらんあみたいな場合というのは、一旦決まったものはもうそれで行くのか。それとも、次の人にかえてほしいとか、あるいはかえるに当たってはどういうふうにしたらいいのかというのが——ケアマネジャーという言葉自体が余りなじみがないので、どうしたらいいのかというのがわからないので、具体的にはどうもウマが合わんなあみたいなことはわがままなのか、それとも通用することなのか、そのあたりをちょっと実態に即したような感じで教えていただければありがたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） ケアマネの部分は当然、資格を取って試験を通過ということですので、そしてそういう状況の中で現場に出て実習も終えるということでもケアマネとして働いておられます。

当然ケアマネさんは利用者の立場に立って、あるいは家族の状況を踏まえて、この方がどういうサービスを受ければ今後の介護予防につながるかというような状況、そして独居の場合には、これはデイサービスが必要とかという部分で、我々はそういう状況の中で、町内の居宅事業所のマネジャーはそれなりの部分の業務はやっていると思っております。

それで今、道信議員が言われましたように、どうしてもこのケアマネさんではという場合においては、当然ほかの事業所のケアマネさん等がありますけれども、まずは御家族、本人が居宅事業所さんとお話しをして、そして、どうも自分と——そのウマが合わんというのが、その居宅サービスの内容がどういうふうなことであるのかとか、そういう状況をやはり把握した上で、ケアマネさんのほうもそういう部分を踏まえて、あるいは退院支援のときには各職種が集まって、この人にはどういうサービスが必要かと。主治医からもこういうことで、この人にはこういうデイサービス等、いわゆる認知等の部分を防ぐのであるならば、デイサービス等を利用したほうがいいのか、人と会ったほうがいいのかということをお判断されております。

保険者、町とすれば、どうしてもということになれば、町が直接その契約をやめるわけにはいきませんので、あくまでも居宅事業所と本人さんが契約をしてケアプランが始

まるわけでありますので、そういう申請の部分ではなくて今度はやめるような手続をして新たなケアマネ、いわゆる居宅事業所との契約になると思います。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 今のケアマネさんのところでちょっと私の分も引っかけたんですけれども、直接行くと何となく言いづらい、そういう場合に、町が間に入るといったら言葉は悪いんですけれども——ということは一切なしで、もう直でやってくれという感じなんですか。言い方が悪いですかね。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） あくまでも契約は、いわゆる御本人さんとの契約になりますので、内容によって例えば、その方はデイサービスではなくてショートステイのほうを御家族は利用したいとかでも、そういう状況の部分は全てケアマネさんは、いわゆる80項目のうちの一次判定の調査項目を出すときに、そこで判断をされて、そして主治医の意見書等の照らし合わせの上で、主治医にも「やはりこういうところが私とすれば必要です」というケアマネとしての部分の意見書の分も書くことができます。

町が入るとすれば、そういうサービスの事業所の部分で例えば、これをお願いしたら、できんとかという場合には当然相談に乗りますが、基本的には本人と居宅のほうで、やはり契約を結んでいる限りは責任者を持って——そういうことで、町が間に入るとすれば、そういう状況でないと考えられないと思います。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 基本的にはというところがありましたので、お年寄りが行かれるときには、やっぱり町にすがりたいという気持ちが——今回もそうでしたけれども、非常に強いので、ぜひそのときには親身になって相談に乗っていただきたいというふうに思っております。

それで、その次のステップになるんですけれども、特別養護老人ホーム、それから介護老人保健施設、それから有料老人ホームというふうに——ちょっと私が勉強した限りではですよ、この3つの区分けになるんですけれども、この3つの区分けの入れる要件とかいうものを教えてください。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、特別養護老人ホームは制度改正がありまして、要介護3以上となっております。ただし、この制度改正以前の分は従前の例で、まだずっと入所はできるというような状況です。

介護老人保健施設も、これも入所となると要介護1以上、ショートステイは要支援から利用するようになっております。

有料老人ホームにおきましては、いわゆる要介護認定者を入れる有料老人ホームと、いわゆる経費という形の中で、要介護認定以外の部分でも、いわゆる高齢者住宅として

の部分の扱い、高齢者住宅等で入居された方は、そこで自宅としてその介護サービスを利用するという事はできますが、入所においては一応そういう基準になっております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） そのときに、じゃあどこにしたらいいのかと——今ちょっと基準が大体わかったんですけども、有料老人ホームになると、それはもう町と離れていきますよと、行政と離れていきますよというのは、私はそこを最初ちょっと知らなかったんで「どこがあるの」というふうに教えてちょうだいみたいな形で言ったんですけども、そのこのところをこのあたりだったら益田から山口のほうまであるわけですけども、その情報を町民の方に——例えば、益田だったらこういうところがありますよ、山口だったらこういうところがありますよと。津和野にはないわけですから、こういうのを教えていただく、そこがサービスだなというふうに私、実感として感じて——益田なんかはもう3年待ちですよみたいな……。あっ、あれは特別養護老人ホームでしたか。

そういうような情報的なことちゅうのが、ほとんどわからないんです。そのときに、こういうところがありますよということをぜひ教えていただきたいなあということがあるんですけども、これは教えていただけ……。教えるというよりも情報として、その方に提供していただけるサービスですよ。プラスアルファのサービスになると思うんですけども、それはしていただけますか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 本町にはサービスつき高齢者住宅はありませんので当然お知らせすることはできませんが、例えばその方が益田のほうへ行きたいんですけど、どこかあるかとか、広島に行きたいとか山口に行きたいと、ある程度絞っていただいて、この辺に何かいいのがないだろうかというような御相談があれば、町のほうで調べましてお教えすることはできると思いますので、それは相談に来ていただけたらいいかなと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） やはり入所となると当然そこには、いわゆる要介護認定を受けた場合はケアマネ等がそういう部分でパンフレット等も用意をいたしますので、そこら辺の部分は利用者さんと御家族さんのほうで例えば山口市内でないでしょうかと言ったら、そういう部分の一覧は見て——そこで問題になるのが、やはり金額です。いわゆる介護保険が利用できれば、その介護保険の自己負担で済みますけれど、いわゆる介護保険以外になると、やはり15万円から20万円ということになると、現在の年金等ではというような御相談も当然ケアマネのほうも把握をして、こういう形でということでケアマネさんのほうも御説明をしておると思います。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（４番 道信 俊昭君） 私の場合は今の有料老人ホームのところを紹介してもらって、山口がどうもあいてそうだと、山口県内のほうが。そのときに２０ぐらいわあっとこう紹介してもらって、そのときにお薦めはみたいな言い方をしたんですけれども。というのは、うんと向こうとか、うんと高いところじゃあ、金額が高いところじゃやっぱりいかなので、今までの経験の中でどこがお薦めでしょうかと。まず、当たっていく順番を３つぐらい教えてもらえませんかというふうに聞いたら、親切に教えてもらえたんで。

私は、ぜひそういうプラスアルファのサービスをしていただくと、町民の方にとって非常に町に対しての信頼感があると思いますんで、町の範囲を越えるような部分の——サービスというのはそういうもんですんで、それをしていただくとありがたいなあというふうに思いまして、これで私、大体の流れがわかって、それで途中でちょっと無理なことも言うのは言いました。

それで大体流れが終わるんですけど、ちょっと戻ります。思い出しました。一番最初の「長椅子において状況を伺い」というところに戻るんですけども、あそこに座って状況を全部言う人は少ないなあと思ったんですよ。だから、町の職員の方が、担当者の方が「あっ、これはちょっと中に入って中でやりましょう」というところにたどり着くというか、そこになる判断を——その来られた方がその長椅子での状況の中では、しゃべらないなあという感じがしたんですわ。これは非常に難しいなあと思ったんですよ。

それで、ある町村のところでもちょっと確認、何件か私ほかのところも聞いてみたら、まずは電話で受けたときに、この人はカウンターでオーケーだなあと。電話ですから周りに人がいませんから、電話でオーケーだなあという人はカウンターでもう手続だけをしてしまうと。あっ、この人はちょっとあそこのパーティションのある裏側のところでやらんといかなあというふうに、その中で判断をすると。もっと深刻な人の場合は別室でやるというようなことを、一番最初の電話の段階で判断するというようなところも行ってちょっと聞いてみたんですけど、そういう判断の仕方をしますということをされたんで。

プロですからそのあたりはぱっと察知するとは思いますが、できましたら、そういうようないろんな方法として、全ての町民の方がいきなりさらけ出して、わあっというような多分はないと思いますので、そのあたりを今のようなことのほかの町村でやられてあるところも参考にして——私が言ったことをですよ、参考にして、できるだけ本音をしゃべってもらおうというように配慮が、そういう優しさが必要じゃないかなあという感じがしましたので、そのあたりをぜひやっていただきたいと。

ですから、これはもうお任せするしかございませんので、こういう状態だったらこうだとかいう線引きはほどこだみたいな、そんなことは言いはしませんので、ぜひそのあた

りのことを配慮していただいて、この福祉について、あるいはそういう立場にある人たちに対して対応していただきたいというふうに思っております。

以上です。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、4番、道信俊昭君の質問が終わりました。
午後2時まで休憩といたします。

午後1時47分休憩

.....
午後2時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。
本定例会最後の発言者、発言順序順9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 議席番号9番、寺戸昌子です。通告に従いまして3項目の質問をさせていただきます。

まず、子供の医療費についてです。丸山知事は4月に行われた選挙の公約の中に、島根子育てトータル支援プランを掲げ、結婚支援、妊婦ケア・産後ケアの充実、若い子育て世帯等の負担軽減策の拡充、保育所・学童保育の待機、潜在的待機の解消、保育人材を確保するため保育士・幼稚園教諭に対する労働環境改善と処遇見直しを県予算による支援で後押ししますと明記し、子供の医療費については最低でも島根県全ての自治体で暮らす小学生までが負担する医療費を無料としますと、無料化の拡充を公約しています。

子供の貧困が広がっている中、子供の医療費は保護者にとって大きな負担となっています。子供の医療費を気かけ、病気やけがの受診をためらってしまうことは重症化の恐れもあります。津和野町では、既に中学生までの子供の医療費の無料化を行っています。子育て世帯からは、医療費を気にすることなく早期に医療機関を受診することができる、大変助かっているという声を聞いています。

昨年の6月議会で、高校卒業までの医療費の無料化に関する質問を行いました。そのときの回答では、財政的事情などで難しいとの回答をいただいておりますが、県が小学生までが負担する医療費を無料にする医療費助成の拡充を行えば、財政的に余裕が出ます。県制度の子供の医療費助成拡充にあわせ、津和野町は高校卒業までの子供の医療費無料化の拡大を行ってはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは9番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

子供の医療費についてであります。島根県では、今春より丸山新知事が就任され、新たな事業展開も行われ始めているようではありますが、現在のところ、県制度における子供への医療費助成の拡大についての情報は、本町には入ってきておりません。

本町においては、平成22年度より子育て支援策の一環として子供等医療費の県制度上乗せ分の助成を中学生まで拡大し、無料化しているところであります。このことにつきましては、これまでの多くの保護者の方々より感謝の言葉をいただいているところでありますが、この助成を行う上での本町の一般財源支出額は年間約1,300万円近くとなっており、財政的な影響も大きいところであります。

一方で、今後の県の政策次第では、県内市町村の子育て支援が平均的な方向へと進み、本町の特色が希薄化することにもなるため、独自性のある子育て支援策として効果的な方法は何かということについて、県の動向や本町の財政状況も鑑みながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 新体制に入って、まだいろいろなことが変わってきてないという時点なんですけど、今まで津和野町では1,300万円近く小学生・中学生の、中学生までの医療費の無料化にお金をかけていただいていたということで、もし県のほうが小学生までの医療費を無料化ということに、県の助成で踏み切るようになりますと、中学生だけの、今、補助が300万円弱、266万円というのは平成29年度時点で前回お伺いしているの、小学生を県が見てもらえるということになった場合は1,000万円、町からの支出が減ることなので、ぜひ高校生を対象に医療費無料化を行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まだ現在、県の段階では、たればの状況でありますので、実際の方向性が出てから考えさせていただきたいという思いでありますし、そのほかにも、ほかにもいろんな子育て支援策、考えられますので、現在、町内で人口減少対策プロジェクトも組んで各課から代表で、若手と中堅と2人ずつ出ていただく中で、この人口減少対策、どういことができるかということ話し合いをしている最中でもございます。そして総合戦略の若い女性が住みたくなる町ということで掲げておりますので、それをテーマにこの人口減少対策プロジェクトも大詰めの方にも来ていると思っております。そういう状況の中で、より有効的な子育て支援策というものがほかにも考えられるかもしれないというような段階でございますので、そういうことも鑑みながら、総合的に今後、検討させていただきたいというところでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ検討のテーブルの上に、高校までの医療費無料化を乗せていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

では、次の質問に移ります。放課後児童クラブについてです。

放課後児童クラブは、保護者の就労などにより、保育を必要とする小学生の放課後や土曜日、長期休みの安全安心な生活を保障すること、保護者が安心して働き続けられることを担っています。津和野町の放課後児童クラブは、畑迫は以前から地域で運営されて

いましたが、そのほかの町内4つの放課後児童クラブは民間に委託され1年が過ぎました。

前回、昨年6月議会で質問をさせていただきましたが、まだ委託されて2カ月しか経っていないということだったので、改めて、また質問をさせていただきます。民間委託により改善された点、課題とされる点をお伺いします。

休日の開所時間が条例では朝8時からになっていますが、8時から子供を預けるのでは保護者の出勤時間に間に合わないとの指摘があります。改善の必要があるのでしょうか。

放課後児童クラブで必要な消耗品が地元の商店からの利用が難しくなっていると聞きます。備品やおやつなどの購入は、地元業者を利用できるようですが、文具などが利用できないと聞いています。地元商店の利用を促進するべきではないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは放課後児童クラブについてお答えをさせていただきます。

町内の4つの児童クラブを民間企業に委託して1年が過ぎたところではありますが、改善された点といたしましては、1、支援及び補助員の方々の賃金が増額され、社会保険加入者もふえたこと、2、職員研修が年度中に6回程度開催されたこと、3、雇用人数がことし4月1日現在17名となっており、また支援が不足する場合は委託業者から派遣して補っていること、4、健康福祉課内の児童クラブ担当者の事務量が減少したこと等が挙げられます。

また、課題としては、これは民間委託したからというわけではございませんが、就業時間帯の関係上、支援員及び補助員の方々の年齢が高いことが懸念されております。

次に、開所時間については町の条例で定めているところではありますが、これまでも緊急の時間延長には対応していると聞いております。しかしながら、常時の時間延長は雇用している方の労働時間の長時間化につながることで、また、そのために1日のシフト人数を1名増にしなければならないこと、当然、町からの委託料も増額しなければならないなど、検討すべき課題を抱えているのが現状でございます。

次に、町が直営で行っていた平成29年度までも、事務用品等は益田市内の文房具店で購入することが多く、またおやつ等も町外の大型店舗等で購入することもあったと思います。現在は、事務用品等はネット通販により、おやつ等は宅配の事業者により購入することが多いと聞いておりますが、急きよ必要な場合には町内の商店等で購入していると聞いております。今後、地元商店の可能な限りの利用をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） お答えいただいた中に、支援員及び補助員の方々の年齢が高いところがちょっと課題としてあるのではないかというお答えをいただいた

んですが、やはり放課後児童クラブでお仕事をされる場合は、時間帯が限られる、まとまってこう1日働いたりする時間が少なくなってくる、就労時間が少ないので手取りも減るということがあると思います。それで、やはりなかなか生計を今、担っている若い方々が就労する、放課後児童クラブでお仕事をするというところまで踏み切れないというところがあると思います。これは、全国的にそういうことが言われていて、津和野町だけのことではないんですが、そのあたりも社会保険の加入者がふえたことをお答えいただいたんですが、社会保険の加入者は何人から何人にふえられたのか、それから職員の研修も充実されたということで、どのような研修をされたのかなというのを伺います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 社会保険の加入者については、町が直営で行っていた平成29年度までには、いませんでした。これは、時間の関係上、町の規定としては社保に加入することにはならないということでありましたが、現在は各クラブ4つありますが、そこに4人の主任の方と、もう1人常勤扱いの方がおられまして、5の方が社会保険に加入しておられるというようなことを聞いております。

それから研修につきましても、町が直営でやっていたときにはなかなかその単独の研修ができなかったところですが、昨年度、6回ほど行っておるということを知っています。内容としましては、基本的な講座、いわゆる学童保育の意義であったり、支援員の心構えといったようなところから始まりまして、クラブの大切なものを目指すものとか、そういうところで委託業者のほうで独自に行っておりましたり、またその事業者の全国のクラブを回りながら歩く研修の専門の方というのがどうもおられるみたいにして、そういう方が来られて、昨年度なんかは講義を行っておるというようなことも聞いております。また防犯訓練でありますとか、コンプライアンスの問題の研修であるとか、そういうことも行っておるということで報告を受けているところであります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 社会保険に加入された人がふえたということで、それはとてもいいことだなと思います。

それから、研修も6回の中で、ここ児童クラブを運営していくためにとても大切なことを研修されているということで喜ばしいことだなと思います。

一番気になるのは、2番目に質問させていただいた開所時間のことなんですが、条例では8時からということで、保護者の方が預けるにはちょっと遅い、もうちょっと早目に児童クラブに預けて出勤しないと間に合わないということをお聞きしました。益田のほうでは7時45分から確か預かりを始めてるということを知っています。その辺、難しいという回答はいただいたんですが、やはり児童クラブ、就労する保護者の方のためにやってる事業であり、また先ほど町長が言われました、若い女性が住みたくなる町ということでは、やはり女性が働きに出るには、男性もなんですが、女性が児童クラブに

送っていくことが多いと思うんですが、その中で仕事に間に合わないのが苦勞して預けられてるということもお聞きしました。

その辺、現場は本当に、現場の現状をお知らせを、教えていただきたいんですが、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これは、今、委託をしているからとか、以前、直営でやっていたからということではなく、確かに開所時間、それから閉所の時間も6時ということになってますので、それが遅くできないかというようなことは以前からも確かに御要望があったところであります。

ただし、町長の答弁にもありましたが、開所時間につきましては恐らく土曜とか夏休みのことになろうかと思えます、朝8時から。通常時は2時とか3時になりますので、現場としましては、例えば、もう事前に連絡をいただいといて、例えばあしたはどうしても7時半に家を出んといけんのんで、7時40分には連れていきたい、何とかしてほしいというようなことがあれば、それが毎日でなければ対応を現実的にはしておるのが以前からであります。閉所時間につきましても6時までにお迎えに来ていただくようになるわけですが、現実的には来られない方もはっきり言うておられます。6時15分になったり、極端な場合は6時半過ぎになったりということになりましても、じゃあ子供を置いて帰るかとか、そういうことにはなりませんので、現実的にはそこで対応を現場がしているということは、以前も今も、恐らく変わらない状況になっていると思えます。

ただ、これを制度の中で8時から6時というものを、例えば1時間とか2時間を延ばすということになりますと、先ほども町長申し上げましたように、勤務される方の時間がかかり長時間化されるということ、それとあとシフトを組んでいると思うんですが、早番、遅番、その辺でまた時間を延ばすことによってあと1人ぐらいパートさんを雇用せんと間に合わないようになるとか、また委託料も当然、その時間分は町からはお支払いを当然していかなければならないとか、ということがありますので、現実的には困ったときには現場は対応をしておるのが私どもの認識であります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 柔軟な対応をさせていただいてるということで、それはうれしいことなんですが、そここのところでちょっとお聞きしたのが、正式には8時から預かるということになってるので、万が一8時までの間に何かが起こっても責任は取りませんよという、承諾のもとで預けてるということをお聞きしたんですが、その辺は把握されてははいませんか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） そのお話はちょっと今、初めて聞きましたけれども、制度的に8時から6時までということですので、当然、それぞれの時間以外に、

仮に職員が施設を開放しておいて、その中で何かあったときには保険の適用外になるのかなということは思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今、お聞きしたところ、把握をしておられないということなんですが、多分、これ、うそを言われたんじゃないと思うので、その辺はしっかり確認していただきたいんですが、せっかく児童クラブ、安全のため、安心のために、子供のために児童クラブに預けてるのに、8時までの間は自己責任ですよということを言われるということは、保護者にとってはとても心傷むことというか、それを押し預けるということはかなりのハードルがあると思います。でも、そこに預けるしかないから預けられてるという現状だと思うんですが、万が一のことは起こらないのが一番いいんですけど、もし起こった場合には、これは大変なことになると思います。ですから、やはり保護者が必要な預ける時間帯に、放課後児童クラブで預けられるようにということをやっていただきたいと思うんですが、先ほどの御回答では、とても後ろ向きで、それはできないということなんですが、やっていただきたいと思います。もう1回お聞きします、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 把握をしてないということではなくて、今、そういうことで保護者の方に、例えば8時まででは事故があっても責任は取れませんというようなことを私が聞いたことがないということでありまして、ただ、それは直接的にそうやって言われて、保護者の方が言われた方がおられるのかもしれませんが、制度的に言うと、それは恐らく間違いない話でありまして、スポーツ安全保険に加入しておるわけですが、当然、事故があった場合というか、内容的には町の条例に基づいて行っておるということで、保険に入っております。その保険、町の条例というのには8時から6時までという開所時間が記載してありますので、恐らくもしその時間外で何かあっても保険会社については補償がないんであろうなところを私は申し上げさせてもらいました。

ただ、行き帰りの、帰り道であるとか連れて行くときに仮に事故があった時には、これはいわゆる通勤途上じゃないですけども補償はあるというのはスポーツ安全保険のところからも確認をしたことがあります。

そういうこともあって、じゃあ時間を延ばせばいいじゃないかという議員さんのお話ですけども、それがなかなか先ほど言うように難しいので、基本的には保護者の方には8時から6時の利用時間で対応していただきたいということで、現在のところお願いをしておるところになります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） その条例自体が、保護者にとっては現状ではとても、現状をカバーしていただけるものではないということが、今、8時よりも早く預ける

ということが起きてるので、運営側からすれば、町が委託してるんですけど、町側から言えばお金がかかったりいろんなハードルがあると思うんですけど、万が一の事故が起きてはいけないんですけど、万が一の事故けがをで子供が命を落とすようなことがあったら、一体、誰が責任を取るというか、だから、責任は取らないけど預けたい人は預けてくださいと言ってるんだから、保護者の責任ということになるんですが、それは女性が住みたくなる町なんだろうかという、そのところは済いません、町長、振ってもよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 一つ一つ見れば、それは議員おっしゃられるとおりで、本当に大切なことだし、今すぐにでもやれることであれば改善をしたいという思いは当然、大前提としてございます。

だけれども、じゃあ、きょう、議員の御指摘のとおりですぐしようと思うと、やはり委託料の増額ということが発生をしてまいります。それが町の財政を運営をしていく上でできるのかどうかということは、もう少し慎重に検討していかなきゃならない。前壇の御質問でも、高校生までの医療費の無料化という御提案をいただいているわけでありまして、あれもやる、これもやる、それもやるということになると、本当に大変な状況であります。現在も小学校はプールの問題という、また大きなお金を伴うものが発生しております。また保育園の改修という問題も出ております。そして学校の給食センターが、新センターをつくるのか、あるいは今の現行のを改修するにしても大きなお金がかかる、これがまだできていないという状況の中で、それを全体的に見た中でこの委託料の増額ができるのかどうかということはもう少し見当もさせていただきたいというところであります。

それともう1つは、現在、保育園の民営化も進めているところでもありまして、そうすると約年間5,000万くらいの財政効果が生まれてくるという側面もございます。そうしたものをどういうふうに財源として使えるのかどうか、当然、今、中期財政計画でも非常に厳しい状況なので、いろんな内部的な改革をしていかなきゃならないということで民営化の問題にも取り組んだわけでありまして、どこまでの余裕が出てくるかというのもまだわかりません。もう1回、この中期財政計画上も見直しをしていかなければならないだろうというふうにも思っているところであります。

総合戦略にも掲げております女性が住みたくなる町、それはまず優先課題として大きな問題でもあります。そういう中で、いろんなことを総合的に判断をしていく必要があるかと思っておりますので、きょう、この場で個別の問題を今、必ずやりますということはお約束はしかねますけれども、総合的な観点から、そして繰り返しになりますが、この大事な問題でもあると思っておりますので、検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 大切な津和野町の子供たちを預ける場所です。子育てを安心してできる場所にするためにも、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、児童クラブで購入されるものが、ネットとかが多いということをお聞きしたんですが、なるべく地元のことを、地元の商店の物を利用してくださいということをお願いしてくれということなんですが、本当、今まで同僚議員が質問した中で、津和野町の商業、かなり疲弊してるということで、本当少しのことなんですが、一つずつ町民が心がけて、内需の拡大というか、そういうことをしていけないと思いませんので、ぜひ地元商店を利用することをまた委託業者のほうにお願いしていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。学校教育施設についてです。

小中学校の校舎は耐震化・エアコンの設置など、早い時期に改修が行われてきました。現場ではエアコンの設置により、子供たちの給食の食べっぷりが違うと猛暑による子供たちの体調不良の改善に喜ぶ声が寄せられています。

しかし、プールや給食センターなどは老朽化が進み、不安の声が寄せられています。学校教育施設の今後の改修計画を伺います。

プールに関しては、昨年度まで津和野中学校の生徒は日原にある町民プールで授業を行い、木部小学校の児童は津和野小学校で行っていたとお聞きしています。今年度は津和野小学校のプールも使用不可能とお聞きします。保護者からは、来年の夏までに修理してもらえるのだろうかと不安の声が上がっています。津和野小学校、木部小学校、津和野中学校のプール使用計画と今後の改修計画を伺います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、学校教育施設についての御質問にお答えをいたします。

まず、最初の御質問に対してであります、学校教育施設の今後の改修計画につきましては、中期財政計画に津和野小学校のプール改修と給食センターの新築、廃校施設の改修・解体費用を計上しております。

2つ目の御質問であります、プールの使用計画につきましては、議員の御指摘のとおり、昨年度までは使用してきた津和野小学校のプールが使用できなくなり、本年度は津和野地域の全ての小中学校のプールが老朽化により使用できない状況となりましたので、津和野小学校・木部小学校ともに日原地域のプールにバスで移動し、授業を行うこととしております。

津和野中学校につきましては、昨年度までは日原の町民プールにバスで移動しておりましたが、本年度よりプール授業は行わない予定と伺っております。プールの改修計画につきましては、今議会の補正予算に津和野小学校プールの改修設計費を計上しておりますので、議決いただければ今年度中に事業費を確定し、来年度以降、文部科学

省の補助事業であります学校施設環境改善交付金事業、補助率3分の1でございますが、これを活用し、プールの改修をしたいと考えております。

なお、プール改修には多額の事業費が想定されることから、当面は津和野小学校のプールを改修し、木部小学校と津和野中学校については今後、検討をしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） また財政が大変な折で、こういう質問をさせていただくんですが、給食は、やはり小学校に通う子供たち、中学校に通う子供たちにとっては不可欠だと思います。今、家庭の食が荒れてるので、給食頼みだという声も聞きます。それで、給食というのは、とても大切な高い位置に上がってきていると思います、学校教育の中で。その中で〇ー157とかいろんな学校給食を子供たちに提供するに当たって、いろんな障害が、事故が起きたりすることがふえてきてます、環境が変わってきたことで。ですので、昔の古い給食センターをそのまま使用していくというのは、本当にその職場の方々がピリピリされながら、ぎりぎりの状態で今、やって来ているんじゃないかなというのを、2年ぐらい前にはもう感じていました。

それで、同僚議員が質問したときに、学校の給食センターの計画はまだ、いつ建てるか、全く白紙状態だというようなお答えをしておられたのですが、これから先、いつ取り組まれることになるんでしょうか。計画が立たない以上は、とても改修なんてことにはいかないんで、計画を立てるのはいつになるんですかというのをお聞きしたいのですが、お願いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 給食センターの状況については、議員の御指摘のとおりであります。いつ、何どき、食中毒が出たりとか、異物混入が出たりとか、それは毎日のそういった戦いの中で、調理員さんたちが気を細心に使いながら給食を提供しております。

以前、何年前になりますか、3年前になりますか、12月議会で一度、給食センターを学校の津和野高校の寮とかみ合わせた形で設置をしたいという提案を議会のほうにさせていただいて、これ、全協のほうでもお話をさせていただいたわけですが、その年を明けた途端のところ、例のケーブルテレビの関係、配線の関係が出てきたということで、それを棚上げにせざるを得ない状況が発生しております。

その後は、具体的に建設予定地までを候補に挙げた中で、そのときには御提案をさせていただいたわけですが、その議員の皆さんも、給食センターについての調査もされたとして、イメージ的には進んだ感じがあったわけで、今のケーブルテレビの敷設で仕切り直しをするということで、今、それが何年からスタートできるというのが明確にこの場所で言えないというのが現状であります。

ですが、一応、イメージ的な部分では、それが棚上げになっても、いずれつくらないとやれないという思いは持っていますので、今年度、あるいは来年度の中では設計には概算の基本的な設計はしていかないと、すぐには取りかかれないなというイメージは私の中では持っております。ですが、場所がまず決めることと、総額でどのぐらいの予算が給食センターに割り当てる金額としていただけるか、その辺の中期財政計画の中である程度、そこへ持っていける、金額の枠がある程度固まってこない、候補の場所も変わってくるだろうし、もう今の時代、ドライ方式で、もう水を使って床をやるようなことはもう絶対できませんので、食材もきちんと分離をして、原材料の処理と、それから加工の部分のエリアとか分けるといって、もうそういう〇ー157対策にも特化したような施設をつくらないといけないという、そういった意味でもかなり費用がかかってくる現状がございます。そういったものも総合的に加味しながら、町長もいつも頭を悩ませながら、いつゴーを出してくれるかというのも、本当、町長にも御迷惑をかけながら、相談をしながら来てはおりますけれども、どうしてもその中に優先的に割り込まないとやれないものが次々に発生もしてきてたりして、何とか給食も今の古い施設ではありますが、ああやって職員の努力で提供してきておるので、ついそれに甘えた形になって今現状に至っているというふうな状況であります。

ただ、私の感覚では、もうこれを2年も3年も引き延ばすということは、ちょっと限界を超えてるなという気がしています。というのも、今、働いておられる職員がだんだん高齢化されてきて、そろそろ退職に近い年齢の職員も出てきておりますので、ここ数年の中では方向性をきちっとして、施設のちゃんとしたのをつくった中でスタートせんと、今までのベテランの職員が1人変わるだけでも給食のつくり方が変わってきますので、そこら辺の時期にはもう限界点に来てるなという思いは常に持っているところであります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 教育長も限界に来ているということをおっしゃってますので、財政が厳しいという中でも、やはり子供たちの給食、何とか早く給食センターを計画を立てて始めていただきたいと思います。

うちの津和野町はアレルギーを100%、確かアレルギーに対応していただいているということで、それはすばらしいことだと思います。今現在、そうやって対応していただいているんですけど、どんどん施設が古くなってくると、そちらのカバーをするための労力がふえてくるので、アレルギーを100%ということがまたできなくなっていくということも起こるかもしれません。

今、子育て中の若い人は、親は、アレルギーをすごい気にしています。いつから離乳食を食べさせようとか、きょう、ブツブツ出たけどひょっとしたらあれかもしれないとか、すごくピリピリしながら子育てをしておられます。それで小学校に上げて給食が始まったときに、対応してもらえないということになると、また保護者はどうやって自分

の子供に昼御飯を食べさせようということが問題になってきます。やっぱり100%対応していただける、この津和野町の教育を守って、学校給食を守っていくためにも、給食センターを早く計画を立てていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、プールのことについてなんですが、昔は高津川で泳いでプールの授業をしていたというのを、もう80代後半の方からお聞きしたことがあります。それではいけないから、小中学校にプールをつくろうということになって、今、小中学校にプールがあり、がしかし使えないということが津和野地域では起きているわけなんです、小学校のプールでの授業というのは命にかかわる授業なので、絶対1年飛ばすわけにはいかないということを、現場の校長先生からお伺いしました。それだけ大事なプールの授業なんですけど、津和野地域にはプールが使えないという状態ということで、それをしない、1年間飛ばすことをしないため、子供たちにプールの授業を受けさせるためにいろいろ四苦八苦されて、子供たちがプールの授業を受けることが、津和野小学校と木部小学校はできるようになったということなんです、どういうやりくりで授業を受けられるんでしょうか。バスで来られるとか聞いたんですが。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 昨年までは木部小学校はバスで津和野小学校のプールにまとまった授業として、通常、プールがあれば1時間の体育の中でやれるんですけど、それが1時間というわけにいかないの、生き帰りの時間もあって、2単元分を用意をして津和野小学校に来てやるという形でした。

それと同じ形で今度は津和野小学校も青原小学校とか、そちらのほうへプールの授業を受けにバスで移動をして、まとまった授業を受けながら動くという、そういう形です。

ただ、議員も御承知かと思いますが、今は新しい学習指導要領の関係で、外国語の授業がふえたりとか、そういった時間的なやりくりが非常に厳しい時代になってきております。来年からは本格実施になりますので、できなかったというわけには今度はいかなくなる。今年度から同じようなシミュレーションの中で、小学校は動くような形になってるので、そこ辺の時間のやりくりが非常にもったいない部分があるのはあります。

ですが、言われるように、プール授業というのは小学校にとっては非常に大変な、大切な授業単元でありますので、これを抜かすわけにはいかないということで、バスを出して動くという形でやっています。

大変あれなんですけど、今回の6月議会にもそういった関連の予算も上程をさせていただいて、そのバス代等も予算化をしておるという状況であります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 木部小学校から青原小学校へ、津和野小学校が、え、違いますね。木部小学校が日原小学校、青原小学校です、そうなんです。津和野小学校は日原小学校。津和野小学校が青原小学校に行ってプールの授業を受けて、木部小学校は日原小学校に来られる。多分、往復1時間ぐらいはかかると思います。子供の

移動を含めたら1時間ではちょっと難しいかなと思うんです。かなりその時点で体力を消耗します。それからプールの授業というのはやはり体力を消耗します。なので、今現在、キュウキュウで小学生の授業も大変な状態で授業実数がなかなか取れないという状態の中で、こういう事態になっているということは、本当、子供たちに負担をかけている状態だと思います。その状態がことし1年で終わらないような御回答だったんですが、津和野小学校のプールの改修が完了するのは、早くていつぐらいになるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほど回答にありましたように、国の補助金を申請をして、町の負担を少しでも軽くしたいというところではありますが、その申請が今年度のもう枠は当然ない状況です。次年度の枠ももう手挙げが終わった状況になっておりまして、ことし設計を組んで、およその概算の予算がある程度、固まった中で申請を出しますので、来年、もし政府のいわゆる特別需要みたいな補正予算みたいなのがつくと、それはまた乗っかることができるかなと思っておりませんが、それがもし出てこないということになると、再来年の予算じゃない、当初予算の申請になろうかというふうに思います。だから、もう2カ年はできない状況になろうかなと。

だから、ある程度、予算の総枠がわからないと申請も当然できませんし、それが決まった段階でも国のいわゆる予算のつけ方次第で若干ずれが生じてくる可能性は考えているところです。

プールですので、解体をしたところで、特に津和野の場合は場所が、あそのプールでないと想定ができないと思いますので、そうすると、あれを解体して一気に工事をするのに夏までに間に合うかというところちょっと難しい工事になろうかなというふうな思いであります。その辺はちょっと我々も専門的に話を聞いてないので、夏までに間に合う可能性もゼロではありませんけれども、そういった状況にあるというところだけはお伝えをしておきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 想像してた以上にプールが使えるようになるにはかなりの年数がかかるということで、その間、ずっと子供たち、通わないといけないということですね。お金は大変だと思いますが、とにかく早くプールが使えるように改修をしていただきたいと思います。

遠くから通ってプールの授業をするので、授業内容も多分、自分の学校でプールの授業をするよりも薄くなるというか、できにくくなると思うので、お願いするしかないんですけど、本当、令和3年ぐらいには着工ということになるので、ぜひ早くにこう段階を踏んで完成をして、子供たちがプールで授業できるようにしていただけたらと思います。

津和野小学校のプールは今までも水漏れがあって、P T Aの方が一緒に協力してパテを塗ったりとかいろいろ努力をしてこられたということですので、ぜひ早目に、早く子供たちが使えるようにしていただけたらと思います。

それから、津和野中学校はことしからプールの授業をやめられたということなんで、それはなぜやめられたんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 具体的になぜやめたというのは詰めておりませんので、その理由というのは私も伺っておりませんが、昨年度まではプール、町民プール、日原の町民プールのほうへ利用として来ておりましたけれども、先ほど来言いますように、授業の時間数が中学校もいろいろとほかの授業に取られるものがたくさんあります。そういった部分の中でやめようという方向に行ったのではないかという予測はつきましますけれども、正式にどういう理由でやめたということは伺っておりません。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 津和野中学校のプールが使用できたら、そういうことは、ひょっとしたらプールの授業をやめるということはなかったかなという可能性もあると思います。子供たちが命を守るために泳ぎを覚えるというのはとても大事なことで、万が一、船が沈んで泳がなくなっちゃいけないというときに泳げなかったという事例も外国ではありますし、ぜひ子供たちが泳げるようになるよう、小学校での授業をしっかりといただいて、日原中学校ではプールの授業ができるけど、津和野中学校ではプールの授業ができない状態に今、あるということなので、小学校でしっかり授業をやっていかないといけないので、やはり津和野小学校のプールは不可欠で、早く修理して、使用できるようにしていただきたいと思います。財政難の折ですが、町長、よろしくお願いします。いいです、いいです。

では、これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で9番、寺戸昌子君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、一般質問を終結します。

本日の日程、全て終了しました。本日はこれで散会といたします。

午後2時49分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和元年 第4回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和元年6月20日（木曜日）

議事日程（第4号）

令和元年6月20日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第83号議案 事業契約変更契約の締結について
- 日程第3 町長提出第84号議案 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第4 町長提出第85号議案 津和野町定住促進条例の一部改正について
- 日程第5 町長提出第86号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第87号議案 津和野町立公民館使用料条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第88号議案 森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第89号議案 安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第90号議案 平成31年度津和野町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 町長提出第91号議案 平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 11 町長提出第 92 号議案 平成 3 1 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 12 町長提出第 93 号議案 平成 3 1 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 町長提出第 94 号議案 平成 3 1 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算 (第 1 号)
- 日程第 14 町長提出第 95 号議案 平成 3 1 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 町長提出第 96 号議案 平成 3 1 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第
1 号)
- 日程第 16 町長提出第 97 号議案 平成 3 1 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 町長提出第 98 号議案 平成 3 1 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第
1 号)
- 日程第 18 町長提出第 99 号議案 平成 3 1 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第
1 号)
- 日程第 19 請願第 1 号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求め
る請願について
- 日程第 20 請願第 2 号 主要農産物種子法の復活等を求める請願について
- 日程第 21 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 22 文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について
- 日程第 23 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について
- 追加日程第 1 発議第 1 号 主要農産物種子法の復活等を求める意見書 (案) の提出
について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 83 号議案 事業契約変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 84 号議案 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第 4 町長提出第 85 号議案 津和野町定住促進条例の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 86 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 87 号議案 津和野町立公民館使用料条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 88 号議案 森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部
改正について
- 日程第 8 町長提出第 89 号議案 安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一
部改正について

- 日程第9 町長提出第90号議案 平成31年度津和野町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 町長提出第91号議案 平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算(第1号)
- 日程第11 町長提出第92号議案 平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第12 町長提出第93号議案 平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算(第1号)
- 日程第13 町長提出第94号議案 平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算(第1号)
- 日程第14 町長提出第95号議案 平成31年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算(第1号)
- 日程第15 町長提出第96号議案 平成31年度津和野町診療所特別会計補正予算(第
1号)
- 日程第16 町長提出第97号議案 平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算(第1号)
- 日程第17 町長提出第98号議案 平成31年度津和野町病院事業会計補正予算(第
1号)
- 日程第18 町長提出第99号議案 平成31年度津和野町水道事業会計補正予算(第
1号)
- 日程第19 請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求め
る請願について
- 日程第20 請願第2号 主要農産物種子法の復活等を求める請願について
- 日程第21 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第22 文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について
- 日程第23 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について
- 追加日程第1 発議第1号 主要農産物種子法の復活等を求める意見書(案)の提出
について

出席議員(11名)

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宥文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	11番 岡田 克也君
12番 沖田 守君	

欠席議員（1名）

10番 後山 幸次君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きのお出かけ、お疲れであります。

これから、4日目の会議を始めたいと思います。

議席番号10番、後山議員より、本日欠席の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであり、日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、岡田克也君、1番、草田吉丸君を指名します。

日程第2. 議案第83号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第83号事業契約変更契約の締結について、これより質疑に入ります。

ありませんか。1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この変更契約の関係ですが、工期が変更ということと思いますが、埋蔵掘削調査が必要であるということが理由と思いますが、当初は全くそういったことを想定されていなかったのか。また、どういった埋蔵物が予定されているのか。その辺についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 城下町遺跡・森村地区の建設ということで、3月の13日から22日のところで調査を教育委員会のほうで行っていただいたということであります。

時代的には、調査成果というところでは近世・近代ということで、主な検出遺構というのは、ピットという部分と、土が焼土面、それから主な出土遺物というのは陶磁器片と石州瓦等が出たということであります。

提案理由のところでも御説明をさせていただきましたが、ここに、柱状改良ということで、柱の——柱状改良として約2メートルのくいを打つというようなことになっております。この調査によって、江戸時代の後期の地層が確認されたということであります。先ほど御説明したような、主な検出遺構あるいは出土遺物、これによって調査結果といたしましては、これ単身棟になりますが、単身棟の全域の基礎部分において全て調査を行わなければならないということで、基礎部全体を発掘調査するというような形になったということであります。2メートルのくいを打つというところでは、地層的に、現状的に今行っている深さをさらに深くするというような形の中で、要は深さを、長さを深くしてということで調査をもう一回行うというような調査の中で、7月から補正予算を組まさせていただきます、この津和野町城下町遺跡の森村地区の、単身棟の基礎部分のみ、そういった調査を行わせていただきたいということであります。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） そうしますと、そういった掘削調査をすれば、基礎についてまた変更が出てくるというようなことも想定をされるということでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 当初想定しているのが、その基礎的なところでいうと、2メートルのくいを50本程度、その単身棟のところで打つということになっております。現在、工法的にはその基礎を50本程度打つちゅうことで、考え方としては変わらないということになるかと思えます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第83号事業契約変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第84号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第84号消防ポンプ自動車の取得について、これより質疑に入ります。

ありませんか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） この消防ポンプ自動車につきましては、多分、水槽つきと思いますが、もし水槽つきであれば何リットル水槽、約。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 第2分団に、水槽つきポンプにつきましては既に配備をしておりますので、これは通常の消防ポンプ車ということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第84号消防ポンプ自動車の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第85号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第85号津和野町定住促進条例の一部改正について、これより質疑に入ります。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 昨日、少し勇み足でこのことについて伺ったところですが、説明によりますと、東京23区からの移住を促進するために、国が2分の1、県が4分の1、地元市町村が4分の1というようなことで財源的に生まれ、そして今回、本町においては200万円というようなことも説明の中に聞いておりますが、もう少しその仕組みで、結果的にこのことでどのようなことが期待されるのか、少しお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、今回の条例改正にあります「わくわく津和野生活実現支援事業（移住支援金）」ということで御説明をさせていただきたいと思えます。

今回の移住支援金というのは、これ全国的に行われる事業というようなことになりません。

目的ということは一目的でいいますと、東京一極集中の是正というのがまず最初にあります。

それと、もう一つは地方の担い手不足解消ということで、移住元の要件というのは、まずありまして、これ東京23区在住者の方、それから、東京圏から東京23区に通勤している方、この方々が移住元の要件ということになります。移住先の要件ということでは、いいますと、島根県全自治体がこれに、この事業を取り入れているということで、島根県自体は、ことしの4月26日以降に転入した人、この方々が対象になるということがあります。

この移住支援金の申請時において、「転入後3ヶ月以上1年以内」という、また、さらに条件がつきます。したがって、この6月定例会のほうで提案をさせていただいておりますが、これが議会のほうでお認めいただければ、公布の日から施行ということになりますので、「転入後3ヶ月」という、4月26日以降に転入する方については、津和野町でも該当できるということになります。もう一つ、転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を示しているということでもあります。

これが、東京からこちらに来られたときのいろんな要件ということになります。

じゃあ、どこの企業に就業するかということになります。

これ、議会の御説明のところでも申し上げましたが、「くらしまねっと」ということで、ふるさと島根定住財団の移住支援機構ポータルサイトに「くらしまねっと」という、そういうサイトがございます。そのサイトに掲載された移住支援金の対象求人、新規

に、就業された方ということになります。津和野町内では、5月29日現在ですね、2社、登録があります。これは建設会社と、あと林業関係の会社が掲載をされておりますが、それと益田が14社ということで、例えば益田市のこの「くらしまねっと」に掲載された会社に就職をされて津和野町から通うというようなことも可能という、そういう移住支援金の対象になるということになります。吉賀町は、今、5月29日現在はまだ登録がないというような形になっているということでもあります。

こういった方で、世帯であれば、2人以上の世帯であれば100万円、単身であれば60万円ということで、東京の一極集中をなくすというのが最初にありますので、東京から移住をされて就業してということで、そういう交付をさせていただくというものでございます。

それから、この条例の中に、起業支援金という制度もございます。これは、町からの負担というのは、こういう移住で来られて津和野町内で起業した場合に支援金として国と県から100万円ずつ出るというような形の中で、最大300万円、起業の場合は支援が受けられるということになっている。これは、町というより島根県という事業の中で、私どもとすれば、移住して起業した方に、先ほどあった移住支援金と同じような制度の中で100万円あるいは単身だったら60万円をその方に、起業しても、支援をするというような制度になっているということでもあります。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。——え、板垣君、いいですか。（発言する者あり）

3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 非常に、制度的にはですね、移住しやすいだろうというような制度なんですけど、この広報についてであります。

恐らく、定住フェアだとかそういったところではお知らせがあると思うんですけども、基本的に、ホームページだとか、知らない人はどういうふうにしてこれを見つけるかというのが一番の課題になってくると思うんですけども。

漠然と不特定多数の方に見てもらっても仕方がないとも思いますし、じゃあ東京事務所にとっても、東京事務所にどれだけの人が訪れるかという部分もあると思います。この広報の仕方というのを県とはどのように協議をされているのか、お尋ねします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） これは国の事業、全体的に国で行う事業ということで、これ内閣官房の内閣府のサイトにも、このことは出ております。島根県の部分でいうと、先ほど言いました「ふるさと島根定住財団」のサイトには当然出ておるわけですが、その辺を、住民の皆さんといいますか、東京圏におる方に広く周知するということになります。島根県では、こういう制度というのはふるさと島根の定住財団のサイトにも、例えばお認めいただければ津和野町のサイトにも出していくというようなことになります。

移住元からこちらに来られる方に、どうやって情報の周知をするか。それから、就業先のほうの会社のほうですね、これは今、津和野町2社ということで、これは何かのサイトか、こういう「ふるさと島根定住財団」のサイトを見て登録をされたものと思いますが、吉賀町ではまずゼロ件というようなことになっています。企業側のほうの部分もあわせて、やはり、その情報の周知を町内企業等についてもしなければならないということになろうかと思えます。

県とは、その辺のところは「ふるさと島根定住財団」のサイトというようなことで現状的には今なっていると。それから、全国的には総務省のサイトというようなことになりませんが、その辺については、議員御指摘のところも踏まえてですね、しっかり、移住元、それから企業のほうの就業先、ここの辺の情報発信というのに取り組んでいくというようなことでさせていただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 本町では、その「くらしまねっと」というサイトを開いた建設業の方と林業の方が登録をされて、いち早く手を挙げられているということで、やっぱり今、同僚議員もおっしゃられましたけど、こういう仕組みというか制度というか、そういうものが広くあまねく、まあインターネットに弱い、ITに弱い、そういう分野の方々にもその制度がうまく波及するようにしないと、一部のそういうものに流れていくというのはちょっと不公平でもあるように思われますし、この事業そのものは、これからずっと国の地方創生交付金ということで何年も続くということで、やっぱり、本町としては、きめ細かい対応をするべきではないかなと思って、早く——今回はまあ当然、制度としてはまだ十分周知が住民の方に行き届かないかもしれませんが、できるだけ情報があまねく行くような方法で、手を挙げていただける、そういう環境をつくるべきじゃないかなと思うんですが、この制度そのものが続くかどうかというのは国の対応だと思うんで、こっちのサイドではないかなと思うんですが、その辺の見込みというか、ひとつ全体のことでお聞かせをいただいたらと思えます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この事業自体は、去年、島根県のほうで説明会があつて、私ども、まあ担当ちょっと行かれなかったところもあるんですが、津和野町にもIターン・Uターン奨励金というのがございます。今5万円ほどです。

当初、その辺の、東京から来られる方だけ、この事業をやるというところの整理がですね、なかなか私どももつかない状況の中で、最初から手を挙げるかどうかというのをいろいろ悩んでいたというところでありました。したがって、島根県で全自治体で実施しとるということではありますが、当初予算に組まれたのは松江、出雲、江津、雲南、奥出雲、美郷、隠岐の島町という、この市と町だけが当初予算に組まれて、あとは私どもと同じような補正予算対応というようなことで、出だし的には相当ずれがちょっとあるということでもあります。

先ほど言われたように、この情報発信ということではありますが、当然、先ほどもありましたような、大阪・東京・広島でやる定住フェア、そういったところの相談会でもそういう話をしながら、あるいは企業さんにもですね、この制度自体で、東京23区から移住していただいて働いていただければ、その移住した方にそういうメリットがありますので、基本的には、その企業さんもこれに登録していただけるようなPRというのを今からしていかなければならない。これは全国的な事業なので、東京23区からこちらへ来られるというようなどころについては、制度的には国あるいは県のほうで、ある程度、サイト等を利用して大々的に周知をされるものと思いますが、問題は、こちらに来てからの移住先の企業という。益田市でも、山口市でも、津和野から通勤すれば構わないということになります。そこの辺のところをやはり情報発信、しっかりして、企業さんの担い手不足というのも一つには目的になっておりますので、そういうところで対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 東京圏からということですが、それからその周辺から東京に通っておられる方とかいうことで条件があるようですが、その東京へ、田舎から東京に働きに出とって、それが帰られる。そういう、例えば具体的に言えば、津和野出身の人間が、東京で何年か生活しておられて、それがまた津和野で何か仕事を起こしたいとか、津和野で、ふるさとで企業に努めたいとか、そういう事例が考えられますが、その東京圏での生活はどこまで許されるのか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 住民票を移す直前に連続して5年以上住むということが条件になっておりますので、移住元のほうで東京23区在住者の方、例えば津和野から出て東京で長く住まれて、5年間住まれて、こちらに帰ってきたときは、この移住支援金の対象になるということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 5年程度、起業するなりという条件がつくにしる、途中でやめて帰ってきたりとか、そうした場合の罰則金規定とか、そういったものはあるんですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） これは移住支援金の返還ということで、これは全体的なところとして明記がされておまして、3年未満の場合は全額ということになります。3年から5年の場合は半額というような形の中で、これについては定めがあるということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 濟いませぬ。定住のU・Iターンの奨励金ですとかI、あれまだ残っていると思うんですが、これは二重になるんですか。それとも、単独で

どちらか——まあ、よくいう、どちらか金額の低いほうとかありますけれども、この辺はどういう絡みになるのかお伺いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、先ほど申し上げたように、そういう絡みでどうしようかというところで、若干スタートがおくれたということがあります。オール島根で、県としてはどの自治体にもこの事業をやってほしいということで、再三いろいろ協議がございました。私どもとしては、どちらも交付するという形の中で今は考えているということでありませう。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 津和野町においても、今2社程度、手を挙げられておるといふことではありますが、今後の動きと申しますか、今年度は2件程度予定されておるといふふうな、対象をですね、交付対象を2件程度というふうにされておるといふふうに聞いておりますが、今、人口減少と担い手不足という現状の中で、農業の法人等に就労するといふふうなことについて今後推奨できるものか、これについてお聞きしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員の御指摘のところは、本当に大切なことだと思ひております。

ただ、この「ふるさと島根定住財団」の「くらしまねっと」に掲載する就業先のところの企業について、農事組合法人であるとかそういったところの部分が対象になるかというところが、ちょっと、今現在ちょっとその辺まで申し上げることができません。

このサイトの要件については、再度また島根県あるいは島根定住財団とも協議をしながらということになりますが、今現在、島根県の中で223社、登録がされておりますが、この中にそういった農事組合法人の会社は今のところ見当たらないというような状況があります。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 済いません。その対象にならない場合というのが出てくると思ひますけれども、例えば、もう公務員というのは難しいんだらうなど。公務員。例えば津和野町役場に就職した場合、どうなのかとか、地域おこし協力隊の場合はどうなのか。それとか、先日もお話ししましたが、地域おこし協力隊の形態によって、例えば商業事業承継の形で、ある企業に就職するといふ形での地域おこし協力隊が入った場合ですとか。首都圏からお越しになる場合の民間企業に勤める場合というのは想定されていると思ひますけれども、そうじゃない場合ですね。

そうすると、どこまでがオーケーで、どこまでがだめなのかという部分で、もう交付が、先ほど「両方取れる」ということになってきますと、ちょっと、どう……、この制

度自体、どうなのかなという部分が出てくるのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 私ども、この条例を議会のほうに提出をさせていただいて、それから要綱というのを今はつくるように、ここには細部の事項を今つくるように検討しているところであります。

先ほど、地域おこし協力隊でこっちに來られた場合とかですね、公務員の場合どうかとかというような事例のところも含めて、まだ私どもとして、その辺の中身の整理というのができてない状況にあります。そういったところについては、先ほどの御質問等も踏まえながら、今後、要綱を制定してまいりますので、その辺で、ある程度、整理をさせていただきたい。

ただ、これは国の制度でありますので、企業側の部分と移住元の要件というところは、そういった事業に当てはまるような形の中で推進するというような形を私どもとしては想定しておりますので、大体、その国が定めたものの考え方の中で、うちとしては、国が2分の1、県が4分の1という、その財源内訳のところを交付していただくような形を進めていきたいというふうには思っております。

まだ、そういったところでいいますと、先ほど言われたような制度の部分というのは、細かくということまではちょっと御説明できませんが、とりあえず、今の段階で言うと、そういう事業と、あとIターン・Uターン奨励金については、大阪からこちらに來られても、広島から來られても、今の町の制度でいえば、事業的には交付をするということになっている。東京から來られた場合も同じように、そういった今の制度でU・Iターンの奨励金を交付すると。さらに、この事業も同時に行うというようなスタンスで、私——事務局としては進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 3番議員の質問にちょっと重なるかもしれませんが、地域おこし協力隊は今からまだまだ、3年で終わりますので、また入ってくると思いますが、例えば3年でこっちにぜひ移す、そうすると60万で30万返せばええという理屈になりますかね。すると、その後残っておれば、残っておられる人もおりますので、5年おればもちろんいいんですが、3年で帰られた場合がどうなるかですよ。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、地域おこし協力隊で來られた場合という、これが東京23区から來られればどういった要件でもいいんだという想定の中で申しますと、先ほど議員から御質問ありましたように、3年で帰られた場合は返還の義務が生じるということで、3年未満であれば全額返還ということになります。

○議長（沖田 守君） まだありますか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 津和野町にとっては1人でも2人でも都会のほうから帰ってきていただく、それからIターンで来ていただくというのはとてもありがたいことではあるんですが、何か、東京の方だけに特化するというのがすごく違和感があって……。 「津和野に住みたい」と言って、いろんなところから来られるのに、「東京の方だけに」というのが非常に違和感があるんですが、その辺はどのように理解をされたんでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど申し上げましたように、東京一極集中を解消するというのがですね、国においても最大の課題ということで捉えられておりますので、私どもも、先ほど議員が御指摘になられたようなところというのは、この制度を始めてみたときは「何で東京だけなんかな」という、ほかのところからはどうなんかなというところは当然思ったわけですが、この制度自体は東京一極集中というのをとにかく解消するために、国の地方創生推進交付金を活用して、やる事業だと。そういう制度の中で、今回、津和野町としても、オール島根ということでありますので、全市町村が参加をして、この事業を受け入れるというような形をとったということでもあります。

○議長（沖田 守君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第85号津和野町定住促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第86号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第86号津和野町介護保険条例の一部改正について、これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第86号津和野町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第87号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第87号津和野町立公民館使用料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。

ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 消費税率引き上げに伴い使用料が改正されるということなんですけれども、もうこれ「（税抜）」を加える」ということで、税込みから税抜きになったということで、何か便乗値上げのような感じがするんですけれども、この金額の根拠というのはどういったところからこの金額がはじき出されたのか、お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 御質問ですけれども、今回は、使用料負担については触っておりませんで、これまで何度か消費税の増税が——消費税が何度か変わってきておりますけれども、その都度、それはもう内部、その使用料の中で、中に含めて扱ってきた経緯がありますけれども、今回10%になり、今後また上がる可能性もあるかなということも踏まえまして、また諸物価も上がってきているということを考えあわせまして、今回、消費税の税率の改定にあわせてですね、今まで内税であったものを外税にしたということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第87号津和野町立公民館使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第88号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第88号森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。

ありませんか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 変更によって、かなり額が上がるんですが、内税から外税にも変えるということに、もう両方関連して、ちょっと計算ができないんですが……。

もう、税を外した——現行の場合、税を外した額と、それから改正後の額とが、余りにこう倍ぐらい今なっていると思うんですが、なぜ、そんな突然上げられる必要があるのか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 森鷗外記念館の使用料につきましては、現状の料金というのが館の設置のときに設定した料金でございます。こちらのほうも、消費税の税率が変わるごとに、内税扱いということで、経費のほうは其中で消費をしてきたわけですけれども、燃料代等ですね、諸物価の高騰ということもあります。

それと、あと類似の大きさの施設として、町民センターの講義室あるいは研修室というものがございますけれども、こちらのほうは時間当たり500円という料金をいただいております。それを単純に合わせますと、3時間で、500円ですから1,500円という形になりますが、町民センターの場合ですと、燃料費等につきましては——ああ、燃料費じゃない。済いません。空調関係の暖房ですとか冷房の費用につきましてはまた別途という形で計算をしておりますけれども、森鷗外記念館につきましては、そうした費用はこの利用料の中に、使用料の中に含めておりますので、そういった意味では、今の類似の町民センターの研修室・講義室等の使用料金とさほど大差はないということで、まあ、金額からしましてはこれまでの倍のような形になっておりますけれども、そういうことで今回改定をしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） まあ物価の上昇というのも理由としてはわかるんですが、けれども、この時期に何でなのかという部分で、これは、これ基本的に消費税率の引

き上げではなくて物価上昇に伴いの条例改正だと思うんですけども、この、このタイミングで出してくるのであればですね、もうちょっと当初予算できちんとした数値を出して——倍の増額なわけですから、まあ使用される方でも限られるかもしれませんが、これまでの直近の光熱費だとかそういったものを見ないとですね、今口頭の説明だけで、もう「物価が上がったから」。で、「公民館と違って、これは光熱費も一緒だから」ということで、使用がどれぐらいあって、どれぐらいの負担があって森鷗外記念館に負担があったんだということが理解されなければ難しいんじゃないかなと思うんですけども、その辺の説明というのはできますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 議員さん、確かにおっしゃられますように、本来でありますと、まず料金の改定のほうを検討して、そちらのほうを出した後に「今回は消費税の」ということで出すべきであったのかもしれませんが、この今回の消費税率の改定にあわせての外税にするという内部協議の中で、これまでの料金がちょっと安過ぎたんじゃないかという意見も出てですね、今回あわせて改定するという形になりました。それについては、少し、議員さんに言われるように「順番が違う」と言われるふうになるかもしれませんが、この機会ですので、あわせて、正当なことにしたほうがよいだろうという判断で、このようにいたしました。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 教育長にお尋ねしますけれども、こういった臨時会というのは、思いつきで提案されるというようなイメージを今受け取ったんですけども、そこで、確かに、これまでの状況を見て改善していくという姿勢というのはありだと思えますが、しかし、この消費税率の引き上げに伴って、その中でたまたま出た議論の中で、「森鷗外記念館もそうだよね」ということで出てくるというのは、本来であれば当初予算で上げるべきものだと思うんですけども、その点に関して教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 議員さん言われるとおりでありまして、本来は当初予算の、3月議会のほうで出したいというふうに我々も思って準備を命じておったところがあります。

実際には、全体の足並みがなかなか揃わなかったというのが一つあります。それから、その鷗外記念館につきましては、今回この対象になる部屋については、年間、対象になる件数がほとんどない。まあ1件、2件というような状況の中でありまして、ここに大きな影響を町民の方に与えるという状況ではないという、そういった判断の中で、全体が足並みが揃うところを出そうということで、今回の6月議会の中で出させていただきました。

検討については、当初予算の編成時期から検討はしてきたところでありますけれども、そういった流れの中で今回出すという結果になったというところであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 88 号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第 88 号森鷗外記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 89 号

○議長（沖田 守君） 日程第 8、議案第 89 号安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 89 号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 89 号安野光雅美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第90号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第90号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。

4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） まず、1点目。

日本遺産PR企画の業務委託料の組み替え……

○議長（沖田 守君） ページ数を言って、それから質問してください。

○議員（4番 道信 俊昭君） ああ、ページ数。

ダイジェスト版を見とるんで、ページ数がちょっとようわからんのですが……（発言する者あり）52。

52、52です。

これで、まあ組み替えですから別にいいんですけども、内容として、私、一般質問の中で、中のいろいろおかしなところを指摘しましたけども、これはきちんと、できて、おりますか。きちんとするつもりですか。

その中の具体的な問題として、「業務委託した人間の日数」それから「日本遺産センターでほかの業務をする」、この2点をきちんとできているかどうかということをお尋ねいたします。まず、そこから行きます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員さんからの御質問でございますが、議員さんから御質問いただいたことも踏まえまして、業務の内容については、その後委託先のほうとも協議をしまして、見直せる部分については見直しをしていこうということで進めさせていただきました。その部分を受けた上で、直接的に町が管理すべきところというところは管理をするような形で、管理の度合いも高めまして、そういう形の中で若干整理をかけさせていただいて、やらさせていただいておるところでございます。

当然、日数等については、金額的にも全ての日数が出てくるということにはなかなかならないと思いますので、実働という部分で考えさせていただきながら対応させていただくということでございます。

そういった部分で、当然あそこで選任して業務に携わっていただくときはその業務に携わっていただくという認識のもとで業務をいただくということで、町としても指導管理をしていきたいというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

道信君、申し上げますが、今回の補正予算（第2号）についての質疑でありますから、その点はよく承知の上で質疑に入ってください。

○議員（4番 道信 俊昭君） はい。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 次は、全く違うんですけども、ページ数からすれば55ページの津和野町国際交流協会支援交付金に関してなんですけども、これはそもそも論として、これから見れば国際交流協会がこうこうこうしたいから補助金をお願いしたいということなのか、町のほうがこうこうこういうことをやりたいから参加せんかという、主催がどっちにあるのかがよくわからないんですけども、そのあたりをお答えください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今回の国際交流の交付金につきましては、ドイツベルリンへの町民の皆さん方等を対象とした住民ツアーという形で交流ツアーという形で企画をさせていただきました。

最終的には、この議会後、全協のほうで先日町長からも申し上げましたとおり、町民ツアー自体が催行人員に達しませんでしたので断念をするということになりましたので、その後の対応については後ほどまたお話をさせていただくことになると思いますが、これを企画しました段階で国際交流協会もでき上がったということで、設立をして、とにかく第1回の記念事業としてやっていこうではないかということで、会長以下お話をさせていただいて、一緒になって取り組ませていただこうという形で進めさせていただいたと認識をしております。

ただ、主催という部分でいいますと、これは旅行代理店、旅行業法の関係になるのかもしれませんが、なかなか町が主催という形ではこのツアーはつくりにくいということでございまして、町及び津和野町国際交流協会につきましては、ツアーの協力団体という形で協力をさせていただいて、民間の旅行代理店のほうで主催をしてつくっていただくという形で取り組ませていただきました。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 旅行代理店の話を出すとちょっとややこしくなって。要するにどっち側からの申し出なのか、ここにちょっと集約してみましよう。

先ほどの言葉の中に「国際交流協会の会長以下」という言葉が使われたんですけど、「以下」ということはほかにおるということですよ。ですけど、私が情報を入手した情報の中では副会長も知らなかった、副会長が知らなかったのに「以下」という言葉、これを使われるということが一体誰からの要請であったのか。私は会からの要請ではないというふうに思ってるんですけど、そのあたりはいかがですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） このツアー自体をこういった形で進めてみてはどうかということは確かに町のほうからの発案からということになるかもしれませんが、ツアーを募集する前に国際交流協会の役員会を行っていただいております、その時点で御提起をさせていただいて、会としても取り組もうという形で決めていただいたという認識をしております。

- 議長（沖田 守君） 4番、道信俊昭君。
- 議員（4番 道信 俊昭君） 3回目ですね。
- 議長（沖田 守君） 今回許しますが、3回以上はということがありますので。
- 議員（4番 道信 俊昭君） 3回になりましたかいね。4回目じゃなかったですか。それでは。
- 議長（沖田 守君） もう一回でしょう。
- 議員（4番 道信 俊昭君） はい。役員会を開いたということですよ。我々民間人にとったら、例えば何かを上げていくときには大体書面で入ってくるんですけども、例えば、役員会、株主総会あるいは株主の役員会をやった、結果こういう形でということの証明、書類をつくらんといかんのですけども、でも、ただ単に雑談の、今のあれでは雑談の中でやられたのか、私は先ほど事例として、副会長も知らなかった、たまたまそうなのかはわからんのですけど、これで役員会を開いたという物的証拠みたいなものはあるんですか。
- 議長（沖田 守君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（藤山 宏君） 役員会自体は確かに行わせていただいております、復命が上げられたというか、議事録はとっておたと認識しておりますが、ちょっとまた確認は何ならさせていただきますけれど、その席でお話をさせていただいたということは、紛れもない事実だと思っております。
- 議長（沖田 守君） ほかに。
- 11番、岡田 克也君。
- 議員（11番 岡田 克也君） 66、67ページの教育諸費の委託料、備品購入費、委託料の調査設計業務委託料であります。このたび、津和野小学校のプールの改築工事の実施設計委託料ということで、722万5,000円上がっておるわけでありまして、これは非常に津和野小学校の保護者を初めとして津和野地区の子供を持つ親からたくさんの意見をいただいております、特に、今、この722万5,000円のまずは設計のもととなる工法等についてどのように考えておられるかということをお聞きしたいわけでありまして、その中で、ある町民の小学校の子供を持つ親から、やはりプールの授業というのは、いざ水難事故などに遭ったときの身を守るための授業でも、授業というか、そのことを身につける場でもあるのでできるだけ早くしてほしいということで、例えば、FRPをプールに備えをつけて、そして配管だけを直せば非常に安価で、また非常に短期間で工事が終わるといった意見もあります。この中身についてお聞きしたいのと、そのような形も考えながら進めていくことができるのか、教育長、町長にお聞きしたいと思います。
- 議長（沖田 守君） 教育長。
- 教育長（世良 清美君） この改修方法については、具体的には設計士さんが決まっています、さらに詰めた話をしたいというふうに思っています。

ただ、事前にできそうかできそうでないかというのを若干業者の方等に問いをかけてるんですが、津和野小学校のプールは何しろ50年前につくったプールでございますので、なかなかその構造では難しいんじゃないかという御意見はいただいております。

ただ、それはそれで正式に設計士が決まった中で、それも検討の材料の中にはぜひ組み込みながら、本当にできないかできるかというのも判断をしながら、この予算は一応解体をして新しくつくるというイメージでの予算を組んでおります。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 基本的には先ほど教育長がお答えをしたことと一緒にございます。基本的には教育委員会所管でございますので、今回、設計料を認めていただきましたら教育委員会と設計士さんとで綿密な打ち合わせをした上で金額をはじき出していただきたいと思っております。

私も、議員御指摘のFRPを用いたものというものも周りの方からお聞きしたことがございまして、そういうやり方もあるんじゃないかというのはおいおい教育長とも話してみようとは思っておりましたが、きょう先んじて議員さんがおっしゃられたので、教育長にもそれは伝わったかと思えますけれども。

いろんな可能性は持ちながら、やっぱり厳しい財政状況でもあります。それから安全性の確保という面と、そうしたところを綿密に検討して進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、町長、教育長からも答弁がありました。いろいろな工法を考えながら、FRPだったらかなり安価で上がるということも聞いております。

そのようないろんな手段を講じながら、なるべく早く、なおかつ、給食センターの問題などいろいろまた財政的にも負担が生じていく案件もありますので、できるだけ負担を軽減する形で、なおかつ早い竣工の工法も考えていただきながら進めていただくことを期待いたしまして。これは質問ではなく意見でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ページ数、35ページ、民生費ですね。社会福祉総務費の委託料としてプレミアム付商品券事業に伴うシステム改修委託料ですかね、330万。このプレミアム付商品券というのは、これはどういうことですかね。なんか将来発行するものなんですか。それとも今度の消費税に合わせまして政府が今プレミアム云々と言っている、そういうことに関してですか。それとも過去にあったものですか。どちらですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今回のプレミアム付商品券につきましては、例年、町が単独で行っておりますほかほか商品券とは違いまして、国のほうが消費税が秋から10%に上がることに對しまして、低所得者と子育て世帯について配布をするという形のもので、健康福祉課が所管になっております。

内容的には、ことし1月1日時点の住民について、非課税の方が対象となる、また、3歳未満時の子育て世代の子供の数に応じて対象になるということでありまして、25%のプレミアム、最大で2万円の購入に対して2万5,000円の買い物が可能ということをこの10月1日から来年3月まで行うということでありまして。

今回の補正予算に對しましては、その部分の事務費について計上させてもらってまいりまして、事業費につきましては、また9月の議会で上程させていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） やはり消費税に關してのプレミアムなんですね。確実に消費税は上がるんですね、間違いなく。なんか消費税に關して云々で消費税延滞云々ということが出た場合は、この話はなくなるということにもなるわけですね。それでもう政府がここまでやるとということは、各自治体に通達を出してプレミアムのための改修費まで云々というのはもう間違いなく上がる、そういうことで動いてるわけですね。どうなんですか。ちょっと私もどうなんかなと思ひました。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 町としましては、国が制度をおろしてきておりまして、これを進めるということで説明も当然行っておりますので、その中で上がると予測されながらとかという話は聞いてませんので、そうじゃないかと思ひますけれども。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 例へば、これは本当に途中で中止された場合、延期とか、また。これを費用をかけてやりますよね、改修して。これはどうなるんですかね。この費用というのは国のほうから補助があるんじゃないかと思ひ、一般財源じゃないかと思ひますけれども。その場合はどうなるんですか、これ。

○議長（沖田 守君） 答弁できるかい。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） そういう説明は当然聞いてはいませんが、この事業自体は10分の10の国の事業になっておりますので。

○議員（6番 丁 泰仁君） 10分の。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 100%の国の出しの。

○議員（6番 丁 泰仁君） 100%ね。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 出しの事業費になります。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） まず、22、23ページなんですけど、説明の中でコミュニティ助成事業補助金が笹山自治会の助成金ということなんですけど、この内容について、お尋ねをいたします。

それと、24、25ページの企業誘致対策の中で、委託料の専門系事務職場誘致促進業務委託料がございますが、これは何となくわかるんですけど、実際にこれは何を行うのか、この具体的な取り組みについてお願いいたします。

それと、先ほどの同僚議員にもちょっと関連するんですけども、32、33ページの選挙費の中で参議院選挙費が上がっておりますが、現在、参議院選挙単独だろうと言われております。もしこれが衆参同時になった場合、その予算の上げ方というのはどのような形になるのかなというのを、興味の範囲ですが、お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、川田議員の御質問ですが、最初に22、23のコミュニティ助成事業補助金、これは笹山自治会からの申請によるものということでありまして、助成申請の事業の内容につきましては、地域内外の交流活動を促進するため、テント、テーブル及び椅子を整備するというような、そういった事業ということでありまして。

これについてはコミュニティ助成事業ということで、一般財団法人自治総合センターのほうから10分の10の補助事業ということで、今回採択をされて補正予算に計上させていただいたということでありまして。

続きまして、専門系事務職場誘致促進業務委託料ということでございます。

この事業につきましては、県の企業立地課というところが、平成29年度から、これは要はIT系の企業を誘致するところで、これは専門系事務職場と表現されてますが、要は、Webライターとか、ああいう企画系の職員の方が働くような職場を誘致するというので、例えば、プログラムをするようなIT系の企業ではなくて、もう少し、どういたしますか、専門系でいうと少し軽度なところの企業を誘致するために、まず大田市のほうからモデル事業で行ってきた事業であります。

大田市のモデル事業のほうは、大体平成31年のところで3年間今かけて行っておられます。この事業は大体3年継続して行う事業になります。県のモデル事業ということでしたので、大田市のほうは県の補助金を受けて成果として今3社ほど企業誘致が図られている。これは先ほど言いましたように、Webライターとかああいった方が働かれるような企業ということになりまして、ちょっと人数的には大体1社3名から6名ぐらいの、要は働いておられる方という、雇用がそのぐらいの雇用で小規模な会社ということにはなりますが、IT系企業ということで誘致をされたということでありまして。

平成31年度からは、このモデル事業、ある程度県内のほうに拡大をされまして、ことしからやる市と町というのが雲南市と美郷町と私ども津和野町ということで手を挙げさせていただいております。

昨年からは、西ノ島と隠岐の島ということで2町は昨年からこの事業をやっとるわけですが、制度自体は補助限度額が500万ということなんですが、これは2分の1の補助ということで、1,000万の事業費で500万ということで、今回、これは消費税は抜いた中の総事業費の2分の1ということになりますもんで、若干、歳入のほうも上げさせていただいております、この事業費からいうと税を引いた残りの2分の1を補助する、その限度額が500万という事業であります。

3年かけてやるわけですが、私どもは今F T T Hの事業で、津和野町は今1ギガとか高速のそういう通信サービスも提供させていただいて、いよいよ今年度が津和野の連坦地で終わるということになります。

津和野町内、左鎧でも津和野の町でも日原でも、どこでも高速インターネットの環境はことし、整備、いつでも行われるということで、この3年の事業というのがまず1年目が委託して業者と連携をして行うわけですが、立地環境や、津和野町として誘致企業をどう呼び込むか、どういった環境にあるのかという計画をまず策定をさせていただきます。その策定した津和野町の売り込むところがございますが、そういった計画を策定した後に東京等でマッチングの機会をコンサル企業がつくっていただいて、これはマッチングイベント、参加費も出させていただいております。これは、去年の10月に開催されておりますが、大体143社ぐらい来られて、13団体、自治体がこれに参加して、いろいろとプレゼン等を、津和野町であれば、津和野のこういうところが企業誘致としては適当なところがありますよとか、企業誘致に係るようなところをお話をする事業ですが、そういったマッチング。

それから島根県への視察ツアーということで企業に島根県に来ていただくという。それで、津和野町を見ていただく。

それから人材確保というところで、津和野町にどんな人材がおられるかという、そういったところも計画の中に盛り込んで、雇用の関係も含めて計画をつくっていきましょう。

これが3年間の事業で、それぞれ順序立ててやっていこうと思いますが、1年目はこういった立地環境や、そういった津和野町の計画づくりをこの委託の中で行うということで、最終3年目で基本的にはマッチングをしながら企業誘致の成果を出していくという形の事業だということでもあります。

これはコンサル企業ということで、島根県は既にこの専門系事務職場のコンサルをプレゼンによって決めておりますが、私どもはきょうお認めいただければホームページ等に掲載させていただいて、その委託業者については、プレゼン等を通じて業者を決定させていただいて、それから先ほど御説明したような事業計画を遂行して、3年目には誘致企業ということにつなげていくという事業でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 選挙費の衆参選挙になった場合のいわゆる衆議院に係る予算についてということであったと思いますけども、これまでも専決ということをお願いをさせてきていただいておりますので、そういった取り扱いをさせていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。
2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 47ページの有害鳥獣駆除等事業ですが、これは毎年出ておりますけれども、577万7,000円、これは貸付金ですので返還となると思うんですが、最近のイノシシ、鷺原公園でも至るところを掘りまくっております。そして、鷺原と喜時雨の間の道路、急斜面、ここもまた山を掘り返して落石が随分起きております。猿も随分おりますけど、最近ではヌートリアが悠々と泳いでおります。この貸付金ですが、これは奨励金というようなことに変えて、もっと。

今、銃を持ってる人も少ないです。規制も厳しいし、何かええ方法の補助金にならないかなと思っております。これが第1件目です。

次が、49ページ、日原賑わい創出拠点推進協議会補助金、1,700万余りあります。これの内容と、3点目が59ページ、道路維持費で測量設計委託料、稲成丁線でございますが、ここでちょっと聞きなれない言葉が出てきておりますので、工損調査業務委託料、これは読めば、工事で損害をこうむったのを調べるということではないかと思うんですが、この説明をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今回、補正で計上した額につきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金の割り当て内示が県のほうから来た関係で、その中身としましては、鳥獣被害防止総合対策推進交付金というソフト事業ですが、それが163万3,000円、それからハード事業として814万4,000円、合わせて977万7,000円の内示が来ました。それで、その当初予算で計上した額の足らずといいましょうか、不足額を今回補正で上げさせていただいたわけですが、このハードというのが集落ごとでいわゆるメッシュを張ったり、そういうことに使うお金でありまして、ソフトというのは、そういういろんな駆除活動とか、そういうことに対する補助金になります。

今、いろんな動物被害をなくすために駆除班の方々に有害鳥獣を捕獲していただいておりますが、そういうものは、例えば、イノシシだったら7,500円という奨励金を渡すのは、これはこのソフトには入っていません。ですが、出動手当とか、そういうものがこのソフトのほうに入っております、そういった形で今動いていただいております。

今のところ、そういうソフトも充実させながら、駆除班のほうに頑張って駆除していただいておりますが、もし何かいろいろ被害等が大きいんだがという相談がありましたら、ぜひ農林課のほうへ言っていただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 48、49ページの日原賑わい創出推進協議会補助金1,799万9,000円についての御質問でございますが、これにつきましては当初予算でも200万円ほど計上させていただいております、最終的に国の内示がおりまして、1,999万9,000円という形で金額が決定されましたので、これは10分の10補助、いわゆる先ほどもありましたが100%補助で授業主体は日原賑わい創出推進協議会ということになってまいります。

今回、この事業は、総務省の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金を全額受けておるということとなります。この中で、高津川において日原のにぎわい創出拠点「かわべ」からシルクウェイにちはらの区間を高津川の中心地域として位置づけようということでストーリーを組み立てまして、この地域のにぎわいを起こしていこうということで、事業を組みました。

内容的には、まず、にぎわい拠点かわべのオープニング以降のソフト事業という形であわせてシルクウェイにちはらのところのソフト事業も一緒になるんですが、そこでソフトをやってとにかく人を集める、集客をしていこうということで、交流人口を経済交流をふやしていこうということで、事業を組ませていただいております。

若干、その中でストーリーに合う部分では、かわべにつきまして備品購入等もこのストーリーの中で当てはまるものがあつたらその中で購入させていただこうということを考えております。

今後、7月になりましたら、もう少ししたらポスターの張り出し等に入っていきますが、7月から9月にかけてオープニングイベント等も組んでおります。その後、年間に通じてある程度イベントを、また、シルクウェイのほうでは、バーベキューをやる、ある程度、実証実験的に今後そこで人を集客できるシルクウェイの一つの経営に対しても資するものにならんかということの実証実験や、キッチンカーのリースといった部分についても当てはまる形で考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 道路維持費の委託料の測量設計委託料のことでございますが、先ほど議員さんがおっしゃるとおり、工損調査というのが、水路の横にある家に影響が出ないかということで調査するものでございます。工事をしたいというのは、町の稲成丁線の水路改修を、実はあそこをこのたび下水道工事、それから観光課のほうの都市再生整備工事業と抱き合わせで水路がもう既に相当傷んでおりまして、おおむね60メートルの水路の改修を今予定しておるところでございます。

場所としましては、稲成丁入ってすぐのところから60メートル、スクランブルあたりまで、60メートルの側壁、水路の側壁等もうぼろぼろで、今、水も漏れとるといふ状況でございますので、このたび一緒に水路の改修も行うというものでございます。以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 先ほどの稲成丁線のことをございますが、あの水路の不都合を今回調査設計するということをございますが、あの高岡通りのほうにもその側溝として、水路というか、側溝か水路か、両方の意味合いがあるんですが、住民の方から長年あそこに水が流れるので非常に環境衛生上悪いということで要望を受けておりますが、この事業、測量設計ですか。その中にはどうも含まれてないのかなと思っておりますが、その辺は課長、状況を承知しておられますか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 恐らく稲成丁線から、あそこは水路が稲成丁のほうから、四つだったかな、高岡通りと、それからスクランブルを横断しまして鯉の掘割のほう、それから役場の前の水路、それから環境生活課の前の水路等に分かれてそれぞれ出とるわけですけども、一番こっちの議員さんおっしゃるのは、今の道路の高岡通りの向かって左側のほうの水路だと思うんですけども、あそこも私も話は聞いておるんですけども、ずっともう全てふたがしてありまして、側溝の整備をするとなると道路も触って側溝も触って大変な工事になるということを知っておりまして、今の段階では確かにあそこは今水路として水が流れていない状況でございます。あんまり大きい水路ではないんですけども、もしこのたび改修が可能であれば、またその辺もあわせて検討したいと思っておりますけれども、ただ、ふたが全部家に張りついていますので、それを全部取ってやるということ自体というのがいかなものかなというのは若干懸念してはおります。

だから、基本的にはこの事業関係なしに何らかの格好ではまた対応していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それでは、大変難しい部分かと思いますが、念頭に置いておいていただけたらと思います。

それでは、23ページの企画費の委託料のところでございますが、高齢者等の見守り買い物支援業務委託料、今回12万円の補正、さらにその上にファンディングベースの事業委託料、この買い物支援か高齢者見守りか、同じ委託料のところへ上がるとるんで、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております、この内容を。やっぱり今の事業がなかなか受益者もふえていかない中でどうなのかな、今、集落支援員の皆さんが御努力はいただいておりますが、少し事業の進捗をお聞かせいただきたいと思っております。予算の内訳もお願いします。

それから、ページ81ページで、飛んであれですけども、城跡整備の関係で石材置き場を今回公有財産購入費ということで133万2,000円ですが、石を置く、城に使う。1回おろして、どこかわかりませんが、面積とか場所、そして購入しなくてもいず

れは一旦置いて、また城に戻せば買う必要はないのかな、賃借でも事足りるのではないかなと思ったりもするわけですが、購入せざるを得ない理由、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、23ページのまずファンディングベース事業の委託料ということであります。これは、新年度予算の新規事業調書でも上げさせていただきましたが、ファンディングベース、商工観光課に配置予定の地域おこし協力隊と連携して、きのうも一般質問がありましたが、津和野町東京事務所を軸とした新しい津和野をめぐる観光ツアーを中心にインターネットを活用した情報発信に取り組むため、地域おこし協力隊を4月から配置をしております。この配置のところが予算を提案するときに、結局間に合わなかったというところもありまして、今回、6月補正予算で1名配置をした部分については対応をさせていただいております。

この部分については、当初予算の予算審査特別委員会の中でも説明させていただいておりますが、このファンディングベース事業委託料というのはその地域おこし協力隊のマネジメント料、これが90万2,880円、それからファンディングベースにかかる隊員募集業務ということで、これは特交措置の中に含まれますが、100万円、この合計したものが190万3,000円としてファンディングベース事業委託料として計上させていただいているということでございます。

それから、高齢者見守り買い物支援業務委託料につきましては、12万ということですが、これはシャープの、要は開発したソフトといいますか、そういうシステムを活用させていただいております。今までは企業人交流プログラムということでこっちに配置をしていただいていたんですが、その方々については東京のほうにお帰りになったということで、この12万については津和野開発がその事業を今委託して行っておりますが、そのシャープの職員さんが津和野のほうにお越しになるところの部分の、協議等も必要になりますので、萩・石見空港2回分の旅費を12万円として委託料として計上させていただいたものでございます。

それから、高齢者見守りについては、20件程度の事業の人数というところは余り変わっておりません。

ただ、先般も木部のほうで御相談いただいて、免許証を返納をしたいんだと。地域公共交通の部分で、今、廃止になったデマンドバスを走らせてくれんかという要望がまずありました。私どもはその御家庭に出向いていろいろと事情を聞いてみると、デマンドバスを走らせたにしても、その御自宅からデマンドバスが停車するバス停まではかなりの距離があつて、ここまでの移動をほいじゃあどうするかというような話になっていきます。ここら辺の地区公共交通の課題は、バス停までの距離をどう移動していくかというところがまずあるわけですが、もう一つは、やはり免許証返納された場合に買い物支援

等の、一月500円お支払いをしていただいとるんですが、私どもとしては、その方については、今、免許証を返納されて、その買い物支援、一月500円お支払いになって加入をしていただきました。やはり地域課題のところ、もう今までも高齢者の事故が相次ぐ中で、免許証返納というのはすごい結構課題になってきておるといところを含めて、内部でも免許証を返納した場合に何かのメリットっちゅうところを、議員の皆さんからも御質問もいただいているところですが、私どもとしては、そういう買い物支援というのを500円の負担なしにできないかというのを今検討しております。免許証を返納していただいた方についてはそういうサービスを受けながら御自宅にこの買い物に行くことがなかなか不可能になりますので、こういう制度を利用して週に一遍ですが、食材等をお運びするといところ、対応できないかというところを今検討している。それによって件数的にもある程度またふえてくるんじゃないかなといところを今考えているところでありませう。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 議員さん、今、御質問の土地につきましては、まず場所ですけれども、テニスコートの下側、手前側といひますか、ナガヨシ技建の会長さんの御自宅の道路の反対側といひあたりになります。

地権者につきましては2名おられまして、一つが919平米、もう一つが413平米といひ面積でございます。

ここは、もともと喜時雨の運動広場を使っているときに駐車場としてずっと借り上げをしていた場所でございますけれども、災害での資材、土置き場や、最近では野球部といひのが減ってあそこの利用も少なくなったといひことで使うことも最近はないといひこともありました。

その関係で、以前からずっと賃借料をお支払いして借りておりました。これが年間30万ばかりお支払いをしておりました。

今度、お城のほう、出丸が終わりまして、本城に取りつくわけですけれども、本城にかかりますと出丸の石垣の量とは全然別格の量の石が出ますし、期間も10年20年と長い期間になろうかと想定しておりますので、そういった意味では借地として借りておくよりも購入したほうが町の財政的にも得であろうといひ考えから今回購入といひことにしたものであります。

購入の単価につきましては、以前、お城に上がる作業路をつくっておりますが、その作業路の取り付け部分、農地を購入した経緯がありますが、そちらのほうと同額で購入といひことで、今回、話を進めております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 59ページの稲成丁線に戻りますが、これは有蓋で、ふたをするのか、設計で。溝にふたをするかどうかをちょっとお聞きを。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） これから設計をしますので、どういう格好になるかはわかりませんが、恐らくふたはすると思います。あそこが恐らく石畳か何かになると思うので、その関係で若干普通のふたではないんじゃないかなという想像はしますけれども、ちょっとまだ設計をしてみないとわからないところがありますので、そういうことをごさいます。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宏文君。

○議員（2番 米澤 宏文君） できるだけ有蓋舗道というか、ふたをしていただきたいと思います。そうすれば、道路がかなり広がります。あその水路は広くて水量もかなり豊富です。子供、年寄りが落ちたら3面張りなんで、つかまるものがないです。終いの角のところちょっと網がありますが、そこまでは絶対流されて大変なことになると思います。今まで流されなかったのがちょっとおかしいと思うぐらいで。あと、防災面にしてもやはり増水時にはかなりの水になりますので、できるだけ有蓋舗道にしていきたいと思います、設計時点で。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） できるだけその辺は考慮して設計のほうを進めたいと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 27ページのシルクウェイにちはらのショーケース購入費1,000万ぐらいなんですけど、冷凍冷蔵のショーケース1,000万といったらどのような。特殊なものかなと思って、その辺をお聞かせいただきたいのが一つと、あと35ページ、プレミアム付商品券のシステム改修が行われるということなんですけど、これはシステムの改修だけで330万ということで、実際に商品券を渡す額とかがもし想定ができれば、金額を教えてくださいなと。

それから、45ページのため池調査業務のところ200万円出てるんですけど、ため池を放置されていてなかなか修繕ができないところがたくさん出てきているということで、どうやったらこういう防災減災の事業の対象になれるのかなというのを教えてくださいな。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 地方創生推進事業費のほうですが、この機械器具費のほうの内訳ですが、販売台が762万円5,000円、それから冷蔵冷凍ショーケースが252万4,000円ということで、合わせて1,014万9,000円の補正額になっております。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 762万円5,000円というのが何かと。

○農林課長（久保 睦夫君） 販売台ですね。なごみの里でも販売する棚を全部やりかえたりしたんですけど、そういった金額がその金額にあっておるということです。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） プレミアム商品券につきまして、先ほどの議員さんのときにもちょっとお答えしましたが、今回は事務費のみ上げさせてもらいまして、9月の議会で再度事業費を上げさせてもらいたいと思います。

といいますのは、結果的にはこのシステム改修をして、そのシステムによってどのぐらい必要かということがはっきりわかるということなんですけど、現時点で本課のほうで見ておりますのが、住民税非課税の方が約2,000人なんですけれども、ただ、これは制度上、非課税の方が課税の方に扶養されている場合はこれは該当しないということになったりするわけなんです。その辺のところはまだ今の状況では確定ができないということ。

それから、3歳未満のお子さんについては、現在の見込みとしたら110人程度かということでありまして。その辺の人数しか現在のところはまだわかっていないということでありまして。それとあわせて最高、お1人の方が5セット2万円購入ができるわけですが、全ての方が満額で買われるかどうかというのもわからないということもありますので、その辺を見込みながらまた9月議会で補正をさせていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 先ほどのため池の調査の件でございますが、このたび200万を計上させていただいておりますのは、団体、そこにありますとおり、水路の長寿命化防災減災事業委託料ということで、これは設計費をこのたびは上げております。

工事につきましては、一応、予定としては来年行えればというふうに思っておりますけれども、この今回のところの場所につきましては、焼ケ迫といって喜時雨の奥にため池があるんですけども、その斜樋（しゃひ）というんですけども、「斜め」の「樋（とい）」と書くんですけども、その部分が実は若干破損しておりまして、そこら辺の修繕等も含めて全体的に設計をかけるというところでございます。

先ほどおっしゃったとおり、ため池の場合は、法案がこの4月に変更になりまして、国会が通って、実は津和野町の、これは県の事業でやるとるんですけども、津和野町もたしか特定ため池という、要するに危険度が高いため池というのをいくらピックアップをして県のほうに報告して、それを県が調査するというのを恐らくことし行われると聞いております。

そういったところで、危険なところから恐らく修繕をしていくんだらうというふうに考えるんですけど、ここのこのたびの分につきましては、従来から要望しとったところでございますが、ここへお金がついて、10分の10の200万の事業費に対しまして200万のお金がついておるというところでございます。

ため池の場合は確かにおっしゃるとおり、いろんなところで今たくさん町でもありまして、どのぐらいあるかというのはちょっと覚えておりませんが、恐らくその中

でも優先順位つけながら、例えば所有者がわからないとかというようなところもござい
ますので、そんなところも恐らく今後は調べて、きちんと所有者もはっきりさせて管理
をしていくということになると思います。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 47ページの林業振興費の中の津和野型森林作業道開
発事業補助金ということで300万ほど上がっておりますが、この事業は森林環境譲
与税の関係の事業かどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員がおっしゃいます森林環境譲与税の部分を活用した
作業道づくりということなんですが、森林環境譲与税というのは町有林、それから国
有林には適用できません。民有林で自分で山の管理ができない人というのを調査した
上で、自分ができないけど林業事業体に任せたいといえ、林業事業体に任せると。
林業事業体も受けないというところは町が管理することになっておりまして、町が管
理といいましても町の職員が道づくりとか伐倒作業等はできませんので、そういう道
をつけてもらえたら補助金を出すよという類いでありまして、メートルが3,000と
いう単位の補助金でここを計上させていただきました。ですから、1,000メート
ルに道をつけるための助成金として300万円を計上させてもらっております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この森林環境譲与税の関係での事業ということであり
ますが、この森林環境譲与税は当初予算でも大体500万ぐらいですか、それを使っ
た事業が上がっておりました。それとこの300万、全体で1,400万ぐらいは入
るかなと思うんですけど、残りの部分はこれは積み立てで残るということなんでしょ
うか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今、おっしゃったとおり1,360万ぐらいですか、の
譲与税が来る予定なんですが、当初予算で500万、それから今回で300万、あと、
500万円程度は残っておるわけですが、当初から乗せておらなかったのも、そうい
う道づくりを施工できるものがおらないので、今年度の場合は、1,000メートル
程度しか、発注というか、補助金が出せないんじゃないかということで、残りについ
てはこのまま行きますと積み立ての形で翌年度以降に活用すると思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 47ページ、今の事業、補助金なんですけども、これ
は間伐もセットなのかという部分です。まず森林経営ができないからということで町
が最終的に管理しなければいけないという部分で、最終的にはそこでじゃあ町がで
きないからということで委託に出すと、もちろんただ働きというわけにはいきませんか
ら、それなりの事業費というものが出てくる。そうすると、僕のこれは解釈なんです

けども、どの部分においても仕事でできるということであれば、受ける事業体にとっては仕事として受けられるわけで、それが森林経営になるかならないかは、その持ち主の方が感じる分であって、実際、その事業としては林業事業体でもできるのではないかと考えております。

一方で、このメートル、3,000円の設計単価というのがどういった部分であるのか、その上の部分の民間がいわゆる管理できない部分が3,000円で、管理できる部分はメートル2,000円だと思っておりますが、この3,000円の根拠、それとこれが補助金の要項ができると思うんですけども、その要項にのっとった形でどういった部分でメートルが3,000円が出されるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） これまで作業道につきましては、国、県の補助金でメートル2,000円の補助、その2,000円の根拠が4,000円かかるところを半分補助しますという状況での補助金でした。今もそういう補助金があるんですが、このたびのやつが事業体も取れないような山を町が管理しろと言われてまして、そうすると誰かに道をつけてもらわなきゃならんわけですが、それを今地域おこし協力隊で壊れない作業道を勉強してきた、その技術を持っている者に任せようというのが今のこの補助の趣旨でありまして、2.5メートル幅の壊れない作業道の規定を設けた上でこの補助金を出すということをしております。

例えば、2,000円補助で後の継ぎ足しは自分らで出せよとは言えませんので、町が発注というか、町が道をつけてもらったことに対する補助金ですから、そうすると今いろいろと壊れない作業道の師匠である岡橋さんに相談したんですが、メートル3,000円を出してやったほうがいいんじゃないのかということでのこの単価になっております。

間伐は規制はかけていません。これはあくまでも道をつけていただいて、どう活用するかというのはその後考えていくということで、国等の補助金では間伐が条件となった補助メニューがあるんですが、それは加えていません。

○議長（沖田 守君） 大体いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 質問のところから言っておりますけれども、このドイツの交流ツアーの件で、ここが非常に私からしてみたらおかしい形になってるなど。まずその理由というのは、これは国際交流協会が、この額面どおりでいくと普通は国際交流協会がドイツに行きたいからお金を補助してもらえませんかということが普

通で、ああそうだなというふうに思います。しかし、ゼロだった、申請したほうが誰もそこに行かない、まずこれが第一の理由。

そして、その訳が、町からの呼びかけでということは薄々はわかっております、薄々は。しかし、今、この正式な議会の場で町からの呼びかけという言葉が出ましたので、ああ、やっぱりそうだなというふうなことで、そして議事録がお互いに話し合ったんでしょうけど、会長が来て話し合ったんでしょうけども、議事録があるというらしき、議事録があるかもしれない。最終的には情報開示を求めますけども、これをぜひ見てみたいと思っております。

戻りますけれども、協会の仕組みというのが、副会長も知らないようなところからの要請を受けていたということ自体が、この問題にかかわらず非常にそういう不明瞭な補助金申請に対して警鐘を鳴らしたいという意味で反対いたします。

○議長（沖田 守君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、津和野地区では、津和野小学校、津和野中学校、木部小学校とプールがない状況の中で、まずこのプールの設計料が上がっております。先ほどの質問でも申し上げましたが、できるだけ予算の削減。そして工期の短縮を目指しながら1日でも早く津和野地区にプールが建設されるよう、補助金申請等もされますよう、この予算を進めていただくことを期待いたしまして、賛成といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ないようでありますから、討論を終結します。

これより議案第90号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第90号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

ここで、11時5分まで休憩といたします。

ごめんなさい。11時まで休憩といたします。

午前10時44分休憩

.....

午前10時58分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第10. 議案第91号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第91号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第91号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第92号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第92号平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第92号平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第93号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第93号平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第93号平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第94号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第94号平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第94号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第94号平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第95号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第95号平成31年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第95号平成31年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第96号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第96号平成31年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第96号平成31年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第97号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第97号平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第97号平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第98号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第98号平成31年度津和野町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第98号平成31年度津和野町病院事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第99号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第99号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第99号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 請願第1号

- 議長（沖田 守君） 日程第19、請願第1号後期高齢者医療費窓口負担の原則1割の継続を求める請願についてを議題とします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、本請願について紹介議員より説明の必要があれば、これを許可いたします。9番、寺戸昌子君。

- 議員（9番 寺戸 昌子君） 後期高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める請願について趣旨説明をさせていただきます。

昨年、内閣府における経済財政諮問会議や財務省における財政制度審議会で後期高齢者医療の自己負担を1割から2割にする負担増が審議されています。厚生労働省の社会保障審議会においても論議が開始されました。2割化になれば、現在の2倍の窓口負担になります。この負担増の計画に対し、老人クラブや医療関係団体から慎重な意見が相次いでいます。

現在、高齢者の7割が所得100万円未満であり、厳しい生活を強いられています。高齢者の多くが貯蓄を取り崩し生活をしています。後期高齢者医療制度の発足時からの激変緩和措置としての保険料軽減特例も今年度から段階的に本則に戻す見直しが行われています。医療費自己負担の2割化は、医療機関の利用を大きく阻害し、高齢者が病气やけがの受診をためらってしまい、重症化の恐れがあります。

以上の趣旨により、津和野町議会において後期高齢者医療費の窓口負担の見直しをせず、原則1割負担の継続を求める意見書を提出していただきますようお願いいたします。

- 議長（沖田 守君） ただいま紹介議員から説明がありました。説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいまの説明で、負担増になるということでありませけれども、やはり、現在の少子高齢化の中で、現役世代も3割負担の中で、高齢者世代は厳しいという一面もありますが、やはり応分の負担をしていかないと今後の医療制度そのものが存続していくことが非常に困難になっていくのではないかと思っております。やはり貧困対策は貧困対策でしながら、やはり応分の負担はいたし方がないと、保険制度の中でも思いますので、このたびは反対といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 私は、今回の後期高齢者の医療窓口負担の原則1割の継続を求める請願に賛成の立場で討論に参加をしたいと思っております。

年金につきましては、今国会でも大変な今議論になっているところであります。年々減額される年金だけで生活をしていくことは困難で、やはり貯蓄が必要になっていることは間違いなくと思います。2017年度の総務省の報告によりますと、高齢者のひとり暮らしの方が1カ月生活するのに、平均的に約15万4,000円の生活費が必要であると。実収入のほうは、社会給付、公的年金などではありますが、約11万4,000円であり、不足分が約4万円ということになっております。収入の中の公的年金については、2016年度の厚生労働省の公表によりますと、平均受給額が国民年金では5万5,464円、厚生年金では14万7,927円ということになっております。これらの報告を見ても、年金だけで生活することはできない状況であります。他の貯蓄等が十分ある人はそれを回して生活できるわけではありますが、全ての人が十分な貯蓄があるわけではありません。特に、国民年金だけで受け取っている方にとっては、大変厳しい生活が余儀なくされているというふうに思います。また、高齢になりますと、いろんな病気にかかる率も高くなってまいります。生活困窮の状態の中で、病院にもやはり行けないというような、そういうことがあってはならないというふうに思います。これらのことを考えますと、後期高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続は私は必要というふうに考えます。よって、今回の請願に賛成をいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより請願第1号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） それでは、本請願につきましては、議長採決とさせていただきます。可否同数でありました。よって、地方自治法第116条第2項の規定により、議長採決といたします。本案件につきまして、議長は現状維持の原則に基づき、否決といたします。したがって、請願第1号後期高齢者医療費窓口負担の原則1割の継続を求める請願については不採択と決定いたしました。

日程第20. 請願第2号

○議長（沖田 守君） 日程第20、請願第2号主要農産物種子法の復活等を求める請願についてを議題とします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することと決定しました。

これより、本請願について紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。紹介議員、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 主要農産物種子法の復活等を求める請願について、趣旨説明をさせていただきます。

2018年4月に主要農産物種子法が廃止されました。種子法は米、麦、大豆などの主要農産物の種子を維持開発するための法律で、これによって農家には優良な種子を安く、消費者にはおいしい米などを安定的に供給してきました。しかし、政府の規制改革推進会議は、この種子法が民間企業の種子事業への投資を阻害するとして廃止を打ち出し、昨年4月満足の審議もなく廃止が決まりました。種子法廃止によって、地域の共有財産である種子を民間企業に委ねた場合、米などの種子価格の高騰、地域の条件に合った品種の維持、開発が難しくなるとの懸念の声が出ています。また、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。全国的に種子法復活、あるいは県の条例を求める動きが強まっています。既に、山形、富山、新潟、埼玉、兵庫県などでは条例が採択されています。そのほか、鳥取県でも県が独自で条例を制定する動きがあります。島根県は、これまで要綱で対応してきましたが、安定した種子の生産体制を維持するために条例制定が必要です。国においては、今まで築き上げてきた各地の農業試験場等の取り組みが後退しないよう、廃止された主要農産物種子法の復活が求められます。

以上の趣旨により、津和野町議会において、国関係機関に対し、意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で、紹介議員からの説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんね。ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） この種子法につきましては、1952年昭和27年だというふうに思っておりますが、制定されてはや六十数年がたつ状況にあります。島根県におきましても、米等につきましては、この種子の確保ということにつきましては、県の農業試験場なり、JA団体等も参画しながら、また、農業者も参画して地域に必要な種子の確保ということで取り組んでまいった経過がございます。なかなかこの種子を地域に合ったもので安価で提供するという、そのものにつきましての過程として、そういった種子をつくるのにも十数年かかるという実態があったわけがあります。そういったことを理解しながら、県なり町村、また農業者も一体となった取り組みを今日までしてきたわけですが、これを政府は廃止というふうな格好で、民間参入の中でこれを推奨していきたいというふうな動きであります。このことが国の食料をつくっていくという形の中で、外国からの、そういったものの導入等考えれば、なかなか食料安全性の面でも不安視されるものでございます。種子法の存続といえますか、復活を願いながら、この請願に賛成するものであります。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 私も本請願に賛成の立場で討論に参加したいと思っておりますが、実際言いますと、本請願が出るまで、種子法が廃止されたということは自分でも実はわかりませんでして、いろいろ調べてみて、大変重要であると感じたところがあります。この種子法は言われておりますように、1952年に制定されたもので、都道府県に米、麦、大豆の優良な品種を選定して生産し、普及することを義務づけ、60年以上守られてきた国民の食を支える上で重要な法であったということがわかりました。民間企業の参入を推し進めるために、短期間の議論で成立されたということで、現場の農家を含め、なかなか反対の声が聞き入れられなかったということも言われております。

経済学者の方の声でありますけれども、種子の生産普及事業にかかる費用が将来的に国から出なくなるのではという懸念がありますということで、今回種子法廃止後も従来どおりに都道府県の種子生産に予算が確保されるよう国に求める付帯決議が採決をされております。そういった、その分では非常にいいことだというふうに思いますが、万が一公的資金のサポートがなくなれば、将来的に生産コストが上乗せされて、種子の価格

が跳ね上がり、食べ物の価格に影響が出るかもしれません。また、都道府県が種子事業から撤退し、民間企業による種子の市場化が進むことも起こり得ます。種子法のベースにあったのは、新しい品種をつくるために素材となる品種、遺伝資源は国や都道府県が公共の資産として持つという考え方であると、これが民間に委ねられた場合、遺伝資源をもとにして改良された品新種について、改良部分だけでなく、種子全体に特許をかけ、企業がその所有権を主張するということが起きかねませんと。ロイヤリティー——いわゆる特許料ですが——を払わなければその趣旨が使えなくなる、遺伝資源が企業に囲い込まれてしまう、これが種子の私有化を意味しますというようなことを述べられております。これらのことを考えますと、やっぱり公的機関が責任を持って種子を守っていくことが私は大変重要であると考えます。

よって、本請願に賛成をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより請願第2号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、請願第2号主要農産物種子法の復活等を求める請願については、採択と決定いたしました。

日程第21. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第21、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 所管事務調査報告。

平成31年3月定例会において閉会中の調査の決定をいただきました所管事務調査について、以下のとおり報告します。

調査事項。

町営住宅について。

調査目的。

町営住宅の実態を調査し、議会活動に資するため。

調査日。

令和元年6月3日（月）午前9時から、令和元年6月4日（火）午前8時45分から。

調査場所。

津和野町役場日原第二庁舎及び建設課所管町営住宅。

出席者。

建設課課長、建設課課長補佐、総務経済常任委員 6 人。

調査方法。

机上調査及び現地調査。

町営住宅の概要。

公営住宅の入居者等の状況。

建設課が所管する公営住宅は、公営住宅法に基づく町営住宅、島根県住宅供給公社との契約に基づいた公社住宅、公営住宅法の基準に基づかない町単住宅、堤防の改良工事に伴う補償として建設され改良住宅、雇用促進事業団からの無償譲渡を受けた一般住宅、公営住宅の収入基準を超える方を対象とした特定公共賃貸住宅、町が民間事業者との契約に基づき 10 年間借り上げて運営するいわゆる借り上げ住宅と呼ばれる定住促進賃貸住宅の 7 つの区分がある。

津和野町においては、教育委員会、医療対策課、つわの暮らし推進課が所管する公営住宅がある。当委員会は津和野暮らし推進課も所管課であるが、津和野暮らし推進課が所管する町営住宅はつわの暮らし推進住宅であり、制度そのものが他の住宅と異なるため、このたびの調査では建設課が所管する公営住宅についてのみ調査を実施した。

津和野町の公営住宅は 23 団地 97 棟 325 戸あり、そのうち空き戸が 79 戸である。空き戸のうち、老朽化が著しく退去後に募集をしない政策空き家が 32 戸、中座ストック改善事業や新県営青原住宅に係る移転先として保留している政策空き家が 10 戸あり、政策空き家は 42 戸である。

建設から 40 年以上が経過したものは 135 戸で、全体の 68%、耐用年数が経過したものは 91 戸で、全体の 46% である。

津和野町の公営住宅、団地、棟、戸数、空き戸、うち政策空き戸、募集戸数は以下の表にまとめております。

津和野町では平成 25 年に公営住宅の長寿命化計画を策定いたしましたが、平成 25 年 7 月に豪雨災害が発生し、公営住宅の長寿命化は計画どおりに進んでいない。

本年度中に計画の見直しを図ることになっている。

1、町営住宅。

(1) 元藩庁住宅（19 棟 19 戸、昭和 30 から 42 年建設、木造平屋）。

元藩庁跡住宅は藩庁時代に藩邸の池があった場所であり、文化財の指定を受けている。元藩庁跡住宅は老朽化が著しいため、退去後は募集を行わない政策空き家としており、6 戸が政策空き家である。教育委員会の考え方として藩邸時代の池や公園にする計画であったが、住民の反対意見が多数であったため、実現に至っていない。この住宅は以前より大雨の際は浸水していたが、町道城山線の改良に伴い排水も改善されている。

(2) 法心庵（1 棟 2 戸、昭和 30 年建設、簡易耐火平屋）。

法心庵住宅は津和野駅西側の蕪坂川沿い住宅の山側に位置しており、建設当時は長屋であった。現在は1棟2戸で1戸が政策空き家であり、老朽化が著しいため居住者の退去後は取り壊されるが、当該箇所は自動車の乗り入れはできないため建てかえの予定はない。

(3) 中島(7棟15戸、昭和31年建設、簡易耐火平屋、木造平屋)。

中島団地は津和野分遺所南にある。建設当時は風呂はなく、居住者が増築等で風呂を設置した経緯がある。老朽化が著しく、政策空き家は5戸。

(4) 鉄炮丁(2棟6戸、昭和32年建設、簡易耐火平屋)。

他の住宅と同様に居住者が増築した形跡がある。老朽化が著しい。政策空き家4戸である。

(5) 中座(1棟15戸、昭和45年建設、木造平屋、昭和49年建設、簡易耐火2階建て)。

中座団地は2棟6戸の簡易耐火2階建てと9棟9戸の木造平屋があり、簡易耐火2階は現在ストック改善事業実施中である。木造平屋は他の住宅と同様に居住者による増築の形跡がある。木造平屋は老朽化が著しいため、24年に1戸解体。木造平屋は政策空き家3戸、簡易耐火2階はストック改善事業により1戸保留である。

(6) 小川(6棟27戸、昭和49年建設、簡易耐火平屋、昭和51から52年建設、簡易耐火2階建て)。

小川団地は寺田の町営住宅団地の津和野川側にある。本年度ストック改善事業の予定であったが、同時期建設でより傷みの激しかった土井敷住宅のほうを先行実施したため、改善事業が保留となっている。予算が整い次第実施予定である。中座ストック改善事業により5戸政策空き家として保留している。

(7) 小川第二(8棟10戸、平成12・18年建設、木造2階、平成13年建設、木造平屋)。

小川第二団地は、寺田の町営住宅団地の山側にある。他の団地に比べ新しく建設された町営住宅である。世帯を対象とした住宅で、一見戸建て住宅にも見える作りである。

(8) 畑迫(1棟5戸、昭和53年建設、簡易耐火2階)。

畑迫団地は畑迫郵便局付近にある。昭和30年代建設のものと同様に比較的新しいが、外壁の剥離が確認でき、長寿命化が急がれる。

(9) 下寺田(3棟6戸、昭和56年建設、木造平屋)。

下寺田団地は下寺田山側にある。建設年を見れば比較的新しいものではあるが、建設されてから37年経過している住宅である。

(10) 土井敷(16棟25戸、昭和45年建設、木造平屋、昭和46・49年建設、簡易耐火2階)。

日原駅の津和野川対岸にある。簡易耐火2階建ては下水道工事の際に内装を、本年度外装と屋根の修繕が終了した。

木造平屋は平成24年に1戸解体した。政策空き家は6戸である。木造平屋居住者に簡易耐火2階への移転を勧めているが、居住者の意向により移転が進んでいない。

(11) 青原(4棟21戸、昭和50・51・53・57年建設、簡易耐火2階)。

青原駅前であり、県営青原住宅と団地を形成している。現在、新県営青原住宅建設に係る入居者移転先として政策空き家5戸保留中である。

(12) 清水(2棟28戸、平成5年建設、耐火2階、平成5・6年建設、耐火3階)。

元日原中学校むつみ寮の北側にあり、ひまわり棟(北側)とあゆ棟(南側)の2棟で形成されている。3月末時点で募集戸数は9戸。外観は比較的新しいが、内装は経年の傷みがところどころ見受けられ、入居に至らないことが多いため、空き戸数がある。

(13) 山根(2棟20戸、平成11年建設、耐火3階、平成12年建設、耐火2階)。

山根町北側の星棟と南側の月棟の2棟で形成されている。清水団地より新しく、こちらは募集戸数1戸である、3月末現在のものです。

2、公社住宅。

(1) サンハイツつわの(4棟16戸、平成6・10・12年建設、耐火2階)。

寺田の町営住宅団地の北側にある。住宅供給公社との契約に基づいた住宅で、若者世帯を対象とした住宅である。

(2) 星の子(1棟10戸、平成5年建設、耐火2階)。

日原駅前にある。住宅供給公社との契約に基づいた住宅で、若者世帯を対象とした住宅である。

3、町単住宅。

(1) 畑迫第二(1棟1戸、昭和51年建設、木造2階)。

畑迫駐在所であった建物を平成23年より町が管理していた住宅である。

(2) 若者住宅、枕瀬(1棟4戸、平成9年建設、耐火2階)。

高津川森林組合鹿足支所の裏側にある。公営住宅法の基準に基づかない町単住宅である。

(3) 青原第二(1棟1戸、昭和50年建設、木造2階)。

青原駐在所であった建物を平成23年より町が管理しているが、座が抜けて住める状況になく、入居者の募集をしていない政策空き家である。

4、改良住宅。

(1) 改良住宅(2棟4戸、昭和47年建設、簡易耐火2階)。

小川第二団地の南側にある。津和野川の堤防改良工事の補償として建設された。居住者による増築の形跡がある。平成24年に2戸払い下げられ、現在に至っている。

5、一般住宅。

(1) 一般住宅(2棟78戸、昭和54年建設、鉄筋コンクリート造陸屋根5階建て)。

平成24年、雇用促進事業団により無償譲渡された旧雇用促進住宅。津和野町定住促進住宅として管理している。谷にあり、湿度が高いためカビの発生が激しい。5階まで

階段での昇降となるため、上層階の入居は難しい。平成25年の豪雨災害時は自治体の応援や民間事業者の住宅として機能した。

6、特定公共賃貸住宅。

(1) 特定公共賃貸住宅、枕瀬（1棟8戸、平成13年建設、耐火2階）。

高津川森林組合鹿足支所の裏側にある。公営住宅法の基準収入を超える方を対象とした公共住宅である。

7、定住促進賃貸住宅。

(1) グリーンハイツ（2棟6戸、平成26年建設、木造平屋、木造2階）。

木ノ口下にある。民間事業者が建設した。木造平屋のⅠ号館と木造2階のⅡ号館がある。Ⅰ号館、Ⅱ号館ともに平成26年から令和7年までの10年間、津和野町が借り上げて管理を行う、いわゆる借り上げ住宅である。

家賃の徴収状況。

現年度分については、平成29年度、30年度において未収額が若干増加している。調定額の減額については、定住促進住宅の一時入居者の減や政策空き家によるものである。

過年度分については、年2回、催告、督促を実施しているが、相手方からの連絡がほとんどない状態である。契約の保証人は古い契約のものの場合死亡や連絡がつかないものもある。連絡がつかず古いものについては、税徴収の考え方にない不納欠損も検討している。

家賃の徴収状況については、現年度分、過年度分については、いかの表にまとめております。

調査意見。

1、老朽化した住宅や経年劣化により損傷が著しい住宅が多数ある。本年度見直しをかける長寿命化計画を早急に策定され、年次計画に基づいて随時改善されることを求める。

2、計画策定の際、建設計画にあつては住宅を必要とする年齢層や介護認定件数、昨今の住宅需要の状況等を十分調査研究し、関係各課と協議の上検討されたい。

3、また、建設の際はバリアフリーを標準とし、駐車場や駐輪場、集会所等関連施設の整備も検討されたい。

4、運営について、住宅の家賃収入は一般財源に充てられ、住宅の修繕や維持管理は一般財源や補助金を活用して行われている。民間であれば、家賃収入により修繕や維持管理を賄っている。外壁や内装など、大規模な修繕等は財源の確保が難しいとしても、緊急を要する修繕等については、家賃を徴収し運営している町が責任を持って住宅の修繕、維持管理に努めるべきである。居住者に適切に対応されたい。

5、家賃の未収について、催告や督促をもって時効の中断を行われているが、時効の中断を確実にするためにも、内容証明郵便等を検討されたい。

6、家賃の徴収については福祉の観点から、担当課と連携し、居住者の生活状況を鑑み、適切な対応を求めるものである。

以上。

津和野町議会総務経済常任委員会委員長、川田剛、津和野町議会議長、沖田守様。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了します。

日程第22. 文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について

○議長（沖田 守君） 日程第22、文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告についてを議題とします。

文教民生常任委員長から、所管事務調査について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件について、申し出のとおり中間報告を受けることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告を受けることに決定いたしました。

文教民生常任委員長の発言を許します。8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 所管事務調査報告書（中間報告）。

平成31年第2回（3月）定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第47条第2項の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。津和野町の医療・福祉について。

2、調査目的。現状を調査し議会活動に資するため。

3、調査方法。机上調査。

4、調査の経過。第1回、第2回、日時、場所等、表に取りまとめておりますので、お目通しください。

5、中間報告。施設の現地調査とともに現状を把握し、今後の医療・福祉について考察するため継続調査とする。

令和元年6月20日、津和野町議会議長、沖田守様、文教民生常任委員会委員長、三浦英治。

以上です。

○議長（沖田 守君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。御苦勞でした。
以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告を終了します。

日程第 23. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第 23、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員会	目的	事項	期限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	商工業の振興について	9 月定例会まで
文教民生	〃	津和野町の医療・福祉について	9 月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会の運営に関する事項	9 月定例会まで

お諮りをします。申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

先ほど請願第 2 号主要農産物種子法の復活等を求める請願についてが採択をされました。この請願は意見書の提出を求める請願であります。

つきましては、発議第 1 号主要農産物種子法の復活等を求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第 1、発議第 1 号としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、ここで 12 時まで休憩といたします。きょうはちょっと時間がずれますが、御容赦いただきたいと思います。

午前 11 時 46 分休憩

午後 0 時 00 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

追加日程第1. 発議第1号

○議長（沖田 守君） 追加日程第1、発議第1号主要農産物種子法の復活等を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑なしと認めます。終結をいたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発議第1号主要農産物種子法の復活等を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

したがって、各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程、全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和元年第4回津和野町議会定例会を閉会します。大変御苦勞でありました。

午後0時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員